

元離宮二条城編年史料 近世編



## 例言

「元離宮二条城編年史料 近世編」は、二条城の理解に欠かせない重要な文献史料を選び、「元離宮二条城編年史料」として刊行するもののうち、近世編（慶長期～文久期）に位置付けられるものである。本章は、「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」の策定にあたって、平成二九年、三〇年度に実施した歴史調査の結果のうち、近世部分を再構成したものである。歴史調査は、以下の調査メンバーにより行った。

今和泉大 （元京都大学大学院生、名古屋市蓬左文庫学芸員）

岩崎 奈緒子 （京都大学総合博物館教授）

柴田 純 （元京都女子大学教授）

藤井 讓治 （京都大学名誉教授）

横田 冬彦 （京都大学名誉教授）

なお、史料は、主として、『大日本史料』・『編年史料稿本』・『京都町触集成』などから採録し、人物の比定・年代の比定などは、そのままとした。

1. 第一章 編年史料は、慶長期から文久期にかかる二条城に関する史料を収集し、編年により取りまとめたものである。

2. 第二章 部類分け史料の「Ⅰ『中井家文書』」は、『中井家文書』のうち、二条城に関係する史料を取り上げたものである。翻刻は、高橋正彦『大工頭中井家文書』（慶応通信、一九八三年）によった。「Ⅱ 災害関係史料」は、天明の大火・文政の地震における二条城の被害状況およびその修復に関する史料を再録した。「Ⅲ『京都役所方覚』および「Ⅳ『京都御役所向大概覚書』」は、近世の京都における政治・経済・宗教など広範囲にわたって記述する『京都役所方覚』・『京都御役所向大概覚書』の両史料から、二条城にかかわる史料を取り上げたものである。「Ⅴ 地誌」は、案内記などの地誌史料から二条城に言及した箇所を取り上げたものである。

3. 利用の便宜を図るため、細目次を付した。細目次の通し番号は、本文網文

上部の番号と対応している。

4. 本文の表記については次のような原則で標記を統一した。

(1) 字体は原則常用漢字としたが、以下の文字は原文通りとした。

(2) 変体仮名や合字の「ろ」・「ノ」は仮名に改めた。ただし「而」「仁」「乎」「者」「茂」「江」「与」などの漢字で表記されている助詞はそのままとした。

(3) 本文中は、適宜、読点「、」と並列点「・」を加えた。

(4) 虫損・破損などにより判読できない文字は、文字数がわかる場合は文字数分の□、文字数が不明な場合は、「」(大まかな字数分の長さ)で示した。

(5) 朱書・別筆などは「」で括り、(朱書)・(別筆)などと表記した。また、本文以外の部分は「」で括り、(表紙)・(ウワ書)などで示した。

5. 本文中、現時点において人権を侵害する恐れがあるかと思われる史料も含まれているが、歴史的事実を正確に理解するために原文をそのまま掲載した。



# 一 編年史料

## 細目次

- |    |                |                                     |    |            |  |
|----|----------------|-------------------------------------|----|------------|--|
| 1  | 慶長六年五月九日       | 徳川家康が二条城新造に際し、町家を立ち退かせる。            | 17 | 慶長九年六月二二日  | 家康、参内する。                               |
| 2  | 慶長六年五月一三日      | 家康、二条城（京都屋敷）建設の予定地を見学する。            | 18 | 慶長九年六月二三日  | 家康へ当年の御礼のため、親王・門跡・公家衆が二条城に参上する。        |
| 3  | 慶長七年五月一日       | 家康、諸大名に命じて、二条城を經營させ、五月一日に成就する。      | 19 | 慶長九年六月二四日  | 家康、北政所殿および公家衆を二条城に招き、能楽を行う。            |
| 4  | 慶長七（六カ）年十一月三〇日 | 家康、二条城建設にあたり、早崎平兵衛に礼状を与える。          | 20 | 慶長九年七月一日   | 家康、二条城を發して、伏見城に帰る。                     |
| 5  | 慶長八年三月七日       | 山科言経等、二条城を見学する。                     | 21 | 慶長一〇年三月二九日 | 徳川秀忠、参内し、去々年右近衛大将任官の恩を謝する。             |
| 6  | 慶長八年三月二一日      | 家康、伏見より上洛し、初めて二条城に入る。               | 22 | 慶長一〇年四月八日  | 家康、二条城に入る。                             |
| 7  | 慶長八年三月二五日      | 家康、將軍宣下の御礼のため、二条城より参内する。            | 23 | 慶長一〇年四月一〇日 | 家康、参内する。                               |
| 8  | 慶長八年三月二七日      | 家康の將軍宣下及び歳首を賀して、親王・公家衆・門跡など、二条城に参る。 | 24 | 慶長一〇年四月二二日 | 家康へ年頭の御礼のため、親王・公家衆・門跡等、二条城へ参上する。       |
| 9  | 慶長八年四月一日       | 公家衆、二条城に行き、將軍家康に拝謁する。               | 25 | 慶長一〇年四月一五日 | 家康、二条城から伏見城に帰る。                        |
| 10 | 慶長八年四月四日       | 將軍家康、二条城で能楽を行い、公家衆・諸大名を饗応する。        | 26 | 慶長一〇年四月一七日 | 秀忠、伏見より上洛し、二条城に入る。                     |
| 11 | 慶長八年四月一六日      | 家康、伏見に帰る。                           | 27 | 慶長一〇年四月二七日 | 秀忠の將軍宣下を賀するため、親王・公家衆・門跡等、二条城に参上する。     |
| 12 | 慶長八年七月三日       | 家康、伏見より二条城に入る。                      | 28 | 慶長一〇年七月二二日 | 家康、伏見より上洛し、二条城に入る。                     |
| 13 | 慶長八年七月七日       | 家康、二条城で二日にわたって能楽を行う。                | 29 | 慶長一〇年七月二二日 | 家康、林信勝を二条城で引見する。                       |
| 14 | 慶長八年七月一五日      | 家康、二条城から伏見城に帰る。                     | 30 | 慶長一〇年八月一日  | 家康、二条城で八朔の賀を行う。                        |
| 15 | 慶長八年           | 幕府、二条城を修理する。                        | 31 | 慶長一〇年八月一七日 | 二条城で乱舞がある。家康、神龍院梵舜に諸社事を諮問する。           |
| 16 | 慶長九年六月一〇日      | 家康が伏見より二条城に入り、公家衆が参上する。             | 32 | 慶長一〇年八月二二日 | 家康、二条城より伏見に帰る。                         |
|    |                |                                     | 33 | 慶長一一年六月一〇日 | 江戸御殿の金物値段は二条城を参考にせよ、との家康の意向を伝える後藤光次書状。 |
|    |                |                                     | 34 | 慶長一一年七月二七日 | 家康、伏見より二条城に入る。                         |

- 35 慶長二年八月一日 家康、二条城で八朔を賀する。
- 36 慶長二年八月二日 家康、二条城で能楽を行い、公家衆や北政所等を饗応する。
- 37 慶長二年八月二日 家康、二条城より伏見城に帰る。
- 38 慶長二年 幕府、二条城を修理する。
- 39 年月日未詳 慶長年間創建の二条城の作事の様子を記す。
- 40 慶長二年三月二七日 家康、駿河から上洛し、二条城に入る。上洛前、二条城数寄屋垣を修復する。
- 41 慶長二年三月二三日 家康、息徳川義利(義直)・徳川頼将(頼宣)及び松平忠直を従え、参内する。
- 42 慶長二年三月二八日 家康、豊臣秀頼に二条城で会見する。北政所も相伴する。その後秀頼は豊国社に社参し、大坂に帰る。
- 43 慶長二年四月二日 二条城で諸礼がある。親王と摂関家が礼の先後を争い、家康が親王を先とする。
- 44 慶長二年四月三日 家康、伏見に戻り、滞留二日にして二条城に帰る。
- 45 慶長二年四月八日 家康、高野山大徳院宥雅等を二条城に召し、その論義を聴く。
- 46 慶長二年四月一日 徳川頼将(頼宣)が二条城で能楽を演じ、公家衆・門跡および諸大名が見物する。
- 47 慶長二年四月一四日 家康、二条城で能楽を行い、親王・門跡・公家衆を饗する。
- 48 慶長二年四月一四日 家康、二条城で能楽を行う。
- 49 慶長二年四月一七日 家康、明日下向のため、禁裏の勅使が二条城に遣される。
- 50 慶長二年四月二二日 二条城破損箇所修復について年寄衆に何うよう求めた板倉勝重書状。
- 51 慶長二年四月二二日 二条城破損箇所修復について、重ねて年寄衆との相談を求めた板倉勝重書状。
- 52 慶長二年一月一日 二条城に弓鉄砲の者を送った旨を伝える中井利次書状。
- 53 慶長二年一月二〇日 家康の柏原到着時、大坂方の二条城放火の陰謀露見との報告書が届く。
- 54 慶長二年一月二三日 家康が二条城に入る。片桐且元の子元包が家康に拝謁し、秀忠の使者も到着する。
- 55 慶長二年一月二三日 家康、藤堂高虎を二条城に召し、大坂城の形勢を問う。
- 56 慶長二年一月二四日 家康、二条城で公家衆および諸大名と対面する。
- 57 慶長二年一月二六日 織田信雄および五山の僧徒、二条城で家康に御礼を述べる。
- 58 慶長二年一月二六日 京極高知の子高政、二条城で家康に拝謁する。
- 59 慶長二年一月二七日 一乗院尊勢・喜多院空慶・宝性院深覚・片桐貞隆など、二条城で家康に拝謁する。
- 60 慶長二年一月二八日 三宝院義演・大乘院信尊・本願寺光昭など、二条城で家康に拝謁する。
- 61 慶長二年一月一日 八条宮智仁親王・関白鷹司信尚・前関白二条昭実など、二条城で家康に御礼を申す。
- 62 慶長二年一月四日 右大臣近衛信尋以下公家衆百余人、二条城で家康に御礼を申す。
- 63 慶長二年一月六日 伊予松山城主加藤嘉明の嫡子明成および毛利宗瑞(輝元)の使者、二条城で家康に拝謁する。
- 64 慶長二年一月六日 高野山大徳院宥雅、二条城で家康に拝謁する。
- 65 慶長二年一月七日 蜂須賀至鎮、二条城で家康に拝謁する。
- 66 慶長二年一月一日 秀忠、伏見から二条城に至り、家康に対面する。その後伏見に帰る。
- 67 慶長二年一月二日 伊達政宗、二条城で家康に拝謁し、宇治に赴く。
- 68 慶長二年一月一日 堺の今井宗薫・宗呑父子、大坂城を遁れ、二条

- 87 元和元年一月二八日 秀忠、江戸に帰るため、二条城を出発する。
- 86 元和元年一月二七日 親王・公家衆・門跡以下、二条城に至り、和議の成立を秀忠に賀する。
- 85 元和元年一月二五日 五山の僧、二条城に至り、秀忠に歳首を賀する。
- 84 元和元年一月二四日 秀忠、伏見より二条城に入る。
- 83 元和元年一月三日 家康、駿府へ帰るため、二条城を出発する。
- 82 元和元年一月二日 勅使及び院使、二条城に至り、家康に歳首を賀する。
- 81 元和元年一月一日 豊臣秀頼、二条城に使者を遣し、家康に歳首を賀する。
- 80 慶長一九年二月二九日 伝奏広橋兼勝・三条西実条、二条城で禁中儀式など七か条を家康に示す。
- 79 慶長一九年二月二七日 神龍院梵舜、二条城で抄を家康に献じる。
- 78 慶長一九年二月二七日 秀忠、土井利勝を二条城に遣し、大坂城堀櫓などの破壊を言上する。
- 77 慶長一九年二月二六日 片桐且元・板倉勝重、二条城で家康に拝謁する。
- 76 慶長一九年二月二六日 公家衆、二条城で家康に拝謁する。
- 75 慶長一九年二月二五日 家康、本多正純・成瀬正成・安藤直次を茶臼山に留め、二条城に凱旋する。
- 74 慶長一九年二月一五日 家康、二条城を発し、大坂に向かう。
- 73 慶長一九年二月一四日 本多正信、江戸から京都に着き、二条城で家康に拝謁する。
- 72 慶長一九年二月三日 常陸の新庄直定・陸奥の土方雄重・下野の細川興元など、二条城で家康に拝謁する。
- 71 慶長一九年二月三日 秀忠の使者土井利勝、二条城で家康と密談する。
- 70 慶長一九年二月二日 徳川義利(義直)、二条城を発して、木津川に止宿する。
- 69 慶長一九年二月二日 上杉景勝・佐竹義宣、二条城で家康に拝謁する。
- 68 元和元年四月一八日 家康、京都に到着し、二条城に入る。
- 89 元和元年四月二二日 秀忠、二条城に至り、家康と密談する。
- 90 元和元年四月二三日 公家衆、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 91 元和元年四月二五日 秀忠、土井利勝・安藤重信を二条城に遣し、家康と密談させる。
- 92 元和元年四月二六日 秀忠、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 93 元和元年四月二九日 秀忠、二条城に至り、家康と密談する。
- 94 元和元年五月五日 家康、二条城を出発する。
- 95 元和元年五月八日 家康、二条城に凱旋する。
- 96 元和元年五月八日 家康、鍋島勝茂を二条城で引見する。
- 97 元和元年五月一日 秀忠、二条城に至り、家康と密談する。
- 98 元和元年五月三日 神龍院梵舜、二条城の家康に伺候する。
- 99 元和元年五月四日 幕府、大坂の残党水原石見守の首を二条城西門前に曝す。
- 100 元和元年五月一日 公家衆・門跡等、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 101 元和元年五月一日 秀忠及び公家衆・門跡・大名等、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 102 元和元年五月九日 秀忠、二条城に至り、家康と対談する。
- 103 元和元年五月二一日 家康、二条城で真言の論議を聞く。
- 104 元和元年五月二三日 秀忠、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 105 元和元年五月二四日 神龍院梵舜、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 106 元和元年五月二六日 神龍院梵舜、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 107 元和元年六月一日 公家衆、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 108 元和元年六月二日 秀忠、二条城に至る。また二条城で天台宗の論議がある。
- 109 元和元年六月四日 家康、高野衆の論議を聞く。
- 110 元和元年六月一日 家康、二条城で因明の論議を聞く。
- 111 元和元年六月一六日 二条城で嘉定の儀がある。

- 112 元和元年六月一七日 二条城で天台宗の論議がある。
- 113 元和元年六月二〇日 秀忠、二条城に至る。また二条城で天台宗の論議がある。
- 114 元和元年六月二八日 秀忠、二条城に至る。
- 115 元和元年六月二九日 本阿弥又三郎、二条城に至り、秀頼の骨喰刀を家康に献上する。
- 116 元和元年六月三〇日 家康、片山宗哲等に命じ、二条城御殿で僧雲叔献上の書籍を点検させる。
- 117 元和元年閏六月一日 公家衆・僧侶、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 118 元和元年閏六月三日 伊予板島城主伊達秀宗、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 119 元和元年閏六月四日 細川忠興、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 120 元和元年閏六月六日 秀忠、二条城に至り、家康と閑談する。また二条城で真言宗の論議がある。
- 121 元和元年閏六月九日 家康、織田有楽に大坂城中の茶器のことを尋ねる。
- 122 元和元年閏六月一五日 秀忠、安藤重信を使者として二条城に遣す。
- 123 元和元年閏六月一五日 家康、二条城南殿に出御し、公家衆に会う。
- 124 元和元年閏六月一五日 徳川頼将（頼宣）、伏見城に行き、秀忠に謁し、二条城に帰る。
- 125 元和元年閏六月一六日 秀忠、二条城に至り、家康と閑談する。
- 126 元和元年閏六月一七日 公家衆・門跡及び諸大名等、二条城で家康に拝謁する。家康、浄土宗の法問を聴く。
- 127 元和元年閏六月二三日 二条城で真言宗の論議がある。
- 128 元和元年閏六月二五日 家康、二条城で天台の論議を聞く。
- 129 元和元年閏六月二六日 二条城で真言宗の論議がある。
- 130 元和元年閏六月二七日 秀忠、二条城に至り、舞楽を見る。
- 131 元和元年七月一日 秀忠、二条城に至る。家康、二条城で能楽を張る。
- 132 元和元年七月三日 家康、二条城で真言宗の論議を聞く。
- 133 元和元年七月四日 秀忠、水野忠元を二条城に遣し、家康に鱸魚を献上する。
- 134 元和元年七月五日 家康、二条城南殿で源氏物語抄を公家に配分し、仮名付を命じる。
- 135 元和元年七月五日 家康、二条城にて幸若舞を見る。
- 136 元和元年七月一〇日 土井利勝、二条城に至り、家康に伺候する。
- 137 元和元年七月一日 秀忠、二条城に至り、家康に拝謁する。
- 138 元和元年七月一七日 秀忠、二条城に至り、家康に対面する。
- 139 元和元年七月二一日 家康、能楽を張る。また禁中公家諸法度を定める。
- 140 元和元年七月二八日 家康、能楽を二条城に張り、北政所等に見物させる。
- 141 元和元年七月二九日 神龍院梵舜、増鏡三冊を家康に献じる。
- 142 元和元年八月一日 家康、二条城御数寄屋において源氏物語を聞く。
- 143 元和元年八月一日 親王・公家衆等、二条城に至り、八朔を賀する。
- 144 元和元年八月四日 南蛮人、二条城で家康に拝謁する。
- 145 元和五年八月二五日 家康、二条城を出発し、関東に下向する。
- 146 元和五年九月一八日 毛利宗瑞（輝元）、京都に至り、二条城で秀忠に拝謁する。
- 147 元和六年五月二八日 秀忠、入京して、二条城の縄張を命じ、即日、京都を發して、江戸に下向する。
- 148 元和六年六月一二日 秀忠の息女徳川和子、京都に到着し、二条城に入る。
- 149 元和六年六月一八日 関白九条忠栄等、二条城に至り、酒井忠世・土井利勝等と、和子入内のことを評議する。
- 150 元和六年 和子、入内する。そのため、二条城から内裏までの道が作られる。
- 151 元和九年六月八日 和子入内のため、二条城内に女御御殿を作る。
- 秀忠、京都に至り、二条城に入る。



172	171	170	169	168	167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	
寛永二年六月二六日	寛永二年四月二日	寛永元年一〇月二九日 (年末詳)五月一〇日	寛永元年一〇月四日	寛永元年五月二八日	寛永元年九月三日	寛永元年五月二八日	寛永元年是月(二月)	元和九年閏八月二一日	元和九年閏八月一日	元和九年八月一四日	元和九年八月六日	元和九年(八月五日)	元和九年八月五日	元和九年八月四日	元和九年七月二三日	元和九年七月一五日	元和九年七月一三日	元和九年七月一日	元和九年六月二五日	元和九年六月一五日	
二条城の作事を奇麗にせよ、との秀忠の意向を伝える板倉重宗書状。	幕府、駿府城番渡辺茂を二条城の定番とする。二条城の作事を奇麗にせよ、との秀忠の意向を伝える板倉重宗書状。	との土井利勝書状。 二条城の作事は広大なりと記される。 二条城・大坂城の作事について油断なくせよ、との土井利勝書状。	二条城の差図を受け取った旨を記した江戸幕府西丸老中連署奉書。 二条城の作事は広大なりと記される。	二条城修築にあたり、石引を覧する。 二条城作事の材木値段に関する嶋田直時・久貝正俊連署書状。	幕府、二条城の修築を徳川義直以下譜代大名十八人に命じる。 二条城修築にあたり、石引を覧する。	秀忠、暹羅国使を二条城で引見する。 秀忠、二条城を発し、江戸に下向する。	家光、二条城で猿楽を張る。 幕府、二条城の修築を徳川義直以下譜代大名十八人に命じる。	家光、参内後、二条城に移る。 大坂城及び二条城の普請についての覚書。 三條西光慶等、二条城へ伺公する。家光、参内し、襲職の慶を奏する。	家光、参内後、二条城に移る。 五山衆、二条城で御服を頂戴する。 土御門久修、二条城で天胃地府祭を修する。	家光、二条城で秀忠に對顔する。 家光、参内後、二条城に移る。 五山衆、二条城で御服を頂戴する。	家光、参内後、二条城に移る。 家光、二条城で秀忠に對顔する。 家光、参内後、二条城に移る。	家光、参内後、二条城に移る。 家光、二条城で秀忠に對顔する。 家光、参内後、二条城に移る。	家光、参内後、二条城に移る。 家光、二条城で秀忠に對顔する。 家光、参内後、二条城に移る。	家光、参内後、二条城に移る。 家光、二条城で秀忠に對顔する。 家光、参内後、二条城に移る。	家光、参内後、二条城に移る。 家光、二条城で秀忠に對顔する。 家光、参内後、二条城に移る。	家光、参内後、二条城に移る。 家光、二条城で秀忠に對顔する。 家光、参内後、二条城に移る。	家光、参内後、二条城に移る。 家光、二条城で秀忠に對顔する。 家光、参内後、二条城に移る。	家光、参内後、二条城に移る。 家光、二条城で秀忠に對顔する。 家光、参内後、二条城に移る。	家光、参内後、二条城に移る。 家光、二条城で秀忠に對顔する。 家光、参内後、二条城に移る。	家光、参内後、二条城に移る。 家光、二条城で秀忠に對顔する。 家光、参内後、二条城に移る。	親王・公卿・門跡以下、二条城で秀忠の入洛を祝賀する。 秀忠、参内する。 二条城中の西長屋が崩れる。 秀忠、二条城に入る。家光、入京し、伏見城に入る。
192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	174	173		
寛永三年八月二日	寛永三年七月二九日	寛永三年七月二三日	寛永三年七月二二日	寛永三年七月二一日	寛永三年七月三〇日	寛永三年六月二三日	寛永三年六月二八日	寛永三年六月二三日	寛永三年六月二〇日	寛永三年六月二〇日	寛永三年五月一六日	寛永二〇三年 (年末詳)七月二四日	寛永二〇三年	寛永二年八月一八日	寛永二年七月二五日	寛永二年七月二四日	寛永二年七月二二日	寛永二年七月九日	寛永二年六月二九日		
家光、京都に至り、二条城に入る。	秀忠、大坂城より二条城に帰る。	秀忠、二条城行幸の諸礼について評議させる。	秀忠、参内する。	松平重忠死去。子重直、二条城で家督を賜う。	親王・公卿等、二条城で秀忠に入京を賀する。	土御門泰重、二条城で茅輪を秀忠に進む。	公卿及び諸大名、二条城に参上し、秀忠に拝謁する。	秀忠、公家衆を二条城に引見する。	二之丸行幸御殿の建設が順調との旨を了解した、との江戸幕府本丸老中連署奉書。	秀忠、京都に至り、二条城に入る。	幕府、二条城への行幸のため、堂上及び地下官人に装束料を給う。	寛永の行幸を前に二条城の城域が拡大・造替される。	二条城作事手伝人足に関する松平正綱書状。 二条城作事手伝人足に関する松平正綱書状。	二条城作事の材木入札や薄之儀に関する松平正綱・伊丹康勝連署書状。	二之丸行幸の差図と大工を送った旨を述べた土井利勝書状。	二之丸行幸の差図に秀忠の上意を付した江戸幕府西丸老中連署奉書。	重宗書状。 二之丸作事や將軍御座所について指示した板倉重宗書状。	二之丸奥の御座間建設に関する鈴木遠江書状。	二之丸北に將軍の御座間御殿を建設する、との板倉重宗書状。		

- 193 寛永三年八月十八日 家光、参内し、従一位右大臣に叙任する。秀忠、太政大臣を勧められるも、固辞する。
- 194 寛永三年九月六日 後水尾天皇、女院などを伴い、二条城に行幸する。
- 195 寛永三年九月七日 二条城で舞楽御覧がある。公家衆は御番伺公する。
- 196 寛永三年九月八日 二条城で和歌管弦の御遊がある。
- 197 寛永三年九月九日 二条城で能楽御覧がある。
- 198 寛永三年九月一〇日 天皇、二条城より還幸する。
- 199 年月日未詳 二之丸行幸之間に関する覚書。
- 200 寛永三年九月一六日 家光、大坂に赴き、普請を上覧し、翌日二条城に帰る。
- 201 寛永三年九月一二日 秀忠が太政大臣に、家光が左大臣に昇進する。秀忠・家光父子、参内し、後日二条城において公家衆の御礼・祝儀がある。
- 202 寛永三年九月二五日 家光、二条城を発して、江戸に帰る。
- 203 寛永三年一〇月六日 秀忠、二条城を発して、帰途に就く。
- 204 寛永三年 本丸御殿・二之丸御殿の御絵間敷についての覚書。
- 205 寛永四年八月六日 幕府、二条城の唐門を金地院崇伝に賜い、南禅寺に移させる。
- 206 年月日未詳 二条城行幸後、城内の建築物が次第に各地へ移築され、縮小される。
- 207 寛永五年カ 院御所と中宮様両作事に当たり二条城行幸時の先例を問合わせた中井大和守書状。
- 208 寛永七年七月一三日 二条城の法度は大坂城の法度に准じることが定められる。
- 209 寛永八年一二月二三日 二条城への鉄炮等輸送に際し、下鳥羽車持惣中に伝馬役が賦課される。
- 210 寛永一一年七月一日 家光、二条城に入る。
- 211 寛永一一年七月二日 勅使・院使等、二条城で家光に上洛を賀する。一三日、勅使・院使等、歳首を賀する。一三日以降、公家・門跡・僧侶・諸職人・商人等、家光に拝謁する。
- 212 寛永一一年七月一六日 後水尾上皇、家光に太政大臣推任の内旨を再三伝えるも、家光、固辞する。
- 213 寛永一一年七月一八日 家光、参内する。
- 214 寛永一一年七月一九日 家光、二之丸へ出御する。参内を賀する御三家・諸大名が拝謁する。
- 215 寛永一一年七月二〇日 家光、二之丸に出御する。
- 216 寛永一一年七月二一日 家光、二条城で能楽を張り、親王・公家・門跡及び諸大名を饗応する。
- 217 寛永一一年七月二二日 家光、二之丸に出御し、医師・連歌師等の礼を受ける。
- 218 寛永一一年七月二三日 家光、京中の民に銀五千貫目を下賜する。
- 219 寛永一一年七月二三日 京中町人の代表が二条城へ集められ、家光から銀子を与えられる。
- 220 寛永一一年七月二五日 家光、二之丸御広間に出御し、西本願寺門跡の礼を受ける。
- 221 寛永一一年七月二六日 家光、二之丸御広間へ出御する。
- 222 寛永一一年七月二六日 家光、禁中能楽の故事を武家伝奏日野資勝に問う。
- 223 寛永一一年七月二七日 家光、御書院に出御し、九条閑白と対顔する。
- 224 寛永一一年七月二八日 家光、二之丸小広間へ出御する。
- 225 寛永一一年七月二八日 幕府、浪士の姓名居所改めを命じる。
- 226 寛永一一年閏七月一日 家光、左大臣二条康道の男光平を猶子とする。
- 227 寛永一一年閏七月一日 上皇、参議勸修寺経広を二条城に遣し、白蘭を家光に賜う。

248	247	246	245	244	243		242	241	240		239	238		237	236	235	234	233		232	231		230	229	228	
寛永一二年五月二三日	年月日未詳	寛永一一年八月五日	寛永一一年八月三日	寛永一一年八月二日	寛永一一年八月一日		寛永一一年閏七月二九日	寛永一一年閏七月二八日	寛永一一年閏七月二五日		寛永一一年閏七月二三日	寛永一一年閏七月二二日		寛永一一年閏七月一六日	寛永一一年閏七月一五日	寛永一一年閏七月一四日	寛永一一年閏七月一三日	寛永一一年閏七月一〇日		寛永一一年閏七月九日	寛永一一年閏七月七日		寛永一一年閏七月六日	寛永一一年閏七月四日	寛永一一年閏七月三日	
幕府、大番の百名で二条城を守り、在番交替期	福井作左衛門が二条城破損方棟梁を勤める。	家光、二条城を發し、江戸に向かう。	家光、一条昭良と対顔する。	上皇、院使を二条城に遣し、家光に屏風を贈る。	家光、御暇乞いのため参内・院参する。		を従四位下に叙す。また、北陸・山陽の諸大名に就封の暇を下す。	家光、大坂より京都に帰る。	家光、大坂に行く。		家光、撰政一条兼退を二条城に招き、朝政や公家法度のことを諮る。	家光、諸大名と、二条城で蹴鞠を見物する。		幕府、二条城にて五万石以上及び城主以上の諸大名に代替わりの領知朱印状を与える。	家光、御小書院で御三家と会う。	家光、本丸御書院で大番頭・書院番頭に会う。	家光、二之丸御書院上壇に出御する。	家光、御小広間において二条光平の礼を受ける。		武の二人、家光に謁し方物を献じる。	琉球中山王尚豊の使者、佐敷王子及び王城・金	家光、御座間において、南光坊天海に会う。		幕府、小浜城主京極忠高を松江に、川越城主酒井忠勝を小浜に、佐倉城主石川忠総を膳所に、膳所城主菅沼定芳を丹後龜山に、龜山城主松平忠昭を豊後龜川に移封する。	上皇、家光を召して宴を催す。蹴鞠がある。	家光、勅使・院使に御書院で対顔する。
264	263	262	261	260	259	258	257	256	255	254	253	252	251	250	249											
元禄六年十一月一日	元禄四年二月	天和三年五月一〇日	寛文九年四月二一日	寛文八年一二月五日	寛文五年五月一二日	寛文三年九月一四日	寛文二年七月一六日	寛文二年五月二八日	万治三年九月八日	万治三年七月六日	明暦二年四月一日	承応二年四月一日	正保元年二月二〇日	年未詳(寛永年間カ)三月一日	寛永一七年三月七日											
二条城入用縄藁并蔵詰米日用人足の入札触が出る。	ケンベルが京都で、二条城の堀の美味しい鯉を食す。	大番土山木忠右衛門は、二条城在番の節、不届きの事があり、罰せられる。	下鳥羽等七村車方が二条城普請御用や鉄砲運送の由緒を述べて、高瀬舟に対して訴訟する。	の宿割案内を勤める。	京都地震のため、二条城が破損する。	幕府、石清水八幡宮の修繕にあたり、二条番士に監督させる。	二条城石垣石材のため、一乗寺山からの切出し搬出が計画される。	幕府、二条城の修理にあたり、大垣城主戸田氏信に役を命じる。	幕府、二条城の石垣を修繕するため、膳所城主本多俊次に役を命じる。	幕府、二条城の大風のため、二条城が損壊する。	幕府、二条城の番士に令条を定める。	二条城中で火災がある。	幕府、大番頭本多正貫・中根正成を二条城番とする。	二条城への鉄炮の丸薬等輸送を、下鳥羽車持年寄中に指示する。	幕府、二条城・大坂城の在番衆に条令を下す。											を一年と定める。

- 265 元禄八年三月  
下鳥羽浜車仲間が、大坂城から二条城への石火矢などの輸送に従事した旨の御用留。  
二条城内入用縄藁人足の入札触が出る。
- 266 元禄八年一〇月三日  
二条蔵詰米大豆内拵日用人足の入札触が出る。
- 267 元禄八年一月一日  
二条城の城内普請の節、中井主水を大番方の普請奉行に加えるとの江戸幕府老中覚書。
- 268 元禄一一年一月七日  
二条御詰米大豆内拵日用人足の入札触が出る。
- 269 元禄一三年九月一〇日  
落雷により、二条城の天守・櫓・しゃちほこなどが破損する。
- 270 元禄一四年六月二〇日  
山城国村々から二条竹蔵への竹上納についての覚書。
- 271 宝永五年  
天部村・蓮台野村など、二条城掃除人足を出す。八瀬村が二条城への役竹を免除される。
- 272 宝永七年四月一八日  
二条城の注連飾の松などが稲荷村から取り寄せられる。
- 273 宝永七年閏八月  
正徳四年段階の町代勤方に、二条城の御鑓・御矢根磨きの節、研屋へ申渡し加わる。
- 274 年月日未詳  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 275 年月日未詳  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 276 正徳五年一月二二日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 277 正徳五年二月  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 278 享保三年四月二二日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 279 享保四年五月  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 280 享保五年二月二五日  
二条御蔵詰造用の入札触が出る。
- 281 享保五年三月一七日  
二条御蔵場より江戸御蔵へ廻米運賃等入用一式の入札触が出る。
- 282 享保五年四月一四日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 283 享保五年五月晦日  
二条蔵大豆売払の入札触が出る。
- 284 享保六年四月一八日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 285 享保六年六月一六日  
二条蔵大豆売払の入札触が出る。
- 286 享保六年九月五日  
二条城御蔵詰入用人足請負の入札触が出る。
- 287 享保六年一〇月二九日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 288 享保六年一月二日  
下鳥羽・横大路の村問屋が二条城への納米船積権で相論に及ぶ。
- 289 享保六年一月七日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 290 享保六年一月二〇日  
二条蔵奉行役屋敷修復の入札触が出る。
- 291 享保六年二月一九日  
二条城内大鼓御櫓用上種灯油請負の入札触が出る。
- 292 享保六年二月二四日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 293 享保七年三月八日  
二条蔵米大豆売払の入札触が出る。
- 294 享保七年四月  
壬生村が二条城の堀から取っていた用水が滞る。壬生村が二条城の堀から取っていた用水のさらなる入水を願う。
- 295 享保七年五月  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 296 享保七年六月一三日  
二条城中修復の入札触が出る。
- 297 享保七年六月一八日  
二条城中修復の入札触が出る。
- 298 享保七年七月二二日  
二条城廻り馬場内で所司代・町奉行往来の節、平座を命じる。
- 299 享保七年八月二四日  
二条城中破損入用縄藁の入札触が出る。
- 300 享保七年十一月三日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 301 享保七年十一月九日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 302 享保八年二月一〇日  
二条城内取捨候ごみ土取捨候賃銀の入札触が出る。
- 303 享保八年三月九日  
二条蔵大豆売払の入札触が出る。
- 304 享保八年四月五日  
二条蔵大豆売払の入札触が出る。
- 305 享保八年七月三日  
二条城納戸蔵等の柱取替等の入札触が出る。
- 306 享保八年七月二三日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 307 享保八年九月六日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 308 享保八年一〇月二二日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 309 享保八年十一月八日  
二条蔵米売払の入札触が出る。
- 310 享保八年十二月四日  
二条蔵米大豆売払の入札触が出る。

337	享保一一年六月三日	二条蔵大豆売払の入札触が出る。
336	享保一一年五月九日	二条城中破損所修復の入札触が出る。
335	享保一一年二月	二条蔵米売払の入札触が出る。
334	享保一一年一月	二条蔵米売払の入札触が出る。
333	享保一一年一月二七日	二条蔵大豆売払の入札触が出る。
332	享保一一年一月	二条城内四方太鼓塀の扣柱扣貫板等修復の入札触が出る。
331	享保一一年一月	二条城内四方太鼓塀の扣柱扣貫板等修復の入札触が出る。
330	享保一一年九月一日	二条蔵米売払の入札触が出る。
329	享保一一年七月一七日	二条蔵米売払の入札触が出る。
328	享保一一年六月一五日	二条蔵米売払の入札触が出る。
327	享保一一年五月二日	二条城内御破損所修復の入札触が出る。
326	享保九年一月二七日	二条蔵大豆売払の入札触が出る。
325	享保九年一月二日	二条城内御破損所修復の入札触が出る。
324	享保九年一月三日	二条蔵米売払の入札触が出る。
323	享保九年一月二七日	二条蔵米売払の入札触が出る。
322	享保九年一月一九日	二条蔵米売払の入札触が出る。
321	享保九年九月八日	二条城内二之丸西構塀修復の入札触が出る。
320	享保九年八月	二条蔵米売払の入札触が出る。
319	享保九年七月二六日	二条蔵米売払の入札触が出る。
318	享保九年六月二九日	二条蔵米売払の入札触が出る。
317	享保九年六月四日	二条城内所々の井戸修復の入札触が出る。
316	享保九年五月二三日	二条城内入用灯油の入札触が出る。
315	享保九年五月二三日	二条蔵米売払の入札触が出る。
314	享保九年閏四月一八日	二条蔵米売払の入札触が出る。
313	享保九年閏四月六日	二条城中御破損所修復の入札触が出る。
312	享保九年四月二四日	二条城中御用灯油の入札触が出る。
311	享保八年一月二二日	二条蔵米売払の入札触が出る。
359	宝暦五年五月二六日	二条城内諸小屋修復に付入用の筆紙墨等の入札触が出る。
358	宝暦四年二月	吉田村が二条御蔵詰米の人足を出す。
357	寛延三年八月二六日	落雷により火災が発生し、二条城の天守が焼失する。
356	延享三年一月一三日	二条城内廊下橋掛直の入札触が出る。
355	元文四年三月八日	二条城内南喰違御門北の石垣孕所積直の入札触が出る。
354	元文三年一月	天部村では二条城内の御時太鼓の皮張りが行われる。
353	元文二年二月四日	二条城の番衆が御所への御使に際し問合させた先例に關しての町口美濃守書状。
352	元文二年二月三日	女院御産に当たり御使役となつた二条城在番組頭の問合せに對する返答書。
351	元文二年二月一日	女御御産に当たり御使役となつた二条城在番組頭の問合せに對する返答書。
350	元文元年一〇月	お土居内十二カ村が、京宿役として二条城御煤扱や御飾松などを勤める。
349	享保二〇年五月二二日	二条城内入用栗角木運送賃銀の入札触が出る。
348	享保一四年	田中村が二条城に竹を献上する。
347	享保一一年二月二〇日	二条蔵米売払の入札触が出る。
346	享保一一年二月七日	二条蔵米売払の入札触が出る。
345	享保一一年一月二三日	二条蔵米売払の入札触が出る。
344	享保一一年一月二日	二条蔵米売払の入札触が出る。
343	享保一一年一〇月二二日	二条蔵米売払の入札触が出る。
342	享保一一年九月二〇日	二条蔵米売払の入札触が出る。
341	享保一一年九月二日	二条蔵米売払の入札触が出る。
340	享保一一年八月二九日	二条蔵米売払の入札触が出る。
339	享保一一年八月一三日	二条蔵米売払の入札触が出る。
338	享保一一年七月四日	二条蔵米売払の入札触が出る。

- 360 宝暦六年一月二日 二条城内廊下橋牛梁より上掛直しの入札触が出る。
- 361 宝暦七年七月二九日 二条城西門外橋掛直しの再入札の触が出る。
- 362 明和元年四月二日 下板鉛買上の入札触が出る。
- 363 明和二年七月一日 二条城内本丸高麗門外の橋懸直しの入札触が出る。
- 364 明和八年十一月 堀内村は二条城修復のため、縄藁代を負担する。
- 365 安永元年三月一三日 二条城のあたりで、夜に怪しき光が見え、小屋が倒れる。
- 366 安永二年五月一日 大番士井上正豊（富次郎）は、二条城在番中に不行状で遠流となる。
- 367 安永六年一月一六日 二条御城米などの輸送に関して、下鳥羽村問屋と淀過書座が相論に及ぶ。
- 368 安永九年三月四日 二条城西御門外橋・城中廊下橋掛直しの入札触が出る。
- 369 天明八年一月三〇日 天明の大火で二条城が延焼する。
- 370 天明八年二月 天明の大火に関して、幕府内の対応を収録する。
- 371 天明八年二月一日 禁裏御所方・二条城炎上に付人足の供出を命じる。
- 372 天明八年二月二三日 二条城仮番所取建に付その刻限を報じる。
- 373 天明八年三月四日 救助米銭を二条城蔵下で渡す。
- 374 天明八年三月一二日 二条城炎上灰燼人足の差し出しを命じる。
- 375 天明八年三月二五日 二条城上使屋敷等の普請請負の入札触が出る。
- 376 天明八年四月六日 二条城西御門・外御櫓太鼓塀等の新建修復の入札触が出る。
- 377 天明八年五月二二日 松平定信、所司代同道にて二条城入城に付道筋での不法等を禁じる。
- 378 天明八年五月二二日 松平定信が京都に至り、二条城の城内を巡見す
- 379 天明八年五月 二条城西門等の破損修復の入札触が出る。
- 380 天明八年七月二八日 二条城外米蔵修復の入札触が出る。
- 381 天明八年八月八日 幕府、仮御所及び二条城などの仮造営を賞し、勘定奉行根岸鎮衛らに物を給う。
- 382 寛政元年二月二五日 二条在番衆に洛中洛外の見廻りを命じる。
- 383 寛政二年二月一七日 二条城内小屋普請等の取繕請負の入札触が出る。
- 384 寛政二年四月一日 二条城外米蔵破損等修復の入札触が出る。
- 385 寛政六年五月一四日 二条城中廊下橋掛直の入札触が出る。
- 386 寛政九年一〇月二九日 二条城の金蔵が破られ、犯人は御用職人の飾り師と判明する。
- 387 寛政十一年一月一九日 二条城蔵米売払の入札触が出る。
- 388 享和三年三月二八日 二条城西門外橋懸直しの入札触が出る。
- 389 享和三年五月一五日 二条城外米蔵内廻り床下共掃除并取繕共請切の入札触が出る。
- 390 文化元年一月一五日 二条城蔵痛米の入札触が出る。
- 391 文化元年一月一五日 二条城破損方桶方勤方に付触が出る。
- 392 文政四年九月 二条城西門外橋掛け直しの入札触が出る。
- 393 文政七年六月 二条城米売払の入札触が出る。
- 394 文政一〇年一二月 二条城松・煤払いに付触が出る。
- 395 文政一三年七月 大坂目付が、文政地震直後、二条城の被害状況を幕府に届け出る。
- 396 天保二年一二月 二条城内外・外米蔵とも修復に付入札触が出る。
- 397 天保三年七月四日 二条城内外地震破損所の修復に付触が出る。
- 398 天保三年七月 二条城内外地震破損所の修復に付触が出る。
- 399 天保九年一月 飢饉に際し、二条御蔵御困米を町単位で借用する。
- 400 天保九年五月 二条城松飾り・煤払い人足に付触が出る。
- 401 天保一三年一二月 二条在番の面々借財に付触が出る。

420	419	418	417	416	415	414	413	412	411	410	409	408	407	406	405	404	403	402
年月日未詳	明治四年六月二九日	明治四年六月	明治三年八月二五日	明治三年八月	慶応四年閏四月二二日	慶応四年一月	慶応元年九月一四日	慶応元年閏五月二二日	慶応元年三月	元治元年九月	文久三年二月	文久二年一〇月	文久二年一〇月	文久二年閏八月	安政六年一月	安政二年六月	嘉永三年	天保一四年一二月
二条城御殿番の役屋敷と同組屋敷（東南地区）。	中旧本丸跡に移される。	大蔵省各司出張所・弾正台巡察出張所が二条城中旧本丸跡に移される。	京都府庁が二条城に移される。	二条城の古瓦を拾った者は届けるように命じる。	二条城の御時太鼓が廃止される。	京師還幸の節は、二条城に玉座を移すとの布令が出される。	三十三町組が、二条城替地の由緒により洛中並み格式を要望する。	二条城を太政官代とする。	二条城中での鉄砲火入訓練に付触が出る。	將軍、上洛し参内の後、夜七つ時に出て、二条城に入る。	三十三町組が、二条城替地の由緒により洛中並み格式を要望する。	二条城を太政官代とする。	二条城中での鉄砲火入訓練に付触が出る。	將軍、上洛し参内の後、夜七つ時に出て、二条城に入る。	將軍徳川家茂の上洛に付、洛中洛外に触が出る。御所・二条御城近辺八丁四方出火の節の対応に付触が出る。	二条城修復材木運送に付触が出る。	二条城修復に付火の用心触が出る。	將軍徳川家茂の上洛に付、洛中洛外に触が出る。御所・二条御城近辺八丁四方出火の節の対応に付触が出る。



1 慶長六年五月九日

徳川家康が二条城新造に際し、町家を立ち退かせる。

〔義演准后日記〕 同日条

伝聞、京都二内府屋形立云々、町屋四・五千間モノクト云々、

2 慶長六年五月十三日

家康、二条城（京都屋敷）建設の予定地を見学する。

〔言経卿記〕 同日条

一内府京都屋敷三条柳ノ水辺三町四方云々、御出了、御覽也云々、

3 慶長七年五月一日

家康、諸大名に命じて、二条城を經營させ、五月一日に成就する。

〔慶長見聞書〕 五月朔日条

二条御城屋敷御取立被成候、上京正親町の、長者町の御屋敷の御殿を御引被成、奉行ハ村越茂助也、

二条の御所出来候て、長者町の御屋敷ニ罷有候三輪を被為置候也、四方の多門にハ、板倉伊賀守家来罷在候て、御上洛の時分ハ明候て町屋江罷出候、

〔時慶卿記〕

八月五日、加藤主計正礼ニ出、二条ノ内府屋敷右普請ニ此中小屋ニ被居、

為見舞也、折箱一持セ、棒庵小屋迄出、帷ニ棒庵被添礼ヲ申伸候、青山一初而知人ニ成、天野周防等其席ニ在之、加藤常由馳走候、

○此条同月日ニアラ

〔下川文書〕

下川又左衛門殿

以上

態申遣候、我々事廳而可令下国之处、上方御普請被仰付候間、下国相延事候、然者普請之様子、委権左衛門かた迄申遣候、普請二人など上候儀、書付遣候間、各令相談、いつれの道にも可相究候、普請道具之儀、急可差上事肝要候、随而其地いづれも石垣普請作事方、并耕作以下無由断様ニ可申付候、

皆々普請ニ令如在様ニ相聞候、沙汰之限成儀ニ候、弥無沙汰候者可改置候、

此方之儀、内府様御懇之儀共候、大方様此地ニ御座候、左様之所へ御見廻

申様ニと、別而御入魂之体ニ候間、心安可存候、猶追々可申遣候、謹言、

卯月廿一日 清正（花押）

加藤百介殿

加藤美作守殿

加藤右馬允殿

○本書ニ抛レハ、築城ノ発令前月ニアリシ事知ルヘシ、然レトモ其日的知シ難キヲ以テ、慶長見聞書ニ抛リ五月一日ニ掲ク、

以上

寿林もの指越ニ付而、書状加披見候、此方普請之事如形出来候、やかて相仕舞可下国候条、可得其意候、

一本丸広間之絵面之絵事迄にてハ遅く候由候、平右衛門ハ居候ハぬ哉、平右衛門ニ頭取をさせカセ、手代ものすくなく候て、はか不行候ハ、

上かたより手代之もの呼下可申候、此方へ申越迄も無之事ニ候、国々絵事ニ絵出しをさせ、大事ニ広間ニて候に、やくにたち可申候哉、

一田畠立毛能候由、珍重候、所々堤損候所、其在所くへ申付、築候之由、得其意候、

一花鳥作事、留守中番等無油断之由尤候、尚追而可申下候、謹言、

七月廿二日 清正（印）

中川寿林殿

下川又左衛門殿

大木土佐殿

以上

書状令披見候、仍今度ばハんに參候者、分領中ニ在之付而、相改二人搦上、其上注文之通念を入申付之由尤候、誠何程法度以下堅申付候ととも、徒者不相止と見候間、向後妻子なども不持、ゆく多不正者ハ、上方之者成共、又



ハ何方の者にてても、能々遂糾明、分領中ニ一切召置間敷候条、得其意、弥堅可申付事肝要候、將又伏見之御普請之様子先書ニ申遣候、京都之御普請も人先ニ令出来御感不斜天下之播外聞候、拙子心安可存候、然者懸而可下国儀ニ候へ共、大方様御煩以外ニ候ニ付而、相延候、如何様下国程有間敷之条、留守之儀万無油断可申付事専用候、謹言、

八月十一日 清正 (花押)

加藤喜左衛門殿

下川又左衛門殿

新美権左衛門殿

〔成功記〕 五月二日条

又源君以為京師營処非要害地、於是相似於二条堀川西神泉苑北围方四町之地、命石壁水池、役於諸州牧伯、(中略)五月、于時天下牧伯尽力、不日成功、殿宇門樓、金碧映徹、人称之曰二条新亭、

〔利勝遺事〕

又曰、京二条城、本不謂二条御屋敷、初大権現曰、京城古來戦国之時、為必争之地、城郭堅固必有害事也、若吾在京、有逆徒速退尾張、或守大坂、而後整軍齋師誅在京之逆徒、城郭不堅固、則可易敗之、高城郭塚陸池守之、可煩帝室、守之亦可煩帝室、攻之亦可煩帝室、故破前代聚楽城、構二条邸矣、今遣衆勢成二条城、非大権現之意也、利勝公似有不満之氣象也、竊案不忘君言之善、而嫌無用勞費之情、不覺發言、及如予鄙夫耶、

〔紀伊国物語〕

二条御城、三間堀にて狭とて、二間御ひろけさせ可被成由の時、池田三左衛門・加藤左馬介等、今少御ひろけさせ被成候様ニ、御堀せはく候と申上ル、御意ニ、堀狭候て不苦、此城ニ御座候を、打圍て攻候、何も能者共を、御持被成候へハ、廿日ハ御こたへ被成へし、其内に程近き城主共駆付へし、なれにて数日御持堅被成内ニハ、江戸より御人数参へし、其御積被成候へハ、此城ハ堀せはきかよし、其子細ハ、関東などに被成御座内、人此城を攻取候を、御取返被成候に、堀のせはきか能と、御意被成候よし、

〔朝野旧聞哀稿〕

嘉良喜隨筆

慶長七年四月廿八日、大坂ヨリ家康公御帰、禁中ニテ御能アリ、京都ノ御座所平屋鋪ニテ要害宜カラス、仮ニ城郭ヲ構へ、御在京ノ折々休息ナサルへキ迪二条堀河西神泉苑ノ北ニ、四丁四方ニ城ヲ築カントテ、諸大名ニ被仰付繩張ヲナサレ、五月三日伏見城へ還給フ、二条ノ御所ト世人ニ条城ヲ称シキト也、

〔東照宮御実紀附録〕

慶長六年十二月、関西の諸大名に課して、京二条の城を營築せしむ、其折城溝の狭きにより、二間堀広げしむ、池田三左衛門輝政、加藤左馬助嘉明等ハ、今少し広くせむと申上しに、いやこれにてたれり、もし世変出来て、この城せめ困るゝとも、しハしかほとハもちかゝゆへし、そのうちにハ、近畿の城城より後詰も来り、とからするうちにハ、江戸より大勢はせ上るへし、さらハせハきと思ふかよし、万一敵にせめとられし時、味方より取返さむにも便よし、功力をついやすに及ハすと仰られぬ、又ある時の仰に、堀ハ幅をせはくほり、下にてハ鑓を振廻さるゝ程にするかよし、又城の方をおそへに、むかひを急にすへし、水のある堀もせはくて、船の自由にならぬほとかよし、寄手へ鉄砲のちかくあたるもよし、江戸の西丸の外堀ハ、ひろくほり過たりとて、其ころ御不興なりしとか、いひ伝ふし、

4 慶長七(六カ)年十一月三十日

家康、二条城建設にあたり、早崎平兵衛に礼状を与える。

〔撰津太田文書〕『徳川家康文書の研究』下一 (二七九頁)

就今度京都普請、船之儀被馳走候由、内藤二右兵奉行申候、一段令悦喜候、委細後音可申候也、

十一月卅日 家康 (花押)

早崎平兵衛とのへ

〔中井家文書〕

総合千五百七拾五石六斗四合

右之御材木は、京二条御城御用ニ相渡申候、但御材木大坂より上り申船ちん、

又は鳥羽より車ちん迄入申候て、京之御屋敷迄届候て、称段如此候、則御奉行衆、度々の御手形相そへ上申候、仍如件、

慶長七年

大工 藤右衛門 (花押) (印)

寅十二月廿八日

尼崎又次郎 (花押) (印)

大工 仁左衛門 (花押) (印)

同 山左衛門 (花押) (印)

板倉伊賀守殿参

5 慶長八年三月七日

山科言経等、二条城を見学する。

〔言経卿記〕 同日条

一二条御屋敷へ各同道罷向了、殿中見物了、

6 慶長八年三月二十一日

家康、伏見より上洛し、初めて二条城に入る。

〔御湯殿上日記〕 六十一

三月廿一日、はるゝ、ゆうふ、けふ御のほりにて、おとしゆう、むかいにいてらるゝ、

〔義演准后日記〕 八

三月廿一日晴、今日、將軍家康上洛、帰路見物驚目了、(中略) 来廿五日、將軍宣下御礼ノ参内云々、

〔光豊公記〕

三月廿一日、右府御上洛、各堂上之輩、大仏迄御迎出、広橋、予、兩人江被掛詞也、

〔慶長日件録〕 一

三月廿一日、今日、大樹、到二条城御上洛也、及晩御城へ行、大樹懸御目畢、

〔言経卿記〕 廿八

三月廿一日戊寅、天晴、大樹伏見ヨリ御入洛二条堀河

〔時慶卿記〕 十五

三月廿一日、天晴、右府初而城へ被移、各御迎ニ出、少予ハ遅して不逢、乍去祈禱事ナレハ同前也、

〔梵舜日記〕 九

三月廿一日、天晴、内府家康、京新城始而御上洛、

廿三日、雨降少也、京城へ見廻申也、

〔鹿苑日録〕 十八

三月廿一日、自朝晴天、齋了、赴豊光閑話、右府君、昨日巳刻ニ御上洛、騎馬之六人、御乗物之崎へ行、其跡各々袴、肩絹□□ナカニテ、御供凡二百本有之ト云々、御乗物之崎へ、雑職衆十六人、鐵棒ニテ御成ト唱之ト云々、此事同日晩於□□聴之、無余事、不及記之、

〔東照宮將軍宣下之記〕

三月廿一日、自伏見御入洛、供奉之侍、各着袴、肩衣、

〔徳川実紀〕

伏見城より御入洛ありて、二条の新御所に入らせ給ふ、

7 慶長八年三月二十五日

家康、將軍宣下の御礼のため、二条城より参内する。

〔御湯殿上日記〕 慶長八年三月二十五日条

廿五日、はるゝ、しやうくんさんたいあり、くるまにて御しこうあり、たていしによくくるまよりおりたまふ、御ちよくるなかはしつほね也、てんそう御あんない申さるゝ、つねの御所にて御たいめんあり、宮の御かたもなる、こん三こんまいる、しよこんに御さか月二つまいりて、一つハ宮の御かたへまいる、一つハにつた殿へまいる、二こん御さか月一つまいり、宮の御かた、につた殿、女中までしたいくにとおる、三こん御さか月二つまいり、につた殿御しやくにてく御へも宮の御かたへもまいる、につた殿ハ御てんしやくにてまいらるゝ、女中、ちつきんのおとこたちにつた殿へ御しやくにて御とをりあり、ちつきんのしゆうからすまるおやこ、日のおやこ三人、ひろはしおやこ三人、まてのこうちおやこ、はく、あすか井おやこ、う大弁、れいせいちこ、あの少将、おほきまち三てう、やましな、藤しょう、御さ

しむしろより御とをりにいてらるゝ、く御の御はいせん新大すけとの、御てなか長はし、いよ殿也、宮の御かたの御はいせんこんすけ殿、につた殿はいせん四つし少将、しんもつしろかね千まい、女あんの御所へ二百まい、宮の御かたへ百まい、女御の御かたへ百まい、新大すけ殿、こんすけ殿、御みつ御れう人、めすけ殿、大御ちの人卅まいつゝ、長はし五十枚、しんないし殿廿まい、いよ殿十まい、こや、いつも五枚つゝ、すゑしゆう、御物し、女しゆ、したくゝまでたふ、ねんとうの御礼御むま、たち、御むま代しろかね百まい、御なか二百は、女あんの御所へ白かね卅まい、御ふく三かさね、御なか百は、宮の御かたへ御たちおりかみ、むまたいしろかね五十枚、女御の御かたへきかね三枚、御なか百は、御ふく三かさね、女中しゆう、したしたまで小袖たふ、御さか月まいりてのち、ないきのらうかより女あんの御所へ御しこうあり、御さか月三こんまい、御かへりの時なかはしにても二こんまい、するくゝとめてたしく、女あんの御所へしろかね三百枚、御なか卅はまいらるゝ、ないし所へしろかね一枚、御なか二はまいらるゝ、女院の御所よりしろかね卅まい、御なか廿はまい、長はし御はつをとて三まいしん上申、大御ちの人、しん大すけ殿、こんすけとのより二まいつゝまいる、につたとのへけふはめてたくおほしめし候とて、ひろはし大納言、う大弁さいしやう御つかゐにまいらるゝ、かたしけなきよし申さるゝ、御ふたしん上申、

8 慶長八年三月二十七日

家康の將軍宣下及び歳首を賀して、親王・公家衆・門跡など、二条城に参る。

〔御湯殿上日記〕六十一

三月廿七日、はるゝ、ふる、につた殿へ、しやうくんめてたきとて、御むまたちまいらるゝ、御むま代、きかね三枚、宮の御かたよりきかね一枚、てんそう御つかい也、ねんとう御しうきとして、きかね二まい、宮の御かたよりきかね一枚まいらるゝ、かたしけなきよし申さるゝ、

〔義演准后日記〕八

二月十三日、豊光寺へ、内府將軍宣下御礼之事尋遣了、来月之由返答、

三月廿七日、諸公家衆將軍宣下御礼、明日ハ諸門跡礼也、仍出京、廿八日、依雨御礼延引、在京、

廿九日、晴、將軍御礼次第事、照高院准后道証、○証ハ、妙法院二品親王常澄ノ誤リ、大覚寺二品性空、予于時、梶井無品親王胤最、竹内無品親王、一乘院准后、大乗院兒、実相寺大僧都、随心院大僧都孝増、勸修寺各馬太刀也、申次殿上人、装束事、単衣ノ衆少々有之、不可説々々々、予香鈍色精好、新調妙法院等同然、

〔光豊公記〕

三月三日、雨、申刻晴、右府江御礼参、烏丸大、日野大、広橋大、飛鳥井、藤侍従同道、將軍宣下之御礼被重也、

〔鹿苑日録〕十八

三月三日、自朝雨天、未明赴于伏陽、先赴豊光、(中略)公家衆日野亜相、烏丸亜相、勸修寺宰相、広橋亜相、□鳥殿○飛鳥井殿ナラン、藤宰相侍従、此衆將軍御礼二下向、於豊光被進夕食カ、汁苜菜、牛房アヘテ鹿角引テ独活カ、海苔、中酒三片、菓子、柿、昆布、トコロ、各々登城、予者良首座与且□□申刻帰京、沈酔、

〔時慶卿記〕十五

三月廿七日、天晴、晚霽、飯後、將軍珍重之御礼、親王撰家堂上不残出、但、烏丸、日野、飛鳥井、先度依相濟無出仕、八条殿、伏見殿、御兒御所、撰家一同二御对面也、但菊亭一人ハ一同也、其御礼相濟テ、堂上次第々々也、兒迄太刀披露也、雲客ハ太刀持参也、御礼後、輿ノ底ヌケ、門内ヨリ歩二テ道阿迄出、

廿八日、雨天、巳刻二晴、將軍ハ局方ヨリ御礼返在之、□□一束ニスハル由候、廿九日、天晴、將軍ハ法中ノ御礼、

〔慶長日件録〕一

三月廿七日、諸家將軍参賀也、予雖当番、令相転(博)、將軍ハ何候畢、及黄昏宿二参、

廿八日、午刻、大樹ハ参、懸御目畢、

廿九日、大樹ハ、諸門跡御礼有之云々、

〔東照宮將軍宣下之記〕

三月廿七日、將軍家江公家衆御礼之次第、一番八条殿智仁親王、一番伏見殿邦房親王、三番九条殿閔白兼孝、四番一条殿前左大臣内基、五番二条殿前左大臣昭実、六番近衛殿左大臣信尹、七番鷹司殿大納言左大将信房、何茂上壇之御礼、大納言、中納言、少将、侍從迄、床下之御礼也、三月廿九日、門跡衆御礼、

〔大谷派本願寺日記〕三月廿七日、御掃除過、御城へ御礼に御成、八ッ過還御、〔大谷本願寺通記〕三 宗主伝第三

是年○慶長八年、家康公任大将軍、諸門宗往觀申賀、宗主如<sup>准</sup>謁見、先於東門主、為第七位、時下間頼廉有動云、

〔惠照山歴代編年略記〕慶長八癸卯三月  
家康公將軍宣下、法雲登城御対顔、拝領黄金巻物羽二重等什物帳載之、

## 9 慶長八年四月一日

公家衆、二条城に行き、將軍家康に拝謁する。

〔言經卿記〕廿八

四月一日丁亥、天晴、殿中へ御礼ニ、冷、四、竹内等令同道參了、後刻御対面候、申次城織部助也、烏丸重相、広橋重相、万里小路重相、予、六条宰相、飛鳥井宰相、日野宰相、勸修寺宰相、堀川入道<sup>一齋</sup>、冷泉羽林、四条羽林、阿野羽林、正親町三条羽林、広橋弁、土御門左馬助、藤侍從、竹内藏人等也、酒有、大樹奥ノ間ニ御出、其後ニ御酒出了、次予、六条、冷泉等ハ、御酒ナカハニ常御所へ參了、数刻御雜談有之、小将棋有之、七時分ニ、両三人同道退下了、

二日戊子、天晴、夜雨、殿中へ參、冷同道了、常御所御対顔了、種々雜談申了、一枚年代記入懷中テ進上申了、次夕喰有之、予、六条相公、一齋、冷泉羽林、富小路左金吾、清極藤、其外南禅寺三長老、相国寺学校舞首座、其外簀子大勢有之、暮退下了、

〔慶長日件録〕一

四月二日、当番令相転、大樹へ參、

三日、大樹へ參、

〔梵舜日記〕九

四月十四日、天晴、京御城罷出、三光雙覽抄之事御尋也、

## 10 慶長八年四月四日

將軍家康、二条城で能樂を行い、公家衆・諸大名を饗応する。

〔義演准后日記〕八

四月朔日、霽、来四日、於將軍家、猿樂四座立合在之、仍大藏卿法橋指上了、三日、大雨、御能仁可出座由被仰出了、已刻出京、

四日、陰、卯刻、將軍御所へ出仕、単衣紫、五帖ケサ生袴、御相伴衆事、上壇中央將軍御座、左予著座、上壇、只將軍ト予ト二人也、中壇、左、日野權大納言・大科<sup>○大科ハ、山科ナリ</sup>・備前<sup>(肥之)</sup>加賀・能登・越・三河守宰相<sup>將軍</sup>・毛利宰相・

長岡越中、右、烏丸大納言・広橋大納言・飛鳥井・勸修寺宰相・若狭宰相<sup>京極</sup>已上中壇、三方也、下壇、水無瀬入道・冷泉、池田三左衛門、播磨国・備前国、福島大輔<sup>安芸国・備後</sup>・京極修理<sup>丹後</sup>・毛利、最上、以上下壇、足付也、御相伴衆、予ト共ニ廿人也、七五三結構、

御膳過テ暫御休息、其後御出、御能始ル、先、翠簾褰之、舞台南庭、將軍ノ右、西方予、聊端エ出テ著座、予後ニ堂上衆悉著座、將軍ノ左、諸大名群衆見物也、御能九番アリ、ヲキナ、脇能觀世大夫、一番金春、三金剛、四宝生、但三番過テ、鳥目四百貫、舞台ノ左右ニ積、大夫ニハ小袖唐織物一重宛、狂言師以下不殘、小袖一ツ拝領之、凡二百五六十程賜之數、御簾垂テ御休息、諸大名同休息了、折島等ニテ酒賜之、予盃始之、備前守ニ差之、次三河守等酒各賜之、其後將軍御出、能御見物、八番より雨降、庭上衆退去、殿中ニテ見物、同所侍也、九番過テ各退出、予宿坊ニ未刻帰了、

五日、陰、在京了、今日ハ庭上未干、仍御能延引了、

六日、晴、御能有之、予今日ハ不出仕、

七日、晴、晚雨、御能、予歸寺、

八日、仏生会依御能不執行、無念々々、不可説々々々、

〔言經卿記〕廿八

四月四日庚寅、霽、八時分雨、殿中御能有之間、冷同道、早朝ニ參了、辰下刻、先朝喰有之、事外濟々事也、次大樹御出座<sup>御袴肩衣</sup>、次相伴衆各被參了、三

室院准后素絹、兩人上之段也、四方也、中之段ニテ烏丸重相・日野重相・広

橋重相・予・加賀黄門前田・飛鳥井相公・勸修寺相公・越前相公結城、大

安芸相公毛利・豊後相公長岡若狭相公京極以上三方也、堀川入道一齋・冷泉羽林・

播磨少将池田・広島少将福島・丹後少将京極弟、○此下凡出羽侍從最上、○此

四字、等、下之段足付也、次簾被捲、下之段大樹渡御、各円座傍有之、三番

過テ、四座大夫已下ニ、百貫ツ、舞台ニ積之、本多縫殿助出合、大夫トモ

ニ小袖唐織物也被下、取渡之、次座之衆小袖オリスチ一ツ、被下、狂言者ニ二ツ、

也、以上二百余人也、五番メヨリ狂言無之、七番メ二雨フリ了、七時分ニ

各退出了、今日御能高砂觀世、田村今春、芭蕉宝生、山祖母コン舟弁慶觀世、

三輪、今春、藤永宝生、大会子、吳機觀世、等也、

五日辛卯、天晴、殿中へ未下刻ニ、冷同道参了、後刻御対顔了、種々御雑談了、

予・六条相公・烏丸弁・同水無瀬羽林・堀川入道・冷泉羽林・極蔭等也、

夕喰有之、此外十余人有之、薄暮退下了、明日於殿中御能有之、可参之由也、

四条同可参上由申入之処、昨日不参不謂儀也云々、

六日壬辰、天晴、殿中ニテ、御能有之、冷父子・四、同道参了、辰下刻相

始了、御出座、予・六条相公・烏丸弁・冷千寿・堀川入道・水無瀬羽林・

四条羽林・藤侍從・堀川侍從・極蔭等也、其外武士大名・僧俗群集也、四

番已後、別座喰有之、後刻盃出了、折四合・土器物出了、申刻各退下了、

今日御能矢立鴨今春、たつ田觀世・熊野今・鐘馗觀世・源氏供養觀・うとう今春・

りんさう今・春榮觀世・伏見今、等也、

七日癸巳、天晴、殿中可参之処ニ、予事外草臥了、冷同前由云々、四条当

番ニテ不参、今日御能有之、伝聞九番有之、御所望二番也云々、御機嫌也云々、

〔慶長日件録〕一  
四月五日、大樹御猿樂可致見物、依仰向二条亭、因雨氣延引、仍頓而帰宅、

及晚大樹へ参、懸御目、

六日、大樹へ御能見物ニ参、山科・冷泉・四条・水無瀬中將・烏丸弁・六条等也、

觀世金満両太夫也、九番有之、脇能矢立賀茂也、

七日、当番令相転、御能見物二行、日野宰相・猪隈少将・阿野少将・烏丸頭弁・

源藏人等同道申畢、掖能養老、十一番有之、酉刻帰蓬華、

〔肥後松井家譜〕五 春光君御譜五 八年正月

三齋様被成下候御書、

一去十八日江戸より上、同廿五日之御参内御供仕候、仕合能候間可心易事、

一此比可下と存候処、今度之御悦事に、四座に御能可被仰付由候間、それ

迄相待在之事に候、来月十七八廿日之内にハ、下国すへき事〔中略〕

三月廿九日 御判

松井佐渡守殿

11 慶長八年四月十六日

家康、伏見に帰る。

〔言経卿記〕

四月十六日壬寅、陰、夜雨、大樹伏見へ御下向由云々、

12 慶長八年七月三日

家康、伏見より二条城に入る。

〔言経卿記〕

三日、丁巳、天晴、大樹、伏見ヨリ暮々御上洛有之、

〔時慶卿記〕

七月三日、將軍二条ノ亭へ御上洛卜、

〔当代記〕

七月三日、將軍家康公上洛、

13 慶長八年七月七日

家康、二条城で二日にわたって能樂を行う。

〔言経卿記〕 廿九

七月六日庚申、天晴、殿中へ、予・冷・四・倉部等同道参了、碁将棋有之、

見物了、夕喰有之、明日可参之由被仰了、

七日辛酉、天晴、殿中御能有之付、早朝ニ、予・冷・四・倉部等同道参了、

大夫者今春也、東方、朔・朝長・松風・檀風・安達原・当麻・藤戸・百万・



呉機キリ等也、申刻、各退下了、夕食有之、御酒等有之、今日参仕衆、一乘院・真淨院本願寺・烏丸重相・日野重相・予・六条相公・飛鳥井相公・烏丸頭弁・一斎・冷泉羽林・四条羽林・土御門左馬助・内蔵頭・竹内蔵人等也、其外大勢不可勝計、今日能三番スキテ、今春父子肩衣ヒラツ、シ三大夫百貫文、舞台ニ被積了、永井右近大夫渡之、侍衆広蓋カタヒラ入テ出了、座ノ衆カタヒラ二ツ、也、

八日壬戌、天晴、殿中御能有之、早朝ニ予・冷・倉部令同道参了、辰下刻ニ相始了、大樹別ノ御座敷也、細々参了、御振舞有之、申下刻各退下、今日御能、白楽大夫今春・八島同・江口同・谷カウ同・自然居士同・熊坂今春子・弓八幡同等也、次、見物衆庭上衆被立了、次七騎落・大夫安威撰津守・紅葉狩・土岐入道見松・実盛・江節將軍御内・舟弁慶ワキ・一斎・大夫太一坊・矢立鴨キリ・前輪入道半入等也、昨日モ今日モ、將軍与浅野弾正少弼与御基有之、御見物ノ内也、堂上衆者、真淨院早出、烏丸重相・日野重相・広橋重相弁・六条相公・飛鳥井相公・冷千寿丸・烏丸頭弁、一斎、冷泉羽林・土御門左馬助・飛鳥井羽林・内蔵頭・藤侍従・堀川侍従・極藤等也、其外大勢有之、大略昨日衆也、

十日甲子、天晴、殿中へ、冷・四・倉部等同道参了、夜退下了、

〔慶長日件録〕一

七月八日壬戌、晴、巳刻大樹へ参、昨日より御猿楽有之、大夫金満井也、昨日当番之間、殿中へ不参、今日番より退出後、御猿楽見物に参、酉刻帰蓬華、

〔時慶卿記〕十七

七月八日、天晴、暑甚、右府二能、金春仕由候、其外見松斎・江雪等ノ衆モ大夫ノ由候、

〔鹿苑日録〕十八

七月七日、自朝晴天、至日重相公、自御城無帰宅ト云々、御能者八番ト云々、大夫外山ト云々、有八番、翌日外山七番、其余ハトキノ見正入道・前羽半入・藍主助、其外兩人乞能ト云々、

14 慶長八年七月十五日

家康、二条城から伏見城に帰る。

〔言経卿記〕

七月十五日、大樹（中略）伏見御城御還御也云々、

〔慶長日件録〕

七月十五日、大樹及晚伏見へ還御、

15 慶長八年

幕府、二条城を修理する。

〔京二条御城之御材木御勘定帳〕○山城

慶長八年卯正月より六月十五日迄、

正月十三日

一五拾本 長式間、は、老尺、あつさ五寸

此米貳拾六石五斗

同日 一老本 長式間

此米壹斗四升

同日 一貳拾本 長式間

此米貳石八斗

同日 一拾本 長式間半

此米六石三斗七升五合

同日 一五本 長式間

此米貳石貳斗五升

同日 一貳拾本 長式間半

此米三石七斗

同日 一貳拾本 長式間半

同日 一貳拾本 長式間半

同日 一貳拾本 長式間半

同日 一貳拾本 長式間半

同日 一貳拾本 長式間半

同日 一貳拾本 長式間半

一五拾本 長式間

同四寸角

此米式石壺斗

但、壺本ニ付、四升二合ツ、

十七日

一拾本 長式間半

松六寸角

此米壺石八斗五升

(中略)

惣合千七百三拾壺石三斗二升九合

右之御材木者、京二条御城御用ニ相渡申候、但、御材木、大坂より上り申舟ちん、又ハ鳥羽より車ちん迄入申候て、京之御屋敷迄届候て、ね段如此候、則御奉行衆度々の御手形相そへ上申候、仍如件、

慶長八年

大工藤右衛門(印)(花押)

卯七月十三日

尼崎又次(印)(花押)

大工仁左衛門(印)(花押)

大工久左衛門(印)(花押)

板倉伊賀守殿 参

16 慶長九年六月十日

家康が伏見より二条城に入り、公家衆が参上する。

〔御湯殿上日記〕 六十二

六月十日、しやうくん御のほり、

〔義演准后日記〕 九

六月十日、將軍伏見城ヨリ御上洛、当年初也、近日御参内云々、

〔言経卿記〕 三十

六月十日己丑、天晴、大樹伏見ヨリ御上洛、巳刻也、各罷向了、烏丸重相・

万里小路重相・予・六条宰相・飛鳥井宰相・日野宰相・勸修寺宰相・一斎・

冷泉羽林・四条羽林・広橋弁・飛鳥井羽林・内蔵頭・藤侍従・竹内蔵人等也、

十一日庚寅、天晴、大樹へ参了、夕浪被下了、参仕衆、予・六条宰相・烏丸頭蘭・

一斎・水無瀬羽林・冷泉羽林・四条羽林・左馬助・内蔵頭・極藤等也、

十二日辛卯、天晴、大樹へ、冷、倉部等参了、御対顔也云々、茶子酒等有之云々、

十三日壬辰、天晴、大樹へ参仕衆、烏丸重相・花山院重相・予・飛鳥井宰相・日野宰相・烏弁頭蘭・水無瀬羽林・阿野羽林・花山院羽林・広橋弁・左馬助・飛鳥井羽林・内蔵頭・藤侍従・難波侍従・極藤等也、

〔時慶卿記〕 二十

五月十一日、天晴、將軍御上洛、御少人、御煩ノ儀ニ依テ御延引ト也、

六月十日、天晴、將軍二条御所へ御出京也、近習衆・堂上出迎被申由候、

〔慶長日件録〕 一

六月十日、晴、巳刻、大樹、自伏見到二条城御上、及晩、二条城ニ参、今日為御草臥、無御対面、(中略)

十二日、晴、齋了参番、未刻退出、後水無瀬中将為同心、二条城へ参、無御対面、

〔梵舜日記〕 十

〔梵舜日記〕 十

六月十日己丑、將軍右府家康、京之城へ自伏見御上洛、

十九日戊戌、御城へ罷出、依不例無出座、

17 慶長九年六月二十二日

家康、参内する。

〔言経卿記〕 十三

〔六月〕 廿二日辛丑、天晴、大樹御参内也、辰刻也、冷泉・内蔵頭等、早曉二条

堀川御所へ参、御衣文奉仕、夏御直衣也、御指貫者、ツフ丁子也、予可参之处、

老耆候間不参、禁中へ参、四条同道、御参内已後、二人ハ殿中へ参、御コ

シヨスル也云々、(中略) 大樹辰刻御参内也、

18 慶長九年六月二十三日

家康へ当年の御礼のため、親王・門跡・公家衆が二条城に参上する。

〔義演准后日記〕 十

六月廿三日、將軍江諸家当年ノ御礼也、先伏見宮、次八条宮・一条殿・二

条殿・近衛殿・鷹司殿・九条御方、御礼了以後、門跡方礼也、先照高院准后、

次妙法院二品親王、次大覚寺二品親王、次予、次聖護院二品親王、次梶井

無品親王、次竹内無品親王、次随心院法印、次実相寺、各馬太刀也、縁マ

テ將軍御送如常、

〔言經卿記〕 三十

六月廿三日壬寅、大樹群參了、早朝、冷泉・内藏頭等、四條同被參了為御衣文參了、

〔時慶卿記〕 二十

六月廿三日、天晴、辰刻二、將軍当年ノ諸礼群參也、撰家、次菊亭右府・

諸門跡次第也、堂上不殘、但前二御礼衆華山・飛鳥井・六条等也、去年ハ

公卿分ハ太刀披露處、此度ハ三木より自持也、

〔梵舜日記〕 十

六月廿三日壬寅、天晴、將軍家へ諸家御礼也、

19 慶長九年六月二十四日

家康、北政所殿および公家衆を二条城に招き、能樂を行う。

〔言經卿記〕 三十

六月廿四日癸卯、大樹御能有之、冷・四・倉部等參了、

廿五日甲辰、大樹御能有之、冷・四・倉部等不參了、

〔時慶卿記〕 二十

廿四日、天晴、巳刻夕立、二条城へ北政所殿被申入、能觀世大夫仕由候、

〔慶長日件録〕 一

六月廿五日、晴、微明、聖廟へ參、次殿中御猿樂見物ニ參、大夫觀世、矢

立賀茂・八島・二人靜・舟弁慶・生贄・三輪・是界・返魂香・山姥・養老、

二人靜之後、大夫二百貫一重被下之、其外座者、悉単袷給之、公家衆、鳥

丸父子・飛鳥井父子・藤宰相・広橋弁・花山院大納言・徳大寺・日野宰相・

堀川侍從・予等也、予、二人靜・舟弁慶之間、大樹御そはに伺候、又返魂香・

山姥・養之間（老脱力）、御前に伺候畢、総別公家衆之座敷、大樹之御座之間、以屏

風被立切、御自由御見物之故也、一乘院門跡・同公家衆、座敷ニテ御見物也、

池田三左衛門・毛利宰相・対馬屋形・加藤主計頭等同座有之、

20 慶長九年七月一日

家康、二条城を發して、伏見城に帰る。

〔言經卿記〕

七月一日、大樹、早朝伏見城へ御帰也云々、

〔梵舜日記〕

七月一日、將軍家康伏見城に還御、

21 慶長十年三月二十九日

徳川秀忠、參内し、去々々右近衛大將任官の恩を謝する。

〔時慶卿記〕 二十三

三月廿九日、天晴陰、夜ハ急雨、（右の誤）左大將參内、国々大名小名供奉、於施薬院

衣冠也、先ハ二条ノ亭へ、從伏見午前ニ被著ト云々、四足門ヨリ高遣戸ヲ經、

鬼間ニ休息、御帳台ノ前御座、上壇ノ北ニ親王御方御座、其遙下壇ニ大將

被候、御献三献後、天拘也、（杓カ）其後、国々ノ公家、御盃逐一ニ被下、先最前

ニ太刀折紙ニテ御礼也、大將殿ハ太刀御馬、毛馬也、菊亭へ被預下、白綿

三百把、銀子二百枚、親王御方へ白綿二百把、良子百枚、女御殿へ白綿百把、

銀子百枚ト云々、女院御所百枚、紅花百斤進上ト、局衆へハ小袖ノ代良子

ニテ被渡由候、女御殿迄内々申入候故、於御黒戸御対面、所勞平愈珍重ニ

被思召旨叡言也、申次広橋弁也、女御殿、女院御所へモ參上、珍重旨申入、

〔慶長日件録〕 二

廿九日、晴、右大將秀康卿御參内也、先伏見より二条之御城へ御成、次

ニ於薬院御装束、山科、冷泉候御装束ニ、鳥丸父子、予、薬院ニ相待懸御目、

參内御成之程、立石之辺迄、各御迎ニ出、伝奏兩人、日野父子、鳥丸父子、

飛鳥井父子、藤宰相父子、山科父子、冷泉、四条、予等令御供、自四足門

參内、先鬼間ニ御休息、有暫、主上出御、右大將、清凉殿於西間御礼、進

物御太刀御馬、銀子貳百枚、綿千把、親王御方へ、進物御太刀御馬、銀子

百枚、親王御方同御座ニテ御対面、三献參、次大名衆御礼、米沢中納言景

勝、京極宰相、伊達少將政宗、毛利右近少將、池田三左衛門少將、佐竹少將、

毛利宰相、丹後侍從、稻葉侍從、会津侍從等也、各御太刀御馬進上、天盃

被下之、次右大將御退出、山科父子、冷泉、予、薬院迄奉供、後退出、

〔鹿苑日録〕 二十



三月廿九、自朝陰、雖然雨不降、時々吹晴、今晨右大将公自伏陽御上洛、朝御前、於二条御城、板倉殿被奉之、則午前御参内、々々以後於藥院被奉御膳、々々了テ、直伏陽還御ト云、不知虚実、是ハ先右大将之御礼、又者年頭之御礼ト云々、此間ニ、大坂へ右大将公御下向ト有風聞、是又不知虚実、予者午時出洛、申刻帰院、

22 慶長十年四月八日 家康、二条城に入る。

〔義演准后日記〕十

三月廿八日、右幕下来月八日御上洛云々、伏見西丸御座也、(中略)

四月八日、將軍今日御上洛云々、

〔言經卿記〕三十二

八日壬子、天晴、八專入、將軍二条御所マテ御上洛了、冷・四・倉部等参了、

〔慶長日件録〕二

四月四日、陰、今日大樹御上洛之由、内々有沙汰、依雨延引云々、

八日、晴、大樹二条之御城へ御上、

〔梵舜日記〕十一

四月八日壬子、將軍家康入洛也、

九日癸丑、天晴、予、京城江御見廻ニ罷出也、

23 慶長十年四月十日 家康、参内する。

〔言經卿記〕三十二

十日甲寅、天晴、大樹已刻ニ御参内了、(中略)次大樹又リユシニテ御参内、

長橋殿局ニ入給フ、騎馬衆、御直廬へ参衆、(中略)於常御所御対面、(中略)

次長橋局一献有之、大樹酌ニテ長橋殿被参了、(中略)御退出了、御緒太広

橋、参会、各御門マテ被参了、長橋殿ニテ御酒有之、御参内、珍重之由申之、

殿中へ、御参内珍重之由、広橋大、新中納言等、直垂ニテ被参了、御

対顔了、大樹へ珍重之由ニテ被参衆、(中略)御対顔後御酒被下之、各退出了、

次予、奥ニ而碁將碁等見物了、夕漁有之、十五六人相伴了、

〔慶長日件録〕二

四月十日、晴、大樹御参内、(中略)午上刻御退出、各唐門外迄送申畢、次禁中御座敷御取置有之、未下刻大樹へ参御対面、事外御機嫌也、

24 慶長十年四月十二日

家康へ年頭の御礼のため、親王・公家衆・門跡等、二条城へ参上する。

〔義演准后日記〕十

四月十二日、天快晴、大樹へ諸家・諸門今日惣参賀、当年始也、先俗中、

最初一品親王<sup>八条</sup>次伏見宮、次一条殿・二条殿・近衛殿・鷹司殿・九条中納言・

鷹司御方・菊亭右大臣等、次法中、先照高院准三宮道澄次大覚寺二品親王<sup>空性</sup>、

次予准后、次聖護院二品親王、次竹内無品親王、次梶井宮<sup>但親王宣</sup>、次随心院

法印、次勧修寺、次実相寺、次大乘院御童形、各太刀一腰馬一匹<sup>但馬代</sup>、次随院

装束事小直衣也、九条殿直衣敷、法中单衣也、勧修寺一人鈍色敷、单衣不

可説也、重衣又ハ鈍色可相応敷、先規武家参賀大略此式也、月卿雲客、悉

絹直垂也、武家輩ハ布直垂也、主人大樹ハ、薄アサキノ御直垂也、香ハ右

大将殿へ与奪云々、尤御年齒ニ相応了、撰家并門跡方へハ、縁マテ御送如常、

〔言經卿記〕三十二

四月十二日丙辰、天晴、殿中群参也、冷・四・倉等参了、一番八条殿、伏見殿、

其外撰家衆、菊亭、披露大沢侍従也、簀子マテ送給了、次門跡衆、是又送給了、

次堂上衆、大中納言等、太刀、奏者番衆披露、宰相衆以下持参了、昵近衆

御礼不申也、先日各申入了、以下不記、伝聞分也、

〔時慶卿記〕二十四

十二日、天晴、大樹へ諸礼群参、朝食差急出、先八条殿、伏見殿、御兒御所、

其次親王准后ノ撰家又門跡等、清花ハ堂上ト官次第二被進、公卿ハ太刀披

露アリ、但去年ヨリ三木ハ持参也、新調指貫ヲ著、已刻各退出、

〔慶長日件録〕二

四月十二日、晴、諸公家・諸門跡、大樹へ年頭の御礼也、仍為御見舞大樹へ参、  
合同心衆、山科内蔵頭・冷泉中将・六条宰相・烏丸頭蘭・四条少将等也、

入夜参宿番候御前、水無瀬中将卜、中将碁被遊、令見物、御雑談共有之、  
〔梵舜日記〕 十一

四月十二日丙辰、天晴、京城江罷出、吉良流昇殿事御尋也、

## 25 慶長十年四月十五日

家康、二条城から伏見城に帰る。

〔言経卿記〕 三十二

四月十五日己未、陰、將軍伏見へ御帰了、

〔梵舜日記〕 十一

四月十五日己未、雨降、將軍家康伏見へ還御、

〔慶長見聞書〕 三

四月十五日己未、雨、家康公伏見江御帰、(後略)

## 26 慶長十年四月十七日

秀忠、伏見より上洛し、二条城に入る。

〔言経卿記〕 三十二

四月十七日辛酉、御方御所当大樹御上洛了、同殿中へ参御対顔了、予腹痛

二付、御見参之後退出、六条・冷泉・四条・舟橋・内蔵頭等参了、

〔時慶卿記〕 二十四

四月十七日、天曇、晚二晴、当將軍御出京、二条御所二御坐、各見廻申候

衆在之下、

〔慶長日件録〕 二

四月十七日、晴、將軍二条御城へ御上、及晚御見舞二参、御対面也、

【附録】

〔言経卿記〕 三十二

四月十八日壬戌、殿中へ、冷・内蔵頭参了、

〔慶長日件録〕 二

四月十八日、晴、(中略)六条殿令同心、二条御城へ行、内相府内義御用之由也、

仍頓而退出、

十九日、陰、午下刻、冷泉・六条令同心、二条へ行、内相府懸御目、碁将  
碁共有之、頓而退出、

〔梵舜日記〕 十一

四月廿四日戊辰、天晴、当將軍秀忠、於京御城、慶鶴丸御礼申入候、太刀  
折紙、取次青山常陸守、予杉原十帖一本、権少副太刀御礼申入也、次板伊  
州へ、慶鶴丸御礼二同道申也、太刀折紙、

## 27 慶長十年四月二十七日

秀忠の將軍宣下を賀するため、親王・公家衆・門跡等、二条城に参上する。

〔義演准后日記〕 十

四月廿七日、陰、及晚雨降、新將軍参賀、先俗中、最初八条宮、次伏見宮、  
次一条殿、次二条殿、次近衛殿、次鷹司大納言、次九条中納言、次鷹司御方、  
此外菊亭前右大臣御礼也、俗中過テ後法中、最初照高院准后、次大覚寺二

品親王、次予准后、次聖護院二品親王、次一乘院准后、次竹内無品親王、

次梶井新宮当今皇子、但非親王、無為無官也、次随心院法印、次大乘院御兒、次実相寺、次勸修  
寺新門以下、各御馬太刀如常、独々礼有テ、次第二座敷二著、悉法中礼過テ、

一同二退出、于時縁マテ將軍被送之了、先規也、次清花堂上以下悉御礼云々、  
黄昏歸寺、

晦日、晴、從新將軍御使山岡五郎作御小袖三枚、銀廿枚、拜領、過分々々、則対面一献如

形賜之了、即刻、帷一重、并愚札遣之、使大蔵卿、

〔言経卿記〕 三十二

廿七日辛未、陰、殿中へ、冷泉・四条・内蔵頭・冷侍從等同道参了、群参也、  
八条殿以下、撰家・門跡・公家衆・諸山僧衆各参了、大勢也云々、大樹伏

見へ還御也云々、

〔時慶卿記〕 二十四

四月廿七日、雨天、午刻迄止、諸礼將軍へ参入、親王・政家・門跡不殘、先  
日宣下之時、役者其外実近衆ハ、先日御礼相濟、実近衆ハ縁二伺候、又新

公家衆モ伺候也、如先日中納言迄ハ太刀披露、参議ハ持参也、所ハ同上壇也、

雲客ハ太刀計ヲ上壇二置、自身ハ下壇ニテ御礼申候、其替目各々也、八条

殿御腹中氣也、御礼前ニ被弁御用、予立テ方々見廻、廁ヲ尋出心易、照門雖病後御出仕也、先親王・政家御礼濟、其後門跡、其後堂上ハ清花無差別、但菊亭前右府ハ撰家一同也、勸修寺へ予ハ行、伯・中院等同心也、杳ハ惣門ニテ脱、其ヨリ内へハ筵ヲ敷、布衣一人召具、進物之太刀持也、御礼無事珍重々々、各満足也、

〔慶長日件録〕二

四月廿七日、晴、今日諸公家衆・諸門跡、大樹へ御礼云々、仍雖当番菊亭侍從殿へ令相博、殿中へ参之、予御礼者先日申、只為御見舞也、辰下刻出御、勅使・広橋大納言・勸修寺中納言、次八条殿・伏見殿・撰家衆御礼、御太刀細川侍從披露也、大樹広縁迄送給、次諸門跡御礼、御太刀同細川侍從披露、次諸公家御礼、公卿衆者、御太刀酒井兵衛大夫・酒井宮内大輔兩人披露也、自参木衆至殿上人、各持参、次諸社社礼有之、此間六条・飛鳥井・冷泉・烏丸弁・内蔵頭・予・土御門・冷泉侍從等候縁畢、午刻帰蓬華、今日、大樹伏見へ御下向云々、

〔孝亮宿祢日次記〕一

四月廿七日、晴、昼以後雨降、將軍家江諸家令申御礼、今日、將軍伏見有御下向、

〔当代記〕三

四月廿七日、公家衆、新將軍へ参入、及晩伏見へ御帰、

28 慶長十年七月二十一日

家康、伏見より上洛し、二条城に入る。

〔慶長日件録〕二

七月廿一日、晴、今朝前將軍御上洛、仍及晩二条城へ行、数刻御雜談有之、及黄昏帰蓬華、

廿二日、晴、及晩二条城へ行、御雜談共有之、

〔言経卿記〕三十二

七月廿一日甲午、天晴、前大樹伏見ヨリ御上洛也云々、晩二内蔵頭参、御対顔了、

廿二日乙未、天晴、前大樹殿中へ参、烏丸亜相・予・六条相公・日野相公・

広橋頭蘭・四条羽林・内蔵頭・舟橋李部・冷泉拾遺・竹内極藤等也、

〔時慶卿記〕二十五

七月廿一日、大樹從伏見、二条御屋敷へ御出京、北山金閣御見物ノ由候、

〔当代記〕三

七月廿一日、右府家康公御上洛、伏見屋形造作之間、其中可有在京下也、

〔梵舜日記〕十一

七月十八日辛卯、天晴、前將軍伏見ヨリ京御出也、○本書、十八日に係けタリト雖ども、恐くは伝聞の誤ならん、下文鹿苑日録また同じ、

〔附録〕

〔言経卿記〕三十二

七月廿三日丙申、天晴、殿中へ、六条・四条・内蔵頭同道参了、御対顔了、

廿五日戊戌、天晴、殿中へ参了、御対顔了、後刻内蔵頭参、不懸御目也、

廿六日己亥、小雨、殿中へ内蔵頭参了、不懸御目也云々、

廿七日庚子、陰、殿中へ、四条・内蔵頭参了、夕食有之、御対顔也云々、

〔鹿苑日録〕二十

七月廿四、自朝晴天、齋了出洛、先至豊光、冷飯受用シテ赴殿中、豊光・

円光亦光駕、今日者無出御下云々、於東紀入、志州各逢会、無出御、予亦

帰院、

廿五、自晴天、齋了出洛、(中略)赴殿中、蔭軒同途至殿中、逢御振舞、円光、

東紀入、善阿馳走故也、今日亦無出御下云々、此故二帰院、

廿六日、自朝雨天、齋了出洛、(中略)午時蔭軒同途シテ赴殿中、大御所様

無出御、忿念トシテ帰院、

廿七日、自朝陰、未刻赴殿中、蔭軒同途、於御城東門前、不白・勝二兩人相逢、

且閑話、蔭軒亦光駕故、赴殿中、早大御所様出御下云々、少待、豊光則光

駕、山口勘兵衛殿披露、予進物蒲萄一折、蔭軒者、蒲萄并木ザワシニ色進物、

伸一礼、崇敬して退出、

〔梵舜日記〕十一

七月廿七日庚子、陰、御城へ罷出、御目見申入也、

〔永日記〕

神君二条の御城に御座候時、其頃ハ御城とハ云す、御屋敷と云、板倉伊賀守諸司代也、或時、伊賀守、神君へ申上候者、此頃落書仕者多く御座候、穿鑿致し、急度曲事に可申付と被申けれハ、神君被仰ハ、其俣致させ候へ、如何様事を仕候そ、御覽可被成与被仰候へハ、取に遣し、御前に持て罷出る、御所柿に短冊の様なる者を付、御覽被成候へハ歌也、

御所柿はひとり熟して落にけり木の下に居て拾ふ秀頼

とあり、神君被仰けるハ、落書必停止に仕間敷候、神君に御異見仕者ハなき間、御覽被成、御心得に成候事も可有候、其俣致させ候へ、幾度も御覽可被成旨、御意被成候由この事、年月を記させれども、二条城に御座とあるに因みて、姑く茲に合叙す、

29 慶長十年七月二十一日

家康、林信勝を二条城で引見する。

〔寛政重修諸家譜〕七百七十

林信勝菊松丸、又三郎、薙髮号道春、民部卿、法印慶長十年、二条城にをいて、はしめて東照宮に拝謁し、其のちしはく御前に候す、

30 慶長十年八月一日

家康、二条城で八朔の賀を行う。

〔言経卿記〕三十二

八月一日癸卯、天晴、殿中へ御礼ニ各被参了、御太刀、大・中納言ハ、惣別申次披露、今日宰相衆ハ持参也トイヘトモ、將軍御辞退也、申次披露スヘキ由也、殿上人ハ持参也、参仕衆大炊御門丞相・烏丸丞相・日野前丞相・花山院丞相・六条相公・烏丸右大弁・広橋左中弁・花山院少将・四条少将・土御門左馬助・内蔵頭・藤侍従・冷泉侍従・舟橋式部少輔等也云々、

〔言緒卿記〕三

八月一日癸卯、晴陰、武家大御所へ参了、太刀持参申了、

〔慶長日件録〕二

八月朔癸卯、山科・四条・六条・富小路・冷泉侍従令同心、大樹へ御礼ニ参、

各太刀令持参、帰路板倉伊賀守へ行、留守之間、申置帰宅、

〔附録〕

〔慶長日件録〕二

八月二日、晴、午刻、二条御城へ参、及晩、板倉伊賀守へ行、為八朔礼、鵝眼五十疋遣之、

八日、雨沃、前大樹へ参、御壺之口切有之、御茶給之、入夜、山科内蔵頭亭へ行、夜半後帰蓬華、

31 慶長十年八月十七日

二条城で乱舞がある。家康、神龍院梵舜に諸社の事を諮問する。

〔時慶卿記〕二十五

八月十七日、天晴、大樹へ御見廻ニ出テ、(加藤清正)肥後二逢、同心六条・華山・烏丸弁・内蔵頭・舟橋・唐橋・松木・予、已上八人、有御振廻、長井右近・善阿弥等

馳走也、其後、武家御出、暫伺候シテ立也、於広間若君御見物ニテ乱舞アリ、金春舞下、高砂切一番見テ退出、松木ト同心シテ帰、江雪へ遣人、所勞由申遣候処ニ、彼方ニモ此中過而不出ト、上杉(種)善高・土岐見勝・山中山城守・岩井丹波・徳山法印等二逢、東条紀伊守等二逢、龍雲ニモ参会候、好仕合也、神龍院二逢、

〔言経卿記〕二十五

八月十七日己未、陰、二条殿中へ内蔵頭参了、

〔慶長日件録〕二

八月十七日、晴、二条御城へ参、御対面、数刻有御雑談、

〔梵舜日記〕十一

八月十七日己未、予前將軍へ御見廻罷出、京城ニ御座也、色色御尋、伊豆三島・神功皇后氣比社・平野・梅宮、神名帳不入神之事、如此之儀一一御尋也、

32 慶長十年八月二十二日

家康、二条城より伏見に帰る。

〔言経卿記〕

八月廿二日甲子、晴陰雨、前大樹伏見御城御帰也云々、

〔時慶卿記〕

八月廿二日雨天、將軍、伏見へ從京御帰城由候、

〔慶長日件録〕

八月廿二日雨陰、早朝板倉へ行、今朝前大樹、伏見御城へ還御、

33 慶長十一年六月十日

江戸御殿の金物値段は二条城を参考にせよ、との家康の意向を伝える後藤光次書状。

〔大工頭中井家文書〕

猶々、此衆急罷下候間、早々御急候て可被遣候、以上、

五三日者我等も相煩、御前へも不罷出候、今日始而致出仕候、仍江戸御殿之御金物之注文越申候間、貴殿ニ而二条之御金物と御引合候てねたん高候と御申可被成候、惣積を以も御申可被成候、貴殿へ可申入之由、御前へも申上候所藤右衛門ニ見せ候而、ねたん積させ候而、京伏見之ねたんニ少駄賃以下程高様ニつもらせ候へ之由、御錠候間其御心得候而飭屋衆も不致迷惑様ニ又ハ高直ニも無之様御積可被成候、恐々謹言、

〔慶長十一年〕

六月十日

後庄三

光次（花押）

中藤右様

人々御中

34 慶長十一年七月二十七日

家康、伏見より二条城に入る。

〔言経卿記〕 三十三

七月廿七日甲午、晴、大御所伏見ヨリ御上洛了、後刻、冷・四・倉部等参了、

御草臥無御対顔、但夕喰被下了、

〔慶長日件録〕 二一

七月廿七日、晴、前大樹從伏見二条城へ御成云々、

〔梵舜日記〕 十二

七月廿七日甲午、天晴、前將軍家康、伏見ヨリ京之御城へ御出也、

〔慶長見聞録案紙〕 下

七月廿七日、内府様御上洛、<sup>イ伏見ヨリ</sup>二条御城ニ被成御座、

〔言経卿記〕 三十三

七月廿九日丙申、晴陰、殿中参了、御対面了、夕喰被下了、碁将棋等有之、三十人計有之、堂上衆・予・六条宰相・一斎・水無瀬中将・冷泉中将・内蔵頭・堀川侍従等也、

〔慶長日件録〕 二一

七月廿八日、晴、早朝出京、前大樹へ被参、愚也病悩之由被申入、則清心円五十粒拝領、能々可養生之由上意云々、

35 慶長十一年八月一日

家康、二条城で八朔を賀する。

〔言経卿記〕 三十三

八月一日戊戌、天晴、殿中御礼ニ、内蔵頭・冷泉等被参了、御対面也云々、昵近衆者別ニ被参了、

〔慶長日件録〕 二一

八月朔、今日諸家、前大樹へ年頭御礼有之云々、

〔鹿苑日録〕 二十一

八朔小、戌、自朝晴天、早々至東法印、早殿中伺候ト云々、今日者、諸公家・諸門跡御礼、早々各御礼、己尾午頭ニ相濟、予者至日垂相公、直近御衆、今日又八朔御礼ト云々、且閑話喫齋有、不動院一件相談して至豊光、龍伯・川岳在座、賜冷飯、又有酒、未明ニ殿中伺候ト云々、只今帰院ト云々、

36 慶長十一年八月二日

家康、二条城で能楽を行い、公家衆や北政所等を饗応する。

〔言経卿記〕 三十三

八月二日己亥、天晴、大御所ニテ御能有之、觀世・今春等大夫也、五番過テ、

銀子御小袖被下了、座ノ衆各小袖被下了、高砂觀世大夫、田村今春大夫、松風觀世舟、弁慶今春、百万、女郎花、大仏供養、当麻キリ、追松等、公家衆大炊御門・鳥丸・日野・広橋・予・藤中納言・勸修寺・六条・飛鳥井・日野相公・大炊御門中将・一斎・冷泉中将・四条中将・土御門左馬助・堀川侍従・柳原權大進・冷泉侍従等也、此外僧侶大勢有之、各早朝ニ參了、五番過テ喰有之、七時分大御所御出座了、次各退下了、

〔慶長日件録〕二

八月二日、晴、於二条城御猿樂有之云々、觀世・今春立逢云云、

三日、晴、同於二条城御猿樂有之云々、拙也脚痛行歩不叶故、御相伴ニ罷出、無念此事也、

〔梵舜日記〕十二

八月二日己亥、天晴、於京之御城御能アリ、觀世・今春立合也、政所御出也、三日庚子、天晴、二条之御城罷出、觀世大夫・今春大夫兩人立合能アリ、予令見物、賀茂金、道盛觀、千手金、紅葉狩觀、自然居士金、兼元觀、橋弁慶金子、以上九番アリ、予令退出了、

〔鹿苑日録〕二十一

八月二日、自朝晴天、今晨於殿中有御能ト云々、豊光亦伺候、

〔当代記〕三

八月二日三日兩日、於京都二条御構ニ能アリ、初日觀世脇ノ能行之、後日脇ノ能今春也、去年大藏平三相果シ後、大鼓ノ上手一円無之ト云々、

### 37 慶長十一年八月十二日

家康、二条城より伏見城に帰る。

〔言經卿記〕

八月十二日己酉、大御所若公等伏見へ還御了、

〔梵舜日記〕

八月十二日己酉雨降、早天前將軍伏見城へ還御也、

〔鹿苑日録〕

八月十二日、自朝雨天、已刻自豊光一書来、披テ見之、大御所様今日御下向ト云々、

### 38 慶長十一年

幕府、二条城を修理する。

〔京二条御所御作事仕候大工作料渡帳〕○山城 慶長十一年

正月分 (中略)

日数合貳百貳拾人 此良子合百拾五匁九分

二月分 (中略)

日数合貳百三十八人半 此良子合百三拾貳匁五分

三月分 (中略)

日数合三百三拾六日半人 此良子合百六拾六匁三分

卯月分 (中略)

日数合百九拾八人 此良子合百十四匁

四ヶ月分

惣合五百貳拾八匁七分

### 39 年月日未詳

慶長年間創建の二条城の作事の様子を記す。

〔中井家文書〕

二条御城御造立之事

一二条御城、慶長七年之比迄ハ新屋舗と申候、又は二条御所とも申候旨、留書ニ御座候、

一慶長七寅年御繩張被仰付、其時板倉四郎左衛門殿并加藤喜左衛門、福島新左衛門、中村藤右衛門出合候、次に弁慶仁左衛門罷出申候旨、留書ニ御座候、

一御天守・御殿・御家・御長屋・御築地・御門之御普請、慶長七年より慶長十一年迄ニ御造畢ニテ御座候、

右御普請之儀は、板倉伊賀守殿御下知御座候旨、留書ニ御座候、



40 慶長十六年三月十七日

家康、駿河から上洛し、二条城に入る。上洛前、二条城数寄屋垣を修復する。

〔輝資卿記〕 四

十八日、二条之御所へ祇候申候、大御所様御対面、

十九日、二条之御所へ祇候、(中略)

卯月朔日、二条御所へ祇候、御龜さまへとんす一巻、御あちやさまへから

あや一巻、ちやくやくややく一さほ、少将二一さほ、多もん二一さほ、口

六一さほ、

〔孝亮宿祢日次記〕 三

十七日丁巳、今日午刻、自駿河大御所有御上洛、二条城有著御云々、

〔義演准后日記〕 十六

二月七日、大雨、大御所来廿三日御上洛之由注進、珍重々々、就其、板倉

伊賀守ヨリ、寺領内ニテ二条御城数寄屋垣ニ御用候クロモシ柴五十荷、可

進上由申来了、仍村々へ仰付了、

九日、晴、垣柴六十荷、京二条御城数寄屋ノ用、所司代ヨリ申候間、今日遣之、

山上寺家ヨリ、クロモシ柴廿七荷出シ了、

三月十七日、晴、大御所午刻御上洛、

〔薩藩旧記〕後集三十雜抄 慶長十六年卯月十五日、寺沢志摩守殿より之状之内、

大御所様、去月十七日御上著、同廿七日御讓位、同廿八日秀頼様御上洛、

被成御対面、即晚二大坂御下向候、去十二日御即位と相見候、

〔細川家記〕 十三忠興七

三月十七日、家康公御入洛、忠興君此比御所勞二付、忠利君御迎として、

伏見辺まで御出候処、御所勞之御様子御尋被成、万病丹を被下候、同廿四

日御目見被成候、廿五日康之二被下御書、

安清下候間申候、

一大御所様、去ル十七日御京著候事、

一今度ハ御人数多く東より上候事、

(中略)

一諸国大小名不残上洛ニ而候、いつもより、人多にて何も被上候事、

一いつもより、二条御やしき御番等きひしき由にて、けつく御用心のやうに相見候事、

一我ら事、舟中よりはらくたり申二付、御むかいニも出す、内記をしん

上申候、此由聞召候而、吉田へ(宗哲)を以、万病丹被下候、昨日廿

四御目見仕候、仕合無残所候、可心安候事、(中略)

三月廿五日

松井殿

41 慶長十六年三月二十三日

家康、息徳川義利(義直)・徳川頼将(頼宣)及び松平忠直を従え、参内する。

〔光豊公記〕

三月廿日、雨、贈官之御返事被仰出、殿中江伺公之処、御讓位已前二可参

内之由、則御子息達其外召連、可有御参之由、長橋局無之間、従面向可有

参内也、即右之旨奏聞、廿三日廿五日兩日内、参内可然之旨被仰出也、則

板伊州江申遣、

廿一日、雨、今朝依召参内、讓位之儀被仰下、昼殿中江参、大御所参内日

限廿三日、又ハ廿五日兩日天気云々、参内之時、予亭ニテ大御所并御子達

可有装束之由、直大御所仰也、退出用意申付也、

廿三日、晴、今日前大樹参内、於予亭御装束、右兵衛督殿、常陸介殿、三

河守殿同前、各於老母雲松院亭ニテ御子息達装束、三河守殿於予亭、御参内、

於清涼殿御対面、親王御方御一所也、子息達御相伴之儀雖被仰出、大樹御

辞退也、主上御陪膳実条卿、役送園中将頭也、親王御方、頭中将実有朝臣、

前將軍、実頭朝臣、初献御盃二ツ一ツハ親王、一ツハ大御所、二献御盃一ツ親王

御方被聞召、其盃大御所被聞召、三献御盃五ツ、親王御陪膳御酌ニテ主上参、

次天酌天盃大樹頂戴、次尾張宰相、次遠江宰相、次越前少将、何も天酌也、

女院女御於小御所御対面、三献参、御子息者無献、此間主上諸大名御対面、

親王御方御一所、進物従前大樹銀子百枚、綿三百把二百目作、親王江五十枚、

御子息達三拾枚宛、親王江十枚宛、諸大名御太刀馬代銀一枚宛、御子息達天

酌被参候時、予御座辺迄扶持参、予亭江御退出御膳進上申、御相伴右衛門

督、越後少將、唐橋大納言、舟橋、予等也、御咄有之被帰、後為御使殿中江参、  
□□板伊州へ申置帰、

廿四日、殿中江昨日之御礼兩人参、種々御咄也、

42 慶長十六年三月二十八日

家康、豊臣秀頼に二条城で会見する。北政所も相伴する。その後秀頼は豊国社に社参し、大坂に帰る。

〔義演准后日記〕 十六

三月廿八日、快晴、秀頼公御上洛、御七歳ノ時、伏見ヨリ大坂へ御移徙已後、今日初也、鳥羽マテ大御所ノ若公兩人御迎、其外大名罷出、歴々群集、近代ノ見物云々、御城へ入御、重畳御振舞御機嫌云々、一時計アリテ御城御出、直二豊国へ御社参、大仏作事柱ヲ立テ御見物以後、伏見へ御越、加藤主計へ御成云々、乗船還御無事、珍々重々、

〔当代記〕 六

廿八日、辰刻秀頼公入洛、則家康公ノ御所二条へ御越、家康公庭上迄出給、秀頼公慇懃ニ礼謝シ給、家康公坐中へ入給後、秀頼公庭上ヨリ座中へ上給、先秀頼公ヲ御成之間へ入申、其後家康公有出御、互之可有御礼之旨、家康公曰ト云共、秀頼公堅有斟酌、家康公ヲ御成之間へ奉出シ、秀頼公遂礼給、膳部彼是美麗ニ出来ケレ共、還而可有隔心カトテ、夕、御吸物迄也、大政所、是ハ秀吉公ノ北ノ御方也、出給相伴シ給、頓而立給、右兵衛督・常陸介途中迄被相送、秀頼公直ニ豊国へ有参詣、大仏ヲ見給、伏見ヨリ船ニテ、其日及酉刻大坂へ帰著シ給、大坂ノ上下万民之儀ハ不及申、京畿之庶民悦只此事也、此時モ大坂光ルト云云、

〔慶長見聞録案紙〕 下

三月廿八日、秀頼大坂ヨリ上洛、

秀頼上洛之時之御作法、追而本多上野介ヨリ江戸江申上、其状如左、

態申上候、

一御讓位、一昨日廿七日ニ御執行被成候、禁裏様御機嫌能被成御座候由ニ御座候、

一 大御所様へ、御供無御座候事、

一 秀頼様、昨廿八日大御所様江御礼被仰上候、其様子ノ御事、

一 秀頼様御供に織田有楽・片桐市正・同主膳・大野修理、其外御番頭衆・御小性衆三十人計ニ而御座候事、

一 右兵衛督殿・常陸介殿、上鳥羽迄御迎ニ御出被成候、右兵衛督殿御供ニ

浅野紀伊守・常陸介殿御供ニ加藤肥後守被致之、其外羽柴三左衛門・藤堂和泉守計、御迎ニ被罷出候事、

一 秀頼様、竹田通京都へ御座候て、片桐市正所まで御著座被成候、市正所にて御肩衣袴被為召、其より二条の御所へ被成御座候事、

一 二条の御所にて、大御所様へ御礼被仰上候事、(中略)

一 三献の御祝御座候而、御一献目ニ、大御所様御盃秀頼様へ参、其時大御所様より、大左文字の御腰物、鍋通御脇差被進候、其外御鷹鳥屋之鷹三居、御馬十疋被進、其孟大御所様へ参候時、秀頼様より、一文字御腰物、左文字の御脇差御進上被成候事、

一 高台院様も二条御所へ被成御座、秀頼様御对面被成候事、(中略)

一 秀頼様江御礼相濟、即御迎ニ御出被成候、本通を被成御座候て、大仏御見物被成、其より豊国御社参被成異、秀頼公則御帰、本通を被成御座、大仏御見物、大工大和守銀三百枚被下、豊国江御社参、其日大坂江御下向、今日大坂江御下向にて御座候、爰許上下万民目出度奉存候、此趣可然様ニ可被仰上候、恐々謹言、

三月廿九日

本多上野介

正純

酒井雅楽頭殿

大久保相模守殿

土井大炊頭殿

青山図書介殿

本多佐渡守殿

〔細川家記〕 十三 忠興七

三月十七日、家康公御入洛、(中略) 廿五日、康之二被下御書、

(中略)



一 秀頼様、来ル廿七日大坂を被成御立、淀辺に舟一夜御とまり、廿八日二条御屋しきへ御出、御参会之上、そのまゝ其日、大坂へ御帰り之よし候事、一 秀頼様御上、大御所様一だん御満足被成、さまゝの御懇の御意のよし候事、(中略)

一 羽左者煩さんくにて候、未御目見なく候、御菓など被遣候由候事、(中略)  
 一 大坂川口へ、水野日向守為御番被遣候由候、これハ定説しらす候事、(中略)  
 一 替儀あらハ跡より可申候、此条々式部藏人に申かかすへ候事、  
 一 正源院之状、早々其方ハや道にもたせ可届候、口上に申候、恐謹言、

三月廿五日

越判

松井殿

此外めつらしき儀無之候、已上<sup>一本、此御追書なし</sup>、右同、

三月二十七日御讓位、今日秀頼公大坂出舟、初而御上洛として伏見御著、是家康公へ御対面、且ハ御廟参の為と也、加藤清正・浅野幸長等御供、二十八日二条御城ニ而大御所様御対面、首尾能御仕廻、大坂ニ御帰被成候、此日、忠興君より康之ニ被下御書、

猶々、此由藏人式部に可申候、已上、右同、

態申下候、先書如申候、秀頼様昨日廿七大坂被成御出、今日廿八二条御やしきへ御出、則大御所様御対面、たかいに御機嫌能候て、只今未の上刻、豊国大明神へ御社参候て、其儘御舟にめし、大坂へ還御候、

一 今朝鳥羽まで為御迎、右兵衛さま・常陸さま御出、又御送にも御両殿御出にて候、頓て大坂にも為御礼返、右之御子さまたち御出なさるゝ由に候、

一 右兵衛さまへハ浅紀州、常陸さまへハ加肥州御供にて、鳥羽まで被参候、此外にも、藤泉も御迎に被出之て、二条御やしきへも右之三人、三左衛門殿まで、秀頼様御出候時、はいられ候、其外ハ、大名小名一人も不被罷出候、

此外無別条候、恐々謹言、

三月廿八日

越判

松井殿

〔小須賀氏聞書〕○朝野旧聞哀稿五百八十八所載

加藤肥後守清正・浅野紀伊守幸長兩人を、大御所公御頼被成、大坂内大臣<sup>右</sup>

秀頼公へ久敷御対面不被成候間、此度ハ御上洛被成候様にと、兩人之衆大坂に被越、其段を申入候て、同心被仕上洛可有候、二条之城にて御対面可被成候、兩人之御衆、早速大坂へ被越候て、右之様子相談有、

〔小須賀氏聞書〕○朝野旧聞哀稿五百九十所載

秀頼公御袋之手前ハ、肥後守請を以候て、秀頼公御上洛、兩人之衆、騎馬三百余宛召連供被致候、二条之城より為御迎、右兵衛様常陸様御両殿、淀迄迎に御座被成候て、秀頼公四方のあき候籠乗物に被召、右之脇長刀一ゑた、乗物之跡に、す鐘二本上うちちかへ持、二千石三千石宛知行取候侍衆、歩にて百人計御乗物を取巻、浅野紀伊守加藤肥後守兩人ハ、秀頼公御乗物兩脇に、せうふ皮の立付青き大成竹つゑをつき、歩にて秀頼公の袖へあたり候程近くへ寄候て、何れも供被致、

秀頼公二条の城に御入候、御所様御老中、大門そとへ迎に被出、京中の男女、堀川通り御城の前広庭にきせんくんしゆ、秀頼公を押し奉り、涙を流しこゑをあげ、諸人なき候て、扱々あわれ成事にて、九鬼長門守<sup>守</sup>、柳の馬場とをり九町宿渡候居候処に、秀頼公城へ御入候を見物として、大門のまへ、堀川竹原町にて、六畳敷を金小判五両にて借居候て、替る事候ハ、家中侍不殘懸付可申と申付候て、侍十四五人召連参候て、秀頼公御通り被成候

きわにて、いかにも慥に見物致候、何様子細候哉、具足所持不申候侍ハ、伊勢へ夜通に取二遣申、福島左衛門大夫正則ハ、煩候由にて、小野に引籠居被申候、秀頼公城へ御入候、城にハ太閤秀吉御台政所、大御所公御待被成、御対面にて、紀伊守肥後守兩人被罷出御あいさつ、一時計秀頼被成御座<sup>聞書</sup>ニハ二時計トアリ、

秀頼還御処に、大御所様次の間迄御送り被成、殿ハ殊之外成人にて候、大慶二思召候、御年被寄、明日の事も知不申、右兵衛常陸守御兩人殿之儀、御頼被成候と被仰、其上右兵衛尉<sup>督</sup>ハ浅野紀伊守むこ、常陸守ハ加藤肥後守むこ致置候間、秀頼も内々其心得可有と、御あいさつ被仰、秀頼還御、大門明、諸人いぎを見物致候処に、肥後守紀伊守兩人竹杖ニ而、秀頼公脇ニ歩にて御供被申候、前羽半入老人馬にて供を致、其外ハ何れも歩にて三条通りすくに御通り、肥後守騎馬三百余、上の町を乗る、紀伊守三百余、馬

上八下の町を乗る、両脇を堅め、三条大橋より建仁寺前を被成、大仏の前を通り候て、豊国大明神江社被成、歌仙堂ニたゞミ二疊敷、秀頼公御座候て、両の脇に、肥後守紀伊守わらんちをはきながら、御傍はなれず被居候、御湯立て、伶人の舞御座候て、夫よりすくに大坂大人数にて還御、子細ハ大坂にて跡にのこり候諸侍、兎角大坂ニ残居口惜候間、夜の内に取物も取あへず京へ越候て、あそこ爰に宿を借居候而、豊国迄参候て、各右両供故、大人数にて秀頼大坂へ還御、世間之風聞、肥後守衆紀伊守衆兩人、秀頼公へ取持、御押出し頼も敷有様ハ珍敷儀と、上下共に誓申候、

〔山本豊久私記〕

慶長十六年亥年、久敷御上洛ナキニ、家康公駿府ヨリ御上洛有、秀頼公御成人ナルニ御対面有へキ旨ニテ、是モ大坂ヨリ御入洛有へキニ御談合極リ、御用意アリ、(中略)秀頼公ハ大坂鳥羽ニテ、長サ十五間ノ河舟ニ召シ、淀川ヲ上リ給フ、御供ノ行列ハ騎馬ニテ、淀堤山崎海道両川端ヲ行、加藤主計頭・浅野紀伊守船中御傍ニ相詰メ、鳥羽ヨリ兩人ナカラ歩行ニテ二条ノ城マテ御供シ、則御城ニ於テ御対面ノ時モ、始中終价副ス、家康公ノ仰ニ、思召ノ外、御成人御満足ナリ、御進物南泉一文字其外名物共余多、及ヒ異国物、兼金三百枚、右兵衛佐義直(督)・常陸介頼宣兩人御迎ニテ、鳥羽マテ出向ハセ給ヒシ故、両殿并ニ其家老近習出願人等マテ、御引出物トシテ、御腰物ヲ下サレケル、御所様ヨリモ名物ノ腰物并白銀千枚進セラル、首尾能ク還御ナル、

〔公室年譜略〕 九

三月廿八日、大坂ノ秀頼公上洛アルニ依テ、尾張義利卿・遠江頼宣卿ト俱ニ、公○藤堂高虎ト池田輝政ノ四卿、鳥羽河原へ侍僅ニ二人ヲ従へ出テ、秀頼公ヲ迎へ玉フテ、秀頼公ニ拝謁シ、則子供奉シ、二条ノ城ニ至ラル、秀頼公饗応ノ次ノ間ニテ、加藤清正・浅野幸長・池田輝政ノ三侯ヲ饗セラレ、其次ニテ、公ト片桐且元・大野治房ニ饗ヲ賜フ、本多上野介正純侯伴食タリ、秀頼公、此日大坂へ帰御ニ依テ、公是ニ従フテ、又鳥羽河原マテ送り玉フ、

〔板倉家臣秘蔵録〕 板倉家譜 勝重

慶長十六年辛亥三月十七日、神君自駿府入洛、在二条城、同廿八日、豊臣秀

頼出大坂到洛、此日、入二条城謁神君、有大饗献酬之礼、尽其美、此時勝重蒙釣命、揮諸士警衛并諸般經營之事、

〔春日社司祐範記〕 慶長十六年辛亥記○大和

廿七日、御讓位有之ト云々、家康御在京ニテ御沙汰也、秀頼様御上洛、家康公御参会、自他御送迎ノ諸大名衆、行粧美麗不及是非ト云々、

〔石原文書〕

〔折封ウツ書〕

和久半左衛門尉

進上政宗様御中

宗友

以上、

為御見廻以飛札申上候、

一 今度大御所様、就被成御上洛候、秀頼様、為御対面被成御上洛候処に、一段御所様被成御祝着候由にて、目出度御下向なされ候つる、

一 秀頼様御上洛之事、大坂を三月廿七日之巳刻に被成御発足、御船二而被成御上候、路次中、御鷹なとつかハせられ、其夜者、淀之小橋之西、水車之御座候所に、御船かけ申、即御船にて御あかし被成候、

一 翌日廿八日、早天に被成御上洛候、淀より、二条之御屋敷迄之御供之次第、書付進上申候、

一 御供衆も、いかにも小勢にて可然候と片市正指図被申、小々性衆・詰衆・右筆衆・奏者番之衆迄にて御座候、大かた書付候而進上仕候、

一 卯月三日ニ、右兵衛様・常陸介様、為御礼被成御下向候、事之外之御馳走にて御座候キ、

一 御両方様より被進物、并從秀頼様御内衆へ被下候物之覚、大かた書付進上仕候、定而方々より注進申上られ候ハんすれとも、先申上候、今度之やうす、公私ともに目出度と申事にて御座候、此外めつらしき事無御座候、

一 弾遠行被申候由承及候、病死之段、残多奉存候、くハしくハ不申上候、一定而近日可被成御下国候、我々も、与風御見廻に可罷下候、珍事御座候者可申上候、将又、松内膳以御威光、上総様へ御礼申上候、辱之由、我々方へも被申越候、

一 爰元にてハ、片市正・同主膳正、此兩人万事にて御座候、ちと折くハ、

御音信をも可被成候哉、いつれの大名衆も、其分にて御座候間、先為可被御分別申上候、就中、よくも無御座候へとも、たはこ三斤致進上候、遠路之事に御座候間、寸志之段、可被成御免候、恐惶敬白、

和久半左衛門尉

卯月廿一日

宗友（花押）

進上政宗様御中

43 慶長十六年四月二日

二条城で諸礼がある。親王と摂関家が礼の先後を争い、家康が親王を先とする。

〔光豊公記〕

四月二日晴、今日前大樹江勅使并院・女院御使広橋・予、從禁中御太刀馬

代金子二枚、從院御太刀馬代金一枚、從女院大高檀紙錦一卷也、次自分御

礼馬太刀如常御礼申、則御座敷居、（後略）

〔輝資卿記〕 四

卯月二日、二条御所諸礼、御太刀御馬、大御所様進上申候、上錢三貫、

三日、大御所様伏見へ御成候、出家衆御礼ニ被出候へ共、延引候て、准后

親王ノ被仰事ニ付て、舟橋ト拙也ニ被仰出候而、御使歩キ申候、

〔義演准后日記〕 十六

四月二日、晴、巳刻二条亭へ参賀、僧俗別々御礼也、（後略）

〔孝亮宿祢日記〕 三

四月二日、壬申、晴、駿河大御所へ、於二条城、公家衆御礼有之、各太刀

持参也、予同出御礼、親王八条殿伏見殿与摂関家御礼前後ノ事御相論出来、此度先

親王可為前之由也、日野入道・舟橋秀賢両人御使、件御相論之事、重テ旧

記次第可有御沙汰旨、將軍被申入云々、

44 慶長十六年四月三日

家康、伏見に戻り、滞留二日にして二条城に帰る。

〔当代記〕 六

四月三日、大御所伏見へ御越、此以前置給万物御覽アリ、

五日、家康公、從伏見帰京シ給、

45 慶長十六年四月八日

家康、高野山大徳院有雅等を二条城に召し、その論義を聴く。

〔義演准后日記〕 十六

八日、於將軍ニ被召高野衆ヲ論議アリ、論題反斗所執、卅余口各付衆、南都

（尊政）一乘院、予為聴聞可祇候由頼仰、仍出座、上壇ニ將軍并予・一乘院計也、下

壇高野輩左右ニ行駒取、宝性院・無量寿院二人、中央正面ニ向上壇候、即

身義二三行、宝性院誑之、次下座、浅藁ヨリ出言、講師、問者ノ作法略之、

將軍御用繁間如此相計了、緇素群集聴聞、

〔高野山大徳院御由緒略記〕

慶長十六年四月八日、於二条御城、大徳院并總代阿弥陀院・常慶院・上大乗

院・密厳院・奥之坊御前へ罷出、御上洛之恐悦申上、此時献上鈍純子五卷、同

十日右兵衛督様・常陸助様へ一束一本、カチノ御方・カメノ御方・アチャノ

御方、晒布三匹宛進上仕候、

此節於二条御城、大徳院并聖方總代四人、宝性院・西南院・無量寿院・遍明

院、右之モノ共、大権現様御前へ被為召、去年三月、於駿府被仰出候聖方諸

法度之趣、弥堅相守之、唯真言法流相承、違乱有間敷、念仏兼学之坊舎モ、

西谷方唯真言之聖中へ帰入可仕旨、以上意被仰渡候御事、

〔春日社司祐範記〕 慶長十九年甲寅記○大和

四月十二日雨天、去八日家康御前ニテ、高野衆論義沙汰之、題変化所執ト

云々、両檢校出仕、論義者廿八人ト云々、御聴衆一乘院殿・三宝院・喜多

院殿ト云々、

46 慶長十六年四月十一日

徳川頼将（頼宣）が二条城で能楽を演じ、公家衆・門跡および諸大名が見物する。

〔光豊公記〕

四月十一日、晴、入夜少雨、殿中御能、常陸介殿所作也、加茂、八島、三輪、

唐船、鞍馬天狗、以上五番也、一条院殿其外昵近之外も参入也、

〔輝資卿記〕四

四月十一日、二条御所御能アリ、

〔義演准后日記〕十六

四月十一日、於前將軍家御能アリ、諸国諸大名不殘祇候、予可參由被仰出了、無覚悟頓帰寺、仍不參、金地院腹立失外聞了、無念々々、

〔慶長見聞録案紙〕下

四月十一日、於二条之御所、常陸介殿能興行御見物、依之、他所之見物不可有之由也、

〔能組〕○朝野旧聞哀稿五百九十二所載

〔二条御城ニテ御能組

御

賀茂 新八

庄次郎 新九郎

左衛門 清左衛門

同

八島 同人

助三 長右衛門

長藏

同

三輪 同人

庄九郎 弥次郎

又右衛門 又三郎

同

唐橋 同人

庄九郎 新九郎

惣右衛門 清左衛門

同

鞍馬天狗 同人

助五郎 小左衛門

清七 長藏

47 慶長十六年四月十四日

家康、二条城で能楽を行い、親王・門跡・公家衆を饗する。

〔光豊公記〕

四月十四日、今日於殿中御能有之、八条殿、二条殿、近衛殿、鷹司殿、九条殿、鷹司殿御方、菊亭殿、妙法院殿、照高院殿、三宝院殿、一条院殿、梶井殿、竹内殿、青蓮院殿、此次第也、見物堂上衆何も勿論也、御能八番、キリト以上九番、右之内二番常陸介殿被勤、高砂金春、兼平金剛、千手少進、柏崎金春、船弁慶常陸介殿、富太鼓同、鵜頭少進、春日龍神梅若、弓八幡金剛、富太鼓過て、

樂屋へ御礼ニ行向也、各退出、

〔輝資卿記〕四

四月十四日、二条之御所御能ニ祇候申候、

〔義演准后日記〕十六

四月十四日、於將軍家御能九番、見物ノ事被仰出了、八条宮、二条殿、近衛殿、鷹司殿親子、九条殿下、菊亭前右府、西園寺、花山院、法中ニハ妙法院宮、予、照高院宮、梶井宮、一乘院准后、竹内宮、青蓮院僧正、南都北院、是ハ學問者也、御免アリテ御座敷ニ可祇候由將軍仰、于時当テ眉目、公家中官位ノ法度被仰了、法中へハ宮撰家ノ外、門跡向後不可然由仰出了、珍重珍重、金銀折尽善尽美、湯ツケ七五三、能五番已後常翫、大夫ハ金春、金剛、宝生、梅若、本願寺坊官少進等也、將軍若公常陸介殿ニ番御沙汰、船弁慶、富士太鼓、〔孝亮宿祢日次記〕三

四月十三日癸未、晴、於二条城猿樂有之、

十四日甲申、晴、二条城猿樂有之、撰関并公家衆有見物云云、

〔當代記〕六

四月十四日、二条御構ニテ能アリ、家康公是ヲ見給、翁、高砂、柏崎、金春太夫仕之、千手、重衡、善知鳥、少進法印行之、是ハ本願寺ノ衆也、猿樂共ニハ何モ小袖被下、別ノ被下物ナシ、

〔能組〕○朝野旧聞哀稿五百九十三所載

二条御城ニテ、卯月十四日、

高砂	金春	春藤	助三	長左衛門	又右衛門
兼平	金剛	高安	庄九郎	弥次郎	清左衛門
千手	少進	進藤	新九郎	新九郎	長藏
柏崎	金春	福王	助三	長左衛門	又三郎
御舟	慶	新八	庄九郎	弥次郎	清左衛門
御舟	慶	新八	庄九郎	弥次郎	長藏
富士太鼓	新八	新八	庄九郎	弥次郎	又三郎
善知鳥	少進	福王	助三	長左衛門	清左衛門
春日龍神	梅若	進藤	助三	長右衛門	惣右衛門
			弥次郎	新九郎	長藏

弓八幡 金剛 高安 助三 長右衛門 清左衛門

48 慶長十六年四月十四日

家康、二条城で能楽を行う。

〔能之留帳〕一一

慶長十六年卯月十四日、大御所様御上洛之時、二条之於御城、

相生 今春八郎

兼平 金剛三郎

千寿 法印 ○下間 大勝二郎 笛又三郎  
臨進藤 少進 小新九郎

柏崎 常陸様

舟弁慶 同(鼓カ)

富士太靴

鳥頭 法印 大勝九郎  
脇福王 小甚右衛門

春日龍神 梅若

弓八幡キリ 金剛大夫

49 慶長十六年四月十七日

家康、明日下向のため、禁裏の勅使が二条城に遣される。

〔光豊公記〕

四月十七日、晴、明日大御所御下向ニ付、禁裏為御使殿中へ参、

50 慶長十九年四月十二日

二条城破損箇所修復について、年寄衆に伺うよう求めた板倉勝重書状。

〔大工頭中井家文書〕

猶々、御作事之義御年寄衆御相談次第二信州迄具可承候、以上、

急度次飛脚ニ而申候、大御所様八月二ハ被成 御上洛由駿府御年寄衆より

申来候、然処二条 御所御殿其方如存知ニ何も破損候所多在之事ニ候間、

其許御年寄衆へ御伺候而御作事被仰付候様ニ可被得御意候、従前庵、不被

仰付候者俄ニハ難成存候間為御意得如此ニ候、将亦大仏鐘鑄当十六日ニ在

之由大坂より申来候、定而其元へも片市正殿より可被仰越候、猶爰元相替  
義無之候間可御心易候、恐々謹言、

〔慶長十九年〕 板伊賀守 勝重(花押)  
卯月十二日

中大和守殿

51 慶長十九年四月二十二日

二条城破損箇所修復について、重ねて年寄衆との相談を求めた板倉勝重書状。

〔大工頭中井家文書〕

猶々、其元御年寄衆御相談候而、早々次飛脚ニ而可承候、以上、

先日者二条御作事之儀付而駿府迄以書状申入候、于今其元御逗留之由

信濃被申候間重而申入候、八月者 大御所様御上洛可被成由從駿府

被 仰下候間、二条之御殿破損之所ふき直候儀如何候ハん哉、くれ木など

も従大津も取寄せ可申候哉、其地御年寄衆御相談候而次飛脚ニ而具可承候、

箱棟なども損候所ハ板を調申事候、猶從信州具可被申入候条不能詳候、恐々

謹言、

〔慶長十九年〕 板伊賀 勝重(花押)  
卯月廿二日

〔異筆〕 「いたくらとのふみ」  
中井大和守殿

52 慶長十九年十月十一日

二条城に弓鉄砲の者を送った旨を伝える中井利次書状。

〔大工頭中井家文書〕

猶々、二条の御城之小やも式百六七十間ほど北西ニ仕候、以上、

ゆみてつほうのもの、まつく御用ニ御座候かと存式拾人くたし申候、そのほ

うニも御おきなされ候よしニ御座候へとも、ちふん御用ニも候ハんと存くたし

申候、こゝもと御ちん道具何もゆたんなく仕候、将亦大坂のやうすいよく惣



まわりのかわはた(マヤ)へい仕、(天王寺口)てんわうじくちニもほりをほりせい(カ)らうなとも仕、事のほかやういつかまつり候ていノよし申候、方々よりらう人衆もおくまいり、もはや御城之人數もしたいくニかさみ三万余も御座候よし申候、こゝもと御るすのぎかたく申つけ候、恐惶謹言、

中信濃

（慶長十九年）  
十月十一日

利次（花押）

中藤右さま

貴報

53 慶長十九年十月二十日

家康の柏原到着時、大坂方の二条城放火の陰謀露見との報告書が届く。

〔駿府記〕

十月廿日、柏原御旅館着御、京都伊賀守飛脚到来申云、従大坂、ソクタクヲ以金銀ヲ取、二条御城近辺在家放火可致旨、徒党訴人在之ニ付、数人搦捕之由言上、右之内大坂町人金子五百枚捕、乞食之体、大御所御上雑路次子ライ可申旨、捕之云々、御気色快然云々、

〔当代記〕 九

十月廿日、大御所柏原着御、

廿三日、自大坂遣作山伏六十二人余二条近辺可令放火有企、訴人出テ、廿人余搦捕

○本書、二十三日トナスハ、誤レリ、慶長年録異事ナシ、

〔正法寺文書〕 ○山城

文うれしく思ひまいらせ候、わかミも廿六日にのほりまいらせ候、うへさまもやかて御ちんへたゝせられ候御事にて御入候、さりながら、けふハのひまいらせ候、又うけ給り候へハ、やわたのものとも、大さかへたのまれ候て、かねをとり候よし、そこほといつきなとおこし、やき候ハんと御事申候よし、御ミ、にたちまいらせ候て、なかゝにくさ申もおろかにて候、よろつ御ゆたんなされましく候、なにもよくきこへ申候まゝ、その御心へ候へく候、めいゝに御返事申候ハんつれとも、いそかわしく候まゝ、一ふて申入候、たなか殿御うもしさまにも文給ハリ候、御返事申候ハんつれ

とも、いそかわしく候まゝ、あとより申入候へく候、かしく、

廿八日

きやうより

(田中) たなか殿  
(お亀方・清水氏) かめ  
(新善法寺) しんぜんほうし殿

まいる

申給へ

54 慶長十九年十月二十三日

家康が二条城に入る。片桐且元の子元包が家康に拜謁し、秀忠の使者も到着する。

〔駿府記〕

十月廿三日、卯刻永原出御、自矢橋召早船櫓四十挺立膳所戸田左門於船中献御膳、午刻二条亭着御、則片桐市正子息出雲守出御前、此比大坂城中勸別心者等之儀申上云々、（中略）自幕下為御使青山善四郎○重長参着、御京着令問給、幕下御出馬、弥可令急給之由被仰遣云々、

〔孝亮宿祢日次記〕 四

十月廿三日壬寅、晴、將軍大御所今日上洛、二条城御出陣也、

〔春日社司祐範記〕 慶長十九年甲寅記

十月廿四日、駿河大御所様御京着、二条ノ御城ニ御座也、御参内ノ沙汰アリ、

〔東大寺雜事記〕 一

霜月朔日、駿府大御所様、北京二条之御城ニ御着也、

二日、大御所様為御見舞、当寺ヨリ上生院・清冷院御上也、  
一日トスルハ、蓋伝聞  
ノ日ニ係ケシナラン、  
○本書、家康二条城ニ入ルヲ十一月

〔当代記〕 九

廿三日、大御所二条御屋敷御着、今朝大坂町外又自焼、自大坂遣作山伏六十二人余、二条近辺可令放火有企訴人出テ廿人余搦捕、  
加賀・越中・能登三ヶ国主松平筑前守將軍督着陣、下京辺陣取、人数二万余、越前三河守着陣、是も下京辺に被陣取、  
人数及一万云々、

〔本光国師日記〕 十三

(前略) 大御所様、路次中御機嫌能、来廿一二日ニ可被成御京着旨日出度存候、木練柿進上仕候、可然様ニ御披露候而可被下候、一拙老儀、おいわけ辺迄も罷出可然候哉、但二条之御屋敷へ参相待、御目見仕候而可然候哉、貴様御異見次第二候、御報ニ被示下候者、可忝存候、(中略) 一大坂城中之儀、日用なと取籠むさとしたる様体と承及候、定而様子可被聞召候間、不能多筆候、目出度御上着、以面上可得御意候、御前御次而次第、御取成奉頼候、恐惶謹言、

十月十九日

本 上州様人々御中

金地院  
○コノ次ニ、与安法印、後藤光次、亀屋栄任連  
名宛ノ書状アレドモ、大抵同ジキニヨリ略ス

55 慶長十九年十月二十三日

家康、藤堂高虎を二条城に召し、大坂城の形勢を問う。

〔公室年譜略〕 十 高山公七

十月廿三日、神君入洛ニ依テ、公手廻リノ土ヲ卒シテ上京アリテ、神君ヲ迎へ奉リ玉フテ拜謁アリ、直ニ公ヲ二条ノ城へ召テ、大坂攻伐ノ軍議アリ、翌日ニ至テ、尊前ヲ退キ玉ハスト云々、此節公独リ諸軍勢ニ先テ大坂ニ攻寄セ、敵城ノ動静ヲ候ヒ注進スヘシ、其上ニテ両大君発向シ玉フヘシト宣フ、神君其忠誠勇美ヲ感シ玉フ、

56 慶長十九年十月二十四日

家康、二条城で公家衆および諸大名と対面する。

〔駿府記〕

十月廿四日、為勅使両伝奏広橋兼勝・三条実条御対面、其外先手諸大名為御目見参上、

〔時慶卿記〕 四十二

十月廿四日、天晴、夜ハ大時雨、二条城へ常罷出衆廿人計同心して出、広大・飛鳥へモ尋候処、無進物ト、長袴ノ体也、時直ト同心して城へ入、広大・三西ハ御使也、如例各モ罷出候、暫御前二伺候候、本田上野介伺候也、

対顔候衆、大沢(基宿)・朽木河内(元綱)・片市正等也、川信濃被召テ参上ト、乍与所見之、尾州ノ宰相被出ニ対面、阿野預使者、大樹へ明日御見廻ニ可出敷ノ由候、今日早出候旨返事候、

〔言緒卿記〕

十月廿四日、癸卯、天晴、二条御所御目見へ二今日被出輩、内大臣・日野(輝資)入道大納言・花山院大納言・三条大納言・日野大納言・六条中納言・飛鳥(雅庸)井中納言・鳥丸中納言・広橋中納言・冷泉中納言・徳大寺中納言・西園寺(公益)中納言・今出川中納言・西洞院宰相・日野宰相・兼賢朝臣・親留・業光朝臣・時直朝臣・久脩朝臣・予・永慶朝臣・定好朝臣・雅胤朝臣・光賢・康満(冷泉)・孝治・泰重・言総等也、

〔梵舜日記〕 十八

十月廿四日、天晴、巳刻二条之御城罷出、御目見へ申入、別而仕合之御錠共也、

〔言緒卿記〕

十月廿五日甲辰、天晴、前大樹へ被罷出之衆、大炊御門大納言・日野入道大納言・六条中納言・飛鳥井中納言・冷泉中納言・水無瀬宰相・前宰相中将・予・滋野井中将・花山院中将・神祇権少副・樋口侍従・舟橋大炊・此外地下無之、廿六日乙巳、雨、前大樹へ被参衆、冷泉中納言・六条中納言・久脩朝臣・予等也、廿七日丙午、天晴、今日武家御所へ被出仕衆、飛鳥井中納言・鳥丸中納言・冷泉中納言・久脩朝臣・予・雅胤朝臣等也、日野入道・水無瀬入道モ被出、廿八日丁未、天晴、武家御所へ被出候衆、花山院大納言・六条中納言・飛鳥井中納言・徳大寺中納言・西洞院宰相・左衛門佐・予・花山院中将・飛鳥井少将等也、從禁裏、前大樹へ御太刀折紙薫物被参、両伝奏持参也、両人長袴也、院参仕、武家之様子共申上了、西洞院宰相モ伺候也、十一月五日癸丑、雨、前大樹へ罷出了、

〔梵舜日記〕 十八

十月廿六日、時雨、二条御城へ諸家之御礼也、萩原左兵衛両人之御礼太刀折紙、

廿七日、天晴、二条之御城罷出、始而瑛侍者御礼申サセ、杉原二束・段子一卷御礼仕合也、予召連罷出也、

〔時慶卿記〕四十二

十月廿八日、天晴、二条將軍家見廻、飛中同心出、次兵衛殿・常陸殿見廻、

57 慶長十九年十月二十六日

織田信雄および五山の僧徒、二条城で家康に御礼を述べる。

〔駿府記〕

十月廿六日、織田常真御対面、是先年関ヶ原合戦以来御牢人、今度秀頼密談之處、達而御異見、則於大御所御内通有之、則御知行可被遣旨被仰出、

〔言緒卿記〕

十月廿六日乙巳、雨、今日織田常心大樹へ御礼也、五山之衆五十人ハカリ御礼アリ、

〔本光国師日記〕十三

五山之御衆御目見之義、昨日得上意候、去春駿府へ御下向之衆、其外二ハ、勝林和尚・大統和尚・妙智和尚御出仕尤ニ存候、然者今日午刻以前、二条之御殿ニ可有御出候、一束一本可然候、常住之御礼是又同前ニ候、為其急度令申候、恐惶――、

十月廿六日 金地院

天龍寺

相国寺

建仁寺

東福寺

万寿寺

今日午之刻以前ニ各被仰合、二条之御殿へ可有御出候、御前之様子見合、御披露可申候、從金地院最前内証被申入通ニ候、恐惶謹言、

十月廿六日 金地院

板倉伊賀守

五山惣中

〔鹿苑日録〕二十四

十月廿六日、五岳之衆到二条御城伸礼、器物者十帖一本也、

58 慶長十九年十月二十六日

京極高知の子高政、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕

十月廿六日、京極采女正□□<sup>(マ)</sup>即召御前、献奈良柿千云々、

59 慶長十九年十月二十七日

一乘院尊勢・喜多院空慶・宝性院深覚・片桐貞隆など、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕

十月廿七日、一乘院<sup>(尊勢)</sup>・喜多院<sup>(空慶)</sup>出御前、宝性院<sup>(深覚)</sup>・片桐主膳正<sup>(貞隆)</sup>御目見、石河伊豆守<sup>(イシノ)</sup>・松平武蔵守出御前、奥之間被召、大坂尼崎絵図軍陣之様子令仰給、

〔駿府政事録〕三 御庫本

十月廿七日、奈良一乘院・喜多院出御前、宝性院・片桐主膳正・石河伊豆守御目見、松平武蔵守出御前、奥之間被召、大坂尼崎絵図軍陣之様子令仰給、

〔言緒卿記〕

十月廿七日丙午、天晴、今日武家御所へ被出仕衆(中略)次片桐主膳・石川伊豆・マイ田権介御礼申了、

〔高野春秋〕十三

十月廿七日、宝性院<sup>深</sup>、於二条御城、遂御目見、

〔梵舜日記〕十八

十月廿七日、天晴、二条之御城罷出、始而瑛侍者御礼申サセ、杉原二東・段子一卷御礼仕合也、予召連罷出也、

60 慶長十九年十月二十八日

三宝院義演・大乘院信尊・本願寺光昭など、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕



十月廿八日、醍醐三三院(義演)・奈良大乘院(信尊)・本願寺門跡(光昭)・妙心寺鐵山長老・大德寺松岳長老御目見云々、

〔言緒卿記〕

十月廿八日丁未、天晴、武家御所へ御礼二三三院准后・大乘院・本願寺被參也、

〔義演准后日記〕

廿八日、晴、午刻將軍へ御礼、金地院馳走、御馬代三百疋・太刀一腰進上、

上京宿坊ヨリ、早朝御城近所町屋借相待、從左右出仕、大乘院同道、其次二本願寺御礼也、諸寺礼云々、諸門跡諸家未無御礼、

61 慶長十九年十一月一日

八条宮智仁親王・関白鷹司信尚・前関白二条昭実など、二条城で家康に御礼を申す。

〔駿府記〕

十一月朔日、八条宮智仁親王(常胤法親王)・二条殿昭実(常胤法親王)・九条殿忠榮(常胤法親王)・妙法院宮(常胤法親王)・梶井宮(寛海)・勸修寺宮(増孝大僧正)・随心院(増孝大僧正)御対面、日蓮衆上人廿一ヶ寺各御目見、

〔時慶卿記〕 四十二

十一月一日戊酉、天晴、曉天ハ雨也、行水祓、飛鳥井へ遣人、二条へ御礼ノ義也、唯心礼ニ行、鮭一尺持參候、平松同心候、革タヒ一足携之、対面候、少納言出コト遅々故、兩人計遅、二条城へ出候、乍去兩人計出、仕合能、大沢送テ被出候、龍雲ニ逢候、本田上野守ニ逢一礼、又宿へモ行、城和泉宿へ音信候処ニ、早陣へ出卜、大沢宿不尋当シテ帰、山岡主計尋候、他出卜、後預礼状候、

〔言緒卿記〕

十一月大一日己酉、天晴、武家大御所へ御礼ニ被參候衆、西園寺内大臣(美益)・日野入道大納言(輝資)・唐橋大納言(兼勝)・花山院大納言(定熙)・三条大納言(美条)・日野大納言(資勝)・六条中納言(有広)・飛鳥井中納言(雅唐)・鳥丸中納言(光広)・唐橋中納言(総光)・徳大寺中納言(美久)・西洞院(時慶)・日野宰相(光慶)・親留水無瀬入道(廣橋)・兼賢朝臣(柳原)・業光朝臣(西洞院)・時直朝臣(土御門)・久脩朝臣(予)・永慶朝臣(飛鳥井)・雅胤朝臣(鳥丸)・光賢(竹内)・信孝等也、武家大御所へ八条殿式部卿宮、

二条准后・九条前関白御礼有之由承了、

〔孝亮宿祢日次記〕 四

十一月大一日己酉、晴、二条殿・九条殿・関白殿(鷹司信尚)、今日將軍大御所亭有御成、

〔梵舜日記〕 十八

十一月大一日、天晴、御城へ罷出□□□□テ令帰院也、

62 慶長十九年十一月四日

右大臣近衛信尋以下公家衆百余人、二条城で家康に御礼を申す。

〔駿府記〕

十一月四日、今日南殿出御、近衛殿御方御所、一条殿御方御所御対面、并諸公家百余輩御礼、御奏者大沢少将・金地院、又昵近公家衆少々出仕可有之旨、御内々可得御意処、数輩出仕不叶御意、召本多上野介・板倉伊賀守御立腹云々、

〔時慶卿記〕 四十二

四日、天晴、二条城へ公家衆諸礼、飛中父子同心候、堂上七十人計在之、撰家ニハ陽明右府・桃花坊二人計也、御礼様子ハ太刀一腰計也、肩衣袴也、將軍ハ筒服袴也、当番ハ内々外様之内、一人ハ予代時直、内々ハ菊亭・庭田相詰故、礼ニ不出、公卿衆ハ礼シテ其俣座ニ着、殿上人ハ其俣立候、地下ノ者迄礼アリテ、惣一同ニ立候、法師礼可在之处、早將軍座ヲ被立、入御也、陽明ハ簀子迄被送出候、

〔言緒卿記〕

十一月四日壬子、天晴、前大樹へ公家不殘御礼アリ、太刀公卿ハ披殿(露脱カ)上人ハ持參也、近衛右大臣(義利)・一条大納言御兩人先御礼アリ、大沢少将披露也、宰相殿(有広)へ一齋(水無瀬)・大炊大納言(隆頼)・六条中納言(康胤)・予・堀川少将同道參、御酒アリ、右之衆同道シ、少将殿へ參、御対面也、

〔孝亮宿祢日次記〕 四

十一月四日壬子、雨降、將軍大御所二条亭、諸家祇候申御礼(今日惣礼也)、予罷出申御礼(持參)、

○この後、公家衆僧徒等、屢二条城ニ抵り、家康に謁することあり、類を以

て左に合叙す、

〔梵舜日記〕 十八

十一月九日、天晴、二条御城罷出、乍去御座敷依無御出座、令帰寺了、

十二日、天晴、庚申、二条之御城へ罷出、御目覺了、

十四日、晴、二条御城罷出、御前義仕合能、令退出畢、

63 慶長十九年十一月六日

伊予松山城主加藤嘉明の嫡子明成および毛利宗瑞（輝元）の使者、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕

十一月六日、加藤式部少輔□□御目見、毛利宗瑞使者宍戸備前守□□○（明成）毛利実録考証論によれば、宍御目見、本多上野介披露之、戸備前守名を元統という、

64 慶長十九年十一月六日

高野山大徳院宥雅、二条城で家康に拝謁する。

〔高野春秋〕 十三

慶長十九甲寅年十一月六日、大徳院<sup>高野聖方</sup>出御前、有仏法之御雑談<sup>二条御城中、</sup>

65 慶長十九年十一月七日

蜂須賀至鎮、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕

十一月七日、蜂須賀阿波守出御前、早々上洛神妙之由、直被仰云々、

66 慶長十九年十一月十一日

秀忠、伏見から二条城に至り、家康に対面する。その後伏見に帰る。

〔駿府記〕

十一日、午刻將軍家、從伏見、渡御二条御城、於奥御座間御対面、今度大坂御進発之儀、將軍家御上着令待給之儀忝旨被仰上、本多上野介・成瀬隼人・安藤帯刀・板倉伊賀守・酒井雅樂助・土井大炊助・安藤対馬守召御前、被仰日、

明後十三日可有御進発旨云々、未刻將軍家於伏見還御、

〔本光国師日記〕 十四

將軍様、（中略）十一日二二条之御殿へ被為成、両御所様御機嫌能御座候、

〔時慶卿記〕 四十二

十一月十一日、天晴、伏見へ早天ニ時直ト越、少遅々ニテ將軍ハ早御出ノ

コトニテ、於藤森南山ニテ懸御目、仕合能也、二条ノ城へ前將軍御対顔ノ

為ニ御出京ニテ、又被立帰ト、南光坊へ尋、則対顔候、

〔孝亮宿祢日次記〕 四

十一月十一日己未、晴、今日將軍二条城有御成、大御所与被仰合事有之云々、

晩景、又伏見有御下向云々、

〔義演准后日記〕 二十六、有馬湯治記

十一月十一日、將軍、從伏見城、京城へ御座、大御所対面、

〔当代記〕 九

十一月十二日、此日自伏見、將軍二条江参勤シ給、大御所有対面、頓而伏

見江帰御、○本書、十一日となるは誤れり、

67 慶長十九年十一月十一日

伊達政宗、二条城で家康に拝謁し、宇治に赴く。

〔駿府記〕

十一月十一日、申刻陸奥守政宗御目見、此度將軍家供奉先陣也、

〔伊達政宗記録事蹟考記〕 二二

政宗君江戸御出陣以下之事

十一日、午刻台徳院様御入洛被遊、於二条御城、権現様江御対面、政宗義、

申刻権現様江御目見仕、同日宇治江罷越、逗留仕候、（中略）

金森出雲守殿へ之御書

猶々、はや罷出候間、早々申入候、

節々御音書忝候、道齋参候処、種々御懇之段忝候、我等も早速懸御目度

候へ共、不任心中候、然者公方様、唯今此方伏見江御通之事も、拙者ハ

為御目見、只今二条へ参事候、將軍様、明日二条へ御成之事ニ候間、依

体二、京ニ今夜者逗留仕、公方様致御供、重而二条之御城へ可罷出由存候、  
万々期後音候、恐惶謹言、

霜月十日

金 雲州様御報人々御中

68 慶長十九年十一月十一日

堺の今井宗薫・宗呑父子、大坂城を遁れ、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕

十一月十一日、今日泉州堺今井宗薫(兼父)・同子宗呑(兼隆)出御前、依大坂城遁出也云々、

69 慶長十九年十一月十二日

上杉景勝・佐竹義宣、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕

十一月十二日、長尾景勝・佐竹義宣御目見、將軍家御先手也、

〔本光国師日記〕 十四

今十二日、景勝など二条之御殿へ出仕候、  
○上下略、十一月十二日附、  
細川忠興宛、崇伝書状案、

70 慶長十九年十一月十二日

徳川義利(義直)、二条城を発して、木津川に止宿する。

〔駿府記〕

十一月十二日、尾張宰相殿義俊二条御進発、木津川辺御止宿、

71 慶長十九年十一月十三日

秀忠の使者土井利勝、二条城で家康と密談する。

〔駿府記〕

十一月十三日、土井大炊助、自將軍家為御使、自伏見參、出御前、暫御密

談云々、

72 慶長十九年十一月十三日

常陸の新庄直定・陸奥の土方雄重・下野の細川興元など、二条城で家康に拝謁  
する。

〔駿府記〕

十一月十三日、申刻出御南殿、細川玄蕃頭・新庄越前守□□父子、土方掃  
(重)部助其外諸侍御目見、  
(興元) (直定) (直好) (雄)

73 慶長十九年十一月十四日

本多正信、江戸から京都に着き、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕

十一月十四日、今日從江戸、本多佐渡守上着、出御前、鶴御料理賜之、今  
朝從永原到伏見、從夫於二条御亭參上之由申上云々、又申云、關東奥州勢  
後陣江戸品河可有之旨申上云々、

〔慈性日記〕

慶長十九年十一月十四日、二条城へ御礼ニ出候、

74 慶長十九年十一月十五日

家康、二条城を発し、大坂に向かう。

〔駿府記〕

十一月十五日、卯刻大御所二条城御動座、未刻木津着御、(後略)

〔大坂冬陣記〕 ○羅山別集所収

慶長十九年甲寅十一月十五日、辰刻大御所出御二条城、御籃輿、路次過伏見  
木幡、(後略)

〔当代記〕 九

十一月十五日癸亥、大御所自京都、將軍自伏見出馬給、

〔時慶卿記〕 四

十一月十五日、天晴、陣替、二条城ヨリ至木津卜、後聞、奈良中坊本陣卜、木  
津ニテハ無之、

〔言緒卿記〕

十一月十五日癸亥、天晴、武家大御所、若御所御動座也、二条之御所へ參

ミ夕テ申衆大炊御門大納言・六条中納言・冷泉中納言・水無瀬一斎・土御門左衛門佐・予等也、臆而御帰陣可被成之由申入了、

〔孝亮宿称日次記〕 四

十一月十五日癸亥、晴、將軍大御所自二条城有御陣替、又江戸之將軍、自伏見城平田迄御陣替有之云々、

〔春日社司祐範記〕 慶長十九年甲寅記○大和

十一月十五日、駿河大御所様家康、從京都木津御着陣、両御門跡様・寺門社家、并伶人禰宜御迎ニ参向了、河原ニテ御参合、御礼有之、(後略)

〔諸牒余録〕 本多中務大輔二

(前略) 然者両御所様、明十五日、爰元御出陣ニ御座候、其元相替儀無御座候由、示預之通可申上候、猶追々御注進可被成候、恐惶謹言、

本多上野介

十一月十四日

(忠政)

本多美濃守様

書判

〔慈性日記〕

慶長十九年十一月十五日、早天ニ大仏へ大御所様御陣立見物ニ参候、

75 慶長十九年十二月二十五日

家康、本多正純・成瀬正成・安藤直次を茶臼山に留め、二条城に凱旋する。

〔駿府記〕

十二月廿五日、辰刻大御所御帰陣、茶臼山出御、申刻入御二条城、板倉伊賀守○大坂冬陣記にここに「出御門」の三字あり奉迎之、大坂城破平之間、將軍家・

宰相殿・中将殿御在陣、本多上野介・成瀬隼人・安藤帶刀、同留茶臼山、

〔時慶卿記〕 四十二

十二月廿五日、天晴、大樹帰陣、二条城へ被入、若將軍ハ未大坂ニ逗留ト、飛鳥・華山雖誘引不出、兩人モ迎シテ早城へ入テ不目見ト、方々へ遣使者、

帰陣珍重申候、川信(川勝信濃守)・藤懸三藏等、又唯心へモ申候処、唯心ハ参ト、

〔言緒卿記〕

十二月廿五日癸卯、天晴、武家大御所大坂秀頼公ト和穆シ、今日御帰陣、

二条御城へ被成御着了、

〔孝亮宿称日次記〕 四

十二月廿五日癸卯、晴、大坂城之中、秀頼公与將軍御和談有之、大御所御上洛、

二条城有御帰陣、唐橋民部少輔(在通)、御供帰京也、

〔梵舜日記〕 十八

十二月廿五日、天晴、前將軍家康公御城へ御出也、

76 慶長十九年十二月二十六日

公家衆、二条城で家康に拝謁する。

〔言緒卿記〕

十二月廿六日甲辰、天晴、今日二条御城へ被出輩、大炊御門大納言・日野(輝資)・入道大納言・広橋大納言・花山院大納言・三条大納言・日野大納言・六条(有広)・中納言・飛鳥井中納言・鳥丸中納言・広橋中納言・冷泉中納言・水無瀬(親真)・宰相・水無瀬入道・土御門左衛門佐・予・花山院少将・飛鳥井少将・孝治等也、

77 慶長十九年十二月二十六日

片桐且元・板倉勝重、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕

十二月廿六日、今夕片桐市正出御前、板倉伊賀守伺候、暫御雑談、廓山上人出御前、暫有仏法御雑談云々、

廿七日、金地院・黒谷清林出御前、片桐市正出御前、將軍家於岡山御越年、

然者可罷下之由、以板倉伊賀守申之、

78 慶長十九年十二月二十七日

秀忠、土井利勝を二条城に遣し、大坂城堀櫓などの破壊を言上する。

〔駿府記〕

十二月廿七日、今夕自將軍家土井大炊助、自岡山参二条城、出御前、捨堀櫓壊平之由言上、

79 慶長十九年十二月二十七日

神龍院梵舜、二条城で抄を家康に献じる。

〔梵舜日記〕

十二月廿七日、予御城へ罷出、三光双覽抄予先年書写之本、令進上罷出処、無出御、伝長老へ預申置、

80 慶長十九年十二月二十九日

伝奏広橋兼勝・三条西実条、二条城で禁中儀式など七か条を家康に示す。

〔駿府記〕

十二月廿九日、伝長老・南光坊僧正出御前、(鳥丸本願寺光從)信乘院御目見、(良純)知恩院八宮・大覚寺御門跡・一乘院・広橋大納言・三条大納言御対面、捧目録七ヶ条、正月節会事、白馬節会事、踏歌事、官位之事、准后親王位階事以下云々、仰曰、是無其古今異同之分、考律令格式、自駿府可被仰越之由被仰出、今夕御祝儀如例、伊丹喜之助自岡山来、兵粮扶持之儀被仰付、

〔時慶卿記〕 四十二

十二月廿九日、天晴、二条城へ、伝奏衆其外殿上常二被参候衆出仕、前將軍御対面ト、大覚寺殿・知恩院八宮等礼アリト、

81 元和元年一月一日

豊臣秀頼、二条城に使者を遣し、家康に歳首を賀する。

〔浅野考譜〕 三

(二十九)慶長二乙卯年正月元日、戸田帯刀二頼ミ、年始の御礼被申上、將軍秀忠公者、未岡山に御在陣故、陣羽織を着て奏者あり、東照宮者、京都二条に御在城故、麻上下着用なり、

〔鹿苑日録〕

慶長二十年乙卯正月二日、当院勤行齋了、詣二条城、伸歳首之礼、一寺常住之衆具威儀也、

82 元和元年一月二日

勅使及び院使、二条城に至り、家康に歳首を賀する。

〔言緒卿記〕 同日条

正月二日己酉、(為滿)天晴、武家大御所へ参ル、(土御門)從禁中両伝奏被参、御礼アリ、其以後二冷泉中納言、久脩朝臣、予、(冷泉)為頼、(土御門)泰重等也、仙洞ヨリ、武家大御所へ年頭之御礼アリ、予披露申、御使ハ秋篠大弼木工頭也、御馬太刀也、次三級・桜町図書・花園雅楽頭御礼被申了、

〔泰重卿記〕 同日条

正月二日、大樹二条御城御座候也、昵近衆御礼、予父子御礼申畢、

83 元和元年一月三日

家康、駿府へ帰るため、二条城を出発する。

〔駿府記〕

(正月)三日、午刻二条御所出御、申刻到膳所着御、城主戸田左門、(氏鉄)善尽美尽云々、

〔言緒卿記〕

正月三日庚戌、天晴、武家大御所様駿府御下向、御暇乞ニ被参輩、大炊御門大納言・日野入道大納言・花山院大納言・日野大納言・六条中納言・飛鳥井中納言・鳥丸中納言・冷泉中納言・水無瀬入道・久脩朝臣・予・(鳥丸)光賢・(冷泉)為頼・孝治等也、

〔孝亮宿祢日次記〕 四

正月三日庚戌、晴、参二条殿、駿河大御所、自二条亭、今日昼還御、御鷹野之由也、

〔元寛日記〕 一

正月二日、天晴、昼過家康公二条御発輿、膳所御止宿、

84 元和元年一月二十四日

秀忠、伏見より二条城に入る。

〔泰重卿記〕

正月廿四日、晴天、將軍秀忠公、從伏見二条城へ御成也、公家衆御迎、家君御迎也、

〔梵舜日記〕

正月廿四日、辛未、天晴、江戸將軍至二条御城御成、

〔駿府記〕

正月廿六日、京都板倉伊賀守飛脚到来申云、去廿四日未刻從伏見到二条城、將軍家入御云々、同日御參内之由云々、(中略)廿八日、京都二条御所御動座、御止宿膳所云々、

〔慶長見聞書〕五

正月廿四日、將軍家二条之御城江被成御座候、

85 元和元年一月二十五日

五山の僧、二条城に至り、秀忠に歳首を賀する。

〔鹿苑日録〕二十四

廿五日、齋了、赴二条御城、愚拙当住伸相国礼、々衆繁多故、金地曰、可略当院之礼云々、自余当住亦略私礼也、

〔本光国師日記〕十五

公方様へ年頭之御礼之儀、板倉伊賀守殿令双談、得上意候処、則可被成御対面旨被仰出候条、明廿五日四時以前、二条之御殿へ、各可有御出仕候、去夏駿府江戸へ御參上之衆も、御目見可然候、為御心得申入候、恐惶謹言、

正月廿四日

金地院――

五岳御役者中

86 元和元年一月二十七日

親王・公家衆・門跡以下、二条城に至り、和議の成立を秀忠に賀する。

〔義演准后日記〕十九

廿七日、晴、惣參賀群集、御礼次第、准后与親王前後、從先年未究、

〔中院通村日記〕一

正月廿七日、陰、雨雪不降、今日將軍家諸礼也、仍未明退朝(中略)向二条之城、未下刻許、諸家礼相済、

〔言緒卿記〕

正月廿七日、甲戌、天晴、二条御所へ、公家門跡御礼アリ、各きぬ直垂ヲ着ス、〔泰重卿記〕一

正月廿七日、大臣撰家門跡諸公家御礼、二条御城ニテ、皆絹直垂也、予用意出来不申候、狩衣にて無念也、

〔孝亮宿称日次記〕四

正月廿七日甲戌、晴、今日將軍二条亭公家衆被申御礼、各太刀持參、

〔梵舜日記〕

正月廿七日甲戌、天晴、早朝、二条之御城罷出、諸家之御礼、

87 元和元年一月二十八日

秀忠、江戸に帰るため、二条城を出発する。

〔言緒卿記〕

正月廿八日乙亥、天晴、大樹御下向、二条へ両伝奏・六条中納言・冷泉(有広)中納言・予五人參ル、無用之由也、御礼六ヶ敷之由ニ而罷帰了、

〔駿府記〕

去廿八日、京都二条御所御動座、御止宿于膳所云々、

88 元和元年四月十八日

家康、京都に到着し、二条城に入る。

〔駿府記〕

四月十八日(中略)未刻渡御二条城、

〔泰重卿記〕一

十八日、小雨洒、今日大樹前將軍御上洛、二条城ニ御着也、

〔義演准后日記〕十九

十八日、大御所上洛、京城へ御着云々、

89 元和元年四月二十二日

秀忠、二条城に至り、家康と密議する。

〔駿府記〕



四月廿二日、將軍家從伏見、為御対面渡御二条城、御密談移刻、本多佐渡守、土井大炊助、本多上野介候御前、幕府申刻還御伏見城云々、

〔言緒卿記〕

四月廿二日戊戌、天晴、江戸大樹、前將軍二条御所へ御出也、

〔孝亮宿祢日次記〕 四

四月廿三日己亥、晴、將軍自伏見、令入二条城大御所亭給、大坂之事被仰談之由有風聞、

〔梵舜日記〕 十九

四月廿二日戊戌、天晴、江戸將軍二条之御城御成之由也、

90 元和元年四月二十三日

公家衆、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔言緒卿記〕

四月十九日乙未、天晴、二条城大御所へ罷出了、

廿日丙申、晴又雨、前將軍様へ參了、

廿一日丁丙、天晴又小雨、前將軍へ參了、

〔梵舜日記〕 十九

四月十九日乙未、天晴、御城為御目見罷出、依無御出座、各退出了、

廿日丙申、陰、御城へ罷出、今日モ無御出座也、

廿一日丁酉、天晴、二条之御城へ罷出、今日モ無御出座故、令退出也、

廿三日己亥、天晴、二条御城へ罷出、及御目見也、

91 元和元年四月二十五日

秀忠、土井利勝・安藤重信を二条城に遣し、家康と密談させる。

〔駿府記〕

四月廿五日、自幕下為御使土井大炊助、安藤対馬守參候二条城、則出御前、御密談移刻、明日幕府可有渡御二条城旨被仰渡、兩使于伏見帰參云々、

92 元和元年四月二十六日

秀忠、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔駿府記〕

四月廿六日、巳刻自伏見將軍家渡御二条城、有対面、明後廿八日、兩御所可有御出馬旨被仰出云々、

〔梵舜日記〕 十九

四月廿六日壬寅、天晴、(中略) 次二条之御城へ罷出、江戸將軍・上総殿・宰相殿・少將殿御兄弟御出也、次大御所様へ及御目見、

93 元和元年四月二十九日

秀忠、二条城に至り、家康と密談する。

〔駿府記〕

四月廿九日、幕下從伏見渡御二条城、御密談移刻、来三日、幕下御進發之旨被仰出、

94 元和元年五月五日

家康、二条城を出發する。

〔駿府記〕

五月五日、天晴、巳刻大御所二条御所御動座、供奉士不可勝計、

〔本光国師日記〕 十七

五月五日、大御所様二条御立候而、同日河内星田へ御着、

〔泰重卿記〕 一

五月五日、晴天、大樹御父子、大坂表へ出陣也、家君其外公家衆見立、二条まで致祇候候也、

95 元和元年五月八日

家康、二条城に凱旋する。

〔駿府記〕

五月八日、申刻、大御所茶白山出御、京都御帰陣、戌刻二条御所着御云々、

〔泰重卿記〕 一



五月九日、晴天、昨夜大御所様従大坂御帰陣（中略）秀頼公八日御腹御切候由、每人皆無不哀傷候、家君二条御城大御所為見廻御出候、

〔孝亮宿祢日次記〕 四

五月八日甲寅、晴、入夜將軍大御所御上洛、令着二条城亭給、天下泰平之基、人々令安堵者也、

〔梵舜日記〕 十九

五月八日甲寅、天晴、駿河之大御所様夜半過三、京都二条之御城還御也、

96 元和元年五月八日

家康、鍋島勝茂を二条城で引見する。

〔鍋島勝茂譜考補〕

五月八日（中略）即御上京被成、二条ノ御城御目見、

97 元和元年五月十一日

秀忠、二条城に至り、家康と密談する。

〔駿府記〕

五月十一日、午刻將軍家自伏見渡御二条御所、御密談移刻、申刻還御伏見云々、

98 元和元年五月十三日

神龍院梵舜、二条城の家康に伺候する。

〔梵舜日記〕 十九

五月十三日己未、雨降、二条之城へ法中衆ノ御礼也、

99 元和元年五月十四日

幕府、大坂の残党水原石見守の首を二条城西門前に曝す。

〔駿府記〕

自方々落人首六百余持来、今日大坂町奉行水原石見守、二条御所近辺忍居之由、依有訴人、則藤堂和泉守被遣討手所、石見守致覚悟相戦、寄手三人切臥戦死、則石見守頸西御門前晒之云々、

100 元和元年五月十五日

公家衆・門跡等、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔義演准后日記〕 十九

五月十五日、早朝二条御城へ罷向、先神泉園坊二立寄、相待左右了、早々可参賀由注進、仍罷向、先御室大覚寺御礼、御退出、次妙法院宮、同御付弟宮堂形、次梶井宮、次子、次一乘院、堂付第十宮<sup>親</sup>王御礼、次論義被始之、天台宗論題、現世安穩後生善所法花要文也、数刻聴聞、精義南光坊、聴衆公家衆其外出家在家数多、退出已後、暫休息、歸寺畢、

101 元和元年五月十八日

秀忠及び公家衆・門跡・大名等、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔義演准后日記〕 十九

五月十八日、晴、辰刻出洛、直神泉園罷向テ、着装束、城へ罷向、將軍伏見ヨリ渡御、数刻御内儀ニテ御振舞了、已後大御所出御、先竹内宮、大乘院、勸修寺門跡御礼、先度ノ御礼仁被洩衆也、已後妙門、梨門、予参上、上段二着、于時長老出テ窺上意云、將軍ノ御方御カケニテ可有御聴聞カト申、是へ御出可有由仰、仍將軍御出、各御礼申畢、論義衆始之、問者興福寺喜多院、講師東大寺不動院、数刻問題、当時兩人共二学生也、因明ノ論義也、堂上衆数多祇候、大名ニハ伊達侍正宗等也、<sup>（從脱力）</sup>

〔伊達政宗記録事蹟考記〕 二十一

五月十八日、午刻政宗義、二条江登城仕、押付致下宿候、

102 元和元年五月十九日

秀忠、二条城に至り、家康と対談する。

〔駿府記〕

五月十九日、將軍家從伏見渡御二条御所、大御所近日可有還御駿府旨、將軍家被仰曰、八月迄有御滞留、万事御仕置等御談話被成度旨、強而被仰上、依之大御所八月迄可有御在京之趣被仰云々、

103 元和元年五月二十一日

家康、二条城で真言の論議を聞く。

〔義演准后日記〕 十九

五月廿一日、晴、出京、真言論議於二条城在之、為聽聞參、論題西方非西方新儀智積院于時予ニ御尋、行者本尊ニムカハネハ、本尊行者ニ向フト云儀也、

〔孝亮宿祢日記〕 四

五月廿一日丁卯、晴、予・忠利參二条殿之処、三宝院殿有御成、只今自將軍大御所亭、還御云々、今日於二条亭真言衆論議有之由、有御雜談、

104 元和元年五月二十三日

秀忠、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔駿府記〕

五月廿三日、從伏見將軍家二条御所着御、御密談移刻、午刻幕下還御、

〔梵舜日記〕 十九

五月廿三日己巳、天晴、江戸將軍二条之御城へ御成之由也、

〔慈性日記〕

五月廿三日、二条御城ニ而天台宗ノ論義、兩御所様御聽聞、四味ヲ不經、直法花ノ成仏有歟、論義正覺院・南光坊・恵心院・葉樹院・竹林坊・法輪寺・日増院・恵光坊・東光坊・法泉院・相樹坊・三昧院・門主、

105 元和元年五月二十四日

神龍院梵舜、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔梵舜日記〕 十九

五月廿四日庚午、天晴、二条御城へ罷出、御前義一段仕合ニテ令退出、

106 元和元年五月二十六日

神龍院梵舜、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔梵舜日記〕 十九

廿六日壬申、天晴、二条之御城へ罷出、御前仕合、社家神主社務已下之事、

御尋也、公家其外諸侍已下出座、歷々義也、次晚吉田へ罷帰也、

107 元和元年六月一日

公家衆、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔泰重卿記〕 一

六月一日、雨天、四時分晴、二条伏見兩大樹へ、予父子御礼申畢、

〔梵舜日記〕 十九

六月大一日丙子、予二条之御城へ罷出、

〔言緒卿記〕

七日壬午、天晴、二条御所前大樹へ參了、

108 元和元年六月二日

秀忠、二条城に至る。また二条城で天台宗の論議がある。

〔義演准后日記〕 十九

六月二日、晴、於二条御城論議、天台宗參勤、為聽聞出京、將軍從伏見御成ニ付不參、今夕歸寺、

〔本光国師日記〕 十七 (六月一日の書状案)

明日二条へ可被成御成ニ付而、天台宗ニ論議被仰付候、此由可被仰上候、以上、

109 元和元年六月四日

家康、高野衆の論議を聞く。

〔義演准后日記〕 十九

六月四日、論議高野衆參勤、為聽聞罷向畢、

〔梵舜日記〕 十九

六月四日己卯、天晴、於二条御城、高野衆論議有御聽聞、一条院殿(乘)、三宝院殿也、予罷出、

110 元和元年六月十一日

家康、二条城で因明の論議を聞く。

〔義演准后日記〕

六月十一日、一乘院因明論義被申、為聽聞二条御城へ参、

111 元和元年六月十六日

二条城で嘉定の儀がある。

〔泰重卿記〕一

六月十六日、晴天、予父子共、二条城家康公へ致祇候候、かしやう御相伴也、御酒之時へ、御ひつこも也、近衛殿、政所さま、一条殿ヨリ嘉定被下候、

112 元和元年六月十七日

二条城で天台宗の論議がある。

〔駿府記〕

六月十七日、天台論議云々、

113 元和元年六月二十日

秀忠、二条城に至る。また二条城で天台宗の論議がある。

〔駿府記〕

六月廿日、幕下二条御所渡御、暫御密談、

〔言緒卿記〕

六月十七日壬辰、雨、前大樹へ参衆、烏丸中納言・冷泉中納言・予等也、

六月十八日癸巳、雨、前大樹へ出仕之衆、徳大寺中納言・冷泉中納言・久脩朝臣・予等也、

六月十九日甲午、雨、前大樹へ被参衆、広橋大納言・三条大納言・冷泉中納言・久脩朝臣・予等也、

六月廿日乙未、雨、前大樹へ被参衆、花山院大納言・飛鳥井中納言・冷泉中納言・徳大寺中納言・久脩朝臣・予等也、將軍二条御所へ御出也、天台論儀アリ、題者悪則善ト云也、

六月廿一日丙申、雨、前大樹へ被参衆、広橋大納言・三条大納言・冷泉中納言・庭田前宰相中将・予・竹内刑部少輔等也、

六月廿二日丁酉、雨、前大樹へ冷泉中納言・予参了、

六月廿三日戊戌、雨、前大樹へ冷泉・予参了、

六月廿四日己亥、雨、前大樹へ参了、冷泉・予兩人也、

六月廿五日庚子、天晴、前大樹へ被出衆、広橋大納言・三条中納言・飛鳥井中納言・烏丸中納言・冷泉中納言・徳大寺中納言・業光朝臣・予・花山院少将・雅胤朝臣等也、

六月廿六日辛丑、天晴、前大樹へ被参衆、飛鳥井中納言・冷泉中納言・西洞院宰相・水無瀬前宰相・久脩朝臣・予等也、論儀アリ、

六月廿七日壬寅、夕立、前大樹へ被参衆、冷泉中納言・予等也、

〔梵舜日記〕十九

六月廿八日癸卯、天晴、前大樹へ武家御来儀也、被参衆大炊御門大納言・広橋大納言・花山院大納言・日野大納言・六条中納言・飛鳥井中納言・広橋中納言・西洞院宰相・水無瀬前宰相・久脩朝臣・予・永慶朝臣・孝治・実清等也、

六月廿九日甲辰、天晴、前大樹へ被参衆、六条中納言・予等也、

六月十日乙酉、天晴、御城へ罷出、

六月廿日乙未、天晴、二条御城罷出、天台衆之論之有リ、江戸將軍御聽聞也、

六月廿五日庚子、天晴、二条之御城へ罷出、

六月廿八日癸卯、天晴、二条御城罷出、

114 元和元年六月二十八日

秀忠、二条城に至る。

〔駿府記〕

六月廿八日、幕府二条御所渡御、

六月廿八日癸卯、晴、今朝伏見之將軍上洛、二条城有御成云々、

115 元和元年六月二十九日

〔孝亮宿祢日次記〕

六月廿八日癸卯、晴、今朝伏見之將軍上洛、二条城有御成云々、

〔孝亮宿祢日次記〕

六月廿八日、幕府二条御所渡御、

六月廿八日癸卯、晴、今朝伏見之將軍上洛、二条城有御成云々、

〔孝亮宿祢日次記〕

六月廿八日癸卯、晴、今朝伏見之將軍上洛、二条城有御成云々、

六月廿八日癸卯、晴、今朝伏見之將軍上洛、二条城有御成云々、

115 元和元年六月二十九日

〔孝亮宿祢日次記〕

六月廿八日癸卯、晴、今朝伏見之將軍上洛、二条城有御成云々、

六月廿八日癸卯、晴、今朝伏見之將軍上洛、二条城有御成云々、

六月廿八日癸卯、晴、今朝伏見之將軍上洛、二条城有御成云々、

六月廿八日癸卯、晴、今朝伏見之將軍上洛、二条城有御成云々、

本阿弥又三郎、二条城に至り、秀頼の骨喰刀を家康に献上する。

〔駿府記〕

六月廿九日、秀頼所持之骨喰刀吉光一尺九寸五分、本阿弥又三郎尋出、献御前処、

116 元和元年六月三十日

家康、片山宗哲等に命じ、二条城御殿で僧雲叔献上の書籍を点検させる。

〔本光国師日記〕 十七

六月晦日、二条之御殿にて雲叔上り本点検仕候へと被仰出候、

117 元和元年閏六月一日

公家衆・僧侶、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔言緒卿記〕

閏六月一日丙午、夕立、前大樹へ被出衆、広橋大納言・花山院大納言・日野大納言・六条中納言・飛鳥井中納言・冷泉中納言・徳大寺中納言・西洞院宰相・水無瀬宰相・兼賢朝臣・業光朝臣・予・永慶朝臣・雅胤朝臣・康満・孝治・光賢・種忠等也、

閏六月二日丁未、夕立、前大樹へ罷出、冷泉中納言・予卜兩人也、

閏六月三日戊申、夕立、(中略) 次二前大樹へ参了、閏六月四日己酉、夕立、

前大樹へ被参衆、六条中納言・冷泉中納言・久脩朝臣・予等也、

〔梵舜日記〕

閏六月一日丙午、天晴、予二条御城へ罷出、能仕合ニテ御目見申入也、鴨長明之事御尋也、

〔高野春秋〕

閏六月朔、学侶惣代多門院良尊於二条御城中拝賀、

118 元和元年閏六月三日

伊予板島城主伊達秀宗、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔伊達貞山治家記録〕 一二十五下

今日、宇和島侍従殿二条へ御登城、大神君へ御礼仰上ラル、

119 元和元年閏六月四日

細川忠興、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔駿府記〕

長岡也

閏六月四日、羽柴越中守忠興出御前、則被下御暇帰国云々、

120 元和元年閏六月六日

秀忠、二条城に至り、家康と閑談する。また二条城で真言宗の論議がある。

〔駿府記〕

閏六月五日、酷暑故、無出御云々、

閏六月六日、將軍家従伏見、渡御二条御所、則於奥之御座間、有閑談、本多佐渡守、同上野介伺候、今日於前殿真言論議有之、題者十悪起不起、身三口四意三同時起耶各別耶、宝性院・无量寿院・遍明院・正智院・金剛三昧院・如意輪寺・庵室・北室院也、講師者多門院、両御所同有出御、合聞之給云々、尾張宰相殿・遠江中将殿・越前少将殿・松平陸奥守・松平筑前守・京極若狭守・藤堂和泉守・本多佐渡守以下伺候、其外日野入道等、諸公家成座列云々、(中略) 未刻將軍家伏見へ還御云々、

〔言緒卿記〕

閏六月六日辛亥、天晴、前將軍へ罷出、論議アリ、大樹御出座也、

閏六月九日甲寅、夕立、前大樹へ参、六条中納言・徳大寺中納言・水無瀬宰相・予・花山院少将・堀川少将等也、

十日乙卯、夕立、前大樹へ罷出了、

十四日己未、天晴、二条御所へ参了、

〔梵舜日記〕 十九

閏六月六日辛亥、天晴、二条之御城へ罷出、退出、無御目覚罷帰也、

八日癸丑、天晴、二条之御城罷出、無出座、

九日甲寅、天晴、予二条之御城罷出、及御目覚令帰也、

121 元和元年閏六月九日

家康、織田有楽に大坂城中の茶器のことを尋ねる。

〔駿府記〕

閏六月九日、大御所出御前殿、織田有楽出仕、大坂城中兵火之後御茶入肩衝等多紛失、仍令問其貌給云々、

122 元和元年閏六月十五日

秀忠、安藤重信を使者として二条城に遣す。

〔駿府記〕

閏六月十五日、安藤対馬守為御使、従伏見參候云々、

123 元和元年閏六月十五日

家康、二条城南殿に出御し、公家衆に会う。

〔駿府記〕

閏六月十五日、大御所南殿出御、諸侍各出仕、公家衆如例出仕、

124 元和元年閏六月十五日

徳川頼将（頼宣）、伏見城に行き、秀忠に謁し、二条城に帰る。

〔駿府記〕

閏六月十五日、遠江中将殿於伏見令赴給、幕下御対面、未刻令二条帰給、尾

張宰相殿御煩暑氣之後、股少腫、故于伏見不赴給云々、

125 元和元年閏六月十六日

秀忠、二条城に至り、家康と閑談する。

〔駿府記〕

閏六月十六日、將軍家自伏見渡御二条御所、於奥座間、有御閑談、本多佐渡守伺候、未刻還御云々、越後少将殿・越前少将殿・松平和泉守等出仕、

其外御譜代衆、各如例出仕、

〔言緒卿記〕

閏六月十六日辛酉、天晴、武家御所、前大樹へ御出、予參了、

〔本光国師日記〕 十七

一書令啓上候、昨日者公方様二条へ被成御成、御機嫌能目出度存候、

126 元和元年閏六月十七日

公家衆・門跡及び諸大名等、二条城で家康に拝謁する。家康、浄土宗の法問を聴く。

〔駿府記〕

閏六月十七日、於前殿、有浄土法問、即座被仰付、題者難易二通云々、増上寺国師・吞龍了的・廊山・長流・理益以下十二人云々、一乘院・青蓮院・

大乗院、其外公家衆參上云々、松平陸奥守、藤堂和泉守出仕、松平右衛門佐忠之、松平武蔵守利隆御目見、冷泉中納言猷大比叡哥合一冊、

〔言緒卿記〕

閏六月十七日壬戌、天晴、前大樹へ參、浄土衆法文アリ、

127 元和元年閏六月二十三日

二条城で真言宗の論議がある。

〔駿府記〕

閏六月廿三日、真言論議、題十惡同時断歟、漸々断歟、講師遍明院也、

128 元和元年閏六月二十五日

家康、二条城で天台の論議を聞く。

〔駿府記〕

閏六月廿五日、天台論議、

129 元和元年閏六月二十六日

二条城で真言宗の論議がある。

〔駿府記〕

閏六月廿六日、真言論議、題肉身ヲ捐テ即身成仏歟、肉身不捨成仏歟、講

師高室院、

〔慈性日記〕

閏六月廿六日、二条御城にて、御論義俄二戒法成仏ナリ、拙僧も出座、

130 元和元年閏六月二十七日

秀忠、二条城に至り、舞樂を見る。

〔駿府記〕

閏六月廿七日、將軍家渡御二条御所、

伶人奏樂五番

振棒三節 万歳樂 延喜樂 陵王 納蘇利 太平樂

狛棒 散手 古德樂 抜頭 還城樂 退出二長慶子

公家衆悉出仕、尾張宰相殿・遠江中將殿（中略）已下各出仕云々、

〔言緒卿記〕

閏六月廿七日壬申、天晴、前大樹將軍様御出有舞、振棒三節、左万歳樂、右

延喜樂、陵王、納蘇利、太平樂、狛棒樂、散手、古德樂、抜頭、還城樂等也、

退出二長慶子也、公家衆廿人許アリ、

〔孝亮宿祢日次記〕 四

閏六月廿七日壬申、晴、晚雨降、於將軍二条亭、伶人舞有之、大樹有見物、

公家衆江被參、

〔梵舜日記〕 十九

閏六月廿八日癸酉、晴、晚夕立、於二条之御城、伶人舞樂アリ、当社之裝束、

伝奏ヨリ依申、樂人衆へ委相渡、舞樂御覽之由也、

131 元和元年七月一日

秀忠、二条城に至る。家康、二条城で能樂を張る。

〔駿府記〕

七月一日、將軍家渡御二条御所、諸公家諸大名諸士各出仕、御能、

〔泰重卿記〕 一

七月一日、晴天、二条御城御能、

〔言緒卿記〕

七月一日乙亥、天晴、前大樹二能アリ、

〔孝亮宿祢日次記〕 四

七月一日乙亥、晴、於二条亭、有猿樂、

〔義演准后日記〕 十九

七月朔日、晴、於二条御殿御能、將軍御成云々、

〔梵舜日記〕 十九

七月一日乙亥、天晴、二条之御城二御能アリ、

七月三日丁丑、天晴、金子八郎兵衛ヨリ申來、二条御城数寄屋路次二敷松葉

卅俵持遣也、

七月十三日丁亥、天晴、予二条之御城へ罷出也、及目覺也、

132 元和元年七月三日

家康、二条城で真言宗の論議を聞く。

〔駿府記〕

七月三日、真言論議、当座二被仰付、題清浄行者不入涅槃、破壊比丘不墜地獄、

七月六日、真言新儀論議、

七月廿六日、真言論議、題西方非西方、宝亀院講師、

〔言緒卿記〕

七月三日丁丑、天晴、前大樹へ罷出了、論議アリ、

七月廿六日庚子、小雨、前大樹へ參、有論議アリ、

〔梵舜日記〕 十九

七月六日庚辰、雨降、二条之御城罷出、真言新儀論議アリ、予御目覺申入候也、

七月廿五日己亥、二条之御城へ罷出、論議アリ、真言衆也、

133 元和元年七月四日

秀忠、水野忠元を二条城に遣し、家康に鱸魚を献上する。

〔駿府記〕

七月四日、水野監物從將軍家為御使參上、被進鱸、



134 元和元年七月五日

家康、二条城南殿で源氏物語抄を公家に配分し、仮名付を命じる。

〔駿府記〕

七月五日、大御所南殿出御、源氏物語抄、公家衆被成配分、仮名ヲ可付由被仰、

〔言緒卿記〕

七月十七日、従大御所、十七箇条法度書、於二条御城相定、兩御所御判、日下二条殿判也、次將軍大御所御判アリ、清書日野宰相、

135 元和元年七月五日

家康、二条城にて幸若舞を見る。

〔駿府記〕

七月五日、幸若弥次郎、同八郎九郎、同小八郎、舞曲被仰付、

〔言緒卿記〕

七月五日、大樹へ罷出、カウワカ舞アリ、

136 元和元年七月十日

土井利勝、二条城に至り、家康に伺候する。

〔駿府記〕

七月十日、土井大炊助従伏見城參、召御前、仰曰、今月廿七日可有御下向、

將軍者自其以前歟、或以後歟、可為御随意云々、

〔梵舜日記〕 十九

七月十七日辛卯、天晴、二条之御城御能アリ、

〔孝亮宿祢日次記〕 四

七月十七日辛卯、晴、於二条城、有御能、

137 元和元年七月十一日

秀忠、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔駿府記〕

七月十一日、將軍家渡御二条、於奥御座間有御対面、

〔駿府記〕

139 元和元年七月二十一日  
家康、能楽を二条城に張り、北政所等に見物させる。

七月廿一日、御能、(中略)今日秀吉公北政所為見物登城、其外公家衆之上

藪女房多見物云々、

七月二十二日、御能、

138 元和元年七月十七日  
秀忠、二条城に至り、家康に対面する。家康、能楽を張る。また禁中公家諸法度を定める。

〔駿府記〕

七月十七日、將軍家渡御二条御所、垵飯以後、大御所出御前殿、有御対面、

泉水御座敷、召兩伝奏、被仰出曰、公家法度之儀、

〔言緒卿記〕

七月廿一日乙未、天晴、前大樹二御能有之、

七月廿二日丙申、天晴、前大樹二御能アリ、

〔泰重卿記〕一

七月廿一日晴天、二条御城御能之由承候、

〔孝亮宿祢日次記〕四

七月廿日甲午、晴、於二条亭有御能、

七月廿一日乙未、晴、於二条亭有御能、

七月廿二日丙申、晴、於二条亭有御能、

〔義演准后日記〕十九

七月廿三日、廿二日両日、於二条御城猿樂云々、

140 元和元年七月二十八日

神龍院梵舜、増鏡三冊を家康に献じる。

〔梵舜日記〕

七月廿八日、二条之御城へ罷出、増鏡三冊、以伝長老上申也、

141 元和元年七月二十九日

家康、二条城御数寄屋において源氏物語を聞く。

〔駿府記〕

七月廿九日、於御数寄屋、令中院読源氏物語簿木卷給、

八月二日、於御数寄屋、中院源氏物語簿木之卷令読給、

142 元和元年八月一日

親王・公家衆等、二条城に至り、八朔を賀する。

〔駿府記〕

八月朔日、出御南殿、御礼二条殿・近衛殿・八条殿・伏見殿・鷹司殿・一条

殿・九条殿、其後門跡衆（中略）其後諸公家衆各御礼（後略）

〔中院通村日記〕一

八月朔日、今日昵近衆御礼也、

〔言緒卿記〕

八月大一日乙己、天晴、日燭也、前大樹へ各御餞シテ進物アリ、

八月二日丙午、陰、前大樹へ被出衆、広橋大納言・三条大納言・冷泉中納言・中院宰相・予等也、

〔義演准后日記〕十九

八月朔日、晴、大御所為御暇乞、諸門跡出仕、（中略）群参以外也、

近日御下府云、

〔梵舜日記〕十九

八月大一日乙己、天晴、予二条之御城へ罷出、（中略）次諸門跡諸公家悉御礼也、

八月二日丙午、天晴、二条之御城へ罷出、

八月三日丁未、天晴、二条之御城へ罷出、

〔泰重卿記〕一

八月一日、公家衆、御撰家、門跡、二条城へ進物御持参候而御礼御座候、

八月三日、天晴、家君二条へ出仕也、

143 元和元年八月一日

南蛮人、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕

八月朔日、出御南殿（中略）其後黒舟南蛮人御目見云々、

〔中院通村日記〕一

八月朔日、今日黒船々人大将敷、上乘大将トやらん云者五六輩申御礼、

〔梵舜日記〕十九

七月卅日甲辰、天晴、二条之御城へ罷出、無御出座、南蛮人為御礼罷出、

黒船来候由也、種々進物無比類也、

144 元和元年八月四日

家康、二条城を出発し、関東に下向する。

〔駿府記〕

三日、明日四日、関東可有御下向由被仰出云々、

四日、午刻大御所京都出御、申刻膳所渡御云々、

145 元和五年八月二十五日

毛利宗瑞（輝元）、京都に至り、二条城で秀忠に拜謁する。

〔福原家文書〕（八月二十六日宗瑞書状）

昨日廿五日御城罷出候、先大炊殿迄罷上、色々結構なる御振舞共二候、左候而、御城罷上候、玄閑迄乗物にて可罷上之由御意二候て、歴々御年寄衆玄閑二御待候之間、参候、

146 元和五年九月十八日

秀忠、入京して、二条城の繩張を命じ、即日、京都を発して、江戸に下向する。

〔言緒卿記〕

九月十八日戊戌、天晴、

一將軍様二条へ御出、次ニ江戸へ御下向了、

〔泰重卿記〕三

九月十八日、大樹ハ二条城御出、未上刻ヒノ岡峠御通、

〔孝亮宿祢日次記〕五

九月十八日戊戌、晴、今日將軍二条城御繩張有之由有風聞、今日未刻將軍有還御、今日膳所城御宿云々、

〔義演准后日記〕二十四

九月十八日、將軍京城寛ニナル繩張被仰付、仍上洛、直に御帰国、

〔本光国師日記〕二十六

同十八日、公方様伏見を御立、二条之屋敷御繩張、直ニ江戸へ御下向、二条之屋敷御繩張、

〔梵舜日記〕二十二

九月十八日、晴、（中略）次江戸將軍様御下、伏見之御城ヨリ、二条之御城之繩張被仰付、京都へ御成ニテ、今日大津瀬々御城御泊之由也、

〔東大寺雜事記〕二

九月十九日、公方様昨日十八日ニ関東へ御還御、伏見ヲ虎ノ刻ニ御立、京ノ御屋敷ニ而、伊州ニ而御飯、

〔春日記録〕七

一十八日、將軍様御帰国、未刻御出京ト云々、

147 元和六年五月二十八日

秀忠の息女徳川和子、京都に到着し、二条城に入る。

〔泰重卿記〕三

五月廿八日乙巳、晴、今日從江戸女御御上洛、諸家衆御迎被出候、予ハ不例之故不罷出候、乗物百丁計、夥事之由、見物衆はなされ候、女男御供八九千人計也、

〔孝亮宿祢日次記〕

五月廿八日乙巳、晴、江戸將軍秀忠公御息女有御上洛依可有入内也、酒井雅楽頭・大炊・本田等供奉、

〔義演准后日記〕二十一

五月廿八日、属晴、（中略）從江戸女御昼時分御京着、諸人見物成群云々、

〔梵舜日記〕二十三

五月廿八日、晴、江戸將軍御息女女御御上洛、御輿上下八十丁ヲハモタ衆百五十人乗懸馬也、御供騎馬衆、上下衆五千計、酒井雅楽頭殿・土井大炊頭殿・松平右衛門殿・同名主殿殿、其外諸大名衆廿人計御供也、次女御様御輿ニ御傘サシカケ也、京中貴賤之見物近国ヨリ罷上也、二条城へ御入也、

148 元和六年六月十二日

関白九条忠栄等、二条城に至り、酒井忠世・土井利勝等と、和子入内のことを評議する。

〔女御御入内記〕

（九条忠栄）（信専）（智仁親王）  
十二日にハ、関白殿・近衛殿・八条殿、をのく二条の御所へ渡御ありて、忠世・利勝以下の侍臣等をめされて、その事の法要をゆたねて、のたまハせきかせらる、

149 元和六年六月十八日

和子、入内する。そのため、二条城から内裏までの道が作られる。

〔徳川実紀〕

都にては、けふ女御入内し給ふ、かねて二条の城より、大内迄の道作り、辻固の警衛等おごそかに命ぜらる、(中略)かかる大儀なれば、天下の諸大名に課せらるべきなれど、特更奢侈巨麗をばぶき、四海の凋弊を思召やらせ給へば、たゞ都近き普第の大名のみに仰せ付らる。二、三日前より、この行粧を押し奉らんとて、二条より内裏までの間に、思ひくゝに支度し、堀河辺に棧敷をかまへ、あるは門々の薙格子を引はなち、錦繡の幔并絵がける簾をかけ、けふを晴とかざりあへり、洛中の貴賤遠近の道俗、昨日の夕より夜もすがら行つどひ、こゝの辻かしこの軒の下までも、衆人群集せり、

150 元和六年

和子入内のため、二条城内に女御御殿を作る。

〔中井家文書〕 二条御城御造立之事

元和六年申年、女御様御殿之御用二付、伏見御城二御座候八間二六間半之御殿并御風呂屋式間二四畳半、是を二条御城へ被為引候、此外御湯殿・御雪隠・局等新造二被仰付候旨、留書二御座候、右御普請奉行小堀遠江守、

151 元和九年六月八日

秀忠、京都に至り、二条城に入る。

〔資勝卿記〕

六月七日丙寅、晴、公方様明日御上洛之由、西三条殿より使アリ、六月八日丁卯、晴、巳刻斗少曇、卯刻——ヨリ公方様御上洛、御迎二山科マテ罷出候也、例年ノ所北ノ方広ミ也、中納言同心申候也、公家衆多分御迎二候也、御人数多勢驚目体也、公方様御前へ土井大炊殿・永井右近殿被参候て、先公家衆諸大名之御迎之衆へ一通礼シテ、見マハリ候て、又東ノ出口へ参ル、公方様御成ヲ待レ候也、一番ヨリ大沢少将被参候て、諸事指伺ノ体也、公方様御輿ノ前へ西三条、次女院御所ヨリ御使木工殿、八条殿ヨリ清水谷也、其次へ予・鳥丸・広橋昵近ノ衆道ノハタマテ出申候也、サウシキトモ公方様御成ノ前へ参る、京中ヨリ御迎ノ者共ノ居ヲ改申候也、

公方様ノ御ヤリ、クマノ皮ノナケサヤニナリ候也、御目見済て後、北ノ松原へ入候て、広重相予父子竹屋殿樋口御酒ヲ給候也、速水兩人出納豊後参候也、帰宅ノ次二東山へ立ヨリ候也、

六月九日戊辰、晴、巳刻時分二条之御城へ御目見二罷出候也、広重相父子・勤修寺・六条中納言・拙子所より同心申候也、藤右衛門佐ハ西三と同道、鳥丸重相・平宰相・柳原・飛鳥井侍従ハ先へ被参候也、冷泉中将・山科・四条・船橋御城ノ口ニ被待、同心御城へ参候也、土御門中務御後二被参也、

〔義演准后日記〕

六月七日、瀬々城、公方着御、揚樽一折蒸筭二籠進上、奏者土井大炊頭返状、披露御満足ニ思召由也、珍重々々、明日御入洛、諸家諸門御迎ニ使出云々、八日、公方様御上洛、従当門御迎トシテ兵部卿、路次ヨリ遣之、諸門諸家□立ニテ大沢披露、使ハ芝二□居蹲踞スト云々、伝奏其外堂上自身罷出云々、撰家宮諸門ハ名代也、

九日、堂上衆、公方祇候云々、撰家先御使ニテ御上洛珍重仰云々、十日、大雨降、御上洛珍重由、土井大炊頭へ以愚札仰進了、并太刀馬代銀一・帷子三・単一重大炊へ遣了、板倉周防・同伊賀御上洛珍重ノ由、披露頼由、使者へ申遣了、

〔泰重卿記〕

六月六日乙丑、(中略)明後大樹上洛御迎ニ可罷出之由、御番頭より被触候、承候由申畢、

〔孝亮宿祢日記〕

六月九日戊辰、晴、飯後二条御城へ御目見罷出御礼申入候、昵近衆迄也、六月八日丁卯、晴、自江戸將軍上洛、今日令入二条城給、公家衆山科迄被出迎、

152 元和九年六月十五日

親王・公卿・門跡以下、二条城で秀忠の入洛を祝賀する。

〔資勝卿記〕

六月十五日甲戌、晴、今日於二条御城將軍様諸家へ御礼有、日出時分直垂ニテ出仕申候也、広橋大納言父子・権左少弁・小川坊城同道申候也、御礼

之様子、先御撰家第一、関白殿・左大臣殿・右大臣殿・八条殿・伏見殿・太閤・内大臣殿・鷹司大納言殿・殿大納言殿、先此以前二勅使三条西・女院御所御使岩藏木工、右之御礼相濟候て後、御門跡衆ノ御礼アリ、第一仁門主（末八次第不覚候）、聖門ノ御児、竹門主・照門ノ御児、奈良一乘院・妙門衆・知恩院宮・三宝院・梶井宮・青門主・勸門主、右ノ御礼濟テ、西園寺前右府・花山院前右府、其次馬太刀転法輪大納言・馬太刀中御門大納言資勝進上単物二帷子三同前、烏丸大納言・同前広橋大納言・西園寺大納言、今日非藏人北面隨身まで御礼アリ、公卿衆ハ大沢少将披露候也、晚ニ土井大炊所へ礼ニ参候也、留守にて暫相待、小杉長右衛門罷出、取次申て請取候也、単物一帷子一太刀馬代銀子一枚、

〔義演准后日記〕

六月十五日、公方御礼、公家門跡悉出仕、先撰家九条殿下・近衛左大臣・一条右大臣・八条一品親王・伏見親王・鷹司太閤・二条内府（中略）予ハ杉原五束しゅらん五卷也、新門主宝池院ハ、金欄一卷、大高壇紙進上、太刀一振、馬代銀一枚直進上、撰家宮装小直垂、法中ハ単衣也、歴々警固難單筆端ナリ、

六月十七日、先度参賀遅参衆ノ事、上意不快之由風聞、

〔泰重卿記〕

六月十五日甲戌、晴、今日大樹へ撰家・清華・宮門跡・諸公家、不残御礼申入候、御馬太刀、或ハ太刀計、或金欄、又帷子、単物、杉原、種々進物共也、御礼相濟帰宅珍重也、

〔記年録〕

六月十五日、於二条城、將軍家御入洛之御祝儀、諸大名長袴献太刀目錄、同十六日、諸公家勤礼、太刀目錄進上之、今日公武共着装束、○十六日トナス誤レリ

〔梵舜日記〕

六月十五日、二条之御城諸家御礼也、將軍様御装束也、五山其外之法中之衆無御礼義也、当家肩衣袴にて依罷出、無御礼也、  
十七日、二条之御城罷出、法中方之衆也、今日之奉行衆之依理屈、御礼之義無也、

十九日、晴、二条之御城罷出御礼相濟也、藤井太刀折紙、単物ハアカラス帰也、萩原太刀折紙持参也、予杉原廿帖進上也、法中方之内交りて御礼申上候也、今度ハ色々御改義共也、次土井大炊殿之宿へ罷越、進物ハ何レモトマラス帰也、

〔本光国師日記〕

六月十五日、五岳へ御礼之端状遣、案左ニ在之、○本条是日ニ合ス、  
来ル十七日、公方様へ法中御礼ニ候、五岳被仰合、日出以前、至二条御城、各御出仕、尤二候、為其令啓達候、恐惶頓首、

六月十五日

金地院 以上

天龍寺

相国寺

建仁寺

東福寺

万寿寺

上包ニ

此折紙相国寺より天龍寺へ其より東福寺・万寿寺、其より建仁寺如此早々御急達尤二候、以上、

右吉兵へニもたせ相国保長老へもたせ遣ス、先々へ被遣候様ニと申遣、則畏候と申来、

十六日、大炊殿・周防殿より、御礼相廻由申来、則返書遣、往来案左ニ有之、急度申入候、明日者十七日御座候間、天台宗・浄土宗御礼、可被為請候旨

御座候、左様ニ候ハ、五山衆并紫野妙心寺、其外濟家之宗旨十八日ニ御礼可被為請之由被仰候間、其通可被成御触候、恐々謹言、

六月十六日

板倉周防守

重宗判

土井大炊頭

利勝判

金地院侍衆御中  
返書

尊書拝見忝存候、明日八天台宗・浄土宗御礼ニ付而、五山衆并紫野妙心寺、其外濟家衆ハ十八日御礼ニ可罷出旨、奉得其意候、則相触可申候、明日可得御意候、恐惶謹言、

六月十六日

土井大炊頭様

板倉周防守様尊報

五山衆へ折紙遣ス、

明十七日之御礼相延候、十八日早々可有御登城候、為其雖夜中申触候、恐々謹言、

六月十六日

天龍寺役者中

相国寺

建仁寺

東福寺 一紙也

万寿寺

右何も行者力者人足等相添遣ス也、

大徳・妙心へ遣触状案、

明十八日濟下衆御礼可被為受之旨、被仰出候、至二条御城可有御出仕候、為其令啓候、恐々謹言、

六月十七日

大徳寺役者中

妙心寺役者中

右面々ニ折紙遣ス、

153 元和九年六月二十五日

秀忠、参内する。

〔大内日記〕

六月廿五日、辰刻二二条より薬院へ被為成候、則御膳上り申候、御供之衆半袴ニテ薬院より御装束、御長柄ニメス、諸大夫衆御供布衣御長柄ノ跡、烏帽子著小十人組衆、御太刀役大沢少将、御腰物并伊掃部、御長柄ノ内へ御太刀入、其次ニ御腰物入、御長柄ノミス、大沢少将上ル、薬院ニテ御装束ニ藤宰相被参候、午上刻ニ御参内、御進物如右、御太刀折紙、伝奏三条大納言、御進物ハ朝トク清涼殿ノ縁ニテツミ候テ渡シ申候、禁中様ニテ三献、御祝献之御酌過、其より奥通り女御様へ被為成候、其間ニ諸大名之御礼、禁中様被為請候、公方様女御様被為成候時、御廊下迄女御様御迎ニ出御、三献、〔中略〕則薬院へ還御、未ノ下刻也、三条大納言殿御使ニ被参候、則被為会候、女院様より岩倉木工被参候、薬院ニテ御装束被為脱候テ、御休息少有テ、二条へ還御申ノ刻也、

154 元和九年七月一日

二条城中の西長屋が崩れる。

〔孝亮宿祢日次記〕

七月三日壬辰、〔中略〕一昨日一夜二条城西長屋十六軒崩、依之城中有騒動云々、

155 元和九年七月十三日

秀忠、二条城に入る。家光、入京し、伏見城に入る。

〔義演准后日記〕

七月十日、明日膳所城へ大納言殿御着云々、十三日、大納言殿当地御通、供奉衆猛勢也、伏見城江御着、於門前見物申訖、昨日於膳所林檎一折進上、酒并雅楽頭披露、大夕立皆ヌレ、咲止ノ体也、水戸ノ宰相殿也、鉄砲六百丁ハカリ弓二百鐘三百歟、騎馬数百輩見事ノ見物也、鷹以下歴々驚目、今日將軍従大坂御上洛、諸国諸大名、両方へ、馳走不整形云々、

〔泰重卿記〕



七月十三日壬寅、晴、請取御番伺公、諸公家衆不殘、御番衆之外、將軍若君御上洛為御迎、追分まで被參候、綺麗出立諸人驚目之由申候、今日將軍從大坂御上洛、珍重、○孝亮宿祿日次記梵舞全ノ

〔家乗略水戸〕

元和九年七月十三日、京都へ大納言様御着座、水戸宰相殿供奉、公方様二条御城御着座、大納言様伏見御城御座、水戸殿東福寺御座なされ候、

〔譜牒余録〕五 松平越前守附家臣 出雲少將直政

〔元和〕家譜

九年七月十三日、大樹秀忠公暨家光公上洛、將軍宣下、直政供奉、

〔薩藩旧記増補〕七 家久公御譜中

同年七月十三日

兩御所上着而入二条城矣

〔天英公御書寫〕下

便之間申遣候、〔家光〕大納言様今日廿五日必江戸出御可被成之由被仰上候、

〔中略〕、諸大名衆ハ京都ニ被差置候、大納言様御上洛之上御参内御供之御

用与見得候、〔中略〕

〔元和九年〕六月廿五日

御名乗御居判

〔宝地公遺事〕四 元和九年癸亥

一七月十三日、將軍秀忠公・家光公御父子御上洛、讓將軍職家光公有勅許

御上洛、

〔譜牒余録〕十七 松平陸奥守之七 高祖父輝宗曾祖父忠宗記録拔書之七

一同年七月十三日大猷院様伏見江着御、十五日御輿ニ而二条之御城江被為

入、左右二井伊掃部頭・板倉周防守歩ニ而御供仕候由書記置申候、

〔菅沼家譜〕左近定芳伝

〔元和九年〕

一同年六月廿五日、家光公江戸御発軫、七月十二日投宿於膳所、定芳拝領

服銀、十三日御入洛、七月廿七日將軍宣下、八月六日御参内、閏八月八日

伏見御発駕、被謁二条城、直江戸御発軫、午時懇膳所、

156 元和九年七月十五日

家光、二条城で秀忠に對顔する。

〔資勝卿記〕

七月十五日甲辰、晴、朝飯急て公方御目見ニ罷申候也、大納言にも二条へ御成候、二条ノ御目見過て、御先へ伏見へ参候也、御上洛珍重之由御勅使有、御香宮へ参て還御まで待申候也、還御にて吉良殿御左右有之、則各申談し登城申候也、則御目見過て、御広間にて御振舞アリ、酒井雅楽・青山伯耆・安部備中・酒井讚岐・板倉周防被参候也、御振舞にて退出申候也、

〔紀年録〕

七月十五日、大納言家渡御于二条御長榜御對顔、

157 元和九年七月二十三日

家光、参内後、二条城に移る。

〔泰重卿記〕

七月廿三日壬子、晴、已刻参内、白御袷五十、銀子五百枚進上也、女院御所へ三百枚、綿百把進上也、女御へ不知之也、御三所伺公被申候、昵近公家衆御トリ無之、略被申候、又二条御城へ御移之時、昵近公家衆二条伺公、兩御所へ御目見之由承及候畢、御身固有之也、

158 元和九年八月四日

五山衆、二条城で御服を頂戴する。

〔本光国師日記〕

八月三日、板倉周防殿より折紙来ル、五山衆へ御服拝領之間、相触候へと申来ル、案左ニ有之、則返書遣ス、是モ案左ニ有之、○本条類ヲ以テ是ニ合収ス、明四日ニ五山之衆、御服被下候間、此書立之内ニ御座候衆、二条御城迄被参候様ニ可被仰遣候、猶貴面可得尊意候条、不能具候、恐惶謹言、

八月三日

板倉周防守  
重宗判  
端書

猶々則書立を進上申候、貴院無御存知かたへハ被仰遣ニ不及候、以上、

金地院侍者閣下

尊書拜見忝存候、明四日五山衆ニ御服被下候間、二条之御城へ各々参候様ニ、可申触旨、得貴意存候、御書立持せ被下候、写置候而、返進申候、及日暮候間、早々御報申入候、恐惶謹言、

八月三日 金地院

端書

不及申五山之外へハ不申遣候、以上、

板防州様尊報

八月三日、五山へ触状遣ス、案左ニ有之、

明四日、五山衆へ御服可被下旨ニ候、先日御礼之御衆、各被仰合、二条御城へ可有御出候、為其令啓候、恐々頓首、

八月三日 金地院

端書

及夜陰候へ共、唯今從板周防殿申来候故、如此候、明朝早々御登

城尤ニ候、以上、

天龍寺

相国寺

右之折紙之上包ニ、貴寺より天龍寺へ可被遣候以上と書候、但状之上書

ハ、慈照院と迄書遣之、

右之折紙、同前ニ相認、建仁寺・東福寺・万寿寺三ヶ寺へ之宛所ニて認遣之、是も折紙之上包之上之宛所ハ、常光院と迄書遣之、常光より東福へ被遣候へと申遣ス、

159 元和九年八月五日

土御門久修、二条城で天曹地府祭を修する。

〔泰重卿記〕

七月廿日己酉、晴、板倉周防守所へ参入見参候、將軍宣下ニ付て、天曹地府祭有之由申候、則家康・秀忠公二代都状自筆有之由、周防守尤之御事候

無異義事候、從伝奏、此方可被仰候由被申候、伝奏申候へハ、今朝二条御

城にて、周防守逢、周防守伝奏申候由被申候、一言にて相済申候、珍重也、  
五日癸亥晴、家君御出也、公方未刻許二条御城へ御成、家公未下刻許御祓千把柳宮のせて、御洗米紙囊、枝ナカラ榊洗米ト一ツニ囊、書付如此候、

以我行神力 神道加持力此分朱書也、

天曹地府祭行事共一座此分墨書也、家公持参○左衛門 佐久脩

神変神通力 普供養而往

吉良左兵衛督披露、珍重思召之由御返事、依御取紛不能御対面之由仰之由、承及候、

160 元和九年（八月五日）

大坂城及び二条城の普請についての覚書。

〔御先代材木石御献上記〕 覚

（元和） 一同九年

一本年大坂并二条両御城御普請ニ相極、就夫忠義公御役御材木之御勤被成度旨、土井大炊頭殿・松平右衛門大夫殿へ被仰込、大形御材木役ニ相極候ニ付、弥用意可仕旨、御国御奉行野中玄番 深尾主水八月五日以御書被仰遣也、

161 元和九年八月六日

三条西光慶等、二条城へ伺公する。家光、参内し、襲職の慶を奏する。

〔資勝卿記〕

六日甲子晴、五ツ時分雨降、やかに晴朝フル也、日出時分禁中へ伺公、

三条丞相へ二条へ御出之時分尋遣候へハ、はや先へ御出也、三条西光慶・

藤右衛門佐・飛鳥井少将など昵近衆、各同道にて二条へ伺公申候也、板輿

松山出雲を頼候て借用申候也、供青侍十人、布衣一人、笠持一人、沓持一

人、ノリモノカキ六人也、（中略）今度ハ將軍様初てノ御参内、四足御門ヨ

リ御参内也、四足門ノ外ニ御車ヲ立南向、公家衆南ノ方西上北面ニ居置候也、

武士ノ四品ノ諸大夫、又年寄衆北上西面、次三条新大納言御簾ヲアク、次

御太刀吉良侍従、御刀大沢侍従持之、次御沓光慶役之、タイコウノ手より

酒井讃岐守取テ、中納言ニ渡候也、四足ヲ入北ニ折テ長橋ノ車寄ヨリ、如例御参候也、長橋ニ少時御待候也、奥より勾当内侍御迎ニ御出候也、則内侍御所ノ方参給候也、跡ヨリ將軍様起座シテ御所ニ参給也、昵近之衆御供、御太刀刀両人之衆持御供候也、御馬太刀にて御礼也、進物銀子千枚、綿子千把進上、三献之後、典侍殿内侍於シモマテ、將軍御酌ニテ御トヨリ有、(後略)

〔大内日記〕

將軍様成、八月六日、(中略) 御参内巳ノ上刻、還御未ノ下刻、巳ノ刻以前、雨少降、出御よりヤム、二条へ還御以後、頓而伝奏三条大納言殿被参、雨少降、出御よりヤム、二条へ還御以後、頓而伝奏三条大納言殿被参、御所様御装束御衣冠ニテ出御候而、被為会候、將軍様モ被為会候、其後御座之間ニテ將軍様御礼御座候、進物金百枚、拾五十、長光御太刀上ル、御折紙進上カキ以上トシテ有御名乗、有御礼、過則三五ノシ出ル、御引渡、初献御雑煮、二献御吸物、三献御祝、有御腰物、不動国行、御脇指三好正宗、初献ノ間ニ被遣之候、出御御膳上リ、伏見へ其俣還御、(後略)

162 元和九年八月十四日

家光、二条城で猿楽を張る。

〔義演准后日記〕

八月十四日、於京御城、御能在之、新將軍御成、諸国諸大名悉出仕、將軍宣下ノ御能也、天快晴、御仕合珍重々々、

〔資勝卿記〕

八月十四日壬申、曇、午刻雨少降やうにてやかて晴、終日曇、東シラミニ、二条ノ御城ニテ御能候て参候也、広橋巫相父子・中納言同道申候、(中略) 今日將軍様始テノ御能也、二条御城ノ奥ノ御対面所にて、先引ハたしにて御盃一返トヨリ申候、其後ボウサウ、次ニ鯛ノ吸物、クミツケ土器輪金タ、(カ)ミ、ロクシヤウエアリ、次七五三ノ御振舞、何も土器輪カク金薄、

(御膳の絵図あり、中略)

御振舞中酒二献メニ、將軍様御盃各項戴仕候也、御着被下候、一ツタベ候

へト御詞ヲカケラレ候也、

將軍様上ダン御座候、御腰物左ノ脇ニアリ、下ダン御座ノ左右ニ尾張中納言・紀伊中納言・水戸宰相・日野中納言・広橋宰相、下タ右座三条新大納言・資勝・鳥丸大納言・広橋大納言、三間ニ加賀宰相・薩摩宰相、此衆斗御前ノ御相伴也、御菓子フチタカ金薄タミムスヒ花三方ハタミ不申候也、御茶台天目也、

其後御広間にて御能ハシマリ候也、屏風ヲ立キリ候て、將軍様・大御所様御簾中にて御見物、尾張中納言・紀伊中納言・水戸宰相・昵近之衆・大名衆同間ニテ見物申候、

ヲキナ觀世太夫センサイ、フー子サキ 三八サ サキ大夫

高砂觀世田村金春

尺丈ニテ舞申候、今度始テ見申候、尺丈ノ子細ヲ申立候也、

松風七大夫

此間大夫共座ノ者拜領五百貫、大夫五人御拾一重之内唐織物、一座ノ者共單帷子拜領候也、

張良ホウシヤウワキ近藤 通小町コンカウ、舟弁慶フネノブキ十大夫 くれはクワンセ

座ノ者拜領過テ御振舞アリ、イツモ御対面巳前ニ待候口ノ間ニテ、御振舞ナリ、御盃台三方ニノリ申候、皆金薄タミ也、五ツ六ツ出申候、又折ノ金タミ四五合出申候、いづれも金タミ也、結構ナル御振舞也、酒井雅楽・土井大炊・青山伯耆・酒井讃岐・安部備中・吉良左兵衛・大沢少将何も御見廻候て、御酒ヲ御しゐ候也、板倉周防守も御見廻候也、御能過テ大御所様次へ御出候て、各御目見候也、酒井雅楽各忝由被申候也、御能始テも如此候也、御能過ても見物衆一人も不出候て、公家武家ヲ御帰候也、今度新ク舞台ヲ取建候也、

〔紀年録〕

八月十四日、於二条城、將軍宣下御祝儀、有猿楽、

同十五日、又猿楽、

〔湯浅達三文書〕

上ハ書

松平宮内少輔

細川越中様御報

御札忝存候、如報意一昨夜沈醉御同前候、然者明十三日伏見ニ而朝食被聞召候様為御目見可被成御出旨被仰下候、拙者ハ参間敷と存候、将又二条ニ而兩上様へ折を二ツ宛、森作州被仰談可有御上御用意之由、得其意存候、御能ニ付而之儀候哉、承度存、一人付遣候、様子委被仰聞候ハ、弥可忝候、恐惶謹言、

八月十二日

忠雄（花押）

〔山内家代々記〕坤一

同十四日十五日、家光様將軍宣下為御祝儀於二条御城御能、此時諸御大名御見物、但此度於上方兩上様へ御肴御菓子類其外度々被献物有、

163 元和九年閏八月一日

秀忠、暹羅国使を二条城で引見する。

〔本光国師日記〕

閏八月朔日、於二条御城、しやむろ人御礼申上、様子之儀ハ異国帳二見へたり、

同二日、酒井雅楽殿・青山伯耆殿・酒井讚岐殿より連判之状来、御印判鑿候者ニ、象牙を持せ召連可参由之御書中也、則返書進也、印工召連可参由申入候也、

〔異国日記〕

元和九年癸亥閏八月朔日、暹羅使者於二条御城大広間御礼申上ル、前將軍秀忠様御肩衣御袴長、上壇南面、諸侯衆伺候、各半袴也、大炊殿・雅楽殿并奏者手長衆ハ長袴也、使者二人、通事一人、并日本ノ通事ハ肩衣半袴也、木や三右衛門ハ入道ナレハ十徳ヲ着ス、暹羅国ヨリノ進上物、鉄砲二丁、白熊二十頭、伽羅一壺、カナキン廿端、花綿五端、暹羅笠一ケ、竜腦二壺以上七種也、捧暹羅書如先年也、又二使并通事二人木やモ、面々進物ヲ捧御礼申上ル、何モ縁也、高力撰津守披露也、礼了而退出、上様入御、小広間ニテ伝ヲ召ス、於御前右ノ書ヲ講談申上ル也、金札有之、訳書相添也、何モ書ヲ如元収テ、御前指上テ退出也、

一同五日、於二条御城、土大炊殿奉ニテ、暹羅へノ御返書可相調旨被仰出、

則右之訳書請取也、井主計殿・永信濃殿何も御馳走也、為上意三人亦御講尺を御聞候、道春・永喜も候座、訳書を持シテ帰る、同日從酒井雅楽殿、使札来、右之暹羅へノ返書頼入由也、則暹羅書翰来、

同六日、伏見へ参上、雅楽殿へ対談、暹羅へ之返書文言等相談申、從新將軍様御馬二疋、鞍皆具、從雅楽殿私馬一疋鞍皆具可遣由也、若君様新將軍様ニ被為成候義ヲモ、文言ニ卒度書載可然坎との義也、（中略）右之暹羅之書ニ通共案在左、（中略）

七日、伏見へ持セ遣ス、但文箱を桐ニテ、扇子五本入之箱之蓋、中ダカニ念ヲ入、白マノ環紫緒也、暹羅ヨリノ書、雅楽殿へ清兵衛ニ持セ返ス也、返翰別紙ニ写シテ仮名付、雅楽殿へ遣ス也、同日極晚清兵衛歸ル、公帖ノ御判モ相調、八通五包来ル、銀子モ五十枚拝領也、明八日新將軍様御供ニテ御急候間、跡ニ伊喜之助被殘置候条、迺ノ義ニ印ヲモ堀セテ押、喜之助へ渡テ、暹羅人へ遣候様ニと御頼候、則八日二印判屋惣三郎ニ申付、忠世ノ古文ヲ印ニ象牙ニテホラスル也、出来次第押シテ可遣候也、八日二条ニテ新將軍様へ御目見、銀子拝領之御礼、御判之御礼ヲモ申上ル、雅楽殿御取成也、又雅楽殿ノ書ノ事、弥右之通ニ御頼之由、印ハ押遣シ、印ヲハ則喜之助殿ニ言伝、江戸へ可進と申合ル、此雅楽殿之返書、清書仕置、印をも押、閏八月十五日ニ伊喜之助へ渡ス、（中略）

一閏八月九日、先將軍様へ之御返翰下書備上覽、案在左、

日本国 源秀忠 回章、

暹羅国主 麾下、

（中略）

元和九年癸亥閏八月日

右之書之下書、中高一枚二書之、於御前読上講尺、大炊殿・主計殿被候座、仰曰、自吾以下及乎迄十五字除之可然坎トノ御説也、尤ト御請申、次ノ間ニテ書直、御前へ差上ル、請書可仕旨 御説也、及晚歸寺、下繪之紙并御音信物之記録、從主計殿可被越由ノ故、其一左右ヲ相待也、

一十日、早朝至土井大炊殿、板倉周防殿ニテ御寄合ニテ留守也、寺田与左衛門出合、奥へ請入、暹羅ヨリ昨日書ヲ上ケ候トテ被為見、書ヲ入ル食

籠袋以下如先年、雅楽殿へ来ルモ同前也、書計取出シ、一返読候て寺田へキカセ候、大炊殿留守ニテ候へ共、書ヲ取て帰寺シテ返書可相調由寺田被申候条、彼書計取テ帰ル、書之案在左、但二条之御城へ出仕、御放申候て、午刻帰寺、但大炊殿昨九日於御城、大炊殿自分之返書ヲモ頼入申直之約諾故如右也、(中略)

一大炊殿より之返書下書相調、十五日ニ御城ニテ懸御目ニ、十日之晚より咳気煩、御城へモ罷出、十五日ニ出仕申也、案左ニアリ、  
日本国 臣大炊頭藤原利勝 回翰、

(中略)

右大炊殿之書、文言一段と氣二入之由、則於神泉苑清書シテ、架籠箱以下上書等如常、雅楽殿ト同前ニ相認、御城へ持参、大炊殿之右筆ニ渡之、其由大炊殿へ直ニモ申、御満足之由也、  
一同十五日、上様ヨリ暹羅へ被下物目録、井上主計殿ヨリ請取、案在左、

一長刀 式振

(中略)

此別幅モ御書ノ紙同前也、御書何モ清書相認、架籠二入、下ヲハノリ不付ニ御城へ持参、井上主計殿へ渡ス、御書之紙架籠銀之笈包物袋上家以下、何モ去々々年酉年被遣候時之如ク也、  
右之書共案、永喜所望之間写遣ス、道春へモ暹羅之書斗一通之案遣ス、其外方々望之衆へモ案共遣ス、

164 元和九年閏八月二十一日

秀忠、二条城を発し、江戸に下向する。

(本光国師日記)

閏八月十五日、於二条之御城、還御之御日取吉日書付上ケ可申由、大炊殿・主計殿被仰渡、則御城ニテ、書付上候、案在左、

還御

御吉日 此御吉日中高一重ニツ折ニシテ書之、  
閏八月廿一日己酉閉日鬼 上包中高一枚ニテノリ付ニシテ、上ニ御吉

右大明日鬼宿日 日ト三字書テ、周斎ニ渡、主斗殿へ御上ケ

以上、 候へと申渡シ、御振舞過極晩ニ退出、

(閏八月) 廿一日、大御所様二条御立、江戸へ還御、

(義演准后日記)

閏八月廿一日、公方様御下向、諸家諸門ヨリ御送トシテ、音羽マテ名代進之、(資勝卿記)

閏八月廿一日、公方様御下向、永原御トマリノ由也、公家衆御送之由也、

(梵舜日記)

閏八月廿一日、江戸前將軍様、御下向也、已刻之由也、

165 寛永元年是月(二月)

幕府、二条城の修築を徳川義直以下譜代大名十八人に命じる。

(江城年録)

二月、京二条の御城、御普請有之、寅年公方様御父子御上洛被成、天子行幸可被成御用意也、就中天座ハ、金物も皆金銀ニ而被仰付、奉行ハ中川半左衛門・野々村四郎右衛門・榊原左衛門佐・水野河内守等也、御使番衆より被仰付、右之石垣請取大名役高者、

本高之内御免有之

一五拾万二千五百石 尾張中納言殿

同 紀伊中納言殿

一四拾五万五千石

一七万石 松平隠岐守

一廿五万石 井伊掃部頭

一十五万石 本多美濃守

一十二万石 松平下総守

一十万石 本多中務少輔

一十万石 小笠原右近大夫

一三万石 松平河内守

一十万石 水野日向守



一五万石 本多甲斐守  
一十万石 松平飛騨守

一五万二千石 松平山城守  
一五万石 松平甲斐守

一二万五千石 松平因幡守  
一二万五千石 岡部内膳正

一二万石 松平紀伊守  
一二万二千二百廿六石六斗 松平将監

〔敬公実録〕

今年夏、二条御城御普請、地形石垣等始る、依之公御普請役、高五万石之町場御請取、御家中より奉行江差上と云、

為御名代 竹腰山城守  
惣奉行 瀧川豊前守

同手伝 渡辺 半蔵  
其外小役人姓名不詳

公義奉行、水野河内守・榊原左衛門佐・野村四郎右衛門等也、伝言豊前守ハ、<sup>(カ)</sup>太閤以来、普請巧者を以被撰出と云、御普請之中、暑氣甚時分下々苦勞ニ被

思召之由、従台徳公、公へ御内書被進之と云、御普請成就之後、従公義御褒美被下之由、

右編年大略  
台徳院様より、御内書被進候留、

二条御城御普請出来付、御内書之事今度二条普請之役、入念依被申付、早々出来欣入候、殊炎暑之時節、下々苦勞之程察覚候也、謹言、

六月卅日 御判  
尾張中納言殿

右奉書留  
〔小笠原豊津家譜〕

忠政、寛永元甲子年蒙秀忠卿命、修復京洛二条城壁、家令小笠原隼人政直

監司之、

〔松平龜山家譜〕

家信、寛永三丙寅年、洛陽二条城ヲ修補セラル、時二家信南方ノ石壁ヲ築ク、  
○本書寛永三年トナスハ非ナリ、又此他諸氏ノ家譜重修譜等ニ本条ノコトナシ、野々村ノ事重修譜ニナク、略譜ニハ野々村アレトモ亦四郎右衛門ノ事ナシ、  
〔東武実録〕 寛永元年

是年、洛ノ二条ノ城経営、尾張中納言義直卿・紀伊中納言頼宣卿・井伊掃部頭直孝、其余御普代ノ大名十九人、是を勤ム、小堀遠江守政一造作ノ事ヲ司ル、喜多見五郎左衛門勝重、是ニ副フ、水野河内守・中川半左衛門・榊原左衛門・野々山四郎右衛門等ヲ以テ奉行トス、

166 寛永元年五月二十八日

二条城修築にあたり、石引を觀覽する。

〔泰重卿記〕

五月廿八日辛巳、晴、今日御所へ中御門巫相・日黄門・河野黄門・四辻黄門・高倉・白川宰相・園・勸修寺・冷泉為尚・小川坊城・正親町三条・岩倉・姉小路・兵部太輔・左京・右京・勘解由・予、右之衆十八人、其外外様内々衆、紀國中納言石引普請者參、石引觀覽之事也、右十八人衆ニハ御振舞アリ、於御前御見物也、予事外大食仕候、中酒七返各罷立、湯菓子等御次間にて被下候、其以後白雪ト申御壺ノ御茶各被下候、忝之事也、此御壺ハ藤堂和泉守去年進上仕候、黄金百枚壺也、

167 寛永元年九月三日

二条城作事の材木値段に関する嶋田直時・久貝正俊連署書状。

〔大工頭中井家文書〕

以上、

昨日者御飛札披見申候、仍二条御作事之御材木壹本付之目録御越候、当町材木屋共寄候てもくろみ、京之材木屋ね段ニ可致者候者可申付由申候へ共、ね段過分ニ違候間成間敷由申候間、可有其御心得候、替御用候者可被仰越候、恐々謹言、



(寛永元年)  
九月三日

久貝忠左衛門尉

正俊 (花押)

嶋田清左衛門尉

直時 (花押)

中井大和様

168 寛永元年十月四日

二条城の差図を受け取った旨を記した江戸幕府西丸老中連署奉書。

〔大工頭中井家文書〕

以上、

書状之趣令披見候、二条御殿御差図被差上候則到来候、京大坂御作事不被  
存油断之通尤之儀候、弥可被入精候、恐々謹言、

永信濃

(寛永元年)  
十月四日

尚政 (花押)

井主計

正就 (花押)

中井大和殿

169 寛永元年十月二十九日

二条城の作事は広大なりと記される。

〔義演准后日記〕

伏見城跡見物、浅間敷体なり、京御城御作事広大なり、結構也、言語に絶し  
了んぬ、北政所零落、道理なり、

170 (年未詳) 五月十日

二条城・大坂城の作事について油断なくせよ、との土井利勝書状。

〔大工頭中井家文書〕

猶以、後源左罷登候之時可申と存候、かやう二源左早々のほり申間只今  
如此候、其元御普請之儀二付而万事倉の文尤候、委細ハ二兵へ可申付候、

以上、

御状殊更為端午之嘉兆諸白両樽贈給候、誠遠路御悞慮之段令祝着候、将又  
二条大坂御城御作事無油断御稼候由得其意尤候、恐々謹言、

士大炊

五月十日

利勝 (花押)

中井大和殿

171 寛永二年四月二日

幕府、駿府城番渡辺茂を二条城の定番とする。

〔江城年録〕

四月二日、渡辺山城守、二条之定番被仰付、知行七千石、伏見定番衆之中、  
春日左衛門、知行千七百石、柘植三之丞、三百石、其外御蔵奉行二人、伏見  
より二条江移、春日左衛門ハ、与力三十騎ニ而、同心無之、柘植三之丞ハ、  
歩行同心二十人預、与力無之、

〔東武実録〕

是年、渡辺山城守茂、京都二条之城代となる是より先駿府の城常番を勤、遠州之旧領五

千石を以て養子監物ニ賜り、江州ニ於て新地七千石を山城守ニ賜る是年より  
代を勤め、老衰之後同十二年此役を赦免せられ、江戸ニ歸參、同十五年江戸ニ於て卒す  
八十八歳、山城守江戸ニ歸參之後、寛永十二年より保科弾正忠貞・阿部撰津御番ニ組、  
其後の土統て百人二条之城ニ在番す、山城守其後之土統て百人二条之城ニ在番す、  
守常番相勤るの間ハ在番の土三十三人なり、是年、春日左衛門・柘植三之丞与力之土  
を附屬せられ足輕元之如く、二条之城御裏門を警カ守るといへ共、伏見破城ニ依  
て、今二条之  
城ニ移り守る、

〔慶延略記〕 寛永二乙丑年

京都二条御城番初ル、今年御普請成就、御城代渡辺山城守茂、被仰付、大御  
番衆卅人ツ、山城守仕配ニて勤、是卅人番といふ、御番衆一年代勤番、御  
城代同心卅人有、御本丸、高麗御門之番勤、此外春日左衛門、与力卅騎、大  
手御門番勤、柘植三之丞、同心廿人、西丸御門番務、是ハ号伊賀衆、

〔吏徴〕

大御番頭、寛永二年乙丑月日、二条在番、頭渡辺山城守一人、諸組筒拔三十人、  
一年代、時称三十人番、

二条御城、御門番之頭、寛永二年乙丑、始置二条御城番一員、元伏見御城御門番、

二条御藏奉行、寛永二年乙丑、始置三員、木村宗左衛門・高橋七兵衛・福島八左衛門、

〔寛政重修諸家譜〕

渡辺茂、新藏、久左衛門、山城守、從五位下、渡辺久左衛門信か三男、母ハ某氏、五年和元十月より、駿府城を守衛す、乃ち二条の城番となり、加増ありて、

これまでの采地をあわせ、七千石を賜ひ、其後男忠、駿河大納言忠長卿に附属せらるるの時、五千石の地を分ち与ふ、この時又新恩五千石を賜はり、

近江国にをいてすべて七千石を知行す、

春日家吉、左衛門、父景にかはりて、伏見城大手の御門番をつとむ、のち

二条城大手の御門番となる、

柘植宗次、三之丞、寛永二年、二条城西門の番にうつり、その、ち二条御鉄砲頭となる、

〔徳川実紀〕

大番頭渡辺山城守茂、二条城の定番命ぜらる、(中略)伏見定番春日左衛門家吉・柘植三之丞宗次、伏見城より二条にうつり、左衛門家吉は与力三十騎、大手門番、三之丞宗次は同心二十人あづかり西の門番、其外蔵奉行二人もうつる、

172 寛永二年六月二十六日

二条城の作事を奇麗にせよ、との秀忠の意向を伝える板倉重宗書状。

〔大工頭中井家文書〕

猶々、遠江守殿(鈴木)へも可然様ニ御心得頼入候、以上、

先度者御懇書祝着申候、御作事之様子御心得候之由尤候、無由断被仰付候由得其意存候、将亦絵書衆も近日罷上候間可有其御心得候、次ニ二丸ニ重而少御作事御座候、定而聽而御指図可被遣候、只今之御殿ニ構申儀ニ而ハ無之候、可有其御心得候、敢前如申入大坂より二条御作事奇麗ニ出来仕候様ニと被 思食候様子ニ御座候間、内々可有御心得候、爰許相易儀無之候

間可御心易候、尚重而可申入候間不能詳候、恐々謹言、

板周防守

〔寛永二年〕  
六月廿六日

重宗 (花押)

中井大和殿

御宿所

173 寛永二年六月二十九日

二之丸北に將軍の御座間御殿を建設する、との板倉重宗書状。

〔大工頭中井家文書〕

猶々、二丸御座之間北之方ニ 將軍様御座間小キ御殿立申候、聽而御指図參候間可有其御心得候、将又百姓共井溝之指図いたし越申候か、山城殿下やしきより西へおり候て指図仕越候、不及申候へ共山城殿・三丞・春日左衛門殿おもてのかわ、山城殿下やしきの通ニ可有御渡候、不及申

左様ニハ有之間敷候へ共、用水之溝差図越候間為御心得申入候、以上

先日御作事之儀申入候処何も御心得之由委御報祝着申候、山城殿屋敷・柘植三丞(宗次)屋敷(宗次)しきの間ニ用水之溝つけ度由百姓共申之由、田地之為ニ於能事

者何方ニ而も用水之溝程あげ屋敷可有御渡候、只今堀不申候者山城殿やしき北之方西裏の方へほり候て於可然者其通ニ可被仰渡候、於不罷成者右之通可然候、将亦絵書共やかて罷上候而可有其御心得候、尚追而可申入候間不能巨細候、恐々謹言、

板周防守

〔寛永二年〕  
六月廿九日

重宗 (花押)

中井大和殿

御宿所

174 寛永二年七月九日

二之丸奥の御座間建設に関する鈴木遠江書状。

〔大工頭中井家文書〕

猶々、大さしつニかき付致候、万事詳しく儀八角大參候時具可申入候、以

上、此文御城にてかき申候所早々申候、  
 両度之御書中拝見申候、然者二条二ノ丸おくの御座之間御このみ之間さし  
 つ致進候二、さしつにてしれかね申候間大さしつ致進候、委細者角太参候  
 時可申入候、恐惶謹言、

(寛永二年)  
 七月九日

長(花押)

175 寛永二年七月二十二日

二之丸作事や將軍御座所について指示した板倉重宗書状。

〔大工頭中井家文書〕

以上、

去十六日之御状同廿一日ニ参着申候、

一山城殿下屋敷ニ用水之儀絵図三給候、式ツ返進之候、用水之為ニ能様ニ

田地過分ニ損不申候様ニ可被仰付候、御門の向ニハ不入義候間絵図残置

候、

一將軍御座所鈴木遠江所より参候差図のことく被仰付之由尤ニ存候、

一二丸御作事も過半出来申之由得其意存候、当年中ニさへ出来仕候へハ何

も不苦候間其御心得尤候、

一絵書とも此比罷上候、

一其元御作事之儀大坂よりはれかましき様ニ被 思召候而最前より為御心

得ニ申入候、今以可有其御心得候、御好無御座所をむさと結構ニと申儀

ニ而ハ無之候、爰元相易儀無之候間可御心安候、小遠州へも以書状申度

候へ共いまた爰元不得隙候間可然様ニ御心得頼入候、恐々謹言、

(寛永二年)  
 七月廿二日

板周防守

重宗(花押)

中井大和殿

御返報

176 寛永二年七月二十四日

二之丸行幸の差図に秀忠の上意を付した江戸幕府西丸老中連署奉書。  
 〔大工頭中井家文書〕

以上、

去八日之書状令披見候、然者二条 行幸之間、就被 仰付最前申越候処則

板防州被申談、伝奏衆へ内々ニ而様子相窺御住居究候付而、差図をもたせ

大工被差越候、右之段達 上聞御意之趣御差図ニ付紙を記委大工ニ申含相

上候間、得其意無油断御作事可被申付候、将又其元御本丸御作事之儀、御

材木寄次第急度可被申付候由得其意候、恐々謹言、

(寛永二年)  
 七月廿四日

永井信濃守

尚政(花押)

井上主計頭

正就(花押)

土井大炊頭

利勝(花押)

中井大和殿

177 寛永二年七月二十五日

二之丸行幸の差図と大工を送った旨を述べた土井利勝書状。

〔大工頭中井家文書〕

以上、

御書中令披見候、仍二条二之丸行幸之間依被 仰付差図被致大工久右衛門

被指下候、猶御好之通御差図之趣久右衛門可申候、恐々謹言、

土大炊頭

(寛永二年)  
 七月廿五日

利勝(花押)

中井大和守殿

御返報

178 寛永二年八月十八日

二条城作事の材木入札や薄之儀に関する松平正綱・伊丹康勝連署書状。

〔大工頭中井家文書〕

尚以、はくの義銀座衆御相談候ていま迄出来候薄之分うけ取、二条御殿ニ可有御遣候、其外者今度やすく仕候ものに可被申付候、左様ニ候者重而はくうち候事無用之由、銀座衆へ可被申渡候、以上、

又申候、奈良薄屋へも右之通貴殿より断可被申候、以上、

去十日之御状令披見候、然者二条御殿御材木入札被相極候ニ付山々へ折紙之義承候、御書中之趣年寄衆へ致相談候へハ、大方之義候者諸大名へ折紙之義無用之由被仰候間、可有御心得候、次二条御殿薄之儀承候、其方如御存候去年於二条方之入札申付候へ共、高ちきニ候て銀座之者薄ねやすく請申候付前かね渡し申付候、銀座衆へ被相尋出来候薄無之候者今度之者ニ可被申付候、併銀座之薄出来候て御座候者は迄可有御遣候、恐々謹言、

伊喜之助

(寛永二年カ)  
八月十八日

康勝(花押)

松右衛門佐

正綱(花押)

中井大和殿

179 (年未詳) 七月二十四日

二条城作事手伝人足に関する松平正綱書状。

〔大工頭中井家文書〕

猶々、伊喜一所不被罷有候間不及加判候、以上、

御状并二条御作事手伝人足之書立何も具令披見候、近日御作事御奉行可被仰付候之間、其節各へ申談様子可申入候、将又貴殿御上候てより痲病御煩之由候、雖然通仙院之療治にて被得驗之由珍重候、弥御養生專一候、恐々謹言、

松平右衛門佐

七月廿四日

正綱(花押)

中井大和殿

御報

180 寛永二〜三年

寛永の行幸を前に二条城の城域が拡大・造替される。

〔中井家文書〕

寛永二丑年ヨリ寅ノ年迄

二条御城御作事

一 御殿九間ニ拾参間御書院へ廊下二間二三間 此坪百貳拾三坪

此大工数老万貳千九百六拾人、百五人つゝ

一 御雪隠老間半三間 此坪四坪五分

此大工数三百六拾人、老坪二付八拾人つゝ

一 御書院八間半二九間 此坪七拾六坪五分

此大工数七千五百七拾八人、老坪二九拾八人つゝ

一 御広間へ御廊下老間半八間 此坪拾貳坪

此大工数六百九拾六人、老坪二付五拾人つゝ

一 御広間拾間半拾六間 此坪百六拾坪

此大工数老万七千七百貳拾人、老坪二百五人つゝ

一 御右筆部屋五間八間 此坪四拾坪

此大工数三千五百五拾人、老坪二付七拾八人つゝ

一 御天主九間ニ拾間七尺ま 此坪三百七拾老坪四分

此大工数六万六百貳拾八人、老坪二付百五拾八人つゝ

一同所取合三間八間二階七尺ま 此坪五拾五坪六分

此大工数四千五拾人、老坪二付七拾貳人つゝ

一 御殿より御天主へ二階廊下三間二八間半 此坪五拾老坪

此大工数貳千五百五拾人、老坪二付五拾人つゝ

(中略)

御二之丸分

一 御殿八間二八間半 此坪六拾八人坪

此大工数六千七百七拾四人、老坪二付九拾八人つゝ

(中略)

一奥之御殿六間八間 此坪四拾八坪

此大工数五千百人、老坪二付百五人つゝ

(中略)

一行幸御殿 此坪百六拾八坪

此大工数三万九千七百七拾九人つゝ

(中略)

一御広間拾五間二拾三間半 此坪貳百貳坪五分

此大工数貳万貳百五拾人、老坪二付百人つゝ

(中略)

一ニ之丸上之間九間二九間半 此坪八拾五坪五分

此大工数七千六百九拾五人、九拾人つゝ

(中略)

一御小広間拾四間拾間半 此坪百四拾七坪

此大工数壹万四千七百拾六人、老坪二付九拾八人つゝ

御家坪数合七千八百貳拾坪

大工数都合六拾八万四千貳百三人

五拾九万三千三百七拾老人 御家坪

内

九万八百三拾貳人落縁・箱棟・階・高欄・塀・井土<sup>(戸)</sup>・屋形・御門屋らい・

御橋・其外御小細工方

此飯米作料合四万四千四百七拾三合老斗九升五合

但大工老<sup>(人)</sup>二付六升五合つゝ

右之外

一行幸御賄御飯屋 坪数貳千四百四拾三坪

此大工数壹万四千七百三拾人

此飯米作料九百五拾七石五斗八升

但大工老<sup>(人)</sup>二付六升五合つゝ

181 寛永三年五月十六日

幕府、二条城への行幸のため、堂上及び地下官人に装束料を給う。

〔泰重卿記〕

五月十六日丁亥、晴、行幸染装束こしらへ料米五十石ツ、請取申候、銀子

壹貫百六十目沽却也、珍重也、

九月四日晴、御掃除伺公申候、申下刻各退出也、行幸用意隨身具、又諸道

具点検申候、今日太刀出来、樋螺鈿蒔絵なし地也、

〔孝亮宿祢日次記〕

五月四日乙亥、晴、

就行幸装束料之事

合五拾石者

右儘所請取申如件、

寛永三寅年五月四日

板倉周防守殿

裏書

右任先例可被成御渡候、以上、山形右衛門尉

岡本 美作

木村越前守

右一紙、極藤忠利持参之間写加也、(後略)

182 寛永三年六月二十日

秀忠、京都に至り、二条城に入る。

〔資勝卿記〕

六月十八日戊午、公方様御上洛ハ、来廿日之由申述、御迎二十日早天罷出

申候由、

廿日庚申、晴、大御所様御上洛ニテ、山科御陵迄御迎ニ罷出、両伝奏モ先

へ御出候、五撰家・門跡衆、御名代、女院御所より桜井木工、五ツ過ニ大

御所様出御、両伝奏御メミへノ所、在所出口也、道ヨリ北ニツクハイテ居

申候、道ノキハへ、御輿ヲヨセラレ候也、諸大名衆ハ、各ヨリ十間斗西ニテ、

御目見へ候、

〔泰重卿記〕

六月廿日庚申、晴、公方大御所今日御上洛、公家・武家・町人・以下御迎  
二山科日岡到下野まで罷出候、一番おひ出之時分参候、事外路せきあひ以  
外候、辰刻許御通、各御目見御ことはを御かけ候、例二ハ大名ニモ言葉御  
かけなし気色ハかり也、珍重之事、松平越前守殿使者也、

〔孝亮宿祢日次記〕

六月廿日庚申、今日從江戸大御所秀忠公御上洛有之、公家衆被参御迎、二  
条城令入給云々、

〔梵舜日記〕

六月廿日晴、江戸將軍様御上洛也、瀬々御城ヨリ御上洛之由也、諸大名・  
公家衆御迎之由也、行幸之為御用意之義也、天下無事御上洛也、

〔東武実録〕

六月廿日、公御上洛、是日公之御上洛御機嫌を可被窺為ニ、將軍家より川  
勝信濃守御使として京師に至る、公信濃守を御前ニ召て謁す時に、御書を  
將軍家に進せらる、

為上洛見舞、被差越川勝信濃守、早々被入念之段、欣悦之至ニ候、委曲相  
含口上候也、恐々謹言、

六月廿日

御諱

大樹

〔上杉定勝年譜〕

六月十日、老中土井利勝（書カ）以テ、秀忠公御旅程ノ起居ヲ伺ヒ玉ヒ、（中  
略）其御書ニ曰、

態以飛脚啓上、大御所様御機嫌好、何之地迄被成御着座候、乍恐無御心元  
奉存候、何之日膳所迄可被成御着城候哉、我等儀今日十日、山科追分迄  
参着仕候、御上洛之日者、於半途御目見可仕候哉、但又二条迄供奉可仕  
候哉、先達之御衆次第可有御座候得共、得御内意候、此方在宿之儀、京  
都御宿割衆任御差図、彼地ニ在之儀候、猶御京着之節可得御意候、恐惶  
謹言、

六月十日

上杉弾正大弼

土井大炊頭様

人々御中

同二十日今日秀忠公御上洛ニ付、御迎トシテ御出、京二条ニ御登城、拝謁  
有テ御着輿ヲ賀シ玉フ、

183 寛永三年六月二十日

二之丸行幸御殿の建設が順調との旨を了解した、との江戸幕府本丸老中連署奉  
書。

〔大工頭中井家文書〕

去月廿三日之御状参着令披見候、仍而二条二之丸行幸之御殿同廿一日御柱立  
則棟上仕之由尤候、将又最前建申候御殿共板敷天井迄大形出来申候由、其  
上御本丸御殿端々御内造作仕までニ罷成候旨仰越令得其意候、右之趣具達  
上聞候間可御心易候、不及申候へ共弥万事入念可被申付候、猶期後音之時候、  
恐々謹言、

（寛永三年）

六月廿日

稲丹後守

正勝（花押）

内伊賀守

忠重（花押）

中井大和守殿

184 寛永三年六月二十三日

秀忠、公家衆を二条城に引見する。

〔資勝卿記抄〕

六月廿三日癸亥、晴、大御所様御目見、巳刻已前ニ登城、口ノ対面所ニテ  
御目見へ有之、伝奏ハ勅使也、次女院御所ヨリ桜井木工頭御使也、

〔泰重卿記〕

六月廿三日癸亥、晴、今日請取番滋野井へ相伝申候、二条御城へ参、御目見  
御対面也、帰路宗政へ参ル、薰衣香十五持参、酒盃出屢放申候、佐々若狭

定勝



二も帷子一単物一遣之、其次御子息越前守へも参ル、留守也、薰衣香十五持参也、晚二ハ御番参ル、

185 寛永三年六月二十八日

公卿及び諸大名、二条城に参上し、秀忠に拝謁する。

〔泰重卿記〕

六月廿八日戊辰、晴、二条へ御目見参候、御対面也、第一番公家、第二番大名衆也、吉十郎も今日御目見相濟、珍重也、

186 寛永三年六月三十日

土御門泰重、二条城で茅輪を秀忠に進む。

〔泰重卿記〕

六月卅日庚午、晴、六月祓御輪、大御所様へ進上申候、奏者酒井阿波守也、珍重也、

【参考】

〔和訓栞〕

○ちのわ、茅輪也、六月祓の具也、公事根源にも、ケふハ家々に輪をこゆる事ありとみへ、御湯殿記に、みな月の輪といへり、内々行事に、院の序より大輪麻葉(シクメナ)に七五三をつけ上る、麻の葉を御持、此輪を御く、り遊し候とあり、備後風土記に、後世有疫氣、則汝云蘇民将来之子孫、而以茅輪着腰上、とみえたり、

187 寛永三年七月三日

親王・公卿等、二条城で秀忠の入京を賀する。

〔資勝卿記抄〕

六月廿七日丁卯、晴、来三日諸家惣礼之由、自伝奏申来、  
七月二日壬申、晴、自伝奏明日之御礼、幼少之衆無用之由被触候へトモ、今日又不苦由申来、

三日癸酉、晴、未明二条城へ参、五撰家、官方、門跡方、各御参、御対面、

〔泰重卿記〕

七月二日壬申、晴、今日二条へ公家中諸礼、明日迄延引也、

三日癸酉、晴、諸家衆不殘公方へ御礼、非藏人衆、其外地下衆不殘也、予当番之故不参也、珍重也、終日御前伺公也、

六日丙子、晴、終日蟄居、明日先日諸礼殘之衆、二条へ御礼之由、從伝奏被触候、畏之由申候、

七日丁丑、晴、從早朝御礼二二条へ罷出候、先日殘之衆二十人許、予太刀折紙にて御礼也、白帷子着也、昵近之衆御目見也、

〔孝亮宿祢日記〕

六月廿八日戊辰、晴、從兩伝奏触書、来二日於二条亭大御所秀忠公諸公家衆惣礼有之云々、

廿九日乙巳、晴、將軍家兩局中御礼次第之事、先年広橋前内府伝奏之砌敷、下北面中御礼之跡、兩局中御礼、是前代未聞也、依之伝奏中院中納言理申

之処、返命云、申旨有謂、兩局者自北面先可申御礼云々、又伝奏西三条大納言尋申之、返命云、尤兩局者、自北面先可申御礼之段勿論也、然共可申女院由有命、

卅日庚午、晴、將軍家兩局中御礼次第之事、令申近衛殿之処、猶女院御参之間可被仰之由、有御意、又参也、一条殿申件趣、

七月大一日辛未、晴、二条城惣礼之事明日延引、明後朝之由、自兩伝奏被触之、三日癸酉、晴、今日於二条城、公家衆并地下等惣礼有之、予太刀持参令御礼、今日兩局并下北面中分雖有之、兩局之次北面中御礼也、

〔本光国師日記〕

七月朔日、於殿中諸家御礼之次第、御次書(靈力)ヲ以御尋候、具二相国様之時之様子申上ル、

七月二日、五山并大徳・妙心、大御所様江御礼被申上日限、配折紙遣、案在左、来ル七日五岳之御礼二候、各被得其意、辰之刻至二条御本丸可有御出仕候、当住之外之御目見衆ハ、前々之御人数被仰合尤候、為其令啓候、恐々頓首、

七月四日

天龍寺 大徳寺 藍溪  
相国寺 摠見院 江月  
建仁寺 大徳寺天瑞寺 大光院  
東福寺 玉室  
万寿寺 伝波 上山城新酬恩庵

来ル七日五岳諸礼二候、貴寺於可有御出仕者、辰之刻至二条御本丸来臨  
尤候、当住之外御目見衆者、前々之御人数可被仰合候、為其令啓候、恐々  
頓首、

七月四日

大徳寺へ一通、妙心寺へ一通、妙心寺より者此折紙龍安寺江も被相達候様  
ニと申触也、

三日、公家衆・親王家・諸門跡諸礼、四日本願寺門跡御礼、五日東本願寺  
御礼、六日諸宗浄土・天台以下如常、七日五山御礼諸末寺迄相濟、其次大徳・  
妙心御礼也、

〔梵舜日記〕

七月三日、二条之御城へ公家衆之物礼也、法中方へ重而御礼也、予罷出処、  
此義ニ依テ令帰院也、

188 寛永三年七月十一日

松平重忠死去。子重直、二条城で家督を賜う。

〔松平杵築家譜〕

重忠（中略）寛永三年丙寅七月十一日卒、五十七歳、養子重直丹後守初長  
門実ハ小笠原兵部大輔秀政四男、叙従五位下任丹後守、年月日不詳、重忠  
死後重直京都へ被召出、於二条城家督三万石ヲ賜ル、摂津国三田ニ移ル、

189 寛永三年七月十二日

秀忠、参内する。

〔資勝卿記〕

七月十二日壬午、晴、日出已前、公方様施薬院へ御成候也、則禁中へ参テ、  
伝奏昵近之衆同道ニテ、薬院へ参候也、（中略）其後ナカへニ召ス、（中略）  
長橋ヨリ御成如例、今度御トフリノ御酌無之、西三条御名代也、御トフリ  
ノ後、尾張・紀伊中納言御礼有、天盃有之、公方様ハ御立被成——、其後  
武家御礼清涼殿也、申次頭弁、天盃有、進物・銀子五百枚・綿千把、中宮  
様へ三百枚・五百把——、

190 寛永三年七月十三日

秀忠、二条城行幸の諸礼について評議させる。

〔本光国師日記〕

七月五日、於二条御城大炊殿・主計殿・信濃殿為上意被仰渡候ハ、今度行  
幸ニ付而両伝奏へ相加、御作法以下記録を作り可申上由也、則御前ニ召シ  
テ再三被仰出、忝上意共也、  
同十三日、於御城両伝奏三条・中院参会、大炊殿・主計殿・信州・防州同時ニ、  
金地院、今度行幸之義御両殿相談之義被仰出候由、御引付候、明十四日よ  
り板防州ニ而参会可始由也、  
同十四日、板防州ニ而参会有、相談徳西堂右筆ニ召連、永喜も物談役ニ罷出、  
同十五日、登城昨日会合之様子申上、  
同十六日、又於防州寄合一書共大形出来、  
同十七日、於御城各参会、昨日之様子申上、  
同十八日、又防州ニ而各寄合、  
同十九日、後藤源左ニ而各寄合、

191 寛永三年七月二十九日

秀忠、大坂城より二条城に帰る。

〔泰重卿記〕

七月廿九日己亥、晴未刻大雨降、大御所従大坂還御也、

〔本光国師日記〕

七月廿九日、大御所様大坂より京江還御、

192 寛永三年八月二日

家光、京都に至り、二条城に入る。

〔泰重卿記〕

八月二日壬寅、晴、当將軍御上洛、為御迎、諸家侍輩不殘罷出候、山科御廟野相待候、毎度於此所、諸大名・公家・町人まで御目見也、午刻御通、对公家衆、御エシヤク也、人数共見物、其以後山越罷帰候、

〔孝亮宿祢日次記〕

八月二日壬寅、晴、將軍家光公自江戸有上洛、令入二条亭給、公家衆等被參御迎之由風聞、

〔梵舜日記〕

八月二日、晴、江戸若將軍京都御城御上洛、公家・門跡其外国大名衆御迎山科迄也、次二条之御城ヨリ淀御城へ渡御之由也、

〔東武実録〕

同二日、將軍家御上洛、供奉の面々各旅衣を改め美服を著す、在京の諸大名御迎に出て拝謁す、御上洛を押し奉る京師男女辺境の老若家居に溢れ

山野に満、追分より山科辺に群集す、將軍家二条之城に入御、公に御対顔、自此月淀の城に渡御有、此処を以而御旅館に定らる、是月中旬○上ノ懸將軍家

淀の城に渡御有、時御腰物着衣黄金を定綱に賜る、御腰物御綿を定綱是を獻す、將軍家、八月上カ中旬より九月中旬に至て、淀の城に御滞留、

〔紀年録〕

八月二日、將軍家御上洛、直渡御于二条城、從其入御淀城、

〔伊達貞山（カ）治家記録〕

八月二日、此日午上刻公方・大猷院殿二条城へ御着、其ヨリ淀へ御出、淀城二御座スト云々、

【附録】

〔紀年録〕

八月六日、渡御于二条城、

〔資勝卿記抄〕

八月十五日乙卯、晴曇入夜雨、今朝將軍様二条へ御城二而——二条之

二九二而御目見有之、

193 寛永三年八月十八日

家光、參内し、從一位右大臣に叙任する。秀忠、太政大臣を勧められるも、固辞する。

〔泰重卿記〕

八月十八日戊午、晴、將軍葉院へ御成候、日出之時分也、予かさねにて參候、昵近之衆不殘被參候、御飯過御裝束冠、公家御対面、其以後駿河・水戸御対面、其以後、予御身固伺公、其以後參内、常御所にて作法如常、銀子千枚、綿千把、御拾白五十進上也、三献目、公家昵近之衆計御通二罷出候、公方御酌、其以後、駿河・水戸御礼、御盃頂戴也、其以後、公方御兄弟御学文所より中宮御方へ御參候、其間御供大名二御対面、松平下総守一人也、諸大名ハ今日御ゆるし、公方ヨリ不罷出候、主上中宮へ行幸、御振舞御相伴之由承及候、其以後女院御所へ御參候、三献如常、進上之物、銀子五百枚、綿五百把、御拾三十白、駿河中納言銀子百枚、水戸十枚也、御対面也、今日之義珍重也、其以後追付大御所へ相国御推任固辞退被申候、阿野○權中納言実顯・頭中將○園基音勅使也、

十九日巳未晴、今日御振舞可被下候由、昨日御約束、依召朝參、予・中納言等也、今日又阿野・園勅使只今罷帰、御返事被申上候、相国御辞退、左府之事度々仰候間、參之内勅答被申候、珍重也、

194 寛永三年九月六日

後水尾天皇、女院などを伴い、二条城に行幸する。

〔公卿補任〕

九月六日、行幸將軍二条亭、

〔資勝卿記〕

九月六日乙亥、暁より雨降、日出已後晴、予・中納言兩人、束帯仕テ中宮様へ先伺公、予襲袴モヘキ地唐織鶴丸、(中略)中宮様供奉仕テ罷帰テ、又行幸ノ御供奉申候也、二条マウケ御所、於中門二鳳輦ヲ立、祭主小忌ヲ着

テ神ニ麻ノヲカケ持、鳳輦ノ前ニ進弘体也、伶人樂ヲ奏テ、<sup>(カ)</sup>陸間ノ簀子ニ鳳輦ヲ立、関白ノ御車遅々歟、シハラク御待ニ而不興也、御所様同將軍様中門迄出候テ磬折也、北上東西ニ公卿列立、入御之後退、次七五三ノ御振舞有、三方ハ木地、余土器輪桶以後皆金薄タミ也、□ニシテ前ニ金タミノ盃ノ台スハリ申候、人形結花ヒイトロノツホナト、スエナリ、御酒数反有之、第一予、第二烏丸大納言、(中略)公卿分ハ舞台ノ前ノ御殿ノ間也、殿上人ハ口ノ広間ニ、別ニ又振舞有、入夜設ノ御所ニテ晴ノ御膳マイリ候也、大御所様・將軍様ハ母屋ノ内ニテ天子ノ御相伴也、関白近衛殿・一条左大臣・二条内大臣・予・西園寺大納言・菊亭大納言・鷹司左大将・九条右大将、各簀子ニ伺公也、

(大御所・將軍・主上・関白以下の饗応座配の図略)

先、臣下、ツイ重ニ、餅ヲホソク四方ニ切、土器ニツミ、前ニクミツケ有、ハシ有、箸ヲトリ申候也、次ニ、臣下勸盃一反、次主上ノ御前晴ノ御膳スハル、左大将御陪膳也、御手長柳原・烏丸弁・両頭以下也、次勸盃、主上御膳居テ御前より勸盃、大将ノ御酌ニテ参ル、金器ノ御盞也、又大御所ヨリ勸盃順流也、大将御陪膳之起座之時、ツイ重ヲ自取テ、高欄より後へ取下ス也、衝重ヲ撤シテ、下臈ヨリ起座、此以前入御也、其後退出、

[泰重卿記]

八月二日辛未、晴、祖父御命日也、晴昨日從勸修寺如此申来候、折紙案五字二字也、来月六日中宮可有行啓、武家二条御亭、御供奉之事可承存候、宿紙弘底之間、先内々申入候、(中略)

六日乙亥、今朝日出以前大雨事外也、如何存之処、及寅卯刻属晴珍重、

各染装束束帯、各禁中伺公也、今日必然也、第一供奉外衆老若十七八人先

へ伺公、長柄輿也、其以後中宮御方行啓、次女院御所御幸、中宮与女院御

所御間姫宮渡御、是供奉衆各別、御三所共供奉人数有之也、其以後二条へ

渡御畢、將軍為御迎参内、其時昵近之衆・両伝奏・中宮亮・舟橋・山科・

予十一二人許供奉也、大樹鬼間ヨリ常御所へ御参候、三献、其以後退

出也、禁廷諸役人出御催、縦横往来也、次将立別之以後、幸徳并友景反閉

有之也、其以後鳳輦ヲ紫震殿庇ニ相寄、大采屏風引廻鳳輦移御、次将弁手

ヲカク、其以後四府駕輿丁取伝出御也、花やかなる行幸貴賤成群、

[小笠原忠真一代覚書] 乾

一寅之歳公方様御上洛、右近様も御上京被成候、御宿陣者北野徳正院に御座被成候、御供小笠原隼人・小笠原但馬参り候なり、

一二条御城へ行幸有、国母様も御幸有、日数出入六日二条御城に被為成御座候、撰家衆より下の公家衆迄二条之御城ニ出入六日之御馳走なり、

一撰家衆御馳走人本多美濃守様・右近様御兩人被仰付、入出六日者右近様も二条御城之内御馳走所ニ昼夜御詰被成候、美濃守様も此時迄ハ諸大夫

にて御座候処ニ、四品を被越侍従に被仰付候、中々御満足其限茂無之候、右近様せハせられ下々迄茂せき申候、

(後略)

[孝亮宿祢日次記]

九月六日乙亥、晴、行幸二条亭日時定并召仰陣儀有之、上卿一条右大臣殿兼退公、奉行職事園頭中将基吉朝臣、大外記師生朝臣、左大史孝亮、六位外記——史——官人柳田戸俊、装束司弁権左小弁経広云々、

日時勘文一通陰陽頭賀茂友景幸徳并出之、二条亭路次書物自宮方出之、行幸二条御亭路次

出御 左衛門陣

東洞院大路 北行

正親町小路 西行

堀河大路 南

□ 御亭

予供奉騎馬也、自公家御馬被下、自土井大炊頭、可被渡之処、自九鬼長門守、有断之故、自長門守被渡之、大フサ紅、□、馬副四人、鞍覆猩々皮、馬色青

[梵舞日記]

九月五日、晴、行幸為見物晚ヨリ寿命院へ罷出、至初夜比ニ棧敷へ罷出也、夜七ツ時分雨降也、見物共以外相騒体也、予於聚楽之橋之脇之棧敷也、始終日之見物申也、

六日、晴、行幸之儀式之諸人役者共罷出体也、次路次之警固諸大名衆ヨリ

申付也、次撰家清華衆塗輿十五丁斗ニテ通也、次女中方々輿廿五丁釣輿也、次荷輿廿五丁、塗輿廿丁出仕也、次清花堂上以下悉出仕也、裝束一日ハレ之裝束也、次姫宮中宮御車十丁也、次先堂衆二条城ヨリ内裏へ帰也、次自御城將軍左大臣御車御迎之義也、次御馬迎之御衆二分ノ騎馬也、悉冠裝束也、次將軍家御車、次一國之諸大名御供、一番尾張大納言殿、二番紀州大納言殿、三番駿州大納言殿、四番ミトノ大納言殿、五番加州肥前守殿、其外次第之御供也、金銀花飾□□也、次御城へ御供左右大將清花堂上也、次將軍家、悉鳳輦之先也、次樂人五十人斗裝束也、次行幸鳳輦、少紫ニ引マハシ上也、内御簾也、先年者先樂人管弦在之、今度者其儀式無之也、行幸刻限未刻之終也、遠國近國京中諸人之見物、中々申モ不及言詞之義也、天下靜謐万民迄難在御世治、万々歳之御代云々、予十二一ツ愚筆ヲ止可恥々々、

〔出納職在記○寛永日記所載〕

九月六日、自前晚雨頻洒、至日出既晴雲、儲御所大殿祭前夜五日被行之、祭主大中臣友忠勤之、諸司自藏人方兼日傭之主殿官人供掌燈木工寮結燈台掃部官人、半疊三帖薦三枚鋪役之、今日行幸將軍家、暁天女房之乘輿凡四百七十一丁昇入二条御第、先中宮行啓、女院御幸、宮々御方渡御、已上御車三兩供奉之出車六兩、以上車副以下役者自藏人方下知之、

宮司少進天野豊前守藤原長信、諸大夫大橋越後守藤原親次、權少進左少史小槻亮眼、大屬出納豊後守中原職在、少屬右少史高橋亮春、件五人着一日晴狩衣紋紗、下襲指貫白地唐綾繡簿繪思々也、中宮御車左右令供奉云々、

〔中略〕

自左衛門陣出御、東洞院大路北行、正親町少路西行、堀川大路南行、至于二条第、從東大手門入御、

至四足門内暫奉昇居鳳輦、祭日奉大摩、次於中門外左右大將立替進行、次將心之伶倫奏立樂、予大相国・將軍家自東階下庭給、入御之時磬打、(折カ)自本階昇入給、公卿列立、磬打、鳳輦寄儲御所南階、左右大將進立、次將卿次將立階下如出御、内藏掃部等官人布毯筵道等兼鋪設之、蓋警固之勇士追出両官人、儲之具等捨而去、予見驚之、此申伺申伝奏通村卿之處、可(由カ)有了簡由被命、件布毯筵道等共鋪設矣、

次内侍司取劍璽候、劍右、璽左、

天皇下御、大將称警蹕、次將心之如出御、関白取御裾置置御後、退侍西方、天皇暫立御南面、

大相国・將軍家、經東南實子、入座躊躇、有御目入御簾中、両御所經本實子入給、

鈴奏、次昇退鳳輦入御、輿丁退、官方之沙汰

〔中略〕

儲御所御湯殿之事、自藏人方令下知、主殿寮金殿等供御湯、

主上供御膳、御陪膳鷹司殿、左大將教平卿、御手長宰相業光卿、光賢卿、右衛門督時直卿、両頭中將、元親卿朝臣、基音朝臣、御膳内膳司高橋清定供之、自藏人方沙汰之、

〔寛永行幸記〕(頭注に、柳原本ニテハ「二条亭行幸記」ト題セリ、同書ナルニヨリテ写サズ、とあり)

人王百九代、今上寛永皇帝陛下、欽明文思機神叡哲、而聖敬日躋、天德溷洽、爰清和天皇二十七代嫡裔、大人前將軍右相府公、掌四海、胸八荒、是故仁風所及、四夷八蛮鮮弁来享、異域遠方捧筐入貢、内專彝倫之道、外施六三之功矣、令嗣大人源君、当元亥之年、拜將軍之宣下、而兼任内相府、忽受天下讓、以安国家、保社稷、可謂幹父蠱矣、竊考往事、故相国自幼、事武芸、而戰必勝攻必取、甲衆族、而威而猛、恭而安、纔起參州、已征隣国、終領東関之八州、粵先代遺逆殘党恣私意、及春宮之異論、旌無武之忠誠、同先帝心、勤令今上定儲君、猶有党錮之徒、欲乱世誣民、時萃義兵、以征伐、不異湯沃雪、元卯之年、定江南策以往、一統扶桑、六十余州、興廢繼絶、天下無事、安於磐石矣、先是丁慶亥之年、懇勸奉成讓位踐祚、然後務禁闕改造之經始、課天下列候諸士、垣石築地、各随家豊儉、以表誓躬於後世、金殿紫閣重門高樓、凡所有棟宇巍然落成矣、洛陽移切利宮者、古今如合符節、举世僉曰、於王室功矣、盛哉可貴也、積善余慶及其子孫、則三世可至万世、為君祝々、元申之年、有中宮入内之事、而外順内睦、於是欲催撰行幸於二条堀河第、雖高構大築全存、更沿革之、新宮華殿、為儲御所、其修飾金銀珠玉彫琢彩画、雲廓月殿、自天上移来者乎、別築中宮之玉殿、女院之瓊殿、尽美尽善也、又有水台月樓、



或以沉木為柱、或以華梨為闕、鑄七宝、竭百工、大小殿閣盤々焉、困々焉、參差無限也、大溝有奧室、以複道通之轉、疑長虹橫空、当坤、維築連雲之城、危樓高百尺、手可摘星辰、不敢高声語、恐驚天上人、楊氏復生必謂乎也、庭除有漫々池水、其源支分鴨河、清流漲來、恰如二川溶々入宮牆、万木森々、其蔭密々、奇石怪岩、立乎頽乎、不知其幾千萬、鴛鴦並影、鳧鴨戲波、橫水石橋、彷彿到乎台嶠、布地平沙、依俵遊乎瀟湘、心之所至、目之所及、不遑枚舉也、寬寅夏秋之間、兩君相繼入洛、同根連枝、天下之列候、諸士無一人不屬從、皇帝錫命、令右府任大相国、内府任左府、夫相国者、即闕之官也、辭讓者數回、特直降綸命、強以推任焉、連枝諸臣、亦各舉官位一級、以怡其心也、今逢聖代不聞斯盛舉、復待何日乎、既涓取九月初六日、議定行幸、自前晚、至黎明、細雨頻洒、陰晴兩端、及卯時屬快晴、日色既麗、嗚呼盛德愜天地者、誰不仰止乎、略錄其一二於左、以備後鑑云爾、

寬永三歲在丙寅、菊月如意珠日、

前南禪天下僧録特賜円照本光国師以心叟崇伝記之、

寬永三丙寅年九月六日行幸、從兼日定辻固之役、凡自四足之御門、至于惣門、六町一段、自惣門、至于二条之第東之門限、十七町九段二間、合二十四町九間也、辻固之、烏帽子着、課諸大名役之、但惣門之内者、駿河・尾張・紀伊三大納言、水戸中納言家中衆固定之、其列不乱臘次、威儀嚴肅、蓋每小路備弓鉄砲鑊長刀固之、

禁中御留守御番、自武家差定、八人、各召具家來伺候、御築地之外固門門、兼日被定之、

供奉諸公家騎馬之龍蹄、悉從武家調進、

(中略)

鳳輦至四足、暫奉昇居、神祇官祭主、奉大麻、伶倫奏立樂、此時大相国御束帶、一日晴御袍如常、御下襲、黄二重織物、御紋葵之丸、色紫、表御袴、白唐織、御紋菓叢

自御本丸出御儲御所、將軍家一同下儲御所東之階立、候中門内北方、大相国御劍大沢中将役之、同御腰物同侍從役之、將軍家御劍吉良少將役之、同御腰物同侍從役之、彦根少將・姫路侍從・郡山侍從候御後、酒井下總守・本多美作守・太田采女正・鳥居讚岐守・以下各候于廊下、預敷筵道布毯於

儲御所中山頭中将元親奉行之、出納催之、鳳輦至中門、時次將立替、鳳輦過時各警屈、大相国・將軍家御聲折、鳳輦至南階、時大相国・將軍家昇本階、入御主上下御之時、関白取御裾、置置御後、退侍西方、主上暫立御南面、大相国・將軍家歷東南縁、入座躡居、主上御前有御目、入御簾中、大相国・將軍家、如本歴東南縁入御、前橋侍從・佐倉侍從・板倉周防侍從・酒井讚岐守・井上主計頭・永井信濃守下知内外、

御座敷飾

儲之御所

南之御上壇之間

一御床之押板

御文台蒔絵

御硯

一御違棚

六種之御香之箱

中御 銀之御火取居銀之六角之盆

一御棚之下押板

御重硯廿二面

一南面

御簾鎮二対獅子虎

一御座東面、御茵有之

中之御上壇之間

一西南之角

御衣桁掛御衣

一西北之角

御鏡台蒔絵掛御鏡

一同所

御泔杯銀台蒔絵、御櫛一双居之

一東南之角



- 御黒棚蒔絵
- 銀之御香炉
- 銀之御香合一對
- 銀之御返入
- 右居銀之四方盆
- 御昆布之箱蒔絵
- 御鳥箒
- 右在御棚
- 一御帳台之引物紫地之金欄、装束之緑五色
- 一御座北面有御茵
- 御帳台之内
- 一西北之角
- 銀之御衣桁、一對掛御衣三重
- 一西南之角
- 御衣之箱、一荷蒔絵、上有御宿直物、同有御枕
- 一花梨之御脅息脇網代之御枕
- 一御伏籠蒔絵
- 一東北之角
- 御齒黒之御箱
- 同御小道具銀蒔絵之盆一對
- 一中之御座南面有御茵
- 御座之上銀作之御剣行平、入蒔絵之御箱
- 北之御上壇之間
- 一西南之角
- 御厨子之御棚
- 御料紙色々脇御水引包副之
- 御硯箱蒔絵
- 銀之御空焼之御火取香炉
- 御鳥箒
- 一西北之角
- 銀之御手拭掛白布之御手拭三掛之
- 一御座南面、有御茵
- 北之三之間
- 一西南之角
- 銀之御台子
- 金之御風炉釜
- 金之御柄杓立
- 一御台子之上
- 金之御茶入三
- 金之御天目同台象牙之御茶杓
- 金之御茶碗居蒔絵之台
- 銀之御鵜飼茶碗一對居銀之台
- 同四之間
- 一西南之角
- 蒔絵台子茶碗・茶入棗
- 一東南之角
- 銀之御椽角盥
- 銀之御耳盥
- 一西北之角
- 硯箱蒔絵
- 一東北之角
- 御簾鎮十対獅子・虎・猫
- 御釣殿
- 一東南之角
- 二階棚
- 御短冊箱
- 御硯箱蒔絵
- 一御座 御○茵ノ字ヲ脱ス

一御天井 掛風鈴

一御廊下 玳瑁之御灯籠

御休息之御殿

一御書院之押板

御硯蒔繪

御鳥箒

一御床之押板

金之孔雀之御香炉居銀之盆

一御違棚

御香炉居蒔繪之盆

堆紅之御香合、一對居堆朱六角之盆

沉之御枕一對

一東北之角

銀之御手巾掛掛白布之御手巾二片

一御座東面 御○茵ノ字ヲ脱ス

御座之上有沉之御脅息

御広間御飾

一御上壇之御床

三幅一對 牧溪筆左龍中寒山拾得右虎

一御床之押板

中 花梨之折卓

銀之御花瓶

銀之御枕鶴龜

銀之御香炉獅子

銀之御香合菱

銀之香一匙之台

兩脅花梨之卓

銀之御花瓶一對

一下壇 台子梨地・風炉・釜・水指・水滴・蓋置以下皆黃金

右之諸飾悉御進上也、

儲御所晴之御膳

敷御座疊、設茵、主上出御御直衣、大相国・將軍家御着座、長押内兼設円座二、

南寶子階東一列有円座、関白近衛左大臣信尋、右大臣一条兼遐、内大臣二条康道、日野大納言

資勝・西園寺大納言公益・今出川大納言宣季・左大将九条兼隆・右大将忠象晴御膳以前、

大相国・將軍家以下、各献衝重、大相国御前陪膳柳原宰相、將軍家御前陪

膳中山頭中将、関白御前陪膳勸修寺弁、公卿前陪膳山科少将・土御門中務、

杯酌一返、大相国・將軍家・関白以下巡流、其後、主上御前晴之御膳御陪

膳鷹司左大将、御手長柳原宰相・烏丸宰相右衛門督・兩頭中将、事畢而入御、

各自下座退出、

右晴之御膳、内膳司高橋清定供之、

内々献方

初献、御盃、主上御前一、女院御前一、中宮御前一、盃数三、主上御盃大相国、

女院御盃將軍家、中宮御盃姫宮・女二宮但兩姫宮依御幼少、及深更故、無出御、御盃者大相国、

二献、御盃数同前、主上御盃將軍家、女院御盃大相国、中宮御盃將軍家、

三献、御盃数同前、主上御盃大相国、女院御盃將軍家、中宮御盃大相国、

七之御膳御相伴同前、

内々之御膳、主上御掛盤御器、銚子・瓶子・提子、諸之道具以下、悉以黃金製之、

中宮御前・女院御前、以黃金白銀雜製之、姫宮・女二宮御前亦同、詳于左録、

右之御膳之御道具、悉後日進上、

主上御膳方之奉行

彦根少将○井伊直孝 板倉周防侍從○重宗

中宮・女院・姫宮・女二宮御膳方之奉行

前橋侍從○酒井忠世 伊丹播磨守○康勝

右兩人、從將軍家被仰付、

佐倉侍從○土井利勝 松平右衛門大夫○正綱

右兩人、從大相国被仰付、

女中方上下共、在右之中、

同晩、行幸供奉之役人衆、百三十余人、樂人五十人、有七五三之点待、平折敷、諸公家衆、或昵近、或外様、百余人、点待同前、但三方足打依人体有替、

〔視聽日録〕

一二条御城江行幸之節被仰出候壁書写

覚

一行幸之当日并還幸之節、辻固之衆從早天可罷出事、

一辻固烏帽子素袍ヲ着シ、太刀を持鋪皮を敷、鳳輦御車通候時者、敷居ヨリ(皮カ)

下謹而可罷在事、附かけゑほし無用之事、

一從内裏二条御城之前迄、辻固之衆、右両日之役を勤帰候時分者、内裏之

辻固之衆退散を可見合、御城ヨリ御成橋迄之分者、御城之御門之左右辻

固之退散を見合、次第に可罷出事、

一小路を固候所、前二幕をうち、弓鉄砲鐘之數何茂申談、多少無之様ニ可

申合事、附侍者肩衣袴、足輕者袴計之事、

一家之内ニ而見物人、女童ハ前一間ニ置、それよりおくに男ハ可居事、

一二階者女童迄も見物一切無用之事、堀川の端ニ水之垣可仕事、但川中ニ

町人小屋かけ候ハ、見合可申渡事、

〔敬公実録〕

寛永三年九月六日二条御城江行幸、將軍家為御迎参内被成候節、公黒御装

束騎馬布衣六人二行、馬添六人、副舍人二人、白張八人、次ニ成瀬隼人正

赤装束騎馬白張相從、次ニ竹腰山城守徒者上下装束右之通、

式日、阿部河内守・瀧川豊前守供奉共二四人ト云々、

〔天享吾妻鑑〕

九月六日二条城へ行幸、(中略)道筋ニハ見物ノ貴賤男女稻麻、此時

棧鋪ニタ、ミ一帖ヲ以金耄両余借之、

〔君臣言行録〕

寛永三年、上洛并二条城工行幸ノ時、政宗モ大猷公ノ御供也、政宗家来皆ハ、

シキ衣類ヲ着シケレハ、時人アレハ伊達人ト云ヒ始シヨリ、以来今ニ到テ、

風流ノ人ヲハ伊達者トソ云習ハシケルト也、

195 寛永三年九月七日

二条城で舞樂御覽がある。公家衆は御番伺公する。

〔資勝卿記〕

九月七日丙子、晴、朝間参二条、今日舞御覽有、輪台四人、治部大輔・飛鳥

井侍從・〇〇、青海波ハ二人、四辻侍從・西洞院侍從、此時ハ御所作、関

白殿・一条殿・二条殿・伏見殿・八条殿・堂上(殿カ)上人何も所作也、御振舞有、

和歌御会延引也、夜半帰宅、

〔泰重卿記〕

九月七日丙子、晴、二条へ御番伺公、烏丸重相・中御門黄門・西洞院右衛

門督・北畠中将・予・持明院侍從・小倉侍從・久我中将・東園侍從・櫛笥

侍從・久世侍從・油小路・塩小路・冷泉少将・以上十五人也、終日無事也、

予・中御門黄門・侍御前、夜半迄供獻被下候、此間各御振舞七五三有之也、

其以後公卿分衆、銀子三十枚・小袖十・太刀一腰拝領也、雲客之衆、銀子

二十枚・小袖五ツ、拝領也、雲客衆内ニテ、滋野井・高倉・竹内三人、小袖十・

銀子三十枚之由承及候、水無瀬前宰相ニハ何たる失念候哉、銀子二十枚・

小袖五、事外不興理被申候由承及候、予・黄門・侍御前拝領不存候、今朝

上様へハ銀子二千枚・御服入たる高蒔繪長櫃二十さほ・小袖二百也、沉ほ

た一尺五寸まいり長一間半三所ニ紅ノ繩付ル也、うんけん百たん、から

いと千斤、蒔繪長櫃二人也、

〔孝亮宿祢日次記〕

九月七日丙子、晴、九鬼長門守許昨日馬之礼遣状、返礼到来、

今日於二条亭伶人舞有之、

撰関家門跡方等御成、公家衆両局等各祇候、被下御料理、諸家并両局迄昼

之間有二条亭、入夜退出、

(中略)

九日戊寅、雨降、参二条亭、(中略)今日自大樹、白銀十枚宛、両局拝領、

十六日乙酉、晴、去九日於二条亭、自大樹之拝領銀、今日於二条城令請取之、

十月六日己巳、晴、御幸之時、自大御所之拝領銀拾枚、今日請取申候、大

外記同請取被申云々、

〔寛永行幸記〕

九月七日、行幸之翌日、快晴、

朝御膳、御内々之儀、

將軍家御進物、兼陳列乎儲御所、釣東西之御簾、

一 白銀參万両台三十・載之、列寶子

一 御服二百領長櫃廿人之、列縁、櫃内外・梨地蒔絵菊、金具皆用金銀、棒亦同

一 沉香木本長二間余、廻両肘以紅絲綱三所結之、載台・置鹿間内

一 欄絹百卷台五・居之、列南長押内

一 紅絲二百斤台一・積之、在欄絹次

一 玳瑁三十枚台一・積之、在北方

一 麝香五斤台一・積之、在玳瑁次

至刻限、主上出御、々座於西上壇、東面、將軍家、自鹿間御出、御太刀、竹乎、

上于上壇、於上壇之際、御礼、終而御退出、主上入御、

同日、自將軍家、被獻中宮御進物、但御内々、

一 白銀老万両

一 御服五十領

一 沉香七十五斤

一 紅絲百斤

一 緋華絲絹五十卷

一 白綾子五十卷

一 麝香二斤

(以下女院などへの進物記事あり、中略)

宮衆・撰家衆・先官大臣・諸門跡衆・諸公家衆、不殘為舞御覽出仕、并諸大名衆・

諸大夫・以下不殘伺候、

至未刻舞御覽、主上出御、階間御簾際、兼設御座一疊御茵、

西間、中宮・女院御座、一疊宛御茵、同間、姫宮・女二宮御座、但無疊、

東間、大相國・將軍家御座、以屏風圍之、同間、東二間、親王衆・門跡衆・

前官大臣衆之座、関白以下・公卿殿上人、自縁至平張・列座、兼敷円座、

舞樂已前、

舞台 修理職奉行而構之、舞終而撤之、

幄骨 木工寮奉行之、

幄覆 大藏省奉行之、殿上人居所者、以段子覆之、左右樂人幄者、以紺布

覆之、以紅白綾之幕紋瓜四方張之、

先、樂人於中門外、三度之乱声、左、次右、次左右共発、次吹調子平調參音声、

慶雲樂、次左右之樂行事、左近衛中将嗣良朝臣、右頭中将基音朝臣、入中門、

立樂屋前、左右之樂人・舞人・庭中列立、一鼓舞、々畢入樂屋、次樂行事・

経本路退、

(以下、舞樂の演者などを記す、中略)

当晚歌之御会可有之由、雖兼日治定、依可及深更、被延来日、

從將軍家諸家拝領之目錄

一 御太刀 一腰 関白

白銀 三千両

綿衣 二十領花絲絹繻子白綾嶋絹以下同

一 御太刀 一腰 一条

(以下、公家・門跡など拝領の様子を記す、後略)

196 寛永三年九月八日

二条城で和歌管弦の御遊がある。

〔資勝卿記抄〕

九月八日丁丑、晴入夜降雨、和歌御会入夜始、主上ノ東面ニ一帖有之、御

前ニ硯箱ノ蓋ニ懷紙ヲノセラル、切灯台前々有、読師・講師ノ座円座ヲシク、

西上南面、北面ニ、大御所、左大臣、將軍右大臣、以下ノ座、小文、読師

内大臣、講師冷泉中将、発声四辻中納言、高声三条新大納言、日野大納言、

中院中納言、阿野中納言、御製読師関白殿、講師鳥丸大納言、

(以下に席図あり、中略)

御製七反、秀忠公・家光公・御詠五反、余大臣已下三反、次改席東面ニ而

有御遊、関白・式部卿宮・中務卿宮・大臣已上也、簾中ニ而所作也、四辻

中納言以下、公卿分ハ上ノ簀子、殿上人ハ下ノ簀子也、樂人ハ高欄ノ外ニ、

ツキ縁構テ伺公也、朗詠五也、樂五、

〔泰重卿記〕

八月廿九日己巳、雨天、終日不罷帰候、行幸和歌触有之也、折紙案・竹契週年、今度行幸二条御亭可有和歌御会之沙汰候、出題可為右之趣旨、密々被仰下候也、八月廿八日、元親奉行也、三条大納言殿、三条新大納言殿、日野大納言殿、日野新大納言殿、広橋大納言殿、今出川大納言殿、西園寺大納言殿、三条中納言殿、四辻中納言殿、中御門中納言殿、阿野中納言殿、清閑寺中納言殿、日野中納言殿、中院中納言殿、白川宰相殿、柳原宰相殿、花山院宰相殿、鳥丸宰相殿、西園寺宰相殿、水無瀬前宰相殿、右衛門督殿、右衛門佐殿、飛鳥井中将殿、滋野井中将殿、水無瀬中将殿、高倉中将殿、冷泉中将殿、北畠中将殿、園頭中将殿、庭田少将殿、五条少納言殿、三条侍從殿、甘露寺殿、勸修寺殿、土御門中務少輔殿、冷泉殿、綾小路殿、姉小路殿、持明院殿、清水谷殿、阿野侍從殿、岩倉侍從殿、伯侍從殿、御会之人數御触如此候、此外略之也、

〔孝亮宿祢日次記〕

九月八日丁丑、雨降、詰二条亭也、諸家衆各祇候、今日和歌御会、并郢曲有之、

〔寛永行幸記〕

九月八日、第三日、少雨洒、

朝御膳御内々之儀、自大相国御進物、兼陳列乎儲御所、釣東南之御簾、

一 御服百領長櫃十入也、在縁、長櫃内外梨地蒔絵菊水、金具用金銀、棒亦同

一 黄金二千両台二居之、並長櫃之東

一 緋綾子百卷台二居之、与黄金並

一 伽羅十斤白銀箱二入之、居台、在上壇之下之左

一 麝香五斤白銀囊五入之、与伽羅並

一 蜜六十斤白銀台二入之、在上壇之下之右

至刻限、主上出御、々座西上壇、大相国自庇間御出、御太刀菊金作上于上壇、於上壇之際御一礼、終而御退出、主上入御、同日、自大相国被献中宮、御進物但御内々、

一 白銀一万両

〔中略〕

殿主御覽、但依叡望、中宮・女院・御随從、此儀依為俄、縁道悉布紅氈、狹間以下垂御簾、四方遠景叡覽、数刻下御、於御内々御膳、被献数般之珍烹、及暮色和歌之御会資始、儲御所階之間之闕除之、釣東南之御簾、灯台三所、座上御座二疊纏纒縁、設茵、主上御座東面、疊廻敷高簾縁、

左座

大相国御直衣、御衣、朽葉固織物・御紋鶴菱、御指貫、萌黄唐織物・御紋丁子丸

関白近衛左大臣、直衣、々色黄・紋・立湧牡丹

二品伏見宮、直衣、々色黄・紋紅葉・浮織物、指貫・萌黄・唐織物・紋藤之丸

太閤鷹司

内大臣二条、直衣、々蒲蘇芳、織色、紋唐松、指貫

新大納言鳥丸

左大将鷹司、衣蒲蘇芳、紋龜甲

右大将九条、衣黄織色、紋唐花、指貫

宰相柳原

右座

將軍家御直衣、御衣・紅浮織物・御紋鶴菱、御指貫、紫唐織物・御紋・丁子之丸

右大臣一条、衣生浮織物・紋菊、袴生浮織物・紋藤之丸

一品八条宮、直衣、々薄紫紋枝菊、指貫、黄唐織物・紋藤之丸

無品彈正宮、衣黄浮織物・紋紅葉散、袴、唐織物・紋鳥鞆

前関白九条

大納言尾張

大納言紀伊

大納言駿河

中納言水戸

以上十八人、次第着座、兼設読師講師之円座於御座前、頭中将基音朝臣、持灯台置講師之円座之左、勸修寺弁経広、持火置灯台之上、高倉中将、嗣良朝臣、盛懷紙於硯蓋、置講師之円座之前、内大臣起座、就読師之座、冷泉中将為頼朝臣、就講師之円座、四辻中納言、役発声、就講師之後左方、

無円座、其次、日野大納言、其次、中院中納言、三条大納言、就講師之後右方、其次、阿野中納言、以上五人、公卿分講頌之衆也、飛鳥井中将、高倉中将、綾小路少将、持明院侍從、以上四人、殿上人為講頌衆、候南實子、自柳原宰相懷紙次第上講之、至三条大納言懷紙、一返、親王大臣之懷紙三返、大相国并將軍家之懷紙五返、主上之御懷紙七返、但主上之御懷紙之時者、先誦師歸着本座、講師者退縁、其時関白移誦師之縁座、烏丸大納言就講師之円座、発声講頌之衆者如元、披講畢、而主上入御之時、着座之公卿下円座一礼、入御之後安座、而後各自末座退出、

御遊、和歌御会、終而儲御所庇間共敷畳、東南下御簾、庇間東御簾之際設御座、次間御簾之内、大相国・將軍家御座、各宮・接家衆伺候、

〔所作の公卿や地下衆人を記す、後略〕

〔近代御会歌林〕

寛永三年九月八日、二条城行幸御会、

詠竹契週年和歌

御製

もろこしの、鳥もすむへく、くれ竹の、すくなる世こそ、限しられね

秋日待行幸二条亭同詠竹契週年和歌

（以下、公卿の和歌は略、最後に座席図あり）

### 197 寛永三年九月九日

二条城で能楽御覧がある。

〔孝亮宿祢日次記〕

九月九日戊寅、雨降、参二条亭、於二条亭猿楽有之、大夫四座、難波、田村、源氏供養、紅葉狩、道成寺、藤栄、熊坂、猩々乱等也、

〔出納職在記〕

九月九日、半雨半晴、猿楽九番御覧、密々之儀也、

於殿上板間両局出諸司着位袍者之限見物、并院宮司北面等、又諸大夫坊官

衆見物同所也、饗応毎日嚴重、御馳走人武家諸大夫衆十二人、本多飛驒守・戸田因幡守・丹羽式部少輔・杉原伯耆守・片桐出雲守・谷出羽守・青木民部少輔・蒔田権佐・溝口伊豆守・長谷川式部少輔・片桐主膳正、右毎日結番、其侍着烏帽子素袍給仕也、

御座敷飾之所々、儲御所御上壇以下御帳台御休息御殿・御釣殿・御廊下掛玳瑁燈籠、御広間上壇床三幅一對、中央寒山拾得・左右龍虎、牧溪筆、右所々御調度、沈御枕并御脇息、花梨御脇息、并卓、又時絵硯・文台等之外者、悉以熱金南鐮製之、還幸之後進献之、御膳器物諸具以金銀雜製之、日々御膳山海之奇珍塩味之和羹候、奉行人彦根少将・板倉周防侍從、中宮・女院・宮々御膳奉行人、前橋侍從・伊丹播磨守・佐倉侍從・松平右衛門大夫等結番也、御進物毎日有差、黄金・白銀・御服呉綾・蜀錦・金襴絹・華絹・緋花絲絹・白綾・緋綾・紅絲・沈木、長二間余廻兩肱以紅網結三所、伽羅玳瑁・麝香・蜜・各兩日卷敷、難枚挙仍略之、

中宮女院進物可准知之、但姫宮御方雛傀儡等御玩之具被相添云々、非藏人・両局・出納・判官・北面・隨身等、九日猿楽御覧之日、酒井雅樂頭為奉行、各被召出、白銀令拝領也、

〔寛永行幸記〕

九月九日、第四日、半雨半晴、

朝御膳御内々儀、

今日猿楽御覧、大広間上壇之下之間、垂御簾、御簾之際、敷御座畳設茵、為主上之御座、左敷御座畳設茵、為中宮之御座、右敷御座畳設茵、為女院之御座、儲之御所至大広間縁通、以屏風圍之、筵道敷布毯、蓋猿楽御覧、密々之儀也、宮・撰家・前官大臣・諸公家・諸門跡・諸大名以下諸大夫不残出仕、次之間掛御簾、以屏風圍之、為大相国・將軍家之御座、其次垂御簾、為宮・撰家・先官大臣・諸門跡之座、駿河・尾張・紀伊三大納言、水戸中納言御同座、此外之公卿・殿上人各祇候縁、兼敷円座、以廊下為大名以下諸大夫衆之座、以殿上之間縁、為諸司・宮司・院司・北面・諸大夫・坊官等之座、猿楽以前、造花之菊数朶、白銀之手桶三、一者紋菊水、二者葵丸、長一尺五寸、廻三尺、從大相国御進上、叡感殊甚矣、猿楽之内、御膳敷度、金銀之台物以下陳列、



但御内々儀、女中之外不知之、

猿樂九番

猿樂三番過而、公家武家各於前々之間、有點待、一二三誥皆用金銀、其後於見物之席、出金銀之台物、勸盃數返、猿樂以後、各雖點待用意、御沈醉再三御理依有之、秉燭之程退出、

此日、依重陽、大相國・將軍家、於御前賜天盃、当晚、於御内々、被献後鳥羽院宸筆之日券一卷、

〔寛明日記〕

九月九日二八、於二条御城有御能、山科新藤、開口ス其詞ニ云、

(モロコシ)(唐代)

唐タウタイノシユンシウワ、政ヲ天下ニ施シ、我朝北山ノ行幸ハ、名ヲ後代ニ伝タリ、増テヤ今ハ徳沢ノ厚キ事、重陽ニ咲ル菊ノ露積テ、兼テ幾代ノ淵ヲ頭、セイイン(聖胤)ノ繁事、四ノ時替又松ノ色深ク、ナヲモ千年ノ秋ヲ知、古今ニ類ナキ君力代ノ目出度カリケル時トカヤ、

御能組并役者

(後略)

【参考】

〔槐記〕

後水尾院ノ二条行幸ヲコソ、近代ノ美觀ニシテ事モ備レリト謂ツヘシ、兼テ咄セシ無禪モ布衣ニテ、応山ノ御供申セシトテ、毎度カタリキ、此時シモ大臣ミナ騎馬タルカユヘニ、応山ニハ御車ニテ後從ニヲサヘラレタリ、此時ノ撰政タルカユヘ也、此車近代マテ存セリ、先年ノ火ニ中和門院ノ御車モ、一所ニ焼失セリ、カサリモ最美麗ナリシカ惜キコト也ト仰ラル、

已前ノ御話ニ、此無禪ハ二条行幸ノ御供ヲモ、布衣衆ニテ勤タル男也、此時ノ美麗ヲモカス、咄タリシカ、又今様ノ事共ニアラサリシト也、其時□ト云シ女中ハ、即チ中和門院ノ御供ニテ、七日ノ間城ニ居タル人也、毎度ノ話ニ、何角ト云中ニ、女中ノ局ニ三十間並立テ、其前ハ通り椽ニテ、局一ツ、ノ前ニ手水ノ処アリテ、上ヨリ竹ニテ掛樋ニテ流スヤウニ仕力ケテ、昼夜暫モ間断ナカリシガ、水ニハアラテ、好ツカヒ加減ノ湯ニテアリケルトナン、又アルマシキ御馳走也、

198 寛永三年九月十日

天皇、二条城より還幸する。

〔資勝卿記〕

九月十日己卯、晴、今日先女院御所還御、其次主上還御、次中宮ノ供奉、殿上人、公卿ハ武家ノ御衆——、還御之時分及黄昏、

〔孝亮宿祢日次記〕

九月十日己卯、晴、鞍置馬拾五疋進上、

今日中和門院自二条亭還幸、御車、次主上還御、

兩局供奉騎馬也、六位外記史供奉步行、

中宮行啓御車、公卿・殿上人・諸大夫・以下供奉、

〔梵舜日記〕

九月十日陰、二条城ヨリ還幸也、今度者諸大名衆無御供之由也、中三日之御逗留之由也、

〔寛永行幸記〕

九月十日、第五日、快晴、

朝七五三之御膳、御引替之御膳、御内々之儀、大相國・將軍家、無御相伴、巳之刻、女院還幸、供奉之公卿・殿上人・諸役者、并女中之長柄、釣輿・包輿、出車以下、如御幸之時、但出車者二両也、

午之刻、殿主叡覽、先日霧霞靄黷、遠山依不分明、再及此儀、少焉下御、未之刻、儲御所東南垂御簾、階之間之御簾之際、敷御座置設茵、主上出御、將軍家御束帶一日晴、但与行幸之日、御衣紋替、東南之敷居之内御座、其時御馬十疋、次第引廻庭上、

引手隨身四人

(中略)

御馬引畢而、御手本道風、新樂府、入梨地蒔、繪之筥、着黃金之打枝中院中納言束帶一日晴、於南之簾外披露之、將軍家退出、

大相國出御御束帶一日晴御馬五匹引廻庭上、役者同前、梨地蒔繪箱行成・朗詠・万葉集一之卷・終之卷・定家卿筆子昂・淵明之凶三入居台於簾外披露之、畢

而入御、

其後有三献之御祝儀、儲御所裏之間北向・主上<sup>上壇</sup>、左座中宮<sup>東面</sup>、隔闕・大相国<sup>南面但</sup>、其次將軍家<sup>南面</sup>、右座女院御所、雖可為御座、早朝還幸、故明此座、<sup>向上壇</sup>、<sup>南面</sup>、將軍家之後之下壇也、

初献、御盃主上御前一、中宮御前一、主上之御盃大相国、其次將軍家、其次駿河大納言、中宮之御盃大相国、其次將軍家、其次駿河大納言、

二献、同前、

三献、主上御前御盃三、中宮御前御盃一、主上御前大相国御酌、天盃大相国、

此時天酌也、御盃収、其次將軍家天盃天酌同前、御盃収、其次駿河大納言

天盃天酌同前、此後中宮御盃、女中衆次第下、

還幸

鳳輦寄南階時、大相国・將軍家、從東之階有御下、中門之内北之方御立、

御供奉如行幸之時、鳳輦過時御聲折、

還幸御供奉諸役者之次第、如行幸之時、但中宮之御供奉、武家之公卿五人、

尾張大納言 紀伊大納言 加賀中納言

薩摩中納言 備前宰相

被相添之、但騎馬、束帶一日晴<sup>衣紋、与行幸之日替</sup>、供奉人以下、如御幸之時、

姫宮之御供奉、武家之公卿五人、

駿河大納言 水戸中納言 仙台中納言

越前宰相 会津宰相

被相添之儀式同前、出車四両也、

〔紀年録〕

同月十一日、諸大名、二条本丸二丸出仕、兩御所御目見、今度行幸無異之儀

奉祝之、

【附録】

〔寛政重修諸家譜〕

小堀政一<sup>遠江守</sup>寛永元年九月より、二条城をよひ行幸御殿普請の事を沙汰

す、三年九月六日二条城に行幸のとき、井伊掃部頭直孝とおなじく、主上

御膳の事をつかさとる、これよりさき、政一台命をうけたまはり、予め行

幸の日、設けるところの奇物重器の諸具をととのふ、還幸のとき、その諸具を禁中にをくりたまふのとき、政一また仰により、これを携へて参内し、行幸の御殿を、禁裏に移さるゝのときも、また奉行をつとむ、

〔寛永行幸記〕

主上御膳黄金白銀製調

晴之御膳

(後略)

199 年月日未詳

二之丸行幸之間に関する覚書。

〔大工頭中井家文書〕

覚

御行幸ノ間ノ

一 御から門之事、

以下ハ同板敷

一 御上段中断之事、

御帳口上段中ノ間西口ニ

一 御なんとかまへ之事、

くミいれふ口ぬりてなりとも

一 天井はり付之事、

一 何もぬり物之事、れんしいろくものもん、さいしきなしはぬりてなりとも

一 かいノひろさ之事、

紫容殿ノ程可然也、二間斗也、

のほりらんの事也、

同きさむしとりおきに可仕候か、

一 御ほうれん之事、

一つま戸折戸に可仕候、

一 中宮様御座之間之事、西の方可然也、上段あるへし、

上段「」

上段の方がくハかつて次第、

そハ御殿ノ口北ノ殿ノ事ニテ然者上段なし、

一次ノ間御上段并天井之事、天井いかやうにも可然也、

皆々上々くニテ可然也、

同たて具之事、

これもかつてのよきよう、

一西之次ノ間御すまい之事、

一御ゆとの御せつちん之事、

200 寛永三年九月十六日

家光、大坂に赴き、普請を上覧し、翌日二条城に帰る。

〔紀年録〕

同月十六日、將軍家渡御于大坂、同日御城廻御普請場繩張等上覧之云々、

同月十七日、自大坂還御、直ニ渡御于二条、

201 寛永三年九月十二日

秀忠が太政大臣に、家光が左大臣に昇進する。秀忠・家光父子、参内し、後日

二条城において公家衆の御礼・祝儀がある。

〔資勝卿記抄〕

九月十三日壬午、曇、今日大御所様相国、將軍様左大臣御推任、陣儀○陣儀

は十二日上卿両伝奏、御装束(各カ)ニ而両頭弁并大外記ナト宣旨持参、砂金拝領、

土御門中務御身固、大御所様轅御簾中宮亮永慶、御沓中宮大進経広、將軍

様御簾飛鳥井雅胤朝臣、御沓有紀、如例長橋局より御参内、御還女院様へ

御成、次薬院へ還御、

〔紀年録〕

九月十三日、両御所御参内、於施薬院有御装束、行幸之御礼也、

十五日、於二条本丸、大相国御昇進之御祝儀、公卿・殿上人及武家諸大名

五千石以上献太刀目録各装束、同日、於二丸、將軍家御昇進之御祝儀、右面々

勤礼同前、

先是武家面々者、八月廿七日八日、両御所御昇進之御礼事畢、其後秀忠公

被任相国、家光公被左府、仍両度如此、然相国・左府共行幸以前為勅許

宣旨曰付用八月十八日云々、

同月十八日、於二条本丸・二丸兩殿、親王・撰家前官大臣・諸門跡、各御

礼被献太刀目録、両御所御昇進御祝儀云々、當中各装束也、

202 寛永三年九月二十五日

家光、二条城を発して、江戸に帰る。

〔資勝卿記抄〕

九月廿五日甲午、晴、夜雨、今日午刻將軍様御下向也、

〔東武実録〕

九月(中略)將軍家既に御駕を發せらるへき処ニ、大御台所の御方、今月

十五日御逝去の由江戸より告来るニ依て、將——軍家江戸還御の事暫く

御延引有、(中略)一三日をへて洛を出させ給ひ、膳所に御旅館有て、此処

に於て采録百石以下勤番の士に、金廿兩充給へる、然れば京師に二三日御

逗留有に依て、鳥羽に其間旅宿するの輩、私用足ラさるへき事を思召別け

らるゝに依てなり、是より先、江戸御発駕の前に、金二十兩、後白銀三十

枚を、供奉の士に給へる、

〔紀年録〕

九月廿五日、將軍家為江戸還御、淀御発駕、(後略)

203 寛永三年十月六日

秀忠、二条城を發して、帰途に就く。

〔本光国師日記〕

十月朔日、於二条御城相国様還御之吉日書付上ル、案在左、

還御

御吉日

一十月五日甲辰取月女

右金剛降日

一同月六日乙巳破火虛

右大明日

一同月十一日庚戌閉口姜

右吉慶日

以上

〔孝亮宿祢日次記〕

十月六日乙巳、晴、今朝大御所秀忠公江戸有御下向、公家衆日岡迄被送申云々、

204 寛永三年

本丸御殿・二之丸御殿の御絵間数についての覚書。

〔二条御城中御本丸二丸御殿御絵間数之覚（京都大学附属図書館蔵）〕

〔表紙上書〕

〔朱筆〕天保十四癸卯年十月三日、大坂

御城御修復見分二付、御大工頭村上与五郎上京二而頼有之、書留相写、同月十九日、絵図二相添差遣候扣也

二条御城中

〔朱筆〕御本丸御殿御絵間数之覚

〔朱筆〕二丸御殿御絵間数之覚

〔中表紙〕御本丸御殿御絵間数之覚

御本丸御殿御絵間数之覚

銅瓦

一御座之間 雨落より雨落迄 東西拾五間 南北拾壹間 御絵筆者主馬

御上段 東西南北三間四方

格天井折上ケ黒塗、飾金物蒔絵、御紋こんせう金二而鳳凰、唐草中に唐花の丸、ふち緑青、丸の内地金砂子、墨絵花鳥草木色々、薄彩色、張付御襖長押上山水、薄彩色、地泥引、四隅にくわん式ツ宛

御床長サ式間、横間半、但御畳床

鏡天井、絵彩色張付共右同前、御床ふち黒塗

御違棚三段檜、飾金物、御紋有、張付同前

御袋棚御襖四枚、縁黒塗、へり浅黄、地金らん、小へり茶地金らん、絵

右同前、裏之方墨絵桃栗ふどう柿、下御袋棚御襖式枚、へり無之、絵右

同前、裏之方墨絵山水、御張台、ふち黒塗、飾金物、御紋有、御引手有、

張付へり御袋棚同前、内之方格天井黒塗、飾金物、御紋四ツ隅蝶、唐草

中に唐花の丸、縁紫、内地録青、金にて牡丹、唐草、張付惣廻り泥引、

長押上、金のませ垣にあさかほ、張付金のませかき柴垣置上、金溜菊、

極彩色

同所二之間 東西南北三間四方

格天井黒塗、飾金物蒔絵、御紋地紫、金の唐草の中二折入、角地緑青、

廻墨絵の波中二三ツ扇子の丸、金砂子扇子の絵草花色々、墨絵彩色、長

押上、御襖泥引、山水雪の体、薄彩色

同所三之間 東西南北三間四方

天井長押上御襖二之間同前、絵唐耕作

同所御納戸 東西四間半 南北三間

天井棹縁木地、惣廻り板屏、北の上二かな窓、北面二御棚二段宛有

同所御雪隠 東西老間 南北老間半

天井棹、縁惣廻り板屏、南北に窓老ツ宛、西に式ツ

同御次之間 東西式間 南北老間

天井下廻り右同前

同御小用所 東西南北老間四方

天井下廻り右同前、北に窓老ツ

同御雪隠より御上段江之御廊下 東西老間 南北四間半

天井下廻り右同前、西に窓式ツ

同所南御棹側通 東西七間半 南北老間半

格天井黒塗、飾金物蒔絵、御紋泥引稻妻、金砂子の雲とり、惣鉄線、極彩色、長押上張付絵御上段同前、東の下はめまいら、南雨戸の上乱間障子、

縁黒塗、雨戸の内障子有之  
 同東之杉戸 東表苔にへら鷲  
西表檜岩に山鳥根笹薄彩色  
 同西之杉戸 東表沼にときたんほ、すみれ  
西表りんご水にいんこ鳥  
 同西溜之間 東西南北老間半四方  
 格天井黒塗、飾金物、御紋南御椽側通同前  
 北之下はめまいら、西に入口  
 同中御椽側通 東西老間半  
南北六間  
 天井飾金物、張付絵右同前、東下はめまいら  
 同南杉戸 北表ゆり  
南表水に川柳ふくろう根笹  
 同北杉戸 北表松つたかつら尾長鳥  
南表あせに鷲岩笹りんどう  
 同北御椽側通 東西四間半  
南北老間半  
 格天井黒塗、飾金物、御紋白張付金の稲妻、金砂子の雲とり鉄線、中彩色、  
 長押上張付絵南御椽側同前、北雨戸の内障子上乱間障子、縁黒塗  
 一御焼火之間 東西三間  
南北四間  
 格天井黒塗、飾金物、御紋金砂子、中に折入、角縁こんせう内地白張、  
 葡萄に香包のちらし、極彩色、長押上泥引、金砂子の洲崎水に並木の松、  
 張付泥引、金砂子の雲とり、金の竹棚、檜垣に藤、極彩色、東北障子腰  
 まいら、内絵同前、御囲炉裏石長サ老間、横間半、ふち黒塗  
 同所御時計之間 東西三間  
南北三間半  
 天井御焼火之間同前、絵藁かつらに香包のちらし、長押上張付共に惣泥引、  
 金砂子の雲とり、秋の野すゝき桔梗野菊萩かやつり草蘭菊、色々、しも  
 つけ女郎花笹りんどう、金のませ垣、南に杉戸、銀のませ垣にすゝき野  
 菊女郎花藤袴、中彩色、南上下に窓式ツ苑  
 北御椽側 東西四間  
南北老間半  
 格天井黒塗、飾金物、御紋白張、金砂子の雲とりてつせん、長押上同前  
 同西杉戸 西表金の竹棚にゆふかほ  
東表金の并竹垣に山吹  
 同東杉戸 西表萩にうさぎ笹りんどう女郎花  
東表五枚笹ほけ  
 同所東御椽側通 東西老間  
南北五間半  
 格天井黒塗、飾金物、御紋白張、金砂子の雲とりてつせん、長押上同前、

東雨戸の上乱間障子、縁黒塗  
 同北杉戸 北表萩にうさぎ  
南表水よしに鴨  
 同南まいら戸  
 御書院御廊下 東西三間  
南北三間  
 格天井黒塗、飾金物、御紋、板違上下廻り共木地板屏、南の上に窓ツ、  
 内障子有り、南に入口有之  
 一御書院 雨落より雨落迄  
東西八間  
南北拾老間 御絵筆者興意  
 御上段 東西式間半  
南北三間  
 格天井折上黒塗、飾金物、御紋、緑青印金彩しき、牡丹唐草中に泥引だ  
 んせん、墨絵山水、長押上金張付、金砂子雲とり山水、御襖張付金砂子  
 雲とり柴垣置上、金溜こんせう、水林檎の木から鳥いすかこま鳥ほしろ  
 十二から鳩、金のならへ竹垣、金置上柴ふき、極彩色、北東框黒塗  
 同御床 長サ式間  
横間半  
 但御畳床、ふち黒塗、小壁金張付、野菊水草、鏡天井、絵彩色同前、金張付、  
 金の雲とり、柴垣置上、金溜、金ならへ竹垣、梅鳩尾長鳥ひたき留りめ  
 じろ鶯蓄尾月、極彩色  
 同御違棚二段、板けやき、飾金物、御紋有、張付廻り御襖絵同前、ほあ  
 かましこ  
 御袋棚小襖四枚、ふち黒塗、縁浅黄地金蘭、小縁茶金蘭、金張付、金の  
 雲とり、絵翠簾、御棚の内惣金張付、下御袋棚小襖式枚、ふち黒塗、縁  
 り同前、金張付、金の雲とり、鳥かごいんこ、山から唐鳥、極彩色  
 同御附書院、鏡天井、ふち黒塗、地緑青、印金彩色、牡丹唐草、すかし  
 花菱、ふち黒塗、組障子、腰黒塗、まいら内金張付、中にたんせん三笑  
 の図、唐子のほつり船、薄さいしき、右之方風鳥いはら、左之方絵鳥蓄尾、  
 金のならへ竹垣、御床板檜下張付、金極桜草の絵  
 同所二之間 東西南北三間四方  
 格天井黒塗、飾金物、御紋へり紫、印金彩色唐草、中に小へりごふん、  
 地緑青、廻り金砂子蝶の六丸、中二唐花、極彩色、長押上、金張付、金  
 の雲取、金砂子、絵、遠山紅葉松に瀧、御襖まいら、内、金張付、絵山川、

金のほり橋、いかだ紅葉ながし、松につたかつら、紅葉に瀧、遠山、極彩色

同所三之間 東西南北三間四方

格天井黒塗、飾金物、御紋地こんせう、印金彩しき、唐草中折入角、ふちむらさき、地緑青、金砂子、扇子草木多んこうの墨絵色々、長押上、金張付、絵山水、御襖まいら内上張付同前、金砂子の雲取、いばら、金のよし垣に紫竹にわ鳥、金竹垣に菊、極彩色

同所四之間 東西四間 南北三間

格天井黒塗、飾金物、御紋、へり地緑青、桐に金の鳳凰、唐草地あいらう引、金の雲取、砂子惣飛鳥、東長押上、金張付、金の雲取、水柳鳥、御襖張付同前、こんせうにて、水、春の田に鷹、岸に根笹、あぜにたんほゝすみれ、南長押上、金張付、夏田に鷺鴨水よし沢桔梗水草、西長押上、金張付、秋田山に木色々、しゝ小屋鳥おとし鳴子鳥、まいら内金張付、秋田水岸に水草、はく鳥鳥、北長押上、金張付、冬の体枯野の木に薄雪、川水に土橋、まいら内金張付、冬の体山に薄雪、根笹水枯蔭白鳥鳥、極彩色

同所北御椽側通 東西七間 南北七間半

格天井黒塗、飾金物、御紋、地金惣あさかほ、中に角たんせん泥引、草花諸鳥さいしき、墨絵品々だんせん、長押上、金張付、芝土手に金砂子、并木の桜さいしき、雨戸の上乱間障子、縁テ黒塗

同西杉戸 西表もくれんげ 東表岩に根笹虎

同中之杉戸 西表墨絵岩に木小笹はく鳥 東表水によし水草に鷺

上に竹のふしたすき黒塗

同東杉戸 西表水によし船 東表かうぞ

同所東御椽側通 東西七間半 南北九間

天井絵北御椽側通同前、長押上、金の雲取、砂子、惣山に桜彩色、東雨戸の上、乱間障子、ふち黒塗、雨戸の内障子有之

同北杉戸 北表かうぞ 南表水岩に鶴ばん沢桔梗水草

上竹のふしたすき黒塗

同中杉戸 北表松に霧水草 南表すゝき根笹きじ

同南杉戸 北表松に霧水草 南表みづく菊枯木

同所南御椽側通 東西七間 南北七間半

東御椽側同前 西表岩に木山鳥根笹 東表柘榴花じやかう

同所西御椽側 東西七間 南北三間

東御椽側同前

大広間御廊下 東西八間 南北七間半

天井木地棹、ふち長押上、白土下廻り板屏、北に窓四ツ、内に障子有り

一大広間 雨落より雨落迄 東西拾二間 南北拾七間半 御絵筆者采女

御上段 東西南北三間半四方

格天井折上黒塗、飾金物、御紋、地緑青、金唐草、中に金の格四ツ、縁くわ、内梅はち格の角に唐花の丸、錦彩色、長押上、金張付、梅遠山雪の木四十から、鶯桃十二から、北金張付、岩に牡丹、南まいら内金張付、岩に桃唐鳥、極彩色、框けやき

御床 長サ式間半 横間半

鏡天井、絵彩色、共に金張付、絵大松、岩にきりしまさまゝん花藪かうし、小壁金張付、沢水草、極彩色、板檜

御違棚三段、檜板、飾金物、御紋無之、金張付、絵岩につゝじかいどう竹梅藪かうじり

御袋棚小襖四枚、ふち黒塗、へり茶地金欄、小へり浅黄金欄、金張付、絵桃柿栗瓜、裏之方絵椿梅水仙牡丹芙蓉何れも折枝、内金張付、くすの花、極彩色

御附書院、鏡天井、絵彩色共同前、すかしまつかわひし、ふち黒塗、障子腰まいら、黒塗、内金張付、絵つゝじ笹ましこ、鶯尾、左右張付、岩つゝじ鶯尾みやまほ白、御床板檜

御張台、ふち黒塗、飾金物、御紋へり小縁り、御袋棚同前、あけまきかな物、金張付、絵梅つゝし小竹山鶴、極彩色、内方天井木地棹ふち、金



張付、絵松紅紫葉笹水遠山、極彩色

同所二之間 東西三間半  
南北四間半

格天井黒塗、飾金物、御紋地金、中にくわ、内緑青、ふちこんせう、中に金の向ひ蝶、外に唐花、錦彩色、長押上、金張付、大松に靄、御襖まいら、内金張付、絵岩につゝじほけ大松根笹水靄、極彩色、北御襖の上、乱間障子、ふち黒塗

同所三之間 東西三間半  
南北七間半

天井二之間同前、長押上、金張付、大松に靄遠山張付、御襖まいら、内

金張付、大松岩根笹荆棘靄、極彩色

同所四之間 東西南北三間半四方

格天井黒塗、飾金、御紋地金、桜のちらし雲、絹彩色、中にくわ、地こんせう、へりごふん紫緑青、中に海老置上ケ金溜、長押上、金張付、青草沢湯水草葱飛馬遠山雪、御襖まいら、内金張付、絵ほたん、うす色、さび竹の垣、岩に唐猫蝶もず連雀こま鳥鶉水たんほゝ根笹あやめ芍薬なよ竹草、極彩色

同所五之間 東西南北三間半四方

天井ちらし菊、残り四之間同前、長押上四之間同前、御襖まいら、内金張付、水岸石橋岩おもとくわんそう牡丹錦鶏山鶉麝香野こま蝶ゑなか翡翠唐鳥さび竹垣、岩につゝしみそさゝい馳すゝめ菟なよ竹ぼけすみれたんほゝ根笹、岩に尾長鳥、何れも極彩色

同所西御椽側通 東西老間半  
南北拾六間

格天井黒塗、飾金物、御紋地金扇子のちらし、絵品々極彩色、長押上金張付、絵芙蓉、両雨戸の上乱間障子、ふち黒塗、雨戸内障子北之方に板屏、南方に中窓式ツ、内しやうし上乱間しやうし、ふち黒塗、窓下板屏、同東はめまいら

同杉戸 北表松に藤  
南表沼に沢桔梗よしかもめ水草

同所南御椽側通 東西拾間半  
南北貳間

天井絵長押上共西側同前、南雨戸の上乱間障子、縁テ黒塗、雨戸の内やうし

同西杉戸 西表冬枯の柳つたかづら四十から薄雪  
東表牡丹猫

同所東御椽側通 東西貳間  
南北拾六間

天井長押上共南側同前

同南杉戸 北表柳にこい鯉  
南表水によし鯉

同北杉戸 南表そてつ  
北表唐獅子根笹

同所北御椽側通 東西拾間半  
南北貳間

天井長押上共南側同前

一遠侍 雨落より雨落迄 東西九間半  
南北拾五間半

格天井黒塗、飾金物、御紋内にかく地金、へりかき色、むらさきこんせう、中に唐花、極彩色、長押上、金張付、金の雲取、惣唐松、遠山に木品々、金張付、まいら内金の雲取、唐松に牡丹、岩にいばら、ぼけの花から獅子遠山、極彩色、北に入口有之

同所南御椽側通 東西七間半  
南北貳間 但拭板

格天井黒塗、飾金物、御紋地金、中に菊の葉の上に菊の花、四隅に唐花老ソ宛、極彩色、長押上、金張付、芍薬、南雨戸の上乱間障子、ふち黒塗、雨戸のうち障子、西の方はめまいら

同杉戸 西表唐松  
東表唐獅子

上竹のふしたすき、黒塗

同所東御椽側通 東西貳間  
南北拾老間半 但拭板

南側同前、北之方長押上白土、東下板屏、北雨戸のうちにしやうじ

同南杉戸 南表 牡丹  
北表岩に唐獅子

上に竹のふしたすき、黒塗

同北杉戸 南表岩に唐獅子  
北表冬枯柳に雪

同西表

南より老之間 東西貳間  
南北四間

天井木地棹ふち、長押上白土、下廻板屏、西雨戸の内障子、北に入口

同二之間 東西貳間  
南北三間

天井長押上、下廻り西雨戸一之間同前

同刀掛之間 東西貳間  
南北貳間半

天井長押上、西雨戸一之間同前、東南に刀掛有、北江出張、東西老間、南北式間

同北表 東西四間半  
南北式間

天井長押上、西表同前、北上にれんし窓式ツ、東に入口

一 御玄関 東西式間半  
南北三間 但敷石也段三段

格天井黒塗、飾金物、御紋内地板違、長押上白土、下廻り板屏、御扉のすかし輪違ひ、ふち黒塗、同鴨居の上、すかし菱黒塗、入口高サ九尺三寸、横老丈九寸

二之丸江之御廊下 東西拾間半  
南北老間半 但二段

屋根裏板、長押上白土、下廻り板屏、南に窓九ツ、東入口有之

一 御台所 東西五間半  
南北四間半

長押上白土、東雨戸上に窓式ツ、内に障子有、北は格子戸、囲炉裏石長サ式間、横老間

同西側北小部屋 東西南北式間半四方

二階下廻り板屏、北に棚一段、南に二段、東入口、西出はりれんし窓老ツ

同南小部屋 東西式間半  
南北式間

二階下廻り板屏、北に棚老段、南に式段、東入口、二階惣廻り白土、西に窓式ツ

同所南東之間 東西三間半  
南北四間

天井木地、長押上白土、東上に窓四ツ、内障子下廻り戸、囲炉裏石長サ老間、横間半

同所西之間 東西老間  
南北四間

天井木地、長押上白土、南上に窓式ツ、下廻り板屏

同南より上り口之間 東西式間半  
南北老間

天井長押上同前、南中窓老ツ、下廻り板屏

同西小部屋 東西式間半  
南北三間

二階下廻り板屏、東入口、南に棚一段、囲炉裏石長サ老間、横間半、窓式ツ

同所土間 東西八間  
南北三間半

但敷石上段二段

上下廻り白土、西なかし窓有、北上に窓七ツ、西入口、ひらき戸  
東小部屋式ヶ所、一間四方、式間四方  
前かうし戸、東入口、御釜三ツ

一 御門 高老丈、横老丈老尺

一 西明御多門 東西三間  
南北拾四間

一 南明御多門 東西拾四間  
南北三間

一 西御蔵 東西三間  
南北拾老間 式戸前南折廻り六間一戸前

一 北御蔵 東西拾六間  
南北三間

一 埋御門 東西式間  
北式間半 内御門高サ六尺八寸横七尺南  
外御門高サ六尺七寸、横六尺

一 御花壇 東西拾三間  
半南北八間 廻り切石

一 井戸 老ヶ所

一 東側南北四拾間 但大広間南雨落より、北御泊番所竹垣迄

一 南側東西四拾九間 但大広間東雨落より、西御多門之石段下迄

一 西側南北五拾四間 但南御多門石段下より、北埋御門外雨落迄

一 北側東西五拾三間 但西御多門石段下より、東御堀迄

右之通御座候、以上

(中表紙)

二一丸御殿御絵間敷之覚

(貼付文書)

御車

台徳院様

権現様

大猷院様

一 御玄関

一 遠待間

一 殿上之間

一 御式台裏之間

御絵 山楽

弟子絵

探幽

山嵐

(朱筆)  
『天保十五辰年五月十四日』

御殿番小頭井上  
伝八郎書取吳候写

』

- 一 御式台之間 探幽
- 一 大広間 彫物左 左吉 探幽
- 一 蘆鉄之間 弟子絵
- 一 御黒書院 尚信
- 南之方杉戸濡鷺
- 一 御座之間 奥意
- 一 御庭廻 遠州好
- 二 丸御殿御絵并間敷之覚
- 一 御座之間 雨落より雨落迄 東西拾間 御絵筆者 奥意  
南北拾間半
- 御上段 東西三間 南北貳間半
- 格天井折上ケ黒塗、飾金物、地稻妻、御紋内の絵、地緑青鳳凰唐草、彩色、中にだんせん、泥引、草木花尽し、へり紺青地金の唐花、張付長押上、惣廻り泥引、山水薄彩色、框黒塗
- 御床 貳間
- 鏡天井紺青、金の唐草、彩色、唐花の散し、内二団扇泥引、桜桃椿茂かいとう、彩色、絵ふち黒塗、張付泥引、絵山水冬の体、薄彩色、小壁泥引、水草冬枯の木、薄彩色
- 御附書院、鴨居の上すかし花菱、組障子内の絵冬枯の木、よしに舩、薄彩色、左右の張付、絵遠山薄雪冬枯の木、小壁泥引、水ニよし、御床板樺
- 御違棚二段、板樺、飾金物、御紋
- 御袋棚、小襖へり黒地金襴内泥引、批把桃山もゝりんご、彩色、裏四枚とも泥引、石竹御床の内惣泥引、つゝじ木瓜、彩色
- 御張台、ふち黒塗、飾金物、惣唐草、御紋揚巻座、内の方、格天井黒塗、飾金物、御紋花亀甲、彩色、六ツ丁子、六葉の桔梗、長押上、惣廻り泥引、石竹すゝき野菊張付、萩、桔梗、金の柴垣置上ケ金溜、彩色、北の上かな窓有
- 同所二之間 東西三間四方  
格天井黒塗、飾金物、唐草御紋内金の丸、牡丹の折枝、唐草花丸の間に唐花、錦彩色、長押上、御襖張付泥引、せいこの図、薄彩色
- 同所三之間 東西三間四方  
天井二之間同前、長押上、泥引張付、山水賢人の図、薄彩色
- 同所四之間 東西貳間 南北三間
- 格天井黒塗、飾金物、御紋内紫花亀甲緑青にて六ツ丁子、金くわの内二唐花、錦彩色、泥引、長押上、御襖張付泥引、雪に梅竹雀四十から、柴垣に柳椿嶋ひよ鳥、芹に鷺、水にばん、北長押上に間半の金窓有
- 同所西之御椽側通 東西老間 南北六間
- 格天井黒塗、飾金物、御紋内金網代形、外蔦かつら、丸の内に唐花草花色々、極彩色、長押上泥引、金銀の竹ませ垣、八重一重の山吹、雨戸の上、らんま障子
- 同所北之杉戸 南表 芦に 鶯  
北表 紅葉に山から下草
- 同所中之杉戸 南表 牡丹  
北表 糸さくら下草
- 乱間黒塗、竹の節たすき
- 同所南之杉戸 南表 桃にみんこ鳥  
北表 岩に唐松椿ほしろ
- 同所南御椽側通 東西八間 南北老間半
- 西御椽側同前
- 同所杉戸 西表 金網代垣に八重さくら  
東表 岩にくちなし芦沢桔梗水草せきれい
- 乱間黒塗、竹のふしたすき
- 同所東はめ 苺田に鷹白鳥
- 同所東御椽側通 東西老間 南北六間
- 西御椽側同前
- 同所南杉戸 南表 あちさい  
北表 つゝじ根笹
- 同所中之杉戸 南表 岩に水こま鳥くわりん  
北表 りんご木瓜
- 同所北之杉戸 南表 沢に岩あし鴨沢寫水草  
北表 山桃根笹
- 同所北御椽側通 東西八間 南北老間
- 西御椽側同前

同所東之杉戸 東表したれ柳くわんさう  
西表芙蓉

乱間黒塗、竹のふしたすき

同御雲隠そは杉戸 東表岩にりんご  
西表沢に杜若かう骨

同所御雲隠 東西老間半  
南北老間

天井長押上惣板、東西に窓有

同御次間 東西老間半  
南北老間

天井長押上惣板、西御床御畳入、ふち黒塗、東二窓有、南の入口黒まいら

同所溜之間 東西南北三間四方

格天井黒塗、飾金物、花菱御紋泥引、雲取二金の香の図、あさかほ雀十二から、目しろ<sup>ほほ</sup>みやま蝶小鳥色々、彩色、惣廻り長押上泥引、山ニ若松楨松つゝじ、連子窓、北上ニ式ツ、南中ニ三ツ有

同西之杉戸 東表若松に松  
西表水に鷹鴨白鳥、岩にあし

一御黒書院 雨落より雨落迄 東西拾六間  
南北拾貳間半 御絵筆者 主馬御上段 東西南北三間四方

格天井折上黒塗、飾金物、御紋金廻り唐草花菱緑青、折入角又内角地紺青、むかい鳳凰金彩色、長押上山水、まいら戸梅桜、柴垣置上ケ金溜、岩に根笹<sup>根</sup>黒塗

御床 貳間半

鏡天井絵彩色共に惣天井同断、金張付松に雪紅梅、嶋ひよ鳥から鳥四十からひたき、柴垣置上ケ金溜、蕨かつら茨根笹、御床板檜

御附書院、天井同前、乱間桜のすかし、組小障子黒塗、まいら内大へり紺地印金紙小遍り緑青、内の絵薄彩色、山水小かへ惣金、絵竹にいはら、御床板檜

同北之御違棚三段、金張付、竹ニ砂子雪金柴垣蕨  
御袋棚小襖四枚、泥引、薄彩色、山水廻り茶地金欄、小へり浅黄金欄、裏墨絵、なすひかきふどう袖、御袋棚の内、惣金張付、御棚板檜、飾金物御紋有

同東御違棚、金張付砂子、桜しやがたんほゝすみれ鶉ひたき

御袋棚、小ふすま四枚、泥引、薄彩色、山水へり茶金欄、小へり浅黄金欄、裏の方墨絵、四季折枝、梅、夕良芙蓉<sup>顔</sup>茨水仙、御袋棚の内、惣金張付、御棚四段、板檜、飾金物御紋有

同御張台 東西貳間  
南北三間半

ふち黒塗、飾金物、御紋しつほう、総角座金張付、水岩に桜つゝじたんほゝすみれ雉子ほじろ、へり茶金欄、小へり浅黄金欄、長押上、遠山桜つはめ、内の方天井棹ふち、木地廻り、惣金張付、松にかいざう椿、水岩に根笹雀尾長どり、長押上、遠山に松四十から唐鳥

同所二之間 東西四間半  
南北三間半

格天井黒ぬり、飾金物、御紋地紫稻妻に牡丹、印金彩色、内に丸五ツ唐花、極彩色、花菱、南西長押上、砂子泥引、絵山水中彩色、まいら戸襖とも惣金張付、金柴垣二桜つゝじ、岩に水たんほゝすみれ根笹、金の竹垣松垣、いはらいんこ鳥山鳥ほしる鳩ひたき山からうそ鳥雀、襖の上花乱間ふち黒塗

同所三之間 東西五間  
南北三間半

格天井二之間同前、長押上金張付、洲崎に並木松、まいら戸、襖金張付、西北雪の松水仙寒菊芦根笹、荇田に鷺、南東松に根笹りんと、水に沢桔梗水草鷺

同所四之間 東西四間  
南北三間半

格天井黒塗、飾金物、御紋地紫金稻妻角々に牡丹唐草、薄彩色、丸の内に唐花、錦彩色、惣金張付、長押上すゝきに扇子の散し、まいら戸襖絵ませかき、柴垣菊色々、置上金溜、根笹りんと水

同所東御椽側通 東西三間  
南北拾間半

格天井黒塗、飾金物、御紋紺青金にて六ツ花輪違中唐花、錦彩色、長押上金張付藤の棚、襖張付惣金牡丹、岩に木瓜根笹水草ひたきほしろ十二から、東まいら戸

同所北御椽側通 東西九間半  
南北老間半

天井長押上、東御椽側同前、北中敷居上乱間しやうじ、ふち黒塗

同中之杉戸 東表紅葉岩に根笹  
西表ゆり

上の雀板彫物、牡丹梅鳥根笹、ふち黒塗

同西之杉戸 東表なよ竹  
西表柴垣芙蓉、置上ケ金溜

同所西御椽側通 東西老間半  
南北拾間半

東御椽側同前、北ハはめ柴垣芙蓉、置上ケ金溜、上乱間障子、ふち黒塗

同所南御椽側通 東西拾老間  
南北貳間

西御椽側同前

同西之杉戸 西表花籠雀桔梗野菊秋葵、置上金溜、花籠菊芙蓉、置上金溜  
東表とまり舟二よし鷺

上雀板彫物、牡丹根笹唐鳥、極彩色

同東之杉戸 西表薄雪冬枯の木蔦根笹鳩  
東表柴垣、置上金溜、あさかほ

東側杉戸 西表岩嶋に雉子根笹野菊  
東表そてつ

一蘇鉄之間 雨落より雨落迄 東西五間  
南北拾間

格天井黒塗、飾金物、御紋金に唐団扇色々花鳥の模様、極彩色、張付、

まいら戸、惣金しゆるう蘇鉄根笹、長押上、遠山の体、西長押上、三

間乱間障子、ふち黒塗

南之杉戸 四枚 北表そてつ  
南表桜せうひ四十から

一大広間 雨落より雨落迄 東西拾五間  
南北五間半 御絵筆者 采女

格天井二重折上ケ黒塗、飾金物、御紋地金唐花菱紺青、内唐草花の丸、錦

彩色、金張付、松根笹、かまち黒塗

同御床 三間

御上段同前、板檨

御附書院張付同前、乱間花菱すかし組障子、黒塗、まいら内金張付、水仙

茨根笹、板檨

御違棚三段、板檨、飾金物、御紋金張付、小竹

御袋棚小襖、へり茶地金襦、小へり黒地金襦、水仙芙蓉菊牡丹折枝、内惣

金張付

同御張台、ふち黒塗、飾金物、御紋あけまき座へり、御袋棚小襖同前、

金張付、松岩錦鶏茨内の方、格天井黒塗、金物、梨子地、紫みんきん

紙だんせん泥引、墨絵、草木花鳥、長押上、金張付、ませ垣にあさかほ、

惣廻り金張付、沢に柳つはめ、岩にくちなし芍薬くわんそう椿水仙金  
仙花芙蓉、沢桔梗あし千鳥むく鳥十二から唐小鳥

同所二之間 東西四間  
南北五間半

格天井折上ケ黒塗、飾金物、御紋地紺青金の菱、輪違内緑青唐花錦彩

色、そこに唐草、長押上、遠山の体、まいら戸、襖金張付、大松に岩

根笹茨水孔雀、東襖の上彫物、岩くみ、牡丹楓鳳凰笹りんどう、極彩色、

ふち黒ぬり、飾金物あり

同所三之間 東西五間半  
南北四間

天井二之間同前、長押上、まいら戸、襖金張付、大松岩根笹茨孔雀、北

襖の上彫物、岩組、牡丹唐松笹りんどう孔雀、極彩色、ふち黒ぬり、

飾金物有

同所四之間 東西三間半  
南北七間半

格天井黒ぬり、飾金物、御紋金唐草、角に金の蝶の丸唐草丸、錦彩色、

折入角地かき色、金の舞孔雀、角のそと、地緑青廻り金の巴、惣長押上、

金張付、大松岩二水柏の木根笹驚熊鷹、遠山、南襖の上彫物、三之間

同前 東西四間  
南北四間

同西之小部屋 東西貳間  
南北四間 天井棹、ふち木地、三方はめ、四方長押上白土、東の襖、金張付、紅梅

根笹水

同所東御椽側通 東西貳間  
南北拾三間 但拭板

格天井黒ぬり、飾金物、御紋金書物の散し、極彩色、長押上金張付、牡

丹、北東の雨戸上、乱間障子の内、木瓜の彫物、南より一番牡丹に蝶、

二番牡丹にうさき、三番くちなしにみづく、四番唐まつ梅みんこ鳥、

五番白梅根笹小とり、六番柳、牡丹、燕、七番唐松、舞鶴、八番唐松

根笹鸞、九番竹牡丹雀、十番檜鳩、十一番椿鳩、何れも極彩色

同南之杉戸 北表かしわに鳩  
表檨に野牛

同所北御椽側通 東西拾間半  
南北老間半 但拭板

天井、長押上、東御椽側同前、北雨戸の上、乱間障子、内にもつかう

彫物、東より壺番水鴨沢桔梗藪、二番みつかん小鳥、三番くねんほ小鳥、

四番おもとほうつき小鳥、五番真桑瓜鼠、六番栗に雀、七番松うの鳥、八番水に沢瀉鷹、九番ひわ小鳥、極彩色、ふち黒塗

同東之杉戸 東表柳鷺  
西表芙蓉

上雀板彫物、唐松梅に笹りんとう鶯、何れも極彩色、ふち黒塗

同西之杉戸 東表ひわりにりす  
西表さくら

上雀板彫物、菊に牡丹尾長鳥小鳥、何れも極彩色、ふち黒塗

同西の戸袋之上、乱間障子、内に木瓜彫物、唐松に鳳凰、極彩色、ふち黒塗

同所西之御椽側通 東西貳間  
南北拾三間 但拭板

天井長押上、東御椽側同前、西雨戸の上、乱間障子、内ニもつかう彫物、北より壺番ふどうにりす、二番牡丹にときんけい、三番桃めしろ、四番ふよう小鳥、五番唐松牡丹二あふむ、六番牡丹唐鳥、七番菊に錦鶏、八番唐松椿にきつゝき、九番牡丹ひたき、十番栗笹りんとう、えんとう、十一番紅葉鹿、十二番牡丹二うつら、十三番けまん草に唐鳥、十四番牡丹二唐鳥、何れも極彩色

同北之杉戸 北表竹に雀  
南表松に鷺

上雀板彫物、牡丹こま鳥唐鳥、何れも極彩色、ふち黒塗

同所南御椽側通 東西拾四間  
南北貳間 但拭板

天井長押上、東御椽側同前、南雨戸之上、乱間障子、内に木瓜彫物、西より壺番菊山鶴、二番牡丹に唐鳥、三番水、(ママ)杜若おし鳥、四番若松

いはら雀、五番牡丹に唐鳥、六番野菊唐鳥、七番芙蓉唐鳥、八番芙蓉に小鳥、九番芍薬かまきり、十番手まりに唐鳥、十一番牡丹に唐鳥、十二番桃に雉子、十三番竹梅白鷺、何れももつこうハ黒塗、彫物極彩色

同東之杉戸 東表松に霧  
西表根笹野牛

同西之杉戸 東表嶋芦に鷹  
西表冬枯の柳鷺岩に鷺

上雀板、牡丹にときんけい、極彩色

同西之御溜 東西南北貳間四方

格天井黒塗、飾金物、御紋金の花菱色々、錦彩色、長押上、はめ木地

一御式台之間 雨落より雨落迄 東西拾間  
南北拾老間

格天井黒塗、飾金物、御紋金の唐花の内に角有、地紺青、向孔雀、極彩色、かくのへり緑青、金張付、大松、長押上、遠山、東西南、組障子、腰まいら、内の絵、水岩に根笹水草たんほゝすみれ山吹

同所南御椽側通 東西九間半  
南北貳間 但拭板

格天井黒ぬり、飾金物、御紋金の扇子散し墨絵、中彩色色々、長押上、金張付、四季の遠山、岡山松松植梅山桜根笹杉紅葉ゆつる葉、西南雨戸の上乱間障子、内木瓜彫物、北より一番椿に鳩、二番芙蓉二こま鳥、三番牡丹におもと小鳥、此分西の雨戸の上彫物、西より一番牡丹に唐鳥、二番杜若川骨、かわせみ、三番沢桔梗に鴨、四番菊にうつら、五番手まりに唐鳥、六番牡丹に山鶴、七番梅竹に雀、八番さつき枇杷雉子、九番梅鷺、十番唐松鶴、何れも極彩色もつかう、ふち黒塗

同北はめ杉戸 南表唐松洲崎に鶴  
北表洲崎によし沢桔梗鷹

同東之杉戸 西表唐獅子  
東表笹原に虎ひよう

御式台裏手西より一之間 東西三間半  
南北貳間

天井木地棹ふち、長押上、白土張付、ふすま腰障子、内惣金張付、洲崎に

芦沢桔梗すみれ鷹

同西之杉戸 西表かしわに鳩  
東表洲崎に芦鷹

同所二之間 東西三間  
南北貳間

天井長押上、一之間同前、張付、襖明障子、内惣金張付、洲崎よし水草

笹りんとう根笹藪かうしかり田二鷹

同所三之間 東西三間  
南北貳間

天井長押上、一之間同前張付、襖腰障子、内惣金張付、雪柳洲崎茨菊根

笹藪かうし鷺遠山冬枯の木

同所北御椽側通 東西九間半  
南北貳間 但拭板

天井木地棹ふち、長押上、白土、北雨戸の上、乱間障子、ふち黒塗

同西之杉戸 北表かしわに根笹  
南表紅葉鹿根笹

同東之杉戸 西表冬枯の木、根笹二山あらし  
東表桜二尾長とり

一遠侍 雨落より雨落迄 東西拾七間  
南北拾九間 御絵筆者 相知レ不申候



同所殿上之間御上段 東西三間  
南北三間半

格天井折上ケ黒塗、飾金物、御紋金の角、四ツ割合角の内、地紫、廻り  
緑青、紫中に唐花、二品極彩色、長押上、金張付、紅葉十二から遠山、

下組障子、腰まいら、内金の張付、岩に水木瓜桃、かまち樺

同御床 式間半

鏡天井、彩色共、惣天井同前、金張付、洲崎に紅葉、唐鳥四十から、板  
樺

同御違棚、金張付、紅葉岩つゝじ

同御袋棚、小襖、へり茶地金欄、小へり黒地金欄、金張付、絵、梅山吹

桜牡丹、中彩色、裏の方泥引、すみれたんほゝほうこ草、中彩色、御

棚二段、飾金物、御紋、板樺

同御張台、ふち樺、飾金物、御紋、総角座、金張付、岩紅葉十二から、

縁御袋棚小襖同前、内の方天井棹ふち木地、長押上、白土張付、白張、

金の雲とり、萩、御戸裏白張

同所二之間 東西五間  
南北三間半

天井御上段同前、金張付、南長押上、張付、桧すみれきハくれん、北長押上、

遠山に冬枯木紅葉、下組障子、腰まいら内桃、西御襖、岩に桧かいと

ふ、桃、上乱間障子、内木瓜、ふち黒塗、中彫物、唐松牡丹笹りんと、

錦けい、彫物両方極彩色

遠侍一之間 東西四間半  
南北八間半 弟子絵

格天井黒ぬり、飾金物、御紋金のあさの葉形、中に丸、大小丸の内に

向ひ鶴、唐花色々、極彩色、長押上、金張付、竹、襖、惣金、竹に虎、

ひやう、南襖の上、乱間障子、内木瓜、ふち黒塗、中に彫もの、唐松

雉子、両方共極彩色

同所二之間 東西四間半  
南北四間

天井長押上、襖、一之間同前、東襖の上、雀、板ふち黒塗、彫もの、

牡丹唐草、極彩色、虎ひやう水

同所三之間 東西五間  
南北四間

天井長押上、襖、一之間同前、東ふすまの上、雀板彫もの、二之間同前、

虎ひやう岩に水箭

同所四之間 東西三間  
南北四間

天井一之間同前、長押上、金張付、山に茨、襖、組障子、腰まいら、内  
金張付、立波に柳いはら冬枯の柳雪蔦かつら水仙水草、何れも中彩色

同所五之間 東西三間  
南北三間半

格天井黒塗、飾金物、御紋金物、ふとうかつら、長押上、金張付、若松茨、  
遠山に松桜、山梨子の花、東組障子、腰まいら、内金張付、水草沢寫、

沢桔梗、中彩色、襖張付惣金、若松根笹茨水草

同所六之間 東西式間半  
南北五間

天井棹ふち木地、長押上、白土、東北下はめ木地、襖、白張、金の雲取、  
芙蓉すゝき菊あしさい、中彩色

同所七之間 東西式間半  
南北五間

天井棹ふち木地、長押上、白土、下三方はめ木地、東襖泥引、梅の絵、  
中彩色

同所東御椽側通 東西老間  
南北九間 但拭板

天井鏡板木地、長押上、白土、北之下はめ木地

同南杉戸 北表萩にうさぎ  
南表芍薬

同所南御椽側通 東西拾六間  
南北式間半 但拭板

格天井黒塗、飾金物、御紋金惣くすのつる花、中彩色、だんせんのちら

し、団扇の内墨絵、草木花鳥蜀紅錦の地もん色々、極彩色、惣長押上、

金張付、岳山川に春の体、つゝじ根笹若松檜樞さくら紅梅松、青木

終木楓山梨子茨山桃水草たんほゝいちこ、中彩色、遠山、南雨戸の上、

乱間障子、内洲濱、ふち黒塗、東より壱番杜若に鴛鴦、二番沢瀉に鴟

三番桃にときんけい、四番けまん草に蝶、五番松に鳳凰、六番芍薬に

せきれい、七番牡丹に尾長鳥、八番芍薬にときんけい、九番牡丹に錦鶏、

何れも極彩色

同所西御椽側通 東西式間半  
南北拾五間 但拭板

天井南御椽側同前、長押上、金張付、絵、岡山、遠山、いてうも、椿槇

蔦かつら根笹松紅葉、あをきすゝき野菊若松つゝじつけ杉、中彩色

西雨戸の上乱間障子の内、洲濱、ふち黒塗、南より一番栗にりす、二番

椿にひよ鳥、三番菊尾長鳥、四番耳草野菊尾長鳥、五番芙蓉小鳥、六

番菊すゝき笹りんとう、鶉、七番牡丹にときんけい、何れも極彩色

同南杉戸 南表竹に虎ひやう  
北表野辺にたんぼひつじ

上雀板、ふち黒ぬり、彫物牡丹唐草、極彩色

同北杉戸 南表野辺にたんぼひつじ  
北表柳粉団花

同所北御椽側通 東西拾六間  
南北老間半 但拭板

天井南御椽側同前、長押上、金張付、杉椿もミ槇楓青木つけ若松桜遠山、

中彩色、北雨戸の上、乱間障子、内洲濱、ふち黒塗、彫物、西より壱

番紅葉尾本鹿、二番松紅葉鹿、三番竹梅鶯、四番菊小鳥、五番さゞん花、

ひよ鳥、六番牡丹小鳥、七番芍薬竹雀、八番牡丹小鳥、九番唐松牡丹雀、

十番唐桃小鳥、十一番椿尾本根笹雀、十二番岩菊小鳥、何れも極彩色

同西杉戸 東表手まりまめ鳥四十から  
西表よし水に馬

上竹のふし、たすき、黒塗

一御玄閣 雨落より雨落迄  
東西六間半  
南北六間 但敷石

格天井黒塗、飾金物、御紋木地板、長押上、白土、下廻り、木地はめ、

踏段四段、木地、入口二間、唐戸式枚、花菱のすかし、鉄金物、鴨居

の上彫物、唐松牡丹岩、極彩色、ふち黒塗、飾金物、両脇乱間障子、

内洲濱、ふち黒塗、飾金物、東の方彫物、若松梅、西の方、牡丹笹り

んとう、極彩色

一御台所 雨落より雨落迄  
東西拾貳間  
南北拾七間半

内七間 東西三間半  
南北五間

長押上、白土、下はめ、北東に無双窓有

御門 式間  
くゝり老間 但鉄金物

同土間続差出シ 東西五間  
南北四間

東に御竈、大金五ツ、西に流し連子窓、北入口有、同西に御賄御道具入

小部屋式ヶ所

同所囲炉裏之間 東西三間半  
南北四間

囲炉裏廻り石 長サ式間  
横老間

天井棹ふち木地、長押上、白土、下はめ、雨戸の上連子

同所西裏手南之間 東西三間半  
南北四間

囲炉裏之間同前

同北之間 東西式間半  
南北四間

南之間同前、北に棚二段有

同所囲炉裏之間、東御廊下 東西三間  
南北四間

天井二長押上、右同前、東上に連子

同西差出御廊下 東西三間  
南北五間

右同前

右之通御座候、以上、

卯十月

205 寛永四年八月六日

幕府、二条城の唐門を金地院崇伝に賜い、南禅寺に移させる。

〔本光国師日記〕

七月十三日、周防殿頼、次飛脚ヲ良長老・久右衛門方へ状遣、案有左、(中略)

先書ニそと申遣候唐門之事ハ、大略すみ申けニ候、重而可申遣候、周防

殿事之外御せい入候、大工大和も馳走之事ニ候、此御門拝領ニ者かつか

う以下無残所候、御成之御門ニ立可申候、乍去先きた申間敷候、

八月六日、従大炊殿尊書唐門拝領之由也、板周防殿御申可有旨也、端書御

自筆也、

尚以近日ハ不得御意、所存之外ニ奉存候、次ニいつそや之御門被遣候間、

板周防殿可被申候、以上、

右の御捨、清兵へニもたせ、板周防殿へ遣ス、

八月七日、板防州御上ニ付而、良長老・久右衛門へ一紙ニ書状遣ス、今度

於二条、御成之唐門拝領候、周防殿次第うけ取、南禅寺へ引越候様ニと申

遣ス、周防殿へ捨相添遣ス、せい兵へ使也、

同日、板防州より右之返書来、案左ニ有之、

先刻者尊墨悉致拜見候、如貴慮、明朝ハ御来駕被成、得御意大慶奉存候、然者唐門御拝領之義ニ付て、良長老・久右衛門かたへ被遣候、御状持せ被下候、則相届可申候、其時唐門右兩人へ引渡可申旨、相心得申候、則御報可申上処、令他出、延引非本意候、尚期後音候、恐惶謹言、

八月七日

重宗

国師様尊答

板倉周防守 立文也

重宗

十月二日、南禅寺より飛脚助三郎下ル、良長老・久右衛門・清兵へ九月廿二日之状来ル、唐門請取之由也、

206 年月日未詳

二条城行幸後、城内の建築物が次第に各地へ移築され、縮小される。

〔中井家文書〕

二条御城御殿并御家所々え被進候覺

一行幸御殿

一中宮御殿

一御次之間

一四ツ脚御門

一御唐門

右之分、寛永五辰年院御所御造営之御用ニ、仙洞御所え御引被進候、

一御亭

右同断、女院御所え御引被進候、其以後、春日局へ女院様より被下、妙心院麟祥院ニ有之候也、

御二之丸御座之間北ニ有之

一御殿

一同御台所

一同御風呂屋

右、女三宮様え被進、岩倉ニ御建被進候、

御二之丸御遠侍之北

一部屋々々々  
御二之丸御泉水之南

一同長局

一同坊主部屋

一同料理之間

一同御土蔵

右、寛永十七辰年九条殿え被進候、

御本丸之内

一同御休息之間

一同御数寄屋御勝手共

一同御座之間より御多門迄

一同御廊下

右、承応元辰年知恩院御門跡え被進候、

御二之丸ニ有之

一御能舞台并橋掛り

右御舞台之儀、いつ時分たゞ候様ニ被仰付、何方へ被進候哉、留書ニ相見え不申候、

繪図ニ記シ候外ニたゞ候様ニ、被仰付候分、

御本丸御堀際

一御火縄蔵

右、元禄元辰年たゞ候様ニ、内藤大和守殿被仰付候、

南御土居際ニ在之

一御塩硝蔵

右、元禄五申年御蔵屋敷え引候様ニ、小笠原佐渡守殿被仰付候、是は御蔵

衆支配証文帳入候土蔵ニ成申候、

御二之丸

一御数寄屋蔵

右、宝永五子年たゞ候様ニ、松平紀伊守殿被仰付候、

一同御車屋 三ヶ所

右、宝永八卯年三ヶ所共たゞ候様ニ、松平紀伊守殿被仰付候、此外ニ右

同年新規ニ、御土蔵壹ヶ所被仰付候、

207 寛永五年カ

院御所と中宮様両作事に当たり二条城行幸時の先例を問合わせた中井大和守書

状。  
〔大工頭中井家文書〕

覚

- 一 小壁天井御位之御所之ことくに可仕候哉之事、
- 一行幸之御殿引立申候分者前之ことくに可仕候哉之事、
- 一 御殿之大小御家数御位之御所と無相違様ニ可仕候哉之事、
- 一 中宮様常々御殿東之方内之御立具はり付、天井二条行幸之時之御殿之内ニ而可仕候哉之事、

- 一 中宮様御対面所二条行幸之時之御殿之内立可申候哉之事、
- 一 院御所舞台之前之御座敷、二条行幸之時之御家之内結構成所を引可申事、然者天井はり付、前のをもちひ御住居替り候所者仕たし可申哉之事、<sup>(マ)</sup>
- 院御所・中宮様両御作事、御位之御所ニ御家之大小并御作事之様子も無相違様ニ可仕候哉、絵天井小壁之張付などハ御位之御殿ニ無御座候ニ付得御意申候、御座御殿之御住居御絵様以下者御好相究候之間窺申ニ不及候、同二条之御家引申分者只今御住居替り候所も前之ことくに仕たし、<sup>(マ)</sup>御絵様も其分ニ可仕候哉、是又得御意申候事に御座候、以上、
- 右之通伝 奏衆へ御窺可被成候、

(寛永五年カ)

中井大和守

小堀遠江守殿

参

208 寛永七年七月十三日

二条城の法度は大坂城の法度に准じることが定められる。

〔東武実録〕

同十三日、板倉周防守重宗御暇ヲ賜リ帰洛ノ時仰出サル、趣、<sup>(七月)</sup>

覚

(中略)

- 一 二条御城御法度之儀、大坂御法度のことくに可申付事、

寛永七年七月十三日

御黒印

右同時、御内々ノ御書付、御黒印ハ是ナシ、

(中略)

- 一 二条御城諸道具之儀、奉行人可被仰付候、然者大坂之御道具相改之、余り候分を取寄可申候、不足之所者申付可拵置事、

(後略)

209 寛永八年十二月二十三日

二条城への鉄炮等輸送に際し、下鳥羽車持惣中に伝馬役が賦課される。

〔大沢家文書〕

- 当夏、大坂より二条御城へ参り候御鉄炮、自其元車ニ而相届候由、右御鉄炮大坂より之舟も御伝馬ニ而参候間、其地車力も御伝馬役可申付候、何時ニも、公儀御用ハ上下共御伝馬ニ而参候□、可有之其心得候也、<sup>(盲カ)</sup>
- 寛永八年 <sup>(板倉重宗)</sup> 周防御判
- 未極月廿三日 下鳥羽車持 惣中

210 寛永十一年七月十一日

家光、二条城に入る。

〔細川家記〕

忠利譜

七月十日家光公御京着可被成趣、板倉氏より被仰進候ニ付御返書、

御捻拝見仕候、公方様明日二条被成御着候由奉得其意候、御迎之儀、いつものことく山科近所まで可罷出候由、次関東より御供之衆ハ二条御城前にて御目見之段、是又奉得其意候、恐々謹言、

七月九日

細川越中守

板倉周防守様

御報

右之通候処、御様子かわり十一日御着之段、尚又板倉氏より御申越ニ付、

三齋君にも毎度く委く被仰上候、

〔寛永日記〕

七月十一日辰上刻膳所出御、(中略)

一今度御先江被差遣東国之諸大名、於大手御門之前御目見、

一巳下刻二条御城着御、

一板倉周防守御饗応献之、七五三荒身の御太刀一腰御鍵進上之、則周防守御前江

被召出、御脇差国次拝領之、

一板倉新十郎御目見鞞負進上之、則於御前御帷子被下之、

一其後永井信濃守・久貝因幡守・小堀遠江守御前被召出云々、

〔大内日記〕

七月十一日(中略)未下刻二条ニ至テ御着座、国母様ヨリ御着座以前ニ、

御明衣御風呂敷御手拭御布之御拾ナト被遣、

〔紀年録〕

七月十一日御入洛、

御先供奉之面々於大津雖奉待之、奉書到来有命、御入洛以前京着、

昵近之公卿殿上人、及諸大名出路次奉迎之、從關東御先供奉之輩者、於二

条城門外御目見、御城廻諸箇所番所、御譜代御家人勤仕之、又城郭之西

御譜代、大中名等掛小屋、且為御用心云々、

211 寛永十一年七月十二日

勅使・院使等、二条城で家光に上洛を賀する。十三日、歳首を賀する。十三日以降、公家・門跡・僧侶・諸職人・商人等、家光に拝謁する。

〔江戸幕府日記〕

十二日

一辰刻二丸出御、勅使・院使に對顔、

勅使<sup>三条前内府</sup>、<sup>日野大納言</sup>御對顔、吉良上野介披露之、

院使<sup>阿野大納言</sup>、<sup>中御門大納言</sup>同断、

〔大内日記〕

七月十二日、二条ニテ兩勅使衆院使被參候、勅使ニテ国母様御使モ兼候、

昵近衆參候、御進物ナシ御札計、

七月十四日、二条ニテ初而之御公家衆其外非藏人北面隨人判官ナト、此前

仕候分御札也、

〔細川家記〕

忠利譜

一十四日諸大名御菓子被下、何も登城、

〔寛永後御上洛記〕

明れは十二日、勅使三条大納言被參しに、將軍家御長袴をめされ、二ノ丸

御殿に出御ありて御對面せさせ給ふ、(中略)

十六日、諸寺諸社の御札、御長袴を召して出御ならせ給ふ、先御内殿にて

浄土一宗の御札あり、御当家尊崇の宗門によりて也、御広間上段に御着座

ありて、御札の次第、天台・真言・法相・華嚴・律宗・日蓮宗・時宗・一

向宗、其外諸社の別当神官等の御札終て後、五山十刹の僧綱・大徳寺・妙

心寺・龍安寺の長老御札、いづれも僧侶の位次にしたかひ、御札の座席進

物の披露持參の差別如先例也云々、

〔寛永日記〕

七月十二日、辰刻二丸出御、

勅使<sup>三条前内府</sup>、<sup>日野大納言</sup>御對顔<sup>吉良上野介</sup>披露之、

院使<sup>阿野大納言</sup>、<sup>中御門大納言</sup>同断、

一諸大名不殘御目見、

右何茂進物太刀目錄被献之、

(中略)

七月十三日辰刻二丸出御御直垂、

御太刀 吉良若狭守

御腰物 朽木民部少輔

御席大広間

(中略)

七月十四日、時々雨

一辰上刻二之丸出御御長袴、

一 竹内御門跡御弟子八条殿弟也、  
一 随心院御弟子九条前關白之息也、

右兩人御礼、御席大広間御上段太刀目録吉良上野介披露之、  
(中略)

七月十六日、辰之上刻二之丸江出御、寺社之御礼御長袴、

一 輿之於御座敷知恩院方丈御礼着座、門下之衆於御縁一列御礼、酒井阿波  
守披露之、其已後百万遍浄花院黒谷於御縁一度御礼、

一 御広間出御、毘沙門堂門跡御礼大僧正依所勞不參、毘沙門堂着座、山門衆御礼、其後  
天台衆次第御礼、

一 真言 法相 華嚴 律宗 法華 日蓮宗 時宗 一向 社僧 社家祇宜  
右之御礼畢而、其以後五山一列御礼、并五山之長老西堂末寺方御礼、

一 大徳寺并長老衆御礼、  
一 妙心寺龍安寺御礼、

一 入御之時小広間南之落縁ニ、呉服職人并碁将棋之者共御礼、

〔道房公記〕

七月十二日、明日諸家被向二条亭、堀川宰相來、

〔孝亮宿祢日次記〕

七月十三日、今日於二条亭將軍被請諸家御礼云々、公家衆祇候、門跡方等  
有御成云々、

七月十四日、今日於二条亭、公家衆等御礼有之、称蔵人、紀学出之、紀学  
只今自二条退出之由來訪、

212 寛永十一年七月十六日

後水尾上皇、家光に太政大臣推任の内旨を再三伝えるも、家光、固辞する。

〔資勝卿記抄〕

七月十六日、相国之事大樹公へ被仰進事、院司中御門大納言、花園中  
将、々々、

十七日辛丑、晴、大樹公へ相国之事勅使三条前内府也、大樹公相国御推任、  
今日度々御使ニテ雖被仰入、台徳院殿ニハ御年モ参候一上 勅定一難被成

違背御請候、今程之義国ノ御指置モ被成候へハ、高官ニテハ御難義之由、  
固御辞退被仰了、

閏七月三日、大樹公ヨリ今度相国之義被仰出事、女帝ト申御幼少之所、自  
仙洞ノ御計トシテ被仰出事、別而忝思召ノ由、然共今度之義未御年モ不参故、  
高官ノ義斟酌ニ思召、御辞退之事被仰上候、

〔寛永日記〕

七月十七日、両伝奏衆出御書院、御対顔、  
太政大臣可有御拜任之旨叡慮之趣雖申上、御固辞也云々、

213 寛永十一年七月十八日

家光、参内する。

〔道房公記〕

七月十八日壬寅、陰晴不定、此日將軍被参内、余卯剋着冠直衣参内、大樹  
已刻参内冠、直衣、指貫、紫文鳥襪、於西面四足門之北門下、自輿被降、權大納

言資勝卷簾、自輿取出太刀伝之其人不知名、次權中納言雅庸進沓、気色諸卿  
折北被到長橋局云々、於常御所御対面云々其作法不及、自御所退出、於小御所

被休息、其路撰家親王皆以被候、内々結番所詰之見給獻歟、大樹被過此前之、次人々  
有対面、次出御儀定所、武家昇殿之輩有御対面此間大樹於小御所被相待之、御対面

之人々大樹依御供也、儀定所御装束御座ニ置其上敷茵之後立屏風、御座左右木丁、  
次第拜龍顔公卿以上持参之太刀両頭取之置御前、殿上人以下持参御前、公卿殿上人并余

人皆悉拜了退出撰政被候御前歟、其作法不見之、次入御常御所、其後大樹經本路  
退出、被参院并国母云々、

〔資勝卿記抄〕

七月十五日、女帝ニテモ為天子上者、諸大名へモ御対面可被下天盃旨被仰出、  
天盃御前ニ御陪膳ハ女中ニテ、大名へ被下候御酌ハ頭中将可然御治定候、

七月十八日、大樹公御参内、辰刻已前也、御進物銀子千枚、綿子千把、常  
御所ノ南ノ縁ニ被並了、御退出之後仙洞へ御参、御進物銀子五百枚、綿子

五百把、其後御台所口道ヨリ国母へ御成候、其後還御二条城、  
(大内日記)



七月十八日、御参内、別紙二具ニ書置候、院様へ被為成、御祝御座候内ニ、諸大夫其外御供之布衣ナトノ衆、院様之侍部屋へ呼候テ、御菓子御酒杯被下候、是ハ国母様より、院様ニテ御祝過テ、廊下ツ、キ国母様御所へ被為成候テ、国母様將軍様御祝アリ、其御祝之内ニ、院様武家之公家衆ニ御対面、御盃被下候由、其内ニ国母様ニテ御兩人様御祝アリ、院様御隙明候テ、国母様御所へ被為成、七五三又御引カへノ御膳上ル、此時ハ院様・公方様・国母様御三人様也、別紙ニ書付アリ、最前院様ニテ諸大名衆御礼アル内ニ、国母様御所ニテ、尾張・紀伊・水戸殿、院様御礼過ル、御参被成御対面ニテ御飯参候、其外井伊掃部頭・松平下総守・井伊靱負・其外御年寄衆・小性衆、誰ニ不寄御参候テ、殿上ノ縁ニテ食参候、又使者部屋ニテ烏帽子着ノ侍衆飯参候、被参次第膳出候、公方様面ノ御対面所へハ不被為成候事、二条へ御迎之御使ニ美濃守参候、還御ニ豊前守御使ニ参候、大紋装束ナリ、

(中略)

今度御参内、寛永十一年戊七月十八日卯下刻二条出、辰中刻御参内アリ、御轅ニ召、雑色、白丁、御装束櫃一ツ、諸大夫随人六人布衣等御供之次第アリ、御轅ノ脇ヨリ御跡マテニ布衣御供、其次ニ烏帽子着候衆數多御供アリ、黒装束之衆何モ騎ナリ、二条ヨリ御轅ニ召、還御同前也、二条へ勅使・昵近衆・国母様ヨリ大岡美濃守御迎参、御年寄衆ニ逢候テ、則御先へ帰候、還御以後其俣御跡へ続キ候テ被参、勅使・院使・昵近衆御目見アリテ則退出、国母様ヨリ天野豊前守御参内目出度トテ則参、御年寄衆ニ逢候テ罷帰候、還御ハ申下刻也、

〔寛永後御上洛記〕

既に十八日に成ぬれハ、朝またきより両伝奏御迎ひにまいり、そのよしを述られて、則先たゞれ侍りぬ、高倉中納言参供ありて御装束を奉り、御冠御直衣御さしぬきをめされ、御檜扇をもたせ給ふとそ、土御門左衛門佐参りて、反閉の御いわいつとめられしより、御長柄に召されぬ、御簾の役吉良少将、御太刀役井伊侍従、御腰物吉良侍従役之云々、御参内之御規式さきつかたに事定りしかことく、二条の御所より禁裏四足の御門まで廿余町か間、警固の勇士三千余人、御譜代大名の郎従役して、辻々に幔幕

を引はへ、<sup>(仗)</sup>兵杖を立ならへ、大路の左右をわかち参列して、非常をいましむ、其よそほひ嚴重なり、(後略)

214 寛永十一年七月十九日

家光、二之丸へ出御する。参内を賀する御三家・諸大名が拜謁する。

〔寛永日記〕

七月十九日、午刻、二之丸江出御、尾紀両重相水戸黄門、并国持大名、其外一万石以上之衆不残以太刀目録御目見、是昨日御参内首尾能相調為御祝也、

(中略)

七月廿日、午上刻、二之丸江出御、

一南大僧正其外出家衆御礼、

215 寛永十一年七月二十日

家光、二之丸に出御する。

〔江戸幕府日記〕

廿日

一午ノ上刻二丸へ出御、(中略)

一申下刻 御城廻 出御、

216 寛永十一年七月二十一日

家光、二条城で能楽を張り、親王・公家・門跡及び諸大名を饗応する。

〔道房公記〕

七月二十一日、乙巳晴、未明向二条亭、有猿舞事、

〔資勝卿記〕

七月廿一日、於二条城御能、諸公家衆拝見、

〔孝亮宿祢日次記〕

七月廿一日、乙巳晴、於二条亭有御能云々、

〔紀州日記〕

七月廿一日、丑刻紀伊殿御出仕、御横目衆玄関より案内をす、小広間之勝手に休らふ、日出テ後御出之前に大広間ついたて障子の際迄御先江行、御出之御目見を仕、則御縁類ニ着座能見物之所也、

217 寛永十一年七月二十二日

家光、二之丸に出御し、医師・連歌師等の礼を受ける。

〔江戸幕府日記〕

廿二日

一巳上刻二之丸江出御、医師・連歌師・京大坂堺奈良伏見町人、進物前置御礼申上畢、則入御、

218 寛永十一年七月二十三日

家光、京中の民に銀五千貫目を下賜する。

〔孝亮宿祢日記〕

七月廿三日丁未、晴、自大樹京中有家役町人賜白銀、今日群集二条亭被下之由風聞、

七月晦日甲寅、天晴、自大樹京中町人被下御祝、町数千三百七十、家三万四千九百九十九間、人数二千四万廿四人、銀拾壹万五千二百五十三枚云々、或人語之間所書付也、

〔大内日記〕

七月廿八日、御上洛ニ付京中へ銀五千貫目被下候、家数三万六千七百有由、一間二三拾五匆程也、○三拾ノ上百ノ字ヲ脱カ

〔細川家記〕 忠利譜

一京中ニ銀子五千貫目被下候、家老間二三枚之上と申候、三国ニ無之事と涙をなかし忝かり申候、可御心安事、

〔寛永後御上洛記〕

廿二日、諸方の町人諸職つかさの輩御礼申上訖、廿三日にハ洛中町のおさを召れて、二丸御櫓の下御しらすの上になミ居たり、執事奉行の人々出むか

へるか中に、讃岐守・周防守すゝみ出て申聞せ候類ハ、御代あらたまりしよりはしめての御入洛なれハ、其御いわいとて銀子五千貫目、九重の内家数三万五千四百拾九軒の町人におしなへてわかち下さるへき仰の趣、たからかによはハリ、此旨をうけて柳生但馬守・井上筑後守以下御目付の人々はせめくり、次第くすみにく、まで申つきてけれハ、三千余人の者とも一同にかうへを地につけつゝしみてこたふるひひき、声をあくるとハあらねとも、天にとよむはかりなりけれハ、聞人きもにめいし、心あるも心なきもおほへすなみたさうるほひける、(後略)

〔寛永日記〕 七月廿三日

一今度御代替之御上洛為御祝、洛中之家主銀子五千貫目被下之、此銀拾壹万六千弍百五拾三枚也、此旨午下刻二之丸白砂江呼、町人数千人、土井大炊頭・酒井讃岐守・板倉周防守伝仰之旨畢、京中家数三万五千四百拾九軒云々、

〔寛政重修諸家譜〕 小堀政一連江守、

寛永十一年大猷院殿御上洛のとき、洛中の市人に白銀五千貫目をたまふ、政一仰をうけたまはりて、これを分賦す、凡千四百三十八町、その戸口三万七千八十余人なり、この年畿内の訴詔をあつかりきく、

219 寛永十一年七月二十三日

京中町人の代表が二条城へ集められ、家光から銀子を与えられる。

〔田辺正直氏所蔵文書〕

寛永拾一年戊七月廿三日ニ、上様より二条御城へ京中老町より式人つゝ被召出、京中へ銀子五千貫目被下候、京中家数合三万七千三百十三家□て、家次ニ銀子百卅四匆つゝニ高二て五十八匆□□候、但むね数ニてやく□□□□まひ無之候、

一閏七月二日ニ銀子請取申候、此町分四十九家銀高六〆五百六十六匆也、但千村平右衛門後家ハ、二間やく一間二仕候故、一家引ケ申候、

(中略)

甲戌ノ

七月十一日二  
上様御上洛

銀被下候御奉行

小堀遠江殿

五味金右衛門殿

220 寛永十一年七月二十五日

家光、二之丸御広間へ出御し、西本願寺門跡の礼を受ける。

〔江戸幕府日記〕

廿五日

一 巳剋二丸御広間江出御、本門跡御礼、

221 寛永十一年七月二十六日

家光、二之丸御広間へ出御する。

〔江戸幕府日記〕

廿六日

一 巳剋二之丸へ出御大広間

222 寛永十一年七月二十六日

家光、禁中能楽の故事を武家伝奏日野資勝に問う。

〔資勝卿記抄〕 七月

廿六日、登城、自大樹公御問四座之者禁中仙洞ニテ御能被仰付候事也、禁中ニテハ秀吉公ノ時有之、仙洞ニテハ東照宮ノ御時、新上東門院之御時東照公御参ニテ、四座之者御能被仰付候、此御殿ハ正親町院ノ古御所也、此時後陽成院御位之時ニテ、廊下ヲ被遊候テ、出御ニテ御見物也、其後ハ不承候、

223 寛永十一年七月二十七日

家光、御書院に出御し、九条関白と対顔する。

〔江戸幕府日記〕

廿七日

一 巳之下一刻御書院出御御長袴、九条前関白参候、御対顔、(中略)

一 申之上刻、院使中御門大納言三条、則御書院出御御長袴、御対顔と云々、

224 寛永十一年七月二十八日

家光、二之丸小広間へ出御する。

〔江戸幕府日記〕

廿八日

一 辰上刻二丸江出御小広間両伝奏并昵近之公家衆御礼、

(中略)

一 南大僧正依召参上、於御書院 御対顔也、

225 寛永十一年七月二十八日

幕府、浪士の姓名居所改めを命じる。

〔江戸幕府日記〕 七月廿八日

一 五畿内中御料私領不残任所之諸牢人改之、注名可差上之旨被仰出、於二之丸宿老中被申渡之畢、

226 寛永十一年閏七月一日

家光、左大臣二条康道の男光平を猶子とする。

〔寛永日記〕 閏七月朔日条

一 巳下刻二之丸出御、二条殿若君以太刀目録御目見、御字光被進之、則光平、御前徘徊之族着長袴、

227 寛永十一年閏七月一日

上皇、参議勤修寺経広を二条城に遣し、白蘭を家光に賜う。

〔寛永日記〕

閏七月朔日、辰之刻於御座之間、尾紀両重相水戸黄門御対顔、

一不移時二之丸出御、而伝奏衆昵近之公家衆御目見、其次諸大名御礼、如例月、

一從院御所白蘭二条亭江被為進之、院使勸修寺(經広)宰相也、

閏七月九日、

一從仙洞双六盤被進之、

閏七月廿一日、為勅使烏丸大納言參上、於御書院御対顔御長袴也、

228 寛永十一年閏七月三日

家光、勅使・院使に御書院で対顔する。

〔江戸幕府日記〕

三日

一院領七千石就被成御進獻、土井大炊頭・板倉周防守為上使被參之、勅使

并院使參候、御書院出御、則御対顔、是右之院領之義仍也、

229 寛永十一年閏七月四日

上皇、家光を召して宴を催す。蹴鞠がある。

〔江戸幕府日記〕

閏七月三日、

一水野日向守・松平紀伊守御前へ被召出、明四日就御院參、二条御殿之御

留守可仕之旨被仰付云々、

閏七月四日、晴天、

辰上刻御院參御直垂、

〔供奉行列〕略)

於施薬院亭御装束被召替

供奉人着装束

御簾役人

御踏沓

一御院參御長柄

御劔

日野大納言

飛鳥井中納言

井伊軛負

御腰物

於小御所御対顔

院御所上段二御着座、將軍家中段御着座、

熨斗昆布出、次御一献過而、

將軍様国母之御所へ廊下通御成、其已後尾紀両丞相・水戸黄門江院御所御

対面、御盃頂戴有之而、右三人表より国母之御所へ御參也、御内々之御対

面所ニテ御対顔云々、

一上段国母御所御着座、几帳有之、

上段之内右之方將軍家御着座、

中段之末座両丞相・水戸黄門着座御一献之御祝過而院御所・国母御所・將軍家常之御膳三人退出之後

尾紀両丞相・水戸黄門於御表御振舞有之、右終而又院御所江

如前々還御有之而、広御所之東之於御庭前御鞠有之飛鳥井還御之刻、九条右大将亭へ渡御、御装束被召替之云々、

是ヨリ供奉之輩着上下也、

辻固之者着上下祇候也、烏帽子着無之、

閏七月五日、

昨日御院參被遊為御祝、今朝諸大名登城、酒井阿波守・高力撰津守・松

平出雲守・松平伊賀守・水野備後守謁而退去也、

一松平大隅守花房右馬助

松平肥前守駒木根長次郎

松平陸奥守川勝丹波守

右三輩江御菓子被下之、為御礼則刻登城、

〔大内日記〕

閏七月四日、

御院參アリ、別紙二書付有、薬院迄豊前守御迎之御使ニ參候、還御之時二条

へ美濃守參候、還御以後大雨、

院參之御道此先ノ如ク

院ノ御所殿上ヨリ被為上、小御所ニテ御対面ニテ、御コフアハニテ御盃一

献參リ、其後国母ノ御方へ御參、次ニ尾張・紀伊大納言殿、水戸中納言殿

一

ナトニ御対面アリテ後、院之御所<sup>方</sup>国母ノ御方へ被為成、院ノ御方・国母御方・武家御一所ニテ御膳マイリ候テ後、武家御前ヲ退カセ給テ御休息アリ、次ニ国母ノ御方内々ノ御対面所ニテ、尾張・紀伊大納言殿、水戸中納言殿御対面有テ御盃有、此御座敷ニ武家モ御着座ノ事、其後院御所へ武家被為成御鞠アリ、御鞠過テ還御、

右之御定ニ候ヘトモ、公方様御成候テ、公方様御意ニテ、御膳ノ前ニ尾張・紀伊・水戸殿、国母様へ御対面御退出候テ、表御対面所ニテ御三人御膳上り申候、非藏人御給士有、御相伴ナシ、御鞠ノ庭広御所ト云也、行幸之間ノ東ノ方、此御殿ハ二条へ寅ノ年行幸之時之御家引候テ、院御所へ被作候御殿ナリ、御対面所小御所、

閏七月四日、二条ヨリ菓院へ御乗物ニテ被為成候テ、菓院ヨリ御轅、御供之衆装束也、菓院カラモ烏帽子着ノ辻固モナシ、還御ノ時ハ、御乗九条右大将殿ニテ御装束被脱候テ還御、其時御乗物也、御供之衆肩衣袴也、二条ヨリ小路々々之辻固有、辰上剋御院参也、還御未ノ上剋、二条ヨリ菓院迄ハ卯ノ下剋ナリ、九条殿ヨリ二条へ還御ハ申上剋、還御以後半時計過テタ立仕候、

閏七月五日、御祝儀上ル、大名衆ヨリ御樽有、是ハ昨日公方様御院参ニ付テナリ、尾張・紀伊ヨリモ竹越山城守為御使巻物ナト上ル、水戸ヨリ御使中山市正綿ナト上ル、惣中へモ銀子ナト被下候、右之使者三人ニ、兩人ニ巻物五巻充、水戸御使二三巻ナリ、権大納言御台所御対面所ニテ、

閏七月六日、今日モ一兩人大名衆ヨリ進上アリ、昨日之断ニ同シ、

## 〔資勝卿記抄〕

閏七月四日、晴、申下刻大夕立候也、今日於仙洞有御鞠、大樹公御院参、御鞠御人数、姉小路宰相、飛鳥井中将、冷泉中将、広橋弁、左京、藤波右京、池尻宮内、難波中将、御鞠過テ還御、

## 〔孝亮宿祢日次記〕

閏七月四日戊午、晴、今日於院御所御鞠有之、大樹有御見物云々、大樹於九条大将殿亭被召御装束、(中略)大樹自院還御之程雨降、

## 〔紀州日記〕

閏七月四日、

東しらミ僧正ニテ御装束被成、さて年寄共を差遣時分を窺せ、御門迄御先江御出有御待被成、御成之時御門之内下御の所ニテ御目見有、御跡ニ付御歩有也、式先日之御院参のことし、日野大納言給、勸修寺・土御門納なり、則持而立、御膳すへり、御礼あり、次之間迄御立、先日のことし、

院入御、さて国母の御所へ御成、両三人ハ右之座ニ御出有、仙洞御出有、両三人之御礼如先日、御盃ハ不出也、(中略)鞠過と撰政九条殿御あいさつ被成、御礼ありて御退出、御両三人ハ御礼もなく御跡ニ付出給、上輿有と御両三人ハ御跡ニ残間置後出、將軍家ハ九条殿へ御座被成、それゆへ裏の御門より御出、尾張之正意所へ寄御装束をぬき、未之上刻三条帰たまふ、国母様御所之御振舞之内ニ次而有間、大炊・讃岐ニ今日之御礼にハ今晚可罷出哉と問給、尤之由也、其次而ニ大坂江小勢ニテ御供之義尋たまふ、御念入たるとおりハ可被仰上との義也、大炊・讃岐大坂江之時丹後供可有と御約束有也、

同申之刻、又左衛門かたより右年寄衆へ御逢候様ニと讃岐殿差図有由申越ニ付、登城有て伊豆殿ニ被仰置御帰宅也、伊豆殿ニも御舟御供有御約束也、

## 230 寛永十一年閏七月六日

幕府、小浜城主京極忠高を松江に、川越城主酒井忠勝を小浜に、佐倉城主石川忠総を膳所に、膳所城主菅沼定芳を丹後龜山に、龜山城主松平忠昭を豊後龜山に移封する。

## 〔寛永日記〕

閏七月六日、石川主殿頭膳所江本高ニ而得替、

一菅沼織部正丹波国龜山江得替、老万石之御加恩、都合四万石也、

一松平主税助豊後之内、此已前石川主殿頭上知式万石被下之得替也、

一京極若狭守雲州并隱岐国拝領之、

一酒井讃岐守若狭国被下之、

閏七月七日、已下刻南大僧正参候、於御座之間御目見、

一申刻御書院出御、昨日所替被仰付面々、石川主殿頭・菅沼織部正・松平主税助御前へ被召出、御書出被下之、

(後略)

〔寛政重修諸家譜〕

京極忠高若狭守左少将

寛永十一年、洛にのほらせたまふのとき、閏七月六日、京師におもむき、領知を転して出雲隠岐兩國をたまひ、二十六万四千二百石余を領し、松江城に住す、

酒井忠勝讃岐守

寛永十一年六月、洛にのほらせたまふのとき供奉し、天盃をたまひ、守家の御太刀を勅賜せられ、閏七月六日、二条城におゐて封地を加へられ、川越をあらためて若狭国一円ならひに越前国敦賀郡をたまひ、また上京の折の路次の便りとして、近江国高嶋郡のうちにおゐて七千石余を添られ、すへて十二万三千五百石余を領し、遠敷郡小濱城に移住す、

石川忠総主殿頭

(寛永)十一年大猷院殿御上洛のときしたかひたてまつり、閏七月六日、かの地におゐて、領知をあらためられ、近江国膳所にうつされ、(後略)

231 寛永十一年閏七月七日

家光、御座間において南光坊天海に会う。

〔江戸幕府日記〕

七日曇、

一巳下刻南大僧正参候、於御座間 御目見、

232 寛永十一年閏七月九日

琉球中山王尚豊の使者、佐敷王子及び王城・金武の二人、家光に謁し、方物を献じる。

〔孝亮宿祢日次記〕

閏七月九日癸亥、天晴、島津参撰政殿、琉球人五人召具云々、

〔寛永日記〕

閏七月九日、

一巳刻二之丸出御、琉球中山王并佐鋪・王城・金武御礼、(中略)  
一中山王依所勞為名代息佐鋪参候也、

〔寛永後御上洛記〕

(閏七月)

九日、琉球国よりの使御礼あり、二丸出御、御長袴をめされ、上段に着座ならせ給ひ、国王の子佐鋪御礼、下段の進物の品々、国の土産皆御縁通に置いて、父中山王不儀をしむるによりて名代なりといへり、次に西臣王城・金武御縁二而御礼、進物等右に同し、酒井阿波守披露にて、薩摩中納言御縁に祇供して御挨拶申上侍りける、

233 寛永十一年閏七月十日

家光、御小広間において二条光平の礼を受ける。

〔江戸幕府日記〕

一巳之刻二丸出御、

一二条光平公御太刀一腰ひらてん御礼上壇御席御小広馬代黄金十両着座

234 寛永十一年閏七月十三日

家光、二之丸御書院上壇に出御する。

〔江戸幕府日記〕

一巳上刻、二之丸御書院御上壇出御、御長袴、

235 寛永十一年閏七月十四日

家光、本丸御書院で大番頭・書院番頭に会う。

〔江戸幕府日記〕

一午之刻、御本丸御書院江出御、大番頭・書院番頭御前得被召出、御用等御尋被成云々、

236 寛永十一年閏七月十五日



家光、御小書院で御三家と会う。

〔江戸幕府日記〕

一 辰下刻御小書院出御、尾張・紀伊両臣相、水戸黄門参候、

二 二之丸出御、両伝奏衆并昵近之公家衆御対顔、

237 寛永十一年閏七月十六日

幕府、二条城にて五万石以上及び城主以上の諸大名に代替わりの領知朱印状を与える。

〔江戸幕府日記〕

十六日

一 五万石以上并五万石以下二も城持之面々江知行方御朱印被下、於二之丸

酒井阿波守渡之、

〔寛永日記〕

閏七月十六日、五万石已上并五万石已下二も城持之面々へ知行方御朱印被

下之、於二丸酒井阿波守渡之畢、

238 寛永十一年閏七月二十二日

家光、諸大名と、二条城で蹴鞠を見物する。

〔資勝卿記抄〕

閏七月廿一日、飛鳥井黄門被召、二条城二御鞠カ、リ出来之由也、

閏七月廿二日、今日四時分、二条御城二御鞠有之由也、飛鳥井中納言・同中将・

難波、今度於仙洞ノ御人数卜相聞候也、

〔江戸幕府日記〕

一 鞠御興行枝鞠、上鞠飛鳥井中将、

〔寛永日記〕

閏七月廿一日、

一 明日鞠興行、因茲諸大名へ可致見物之旨被仰出、其趣従大炊・讃岐申触畢、

閏七月廿二日、鞠興行、枝鞠、上鞠飛鳥井中将、

一 飛鳥井中将・難波中将・冷泉中将・広橋弁北面・山本左京同・藤井右京同、

此外地下之輩四五人蹴鞠也、

〔紀州日記〕

閏七月廿一日——御上使有、蒔田玄蕃来、御口上二明日鞠御覽被成候間、御出仕有御見物可有との儀也、日暮候へハ御礼二人も御上ケ候儀御無用之由也、明日昼時分となり、

閏七月廿二日、御左右有而御登城被成、御長袴との儀にて召替、まりのゑんかハ二双居御出を待被成、飛鳥井御目見過而ゑんかわへ御出有、何も御

目見有、さて鞠初而、

239 寛永十一年閏七月二十三日

家光、摂政一条兼遐を二条城に招き、朝政や公家法度のことを諮る。

〔寛永後御上洛記〕

〔一条兼遐〕

廿三日、摂政殿二条之御所へまねかせ給ひ、禁裏仙洞の御政、公家衆中の

諸法度、故大相国の御時旧記をたゞし新式をゑらひ定をかるゝ処、今更は

からせ給ふへきにあられハ、いよく、おこたりなきにハしかし、おほす

へきむねましまさは、聞へさせ給ふへきなど、しつけく御対談有しに、其

趣ゆたねく仙洞に執奏あるへしと、うけひきてかへらせ給ふとなん、

〔大猷院実紀〕

閏七月廿三日、一条摂政昭良公まいられしかハ御対面あり、御密談やゝ久し、

こハ摂政辞せられん事を再三こハるゝといへとも、今しはら御抑留の御旨

とも聞えし、

240 寛永十一年閏七月二十五日

家光、大坂に行く。

〔大内日記〕

閏七月廿五日、日出二大坂へ公方様被為成候、二条へ豊前守御使二参候、

今日福田藤左衛門大坂ニ被為付置候トテ罷下候、御逗留中也、大岡美濃守

御使ニ御菓子モタセ被参候、是ハ明日御進物大坂ニテ上申候筈ニテ、今晚

罷下り候、

〔江戸幕府日記〕

一辰之刻二条出御、大坂江御成、

〔寛永日記〕

閏七月廿五日、辰之刻二条出御、大坂へ御成、於淀永井信濃守御饗応献之、

241 寛永十一年閏七月二十八日

家光、大坂より京都に帰る。

〔大内日記〕

閏七月廿八日、大坂ヨリ公方様還御、当御所へ八朔之御祝儀方々ヨリ上ル、

〔江戸幕府日記〕

一大坂辰上刻出御、ひらかたニ而永井信濃守御饗応献之、申上刻二条着御、

〔寛永日記〕

閏七月廿八日、辰上刻大坂出御、ひらかたにて永井信濃守御饗応献之、申上刻二条着御、

一今朝阿部備中守光忠御腰物被下之、

〔紀年録〕

閏七月廿八日、自大坂還御、從橋本御船乗御、経長岡勝龍寺御入洛、申刻

二条城入御、

242 寛永十一年閏七月二十九日

家光、奏して、松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛を從四位下に叙す。また、北陸・山陽の諸大名に就封の暇を下す。

〔寛永日記〕

閏七月廿九日、一条殿御参、於御本丸御対顔也、

一松平伊豆守・阿部豊後守・堀田加賀守、右之三輩四品被仰付之、

〔寛永後御上洛記〕

廿九日、加賀中納言を初として、北陸山陽の大名残りとして、まる在京の大小名御暇を下され、御たま物数々先のことしと言也、さてしも撰政殿御参ありて、近習仰事の御いらへなときこへ給ふとそ、けふ奏し給ひて、松平伊

豆守・阿部豊後守・堀田加賀守、四品に叙せられ、頭職の執権にめし加はれるか故なり、安田石見守・長田淡路守・宮崎備前守、諸太夫二なし給ふ、(後略)

243 寛永十一年八月一日

家光、御暇乞いのため参内・院参する。

〔大内日記〕

八月朔日、公方様御衣冠ニテ御参内、御供之衆菓院ヨリ御轅ニ召、御供之衆装束也、菓院ヨリコナタノ道筋計、烏帽子着辻固也、二条ヨリ日ノ出ニ出御、還御申上剋也、還御以後雨降申候、御参内前ノ如ク、御太刀持井伊頼負、御腰物吉良若狭守、御簾ノ役日野大納言、御沓飛鳥井中納言也、禁中ヨリ仙洞へ御成、南御門ノ内ニテ御轅ヨリ下リサセラレ候、仙洞御祝先ノ御参内ニ同シ、御祝御コフアハニテ三献有、今日尾張・紀伊・水戸殿モ御供ナリ、諸大名モ御殿ニテ被下候外ハ御供也、院様ノ御祝過テ、国母様御所へ奥通被為成候、御祝先度御参内之時ノ如シ、先三献過テ、其以後間御座候テ、御フクサ御膳上リ申候、何モ先度御参内之時ノ如シ、併七五三計略有之、右過テ還御、本ノ道ヨリ菓院へ被為成、御装束被為脱候テ二条へ還御候テ、二条ニテ八朔ノ御礼諸大名衆被為受候、二条へ伝奏昵近衆被参候、朝御迎ニ昵近衆伝奏衆菓院迄被参候、今日当御所至晚公家方ヨリ八朔之御祝儀少将上リ申候、

八月二日、八朔ノ御祝儀少々上リ申候、昨日御参内ニ付如斯候、

〔江戸幕府日記〕

一御暇乞之御参内、御院参、卯下刻二条出御、於施菓院御膳上、御装束被

遊御直垂、申上刻還御、

一申刻二之丸出御御長袴、三千石以上、太刀目錄を以八朔之御礼如例年也、

〔寛永日記〕

八月朔日、御暇乞之御参内、御院参、卯下刻二条出御、於施菓院御膳上、御装束被遊御直垂、申上刻還御、(中略)

一申刻二之丸出御御長袴、三千石已上、御太刀目錄八朔之御礼如例年之也、

244 寛永十一年八月二日  
上皇、院使を二条城に遣し、家光に屏風を贈る。

〔寛永日記〕

八月二日、撰政殿御参於御本丸御対顔云々、

一両伝奏参向、

一院使阿野大納言参向、即対顔、自院御所御屏風被遣之、

245 寛永十一年八月三日

家光、一条昭良と対顔する。

〔江戸幕府日記〕

一一 一条殿御参、於御書院、御対顔、

246 寛永十一年八月五日

家光、二条城を発し、江戸に向かう。

〔大内日記〕

八月五日、公方様御下向膳所御留也、辰剋出御、二条へ昨日御用之儀相調

候御礼ニ美濃守御使、酒井讃岐守出御之時奥御書院之縁ニテ披露、六人衆

半右衛門左近ナトヌレ縁ニテ御目見仕候、豊前守罷出美濃守兩人御前へ召

御用之儀被仰付候、(後略)

〔寛永後御上洛記〕

五日辰刻、京都を出御ならせ給ふ、

247 年月日未詳

福井作左衛門が二条城破損方棟梁を勤める。

〔安田家文書〕

一 寛永十一戊戌年、福井作左衛門儀、二条御城御破損方棟梁ニ被仰付、其上、

京升壳候様被仰付、

一 享保七寅年迄、二条御城御破損方棟梁福井作左衛門相勤罷在候処、向後

は年々棟梁交代仕候様被仰付、依之兩人宛毎年四月交代ニ而相勤、諸職

人衆御門出入之儀は、棟梁之印札を以出入仕、棟梁儀は御張紙を以出入仕候、

248 寛永十二年五月二十三日

幕府大番の百名で二条城を守り、在番交替期を一年と定める。

〔寛永日記〕

五月廿三日、

二条為御番替御暇

御帷子御拾御道服、保科弾正

黄金五枚ツ、安倍撰津守

大炊・讃岐挨拶、撰津守役之、

五月廿四日、大番百人銀十枚ツ、内八人組頭ニ、御帷子二ツ添、右二条為御番被遣ニ付被下

之、番頭兩人昨日被下之、

〔大内日記〕

六月廿二日、二条御番替ニ被上候番頭保科弾正忠・安倍撰津守御礼ニ被参、

権大納言対面、御台所御対面所ニテ御逢候、吸物酒肴出ル、進上モアリ、

249 寛永十七年三月七日

幕府、二条城・大坂城の在番衆に条令を下す。

〔御制法〕五

二条大坂在番之輩江之御条目、并下知状

条々

一 万事法度之旨堅相守之、番頭組頭申渡儀聊以不可違背事、

一 喧嘩口論制禁之訖、若有之刻者、其所に有合輩、可相計之、事にも成間

敷儀を見ながら、不可令致悪事事、

付令荷担族者、其咎可重於本人事、

一 自然如何様之儀雖有之、不可出城中事、

右可相守此旨者也、

寛永十七年三月七日

御黒印

条々

一 御番衆之外、人つきあひ停止之事、  
 一 御番所に、武器并得道具可置之事、  
 一 御番衆之内、振舞一切禁止之、雖然於御番頭之所振舞之節者、二汁三菜、  
 此外ハ肴吸物以下も可為無用、酒三返、大盃停止事、  
 右可被相守此旨者也、仍執達如件、  
 寛永十七年三月七日 対馬守在判  
 豊後守在判  
 伊豆守在判

250 年未詳（寛永年間カ）三月十一日

二条城への鉄炮の丸薬等輸送を、下鳥羽車持年寄中に指示する。

〔大沢家文書〕三月十一日

大坂より御鉄炮之薬・なまり、二条城へ参候間、車二而相届可申者也、

卯三月十一日 周防御判

下鳥羽車持

年寄中

251 正保元年二月二十日

幕府、大番頭本多正貫・中根正成を二条城番とする。

〔正保録〕

今度二条為御番替被遣之、大御番頭

本多豊前守

中根大隅守

右御前へ被召出、

252 承応二年四月十一日

二条城中で火災がある。

〔天享吾妻鑑〕

四月十一日、二条御城御厩曲輪松平外記組下ヨリ出火、神保長三郎・佐橋  
 源兵衛・同七右衛門・森川六左衛門・山木与兵衛・土屋四郎左衛門・小笠  
 原伝三郎・小林太郎助・美濃部権之助・筒井甚十郎・壬野三郎右衛門等ノ  
 小屋十一軒焼失、是板倉周防守方ヨリ注進ノ由也、

〔正慶承明記〕

四月十一日、從京都脚力到来シテ、京都二条城御番所御馬曲輪、松平外記  
 組ノ内ヨリ出火、小屋十一軒炎上之由、板倉周防守ヨリ注進有之、

253 明暦二年四月一日

幕府、二条城の番士に令条を定める。

〔憲教類典〕

定

一二条在番中、被仰出御条目之旨、可被相守事、

一二条御番中、火之元用心堅被申付、夜廻リ之儀ハ不及申、昼之内モ入念

火之元無油断様ニ、可被申付事、

一二条御番ニ被召連候者共、於当地悉被致詮議可罷登候、少成トモカフキ

候様ニ相見候者、老人モ召連ラレ間敷候、自然用不被申仁於有之ハ、罷

下リ言上可仕事、

一道中駄賃次所ニテ、カサツ不行儀不仕候様、下々へ堅ク可被申付事、

附、舟渡之時分、弥入念可被申付之、駄賃錢之儀ハ、如御定法、無相違

相済、手形ヲ取、可被罷在事、

一 御番衆、道中モ用之儀ナクシテ、寄合振舞、堅可被致停止、若用所有之

寄合被申候ハ、茶計出之、菓子酒等モ可及無用事、

一二条へ被登候以後ハ、御番所之外ニハ不被罷出、衣類上下古キヲ用、万

事俟約ヲ専トシ、各身上罷成候様ニ、可被致肝要事、

附、若党中間、刀脇差モ、目ニ懸リ候大成物、サ、セ被申間敷事、

一道中下々ニ至迄、銭湯風呂ニ入不申候様、堅可被申付事、

- 一路次中之城主、知人ニ候共、城中へ立寄候儀、可被致無用、親子兄弟祖父祖母伯父叔母甥姪舅輩従弟ハ、依断立寄可被申事、
- 一京大宮通へ、御番衆参着逗留中、宿ニ渡候町之外、一円出被申間敷候、但用所被申付候下下之儀ハ、吟味之上出シ可被申事、
- 一大宮通之宿、重テ登リ被申候衆、同宿へ宿割被致間敷候事、
- 一大宮通逗留之内、台所ムキ入用之外、買物被致間敷事、
- 一飯タキ女置被申仁ハ、大宮通逗留中、呼寄見候テ、約束被申間敷候、御城中へ入候テ以後、抱可被申事、
- 附、女売物持参候共、間口へモ寄セ被申間敷事、
- 一此度二条ニテ、御番衆中用所ナクシテ、寄合振廻、曾テ被致間敷候、用之儀候テ、忝人忝人寄合被申候共、振廻酒之儀不申及、菓子ニテモ出シ被申間敷候、但茶計不苦事、
- 一二条在番中、諸事不入買物不可被致、但武具之儀ハ格別ニ候、是モ所持之衆、珍重ニ拵被申儀ハ可為無用、此外求候ハンテ不叶物ハ、組頭衆へ相談之上、調可被申事、
- 附、召仕之者刀脇差拵候ハ、見被申候上、見苦敷段無紛候ハ、被致差図拵サセ可被申事、
- 一登御番衆、二条御城内へ、親類縁者有之テ、入被申度ト有之衆ハ、組頭衆ヲ以、番頭へ断可被申候、様子承届入可申事、
- 一二条御番ニ罷登候節、大坂ニ、親子兄弟舅輩有之候共、大坂へ寄被申間敷候、但親子兄弟舅輩之内、急病等ニ於有之ハ、病人方之御番頭断状次第、大坂へ越可申候、大坂御番ニ罷上り候節ハ、二条諸役人之内ニ、親子兄弟有之衆、両御番頭ヨリ断ニ候ハ、寄可申事、
- 一二条御番ニ罷登候節、道中ニ、親子兄弟祖父祖母甥姪舅輩兼約之、半日路程有之所へハ、断ニヨリ、上下之内、一度寄セ可申候、一日路程有之所へハ寄申間敷事、
- 一二条風呂屋敷へ、市日ニ、片輪ニテ、一月二三齋、両輪ニテ、六齋出シ可申事、
- 但風呂屋敷へ、市日ニ女之分、タトヒ老女ニテモ、一人モ入申間敷事、

一二条へ、四月登之御番衆、俄煩付、残候日数、五月晦日切、六月朔日ヨリハ、代人申渡登セ可申事、

明曆二年四月朔日 両御番頭

254 万治三年七月六日

京都大風のため、二条城が損壊する。

〔敵有院実紀〕

七月十五日、この六日、京大風雨、二条城所々破損し、宇治・木津・淀川洪水、淀大橋破壊せしむね注進あり、

255 万治三年九月八日

幕府、二条城の石垣を修繕するため、膳所城主本多俊次に役を命じる。

〔万天日録〕

九月八日、二条御城石垣築ノ儀、(膳所城主)本多下総守俊次被仰付之、

256 寛文二年五月二十八日

幕府、二条城の修理にあたり、大垣城主戸田氏信に役を命じる。

〔殿中日記〕

五月廿八日、戸田采女正事二条御城中破損ニ付而修復手伝被仰付之、

六月朔日、御黒書院御席座戸田采女正被召出之、御暇被下、時服廿御馬老

疋拝領之、是頃日雖為参府、二条御城中修復手伝被仰付、仍御暇被下之、

〔戸田大垣家譜〕

氏信、寛文二年壬寅五月地震ス、京都二条ノ御城大破ナルニヨリ、家綱公ヨリ修繕ヲ命セラル、

257 寛文二年七月十六日

二条城石垣石材のため、一乗寺山からの切出し搬出が計画される。

〔渡辺(昇)家文書〕

(表紙)二条御城石垣石一乗寺山ニテ割手間并車力仕様帳」

御門二ヶ所角石脇石平石之覺

面三尺四方跡面前

一 壹番角石拾六本

長六尺  
壹本二付何程

代銀何程

面二尺七寸四方跡面前

一 貳番角石貳拾四本

長五尺

同

立三尺 横三尺五寸

一 叁番脇石拾六本

長四尺貳寸跡面貳尺七寸  
壹本二付

代銀

立三尺 横貳尺五寸

一 同二ノ脇石拾六本

長四尺 跡面貳尺七寸

同

立貳尺七寸 横三尺

一 貳番脇石拾六本

長三尺五寸跡面貳尺五寸

同

立貳尺七寸五歩 横貳尺

一 同二ノ脇石拾六本

長三尺五寸跡面貳尺五寸

同

立貳尺八寸 横三尺

一 同三ノ脇石拾六本

長三尺五寸跡面貳尺五寸

同

右之平石千五百本

面貳尺七寸ヨリ貳尺五寸迄方  
長四尺ヨリ三尺五寸迄跡面貳尺三寸  
但表壹坪二付六ツフミの積

同

同

外廻角石脇石平石之覺

面貳尺八寸四方跡面前

一 壹番角石九本

長六尺  
壹本二付何程

代銀何程

(中略)

右代銀合

但才一ツ二付割手間何程  
車力何程

一 御石取寸法之義ハ、一乗寺山之内何方ニても能石を割揃、二条之御城大

手御好之所へ引着、御書付ニ合、曲尺ニて指詰相渡可申候、仮寸法御座

候とも少ニても御意ニ不入石ハ、直段ニ御定不被成、車力計可被下事、

一 石引料之儀ハ、車力ニても人足ニても御意次第、御手廻能様ニ可被仰付候、

御書付ニはつれ申石御座候ハ、大小(近カ)口キ才割を以代銀可被下事、

一 石割方ニ一式入申諸道具、石引方ニ入申一式諸道具、何ニても此方ヨリ

仕候筈ニ御座候ハ、書落御座候とて、御公儀え御訴訟申上間敷候、勿論、

道之辺、田畠損申所ハ、其所之百姓と相對仕、此方より地子出シ可申候、

重て御断申上間敷候、尤道橋之義、此方より才覺可仕候、風雨ニ不限石

相着可申候事、

右御書付之通、一々念ヲ入、品々之御代老ツ付之代銀之内へ、石割手間・

引料代銀、諸色道具等迄積入置、才割を以、銘々位違無御座候様ニ書付入

札差上ケ申候間、私於落札は慥成請人を相立御請可仕候、尤御帳面ニ御書

落御座候とも、此方より可仕程之義ハ無異儀可仕候、日限之儀も被為仰出

次第、急度御石何程ニても御好之石無其嫌被仰付次第第二割揃引着差上ケ可

申候、少ニても滞儀御座候歟、無筋御訴訟申上候ハ、八掛申代銀不被下、



札主儀は不及申請人共ニ曲事ニ可被仰付候、右御請申石方余人え被仰付候共、一言之義御断申上間敷候、

附、掠御公儀を割石老ツも他所へ紛失仕間敷候、仍如件、

寛文二年寅七月

請人  
札主

258 寛文三年九月十四日

幕府、石清水八幡宮の修繕にあたり、二条番士に監督させる。

〔殿中日記〕

九月十四日、石清水八幡宮破損付而、先頃修復料被下、永井右近大夫領知為近所之間、折々家来差遣僉相無之様ニ可申付由伝之、但御奉行ハ重而二条在番之内より可被仰付之由云々、

〔嚴有院実紀〕

九月十四日、京石清水八幡宮に修理料あて行ハるゝにより、その奉行ハ二条城在番士に命せらる、淀城主永井右近大夫尚征も家士して監視せしむへきむね仰下さる、

259 寛文五年五月十二日

京都地震のため、二条城が破損する。

〔堯恕法親王記〕

五月十二日、酉刻地震、去々年極月六日之夜之地震よりかろきと人申あへり、されとも普通にはすくれたり、築垣等処々損ほとこの事也、

〔寛文録〕

五月十八日、從京都次飛脚到来、是去ル十二日酉上刻彼地甚地震、二条御城廻石垣十二三間破損、并二丸御殿少々令破損之由注進之、牧野佐渡守登城於御座間御目見、

260 寛文八年十二月五日

町代は役として、御上洛并御上使、二条城番衆の宿割案内を勤める。  
〔古久保家文書〕

町代役之覚

〔中略〕

一御上洛并御上使、二条御城御番衆御宿割案内仕候、

〔中略〕

一御城御鐘御矢根みかき申御用之ときや指申候、  
〔研屋〕

〔中略〕

右之通役義仕来候、其外諸事町中之義は町代ニ被為仰付候ニ付、品々書印難指上候、

寛文八年

上下京

町代

申ノ十二月五日

261 寛文九年四月二十一日

下鳥羽等七村車方が二条城普請御用や鉄砲運送の由緒を述べて、高瀬舟に対して訴訟する。

〔大沢家文書〕

乍恐謹而言上

先規より鳥羽・横大路へ参申荷物近年伏見高瀬舟え積取申ニ付、鳥羽・横大路間屋所々ノ車方之者共、飢ニ及申候故、乍恐御訴訟申上ケ候、

訴訟人車方鳥羽組

下鳥羽車さし

弥吉(印)

同車年寄

勘兵衛(印)

同

藤右衛門(印)

横大路車年寄

源右衛門(印)

同

太郎左衛門(印)

上鳥羽車年寄

庄兵衛(印)

同

長兵衛(印)

東寺車年寄

相手高瀬船

五郎兵衛(印)

塔ノ森車年寄

市右衛門(印)

久我村車年寄

庄九郎(印)

石倉車年寄

市右衛門(印)

下鳥羽問屋中(印)

同小上ケ百姓中(印)

横大路問屋中(印)

同小上ケ百姓中(印)

一私共儀は、往古より車を遣渡世を送り申者共ニ而御座候、先年より御公儀様御役議相勤来、唯今迄毎年御役義少も無違背相勤申候御事、

一高瀬舟、先年は三拾六艘ニ而伏見より京都高瀬川筋へ薪類積上り申候処

ニ、近年次第第二舟数おほく作り増、今程百七拾艘程ニ罷成、京二条と四

条とニ新規ニ問屋ヲ取立テ、京着之米・大豆其外之諸荷物を新問屋之取

入洛中方々へ令運送候ニ付、鳥羽表へ廻り申荷物、伏見高瀬舟へ積取申

候故、車之荷物曾而無御座、大勢之者共飢ニおよひ迷惑仕候御事、

一鳥羽・横大路ニハ先年より車数多ク所持仕、禁中様御普請・二条御城御

普請之御時、御役義相勤、其上、二条御城之被為成御詰候御鉄炮并玉菓

其外之御用ハ、昼夜ニ不限鳥羽・横大路之車ニ而積上ケ来申儀ニ御座候、

今程諸荷物を高瀬舟へ積取申候へハ、車方次第々々ニ衰、向後は御役等

つとめ兼、大勢之者共飢死仕候様ニ罷成申候、諸荷物高瀬舟へ一式積取

申義、新規ニ無御座、新規成問屋を拵諸荷物を取入申故ニ而御座候御事、

一鳥羽・横大路之車先年より御公役仕候儀、則伊賀守様・周防守様御墨印

之御折紙頂戴、佐渡守様・備前守様・越中守様御折紙所持仕候、勿論、

少宛ノ飼料被下候儀も御座候、尤御伝馬役ニ而御用相勤申候、か様之御

役義仕候も、京着諸商人之荷物積上り、車力賃を以渡世を送り罷暮候処ニ、

近年は高瀬舟大分作り増、鳥羽・横大路へ参申候諸荷物をすきと伏見高

瀬舟へ廻し京着仕候故、車之荷物曾而無御座候、か様ニ御座候へハ、所々

ノ車持、鳥羽・横大路之問屋小上ケ之者共迄亡所ニ罷成、何共迷惑可申

上方無御座候御事、

一右之通ニ御座候、高瀬舟ハ年々ニ舟数多ク罷成、車方は次第々々ニ衰飢

ニおよひ迷惑仕義ニ御座候、乍恐御慈悲を以、右之趣被為聞召上、如先

規高瀬舟河筋木力町(誤字カ)へ薪類積上り申様ニ被為仰付被下候は、所々ノ車

方・問屋・小上ケ之者迄渡世を送り、難有可奉存候、以上、

寛文九年  
西四月廿一日

所々ノ車方中

下鳥羽問屋中

同小上ケ百姓中

横大路問屋中

同小上ケ百姓中

御奉行様

262 天和三年五月十日

大番士山木忠右衛門は、二条城在番の節、不届きの事があり、罰せられる。

〔天和録〕

五月十日、大御番田中大隅守組山木忠右衛門事、今度二条在番之内、女之儀ニ付段々不届有之、依而牧野遠江守へ御預之旨、於田中大隅守宅、高木

伊勢守、御目付立会申渡之、

十二日、田中大隅守・柴田和泉守殿中江被為召、山木忠右衛門儀、二条在番中御具足奉行申付義、乍当分役儀、殊二日来行跡不然候段、不吟味思召候、且又和泉守組阿部三右衛門、御具足奉行二出候段、右忠右衛門と三右衛門とは伯父之内、同役に親類出候事、両頭不念に思召候、依之逼塞被仰付旨、老中列座、加賀守申渡之、

263 元禄四年二月

ケンベルが京都で、二条城の堀の美味しい鯉を食す。

〔ケンベル江戸参府旅行日記〕

京(Kio)あるいは都(Miaco)は日本語ではへ皇居のあるへ都市の意味である。(中略)西側は石で方形に築かれた城で終っている。この城は將軍センショウノフアス(Sensjonofas)が内乱の時に自分の安全のために築城したのであって、今は將軍が京に来た時に、ここに滞在するのが常である。模写した略図によると、方形のおおのの辺は、長さ150間あり、周囲には深い堀があり、内側には石垣をめぐらし、その堀の周りにも平らな広場がある。中央にある数階から成る四角形の櫓は人目をひく。堀には味のよい鯉がいて、その日の夕刻、何尾かの鯉が通詞に与えられた。ついでに言うが、この城に一人の隊長が相当数の守備隊と共に駐留し警備をしている。

264 元禄六年十一月一日

二条城入用繩藁并蔵詰米日用人足の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四五

覚

二条御城内御入用繩藁并御蔵詰米日用人足入札有之候間、当五日六日兩日之内、御蔵奉行本多十右衛門方へ參、注根帳、同七日朝五つ時分於伊豆守屋敷札披候様ニ、望之売人ともへ可申触事、

西十一月朔日

265 元禄八年三月

下鳥羽浜車仲間が、大坂城から二条城への石火矢などの輸送に従事した旨の御用留。

〔大沢家文書〕元禄八年三月

往古より御用御役事相勤候留

一 式百五ヶ年以前、慶長十九年寅年

大坂御陣之砌、鉄之楯并竹束、京都大仏より伏見迄、栖綱操迄積越候事、板倉伊賀守様被仰付毎日積候節、大坂より伏見迄之間、御舟留二而諸商人荷物等も通ひ無之候付、牛共持無御座候故、牛共餓死仕、就夫車持共手引二仕候而御役相勤候、則、為御褒美從伊賀守様御墨印頂戴仕置候、大坂落城之砌、御城石垣損候二付、從板倉伊賀守様鳥羽車方え被仰付、則、鳥羽より大坂迄十里之間七拾輛之牛車を以三日替り二御役相勤候、上下共に無差別引通り候、尤御紋付之小指、御会附・御はつひ・御大小共、御免被仰付候事、

下鳥羽車

年寄中

一百九拾年以前、寛永六巳年

禁裏御所御庭へ大石七本、但し壺本二付牛数百疋或ハ四拾疋二而伏見御城

山より引届ケ申候、

一百八十九年以前、寛永七午年

江州伊庭ニ永原御茶屋御普請之御材木、六地藏より大津迄御役相勤申候事、

一百八拾八年以前、寛永八未年

江州水口御普請之御役相勤候事、

一百八拾三年以前、寛永十三子年

大坂御詰米三万石京都町中へ被遊御貸候節、町中より御願申上、牛車二而

運送仕候事、

一百七拾五年以前、正保元申年

大坂御城より二条御城え被遊御讓候石火矢車数六拾五輛、御朱印二而飼料

不被下候事、

一百六拾四年以前、明暦元未年

禁裏御所御普請二付、銅瓦・囲之竹・大工木挽之扶持方米、三千輛相勤申候事、

一百六拾三年以前、明暦二申年

大坂御城より二条御城へ被遊御詰候玉藁、車数五十九輛相勤申候、御朱印二而飼料不被下候事、

一百五十七年以前、寛文二寅年より辰年迄

禁裏御所、女院様、法皇様、新院様、御普請御材木、老万輛余御役相勤候事、

一同四年辰年

二条御城御用石、二千七百輛余御役相勤候事、

一同五年巳年

大坂より二条御城へ御詰米并玉藁共、車数四拾九輛相勤、御朱印二而飼料不被下候事、

一同九年酉年

京都町中へ御詰米四千石被遊御貸候御役相勤候事、

一百三拾三年以前、延宝元丑年

法皇様、女院様、両御所御普請二付、牛五疋・拾疋掛り之大木運送御役相勤候事、

一同三年より卯辰年兩年

禁裏御所、本院様御普請二付、大木之分御役相勤候事、

一同年

禁裏御所御白砂、諸人へ被仰付候得共、商人共手支仕候二付、從仙石因幡守様下鳥羽車力へ被仰付、車持共宿替仕、京都荒神川原へ引越御役相勤候事、

一同年

江州御代官より摂州高槻へ御詰米御役相勤候、尤元禄元年迄老ヶ年二車数貳千輛ツ、相勤申候事、

一同年

二条御城へ被遊御詰候御米并玉藁、大坂より為御登御役相勤、御朱印二而

飼料不被下候事、

右之通、往古より車役相勤候荒増、如斯御座候、

元禄八亥年三月改

文化十五寅三月写

266 元禄八年十月三日

二条城内入用繩藁人足の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一〇七

覚

二条御城内御入用繩藁人札有之候間、明四日より五日迄之内、御蔵奉行杉岡喜左衛門宅へ参、注根帳、翌六日四つ時分伊豆屋敷二而札披候様ニ、望之壳人共へ可申触事、

亥十月三日

267 元禄八年十一月十一日

二条蔵詰米大豆内拵日用人足の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一〇九

覚

二条御蔵詰米大豆内拵日用人足入札有之候間、今日より来ル十五日迄之内、二条御蔵衆本多十右衛門宅へ家持請人召連参、根帳二付、翌十六日朝五つ時分、伊豆守屋敷二而札披候様ニ、望之壳人共へ可相触事、

亥十一月十一日

268 元禄十一年十一月七日

二条城の城内普請の節、中井主水を大番方の普請奉行に加えるとの江戸幕府老中覚書。

〔大工頭中井家文書〕

覚

中井主水

常々 御奉公精出相勤候付而忒拾人扶持新規役扶持被下之、且又刀御免被遊候間可被申渡候、於当地御作事奉行江も申聞候、

一主水儀向後者二条御城内御普請之節大番方より出候御普請奉行二差加諸事可相勤候、其外御普請方之儀弥念入勤候様ニ可被申付候、其地在番之大番頭江も可被申聞候事、

一大工より上まへ等之儀当地ニ而鈴木修理通りニ諸事可心得旨可被申聞候事、

以上  
(元禄十二年十一月七日)

小笠原佐渡守  
(長重)

土屋相模守  
(正直)

戸田山城守  
(忠昌)

阿部豊後守  
(正武)

松平紀伊守殿  
(信庸)

269 元禄十三年九月十日

二条御詰米大豆内拵日雇人足の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一二六一

二条御藏詰米大豆内拵日雇人足入札有之間、明後十二日より十五日迄之内、右御藏奉行本多十右衛門宅へ家持請人召連、根帳ニ付、翌十六日信濃屋敷ニ而札披候様ニ、望之買人共へ可申触事、

辰九月十日

270 元禄十四年六月二十日

落雷により、二条城の天守・櫓・しゃちほこなどが破損する。

〔基熙公記〕

六月廿日丙子、夜来大雨、暁天後大雷高声連続、無数雷光如昼、万人消魂、漸及辰半刻、雨雷共休、後聞、院門武士番所雷落、与力一人当座死、又徳大寺大納言土蔵破損、二条城天守第一重破損之間、六七ヶ所破損、ヤクラ東西二ヶ所、又天主サチホコ、ヤクラサチホコ悉飛散、此外洛中寺町人家

百五六十所、死人又数多、雷火三四所、一々不邊記、又東西河水溢、小河堀河人家廿四ヶ所流落、東西河死人二百余等云々、古今未曾之天変、恐怖不少、

〔基量卿記〕

六月二十日丙子、自卯一点、天声如灑墨、<sup>(カ)</sup>暫時雷光雷鳴大雨洪水、近年無之、珍事也、仙洞与力在番雷落、与力佐野治大夫死去、昼後、二条城内天守角矢倉以上三ヶ所落破損、其外洛中以上七十ヶ所落、又堀川鴨河水從溢流死六百七十三人、近年無之、洪水大雷、不及筆舌候、此之義後日聞及分也、

〔土屋筆記〕

元禄十四巳年六月十九日夜より廿日迄京洛中洛外雷五十二ヶ所共申、六七ヶ所とも申、不定ニ而洪水物ニて打上ルかことし、

雷落申所々

一 御築地之内江一ヶ所、

一 仙洞様御台所御次之間へ一ヶ所、

一 但式百石取ノ侍一人死、

一 女院様へ一ヶ所、

一 二条御城へ一ヶ所、

但角櫓しやちほこニツ落、

(中略)

右之通雷落申候、数不定ニ候得共、所々未相知候、いつかたにても一人

二人死、又ハ氣を失ひ申候者共数不知、前代未聞之大雷ノ由、

一 禁中御番神加茂明神右之雷変、右御閉門也、

此書付七月十二日ニ写、

271 宝永五年

山城国村々から二条竹蔵への竹上納についての覚書。

〔京都御役所向大概覚書〕三

山城国中上ヶ竹之事

支配

小堀仁右衛門(克敏)

一村数百式ケ村

一小竹合千五百六拾貳束七分

但、老尺八寸繩

外式拾八束老分

元禄四未年・同九子年郡村藪地川成、并宝永五子

年八瀬村御免二付減、

一寸竹合式千百三拾五本

但、三寸廻より七寸迄

外三百五拾四本

宝永五子年八瀬村御免二付減、

右西之岡御料・私領之村々藪役ニ而毎年八月相触置、十一月致上納候、仁

右衛門手代立合、所司代組与力当分請取之、二条竹蔵ニ積置候、古竹は

例年仁右衛門方ニ而入札申付御払申付候、

272 宝永七年四月十八日

天部村・蓮台野村など、二条城掃除人足を出す。

〔諸式留帳〕

宝永七年寅四月、御尋被為遊候二付、書付指上申候二条御城内御掃除御用  
文六遣候候歩人足、

一三百廿四人

天部村

三百廿四人

川崎村

一貳百四拾人

六条村

百廿人

九条

一百四拾人

野口

百四拾人

れんたいの

一百六拾人

北小路

三百六十人

中野

一百廿人

南内

三百廿四人

山しな西浦

一廿人

山しな東浦

百六拾人

小島村

一百六拾人

かき上げ

七拾人

西代村

一千人

青屋

四拾人

江州十三ヶ村

一四拾人

撰津十三ヶ村

四拾四人

山城八ヶ村

一三拾六人

あかい村

三拾六人

龍(龍)か口村

一六人

柳内村

六人

北川原

惣合三千七百式拾四人

右は下村文六帳面の写、乍恐奉指上候通り少しも相違無御座候、已上、

宝永七年寅四月十八日

御取次

天部村

五十嵐市郎兵衛様

六条村

川崎村

年寄共

273 宝永七年閏八月

八瀬村が二条城への役竹を免除される。

〔八瀬童子会文書〕

宝永七庚寅年閏八月

八瀬村役竹御免之儀申渡書付、

覚

寸竹百八拾四本

四寸廻

同 百七拾本

三寸廻

城州愛宕郡八瀬村

小竹式拾四本

老尺八寸繩

右は、毎年二条御城へ相納来候得共、此度諸役御免除二付役竹ノ儀、松平

紀伊守殿へ相窺、江戸へ申上候処、当寅年よりは又御免之旨、被仰下候条、

村中百姓共へ申聞、弥以難有可奉存候、以上、

宝永七年寅閏八月

小堀仁右衛門

(印)

八瀬村中

274 年月日未詳

二条城の注連飾の松などが稲荷村から取り寄せられる。

〔京都御役所向大概覚書〕二

一二条御城御門松鬼割木杭木、例年十二月廿七八日比、小堀仁右衛門方よ

り稲荷村役人方江申遣、三輪市十郎江相渡候、且又、葉竹之儀ハ角倉与

一方より市十郎江相渡候由、

275 年月日未詳

正徳四年段階の町代勤方に、二条城の御鍵・御矢根磨きの節、研屋へ申渡しが



加わる。

〔京都御役所向大概覚書〕 二

町代勤方之事

(中略)

一御上洛并上使、毎年二条御番代之節宿割ニ罷出候、

(中略)

一二条御城御鐘・御矢根磨有之節、毎年研屋共江申渡シ出シ申候、

(後略)

276 正徳五年一月二十二日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一―七四五

覚

去々巳年  
一米三千三百式拾石程 五畿内

右ハ二条御蔵米現銀御売払入札有之候間、望之者明廿二日より同廿七日迄、

肥後屋敷江家持請人召連參、米見届、根長二付、翌廿八日相披候様ニ望之

買人共江可相触者也、

未正月廿二日

277 正徳五年二月

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一―七四九

覚

去々巳年  
一米千七百七拾石程 五畿内

右者二条御蔵米現銀御売払入札有之候間、望之者ハ来月朔日より同七日迄

ニ、肥後屋敷江家持請人召連參、米見届ケ、根帳二付、翌八日札披候様

望之買人共江可相触者也、

未二月

278 享保三年四月二十二日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一―八八九

覚

五畿内江州申年納  
米式千式百九拾石程 但、損シ米

右之通二条御蔵場より江戸廻米ニ罷成候ニ付、運賃、車力、加子米、廻船

等之入用一式、請切入札有之間、廿三日より廿六日迄之内、二条御蔵奉行

能勢平右衛門宅へ家持請人召連參、根帳写取相考、来月朔日安房屋敷ニ而

札披候様、望之者共へ可相触者也、

戌四月廿二日

279 享保四年五月

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一―九六七

覚

去々酉年  
一米千三百廿石程 五畿内

右ハ二条御蔵米現銀御売払入札有之候間、望之ものハ明十五日より同十九

日迄、肥後屋敷家持請人召連參、米見届、根帳二付、翌廿日札披候様ニ、

望之買人共へ可相触者也、

亥五月

280 享保五年二月二十五日

二条御蔵詰造用の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一―一〇六九

覚

二条御蔵詰足糶七拾三石、此度被仰付候、御蔵米請取之仕立候而、御蔵詰

致候造用入札有之間、望之者明廿六日より廿八日迄御蔵奉行多賀彦八郎宅

へ參、根帳付、同廿九日安房屋敷ニ而札披候様に、望之売人共へ可相触者也、

子二月廿五日

281 享保五年三月十七日

二条御蔵場より江戸御蔵へ廻米運賃等入用一式の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一〇七九

五畿内戌年納  
米六千七百七拾石程 但、腐米

右之通二条御蔵場より江戸御蔵へ廻米ニ罷成候付、運賃欠米弁納、車力加子米廻船等之入用一式、請切入札有之間、大坂御代官桜井孫兵衛方へ来ル廿三日より同廿六日迄之内、家持請人召連参、根帳付、仕様帳写取、来月五日朝五つ時於彼地奉行所札披有之間、望之売人共へ可申触者也、

子三月十七日

282 享保五年四月十四日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一〇八四

覚

去々戌年  
一米六千七百七拾石程 五畿内

右者二条御蔵米現銀御売払入札有之候間、明後十六日より来ル廿一日迄、安房屋敷へ家持請人召連参、米見届、根帳二付、翌廿二日札披候様ニ、望之買人共へ可相触者也、

子四月十四日

283 享保五年五月晦日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一〇八七

覚

亥年  
一大豆貳百九拾石 摂州  
江州

右者二条御蔵大豆現銀御売払入札有之間、望之者ハ来月二日より同四日迄

之内、安房屋鋪江家持請人召連参、根帳二付、御蔵江罷越大豆見届、同五日安房屋敷ニ而札披候様ニ可相触者也、

284 享保六年四月十八日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一二三八

覚

去々亥年  
一米三千八百拾三石程 内

式千九百八拾参石 五畿内  
八百三拾石 江州

右者二条御蔵米現銀御売払入札有之間、明十九日より来ル廿三日迄之内、肥後屋敷江家持請人召連参、米見届、根帳付、翌廿四日札披候様ニ、望之買人共へ可相触者也、

丑四月十八日

285 享保六年六月十六日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一五四

覚

子ノ年  
一大豆 貳百卅石 摂州  
一同 百三拾石 江州

右ハ二条御蔵大豆現銀御売払入札有之間、望之者来ル廿一日より同廿四日迄、二条御蔵へ参、大豆見届ケ、翌廿五日豊前屋敷ニて入札披候様ニ、望之買人共へ可相触者也、

丑六月十六日

286 享保六年九月五日

二条城御蔵詰入用人足請負の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一七七

覚

一内拵百俵二付 代銀何程

一拼出し百俵二付 同断

一直し米壹石二付 同断

一上日雇老人二付 同断

右者二条御城へ米大豆御蔵詰之節、御入用人足、当丑九月より来ル巳九月迄五ヶ年之間、請負入札之間、明六日より御蔵奉行近藤半左衛門宅へ参、根帳二付、来ル十二日家持請人豊前屋敷へ召連、入札持参札可披候間、望之ものへ可相触者也、

丑九月五日

287 享保六年十月二十九日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一八九

覚

子年五畿内江州  
一米五千六拾石余

御城内式戸前  
内九百石程 外御蔵七戸前  
四千百六拾石余

右之通二条御蔵米御売二付、老戸前切ニ入札いたし、落札之もの現銀上納并米引取之日限、日数十日限ニ申付候間、望之ものハ明晦日より来月三日迄ニ、月番之奉行所へ家持請人召連参、根帳付、同四日御蔵へ罷越、米見届入札可致候、翌五日豊前屋敷ニ而札披候様ニ可相触者也、

〔丑〕十月廿九日

288 享保六年十一月二日

下鳥羽・横大路の村問屋が二条城への納米船積權で相論に及ぶ。

〔大沢家文書〕

一下鳥羽村問屋共、書付を以、先年より二条御城納米下鳥羽村問屋え船着

仕候所、中奥ハ横大路村問屋え舟着候二付、下鳥羽村之問屋共難儀仕候、

先年之通、下鳥羽村え船着候様仕度旨相願、并車屋ともも下鳥羽え舟着

候様仕度旨相願候二付、右吟味之上、横大路・下鳥羽村之者、今日召出、

先年之通、下鳥羽村え舟着候様申付候、御城米庵末仕間敷旨、証文差上

候也、

享保六丑年

十一月二日

東御役所ニおいて被仰付候也、

289 享保六年十一月七日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一二〇二

覚

子年五畿内江州  
一米五千六拾石余

御城内式戸前  
内九百石程 外御蔵七戸前  
四千百六拾石程

右之通二条御蔵米御売払二付、老戸前切ニ入札いたし、落札之もの現銀上納并米引取之日限、日数十日限ニ申付、去ル五日入札披候処、直段下直ニ候間入直シ申付候条、望之もの明八日より来ル十一日迄、家持請人召連参、根帳二付、同十二日御蔵へ罷越、米見届、入札可致候、翌十三日豊前屋敷ニ而札披候様、可相触者也、

丑十一月七日

290 享保六年十一月二十日

二条蔵奉行役屋敷修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一二〇八

二条御蔵奉行多賀彦八郎元御役屋敷御修復入札有之候間、望之ものハ明廿一日より廿三日迄之内、寺町通丸太町上ル町中井主水方江家持請人召連参、根帳写取、同廿六日肥後屋敷ニ而札披候様ニ可相触者也、

丑十一月廿日

291 享保六年十二月十九日

二条城内大鼓御櫓用上種灯油請負の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一二二七

二条御城内大鼓御櫓ニ遣候上種灯油、来寅正月より同十二月迄老ケ年之内、入用次第差出し請負入札申付候、尤代銀ハ来年中三四度ニ相渡し候様ニ候、望之ものハ明後廿一日九つ時迄、肥後屋敷へ入札令持参、直ニ札披申付候、右刻限遅参之者ハ勿札ニ申付候、此旨油屋共へ可相触者也、

〔丑〕十二月十九日

292 享保六年十二月二十四日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一二二八

子年 覚

一米五千六百石余 五畿内

右者二条御蔵米現銀御売払ニ付、老戸前切入札有之候間、望之者ハ明後廿五日より豊前屋敷屋江家持請人召連参、根帳付、米見届、来ル廿八日豊前屋敷ニ而札披候様ニ、望之買人へ可相触者也、

十二月廿四日

293 享保七年三月八日

二条蔵米大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一二二四

丑年二条御蔵 覚

一米貳百貳拾八石

一大豆六百七拾石

内三拾石

一大豆百六拾四石余

右者二条大津御蔵米大豆現銀御売払入札有之間、望之もの者明九日より豊

前役所へ家持請人召連参、根帳付、米大豆見届、同十六日札披候様ニ、望

之売人共江可相触者也、

寅三月八日

294 享保七年四月

壬生村が二条城の堀から取っていた用水が滞る。

〔八木(喜)家文書〕

奉願口上書

一壬生領惣高千式百四拾石余之内三百石程之田地ハ、往古より二条御城御堀之湧水を以、稻方・瓜・茄子・芋・染藍抔作仕来候処ニ、去冬より右之定水下り不申候ニ付、右之作物難成、百姓共難義仕候、苗代仕付置申候而も定水下り不申候へハ植付難成候、何とそ例年四月上旬より八月中旬迄関板御下ケ、水被下候様ニ奉願候、右之水下り不申候へハ、御地頭方御年貢減少可仕候ニ付、御難義被遊候御事ニ御座候間、右願之通四月上旬より八月中旬迄之間水御下ケ被成下候ハ、惣百姓共難有忝可奉存候、以上、

享保七年寅四月

葛野郡壬生村 庄屋

又左衛門(印)

年寄

治左衛門(印)

百姓

太兵衛(印)

同

喜兵衛(印)

同

甚右衛門(印)

同

伊右衛門(印)

同

御奉行様

同

忠兵衛 (印)

小左衛門 (印)

惣百姓共

295 享保七年五月

壬生村が二条城の堀から取っていた用水のさらなる入水を願う。

〔八木 (喜) 家文書〕

奉願口上書

一 壬生領之内御堀之湧水請来候田地、此節ハ少々水御下被成下、惣百姓共難有奉存候、今少水御座候得ハ植付仕度奉存候、御慈悲ニ此上少々水御下ケ被成下候様奉願候、右願之通被成下候ハ、難有忝可奉存候、以上、享保七年寅五月 葛野郡壬生村

庄屋

又左衛門 (印)

年寄

治左衛門 (印)

百姓

太兵衛 (印)

同

喜兵衛 (印)

同

甚右エ門 (印)

同

伊右エ門 (印)

同

源左衛門 (印)

同

御奉行様

利兵衛 (印)

惣百姓共

296 享保七年六月十三日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一―一二七―

丑年 覚

一米九千三百拾貳石

内 千貳百五拾八石 五畿内米

八千五拾四石 田舎米

右者二条御蔵米現銀御売払入札有之間、望之ものハ来ル十五日より豊前役所へ家持請人召連參、根帳ニ付、米見届、同廿二日札披候様ニ、望之買人共へ可相触者也、 寅六月十三日

297 享保七年六月十八日

二条城中修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一―一二七三―

覚

一 御城中二之御丸太靴御櫓御修復

一 東御番衆北外側太靴塀御修復

一 東西御番衆小屋廻り高塀所々御修復

右之通二条御城中御修復有之間、明十九日より廿一日迄、寺町通丸太町上ル中井主水方へ、望之者ハ家持請人召連參、根帳写取、可致入札候、札披日限之儀ハ主水可為差図候、以上、 寅六月十八日

298 享保七年七月十二日

二条城廻り馬場内で所司代・町奉行往来の節、平座を命じる。

〔京都町触集成〕一一二七六

一二条御城廻り馬場之内、所司代并町奉行往来の節、別而往還之もの不行儀無之、平座可致事、(中略)

寅七月十二日

299 享保七年八月二十四日

二条城中破損入用繩藁の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一二八七

覚

一繩千式百束 但五尺繙

五十尋

一藁五百丸

但打違 五尺して

右者二条御城中破損御入用之繩藁入札有之候間、望之ものハ明廿五日より御藏奉行奈佐清太夫方へ参、根帳二付、来ル廿八日於豊前屋敷札披候様ニ、望之ものへ可相触者也、

八月廿四日

300 享保七年十一月三日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一三〇九

丑年五畿内 覚

一米四千九百八拾石 外御蔵五戸前

右之通二条御蔵米御売払二付、老戸前切ニ入札いたし、落札之者現銀皆上納并米引取候日限日数十五日切ニ申付候間、望之もの者明四日より来ル八日迄、家持請人召連参、根帳付、同九日御蔵江罷越、米見届、入札可致候、翌十日肥後屋敷ニ而札披候様可相触者也、

寅十一月三日

301 享保七年十一月十九日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一三二〇

覚

丑年五畿内 播磨 一米五千百六拾八石

内外御蔵五戸前

右之通二条御蔵米御売払二付、老戸前切ニ入札いたし、落札之者現銀皆上納并米引取候日限、札披より日数十五日切ニ申付候間、望者者明廿日より来ル廿二日迄、家持請人召連参、根帳二付、同廿三日御蔵へ罷越、御米見届、入札可致候、翌廿四日肥後屋敷ニ而札披候様ニ可相触者也、

十一月十九日

302 享保八年二月十日

二条城内取捨候ごみ土取捨候賃銀の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一三四〇

一二条御城内ニ被取捨候ごみ土式万荷在之候、捨所ハ馬場廻り其外近所ニ可申付候、望之ものハ右取捨候賃銀入札、来ル十五日四つ時東御役所江持参可申候、以上、

卯二月十日

303 享保八年三月九日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一三四七

覚

一大豆四百式拾四石程

内式拾四石程 丑年江州

四百石 寅年摂州

右ハ二条御蔵大豆御売払入札いたし、落札之者現銀皆上納并日限札披より日数廿日切ニ申付候間、望之者ハ明十日より来ル十四日迄、家持請人召連参、



根帳二付、大豆見届、同十五日於肥後屋敷札披候様、買人共へ可相触者也、  
卯三月九日

304 享保八年四月五日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一三六〇

覚

一大豆四百石

右大豆現銀御売払入札在之間、望之もの家持請人召連参、根帳付、来ル十一日大豆見届、翌十二日豊前屋敷ニ而札披可申候、代銀上納之儀者、札披之日より廿日切上納之筈候間、右之趣可相触者也、  
卯四月五日

305 享保八年七月三日

二条城納戸蔵等の柱取替等の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一三七八

覚

一二条御城御納戸蔵北側御太鼓塀之内扣柱取替

一四方外側御太鼓塀之内扣柱取替同壁繕

一高麗御門外橋杭木用掛直

右入札有之候間、明四日より七日迄之内、寺町丸太町上町中井主水方へ家持請人召連参、仕様帳写取、同八日於市小屋札披候様、望之者へ可相触者也、  
卯七月三日

306 享保八年七月二十三日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一三八一

覚

寅年 一、米貳百貳拾八石 近江

同断 一、米貳百四拾壹石 丹波

右者二条御蔵米御売払入札有之間、望之者ハ明廿二日より家持請人召連参、根帳付、米見届、来ル廿七日豊前屋敷ニ而札披可申候、代銀上納之儀ハ、札披候日より廿日切上納之筈候間、右之趣可相触者也、  
卯七月廿三日

307 享保八年九月六日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一三九二

覚

一、米千四百石

寅年丹後

右者二条御蔵米御売払入札有之間、望之もの明七日より家持請人召連参、根帳二付、米見届、来ル十二日豊前屋敷にて札披可申候、代銀上納之義者、札披候日より廿日切上納之筈候間、右之趣可相触者也、  
九月六日

308 享保八年十月二十二日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四〇九

覚

寅年 一、米千八百石余

丹後

右ハ二条御蔵米御売払入札有之間、望之者明廿三日より家持請人召連参、根帳二付、米見届、来ル廿八日豊前屋敷ニ而札披可申候、代銀上納御米引取之儀ハ、札披候日より廿日切上納之筈ニ候、右之趣可相触者也、  
十月廿二日

309 享保八年十一月十八日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四一九

覚

一米三千四百石余

右者二条御蔵米御売払入札有之間、望之者明十九日より家持請人召連参、根帳ニ付、廿二日豊前屋敷ニて札披可申者也、

十一月十八日

310 享保八年十二月四日

二条蔵米大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四二九

覚

一米三千七百九拾五石余

寅年丹後

一大豆九拾石程

寅年撰津

右者二条御蔵米大豆御売払入札いたし、落札之者現銀皆上納并日限札披より日数十日切ニ申付候間、望之者明五日より来ル九日迄ニ、家持請人召連参、根帳ニ付、米大豆見届、同十日於筑後屋敷札披様、買人共江可相触者也、

卯十二月四日

311 享保八年十二月十二日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四三三

覚

一米三千九百三拾貳石程

寅年五畿内

右者二条御蔵米御売払入札有之間、落札之者現銀皆上納并日限札披より日数十日切ニ申付候間、望之者ハ明十三日より来ル十五迄ニ、家持請人召連参、根帳ニ付、米見届、翌十六日於筑後屋鋪札披様、買人共江可相触者也、

卯十二月十二日

312 享保九年四月二十四日

二条城中御用灯油の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四六五

覚

二条御城中閏四月中御用之灯油御入用ニ候間、来ル廿六日於筑後屋敷入札披有之候間、油屋共入札持参候様ニ可申触者也、

辰四月廿四日

右入札廿六日昼九つ時前ニ西御屋敷へ罷出候様ニ添書致し、相廻シ申候様ニ御勘定方より被仰渡候、

313 享保九年閏四月六日

二条城中御破損所修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四六九

覚

一材木方

一日傭方

一小買物方

一壁土方

一張付方

右者二条御城中御破損所御修復御入用ニ候間、望之者明七日より来ル十一日迄、寺町通丸太町上ル所中井主水方へ、家持請人召連参、帳面写取、市小屋ニ而札披有之筈ニ候間、日限之儀ハ主水ニ而承合候様ニ可相触者也、

辰壬四月六日

314 享保九年閏四月十八日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四七三

卯年 覚

一米六百廿石余 丹波

右ハ二条御蔵米御売払入札有之候間、望之者ハ明廿三日より家持請人召連

参、根帳二付、米見届、来ル廿八日豊前屋敷ニ而札披候、代銀上納之儀ハ  
札披候日より三十日限ニ上納之筈ニ候間、其旨可存者也、

辰閏四月廿二日

315 享保九年五月二十三日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四八二

卯年 覚

一米百七十式石程

五畿内

一米千式百四十四石程

丹波

一米千七百石程

近江

右者二条御蔵米御売払入札有之候間、望之者ハ明廿四日より家持請人召連  
参、根帳二付、米見届ケ、来ル廿八日豊前屋敷ニて札披候、代銀近江米ハ  
札披候日より三十日、五畿内丹波ハ五十日切ニ上納之筈ニ候間、可存其旨  
者也、

辰五月廿三日

316 享保九年五月二十三日

二条城内入用灯油の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四八三

覚

御城内灯油御入用ニ候間、入札相認め、来ル廿六日四つ時豊前屋舗へ可持  
参者也、

辰五月廿三日

317 享保九年六月四日

二条城内所々の井戸修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四八五

覚

二条御城内所々井土六ヶ所御修復ニ付、入札有之候間、明五日より同六日迄、  
寺町丸太町上ル町中井主水方江家持請人召連参、根帳写取、来ル九日於市  
小屋札披有之候間、望之売人共江可相触者也、

辰六月四日

318 享保九年六月二十九日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一四九二

覚

一米式百五拾六石余

卯年近江

一米千五百五拾三石余

卯年丹後

右ハ二条御蔵米御売払二口廉落入札いたし、落札之者現銀皆上納并日限札  
披より日数三十日切ニ申付候間、望之ものハ明晦日より来月四日迄、家持  
請人召連参、根帳二付、米見届、同五日於筑後屋敷札披候積、買人共江可  
相触者也、

辰六月廿九日

319 享保九年七月二十六日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一五〇二

覚

卯ノ年五畿内  
一米六百五石五斗

二ノ御丸新八番

同断  
一米八百廿六石

御天守之下十一番

メ千四百三拾一石五斗

右者二条御蔵米御売払二口廉落入札致、現銀皆上納并日限札披より日数  
五十日切ニ申付候間、望之者ハ明廿七日より来月三日迄ニ、家持請人召連参、  
根帳二付、米見届ケ、翌四日於筑後屋舗札披候様ニ、買人共へ可相触者也、  
辰七月廿六日

320 享保九年八月

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一五一一

覚

卯年五畿内

一米六百四拾貳石五斗

同断

一米五百九拾八石五斗

一米六百四拾六石五斗

〆千八百八拾七石五斗

二之丸御花畑前

老番

右同所

貳番

右同所

四番

右ハ二条御蔵米御売払三口廉落入札いたし、現銀皆上納并日数札披より三十日切申付候間、望之者ハ明廿九日より来月三日迄ニ、家持請人召連參、根帳ニ付、米見届、翌四日於筑後守屋敷札披候様ニ、買人共へ可相触者也、辰八月

321 享保九年九月八日

二条城内二之丸西構塀修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一五一六

覚

二条御城内二之御丸西御構塀御修復ニ付入札有之候間、望之者来ル十日より十二日迄之内、寺町通丸太町上ル町中井主水方へ家持請人召連參、仕様帳写取、同十五日於市小屋ニ札披候間、可存其旨者也、辰九月八日

322 享保九年十月十九日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一五三五

覚

卯年五畿内

一米八百九拾五石

右同断

一米千四百貳拾八石五斗

御天守下

拾番

外御蔵

貳拾九番

三十番

卯年丹後

一米千六百四拾八石

同所  
十九番

右ハ二条御蔵米御売払三口廉落入札申付候間、札披日限より日数五十日限二代銀追々相納候積り、望之もの明廿日より廿九日迄ニ、家持請人召連參、根帳ニ付、米見届、翌廿六日於筑後屋敷札披候様ニ、買人共へ可相触者也、辰十月十九日

323 享保九年十月二十七日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一五四一

覚

卯年五畿内

一米八百九拾五石

右同断

一米千四百廿八石五斗

御天守下

拾番

外御蔵

廿九番

同丹丹後米

一米千六百四拾八石

同所

十九番

右ハ二条御蔵米延売御払三口廉落入札申付候、尤家質差出御米勝手次第請取、代銀極月廿五日限皆上納候積り、望之者明廿八日より来月二日迄、家持請人召連參、根帳ニ付、米見届、翌三日於筑後屋敷札披候様、買人共へ可相触者也、十月廿七日

324 享保九年十一月三日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一五四五

覚

卯年五畿内

一米八百九拾五石

右同断

一米千四百貳拾八石五斗

御天守下

拾番

外御蔵

廿九番

三十番

同所

拾九番

卯年丹後  
一米千六百四拾八石  
右者二条御蔵御売払三口廉落入札申付候間、札披日限より日数三十日限代

銀追々相納候積り、望之者明四日より六日迄、家持請人召連參、米見届、翌七日於筑後屋敷札披候様、買人共へ可相触者也、

十一月三日

325 享保九年十一月十一日

二条城内四方太鼓塀の扣柱扣貫板等修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一五四九

御触

二条御城内四方御太鼓塀扣柱扣貫北御門袖塀之内御修復二付、入札有之候間、来ル十二日十三日と、寺町丸太町上ル町中井主水方へ家持請人召連參、根帳写取、来ル十六日於市小屋札披在之、望之買人共へ可相触者也、

辰十一月十一日

326 享保九年十一月二十七日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一五五八

覚

卯年摂州  
一大豆拾七石

右者二条御蔵大豆御売払入札申付候間、代銀之儀ハ現銀皆上納之積り候間、望之者ハ明廿八日家持請人召連參、根帳付、大豆見届、翌廿九日於筑後屋敷札披候様、買人共へ可相触者也、

辰十一月廿七日

327 享保十年五月十二日

二条城内御破損所修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一五九三

二条御城内御破損所、五品御修復二付入札有之候間、明十三日より同十四日迄、寺町通丸太町上ル町中井主水方へ家持請人召連參、根帳写取、来ル十七日市小屋ニ而札披在之候間、望之買人江可相触者也、

巳五月十二日

328 享保十年六月十五日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一六一一

覚

一米貳百拾石程

辰年丹波

内拾七石五斗

摂州米

一米貳百拾六石程

辰年備中

右者二条御蔵米御売払二口廉落入札いたし、落札之者現銀皆上納、并日限札披より日数三十日切ニ申付候間、望之者ハ明十六日より来ル廿一日迄ニ、家持請人召連參、根帳二付、米見届、同廿二日於筑後屋敷札披候様ニ、買人共へ可相触者也、

六月十五日

329 享保十年七月十七日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一六一六

覚

一米千三百十八石程

辰年五畿内

右者二条御蔵米御売払入札有候間、望之者明後十九日より二条御蔵奉行奈佐清太夫方へ家持請人召連參、根帳二付、来ル廿四日米見届、翌廿五日四つ時於御蔵場ニ札披有之候、代銀之儀ハ札披候日より五十日を限上納之筈ニ候間、此旨可相触者也、

巳七月十七日

330 享保十年九月一日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一六二三

寛

一米九百石 辰年五畿内

一同四百五拾八石 同断

一同九百拾式石五斗 同断

右ハ二条御蔵米三戸前門落御売払入札有之候間、明二日より五日迄之内、御蔵奉行興津八左衛門方へ家持請人召連參、根帳付、六日米見届、翌七日四つ時於御蔵場札披キ有之候、代銀之儀者札披候日より五十日を限り上納之筈ニ候間、此旨可相触者也、

巳九月朔日(後略)

331 享保十年十月二十三日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一―一六四七

寛

一米貳百五拾八石五斗 辰年五畿内

一米千貳百三石 同断

右者二条御蔵米二戸前門落御売払入札有之候間、明廿四日より廿七日迄之内、二条御蔵奉行奈佐清太夫方へ家持請人召連參、根帳付、廿八日米見届、翌廿九日四つ時於御蔵場札披有之候、代銀之儀ハ札披候日より三十日を限り上納之筈ニ候間、此旨可相触者也、

巳十月廿三日

332 享保十年十一月

二条城内四方太鼓塀の扣柱扣貫等修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一―一六五一

二条御城内四方御太鞍塀扣柱扣貫東西御門櫓兩脇南北兩喰違御門脇袖塀扣柱等御修復入札有之候間、来ル八日九日兩日之内、寺町通丸太町上ル町中井主水方ニ而根帳写取、同十二日於市小屋札披有之候間、望之売人江可相触者也、

巳十一月

333 享保十年十一月二十七日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一―一六五二

寛

一大豆六拾六石程

内三拾石 摂州

三拾六石 石州

右者二条御蔵大豆御売払入札有之候間、明十一日十四日迄之内ニ、二条御蔵奉行近藤半左衛門方へ家持請人召連參、根帳へ付、十五日大豆見届、翌十六日四つ時於御蔵場札披有之候、代銀之儀ハ当月中ニ上納之筈候間、此旨可相触者也、

十一月十一日

334 享保十年十一月

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一―一六五六

寛

辰年五畿内  
一米七百六拾六石程

同断  
一米六百石五斗程

同断  
一米九百貳拾壹石程

同断  
一米五百八石五斗程

同断  
一米千七百九拾六石程

右者二条御城内御蔵米四口門落御売払入札有之候間、望之者明十八日同十九日兩日之内、御蔵奉行近藤半左衛門方へ家持請人召連參、根帳ニ付、廿日米見届、翌廿一日四つ時於御蔵場札披有之候、代銀来極月十五日を限上納之筈ニ候間、此旨可相触者也、

巳十一月



335 享保十年十二月

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一―一六六六

覚

辰年五畿内

一米貳百五拾八石五斗

同断 一米千貳百三石

同断 一米八百五石

式千貳百六拾六石五斗

右ハ二条御蔵米三口門落御売払入札有之候間、望之者今日より来五日迄ニ、

御蔵奉行興津八左衛門方へ家持請人召連參、根帳ニ付、同六日米見届、翌

七日於御蔵場札披有之候、代銀之儀来ル廿日切上納之筈ニ候間、此旨可相

触者也、

巳十二月

巳十二月

336 享保十一年五月九日

二条城中破損所修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一―一七〇八

覚

一材木方

一日備方

一小買物方

一壁土方

一張付方

右者二条御城中御破損所御修復入用ニ候間、望之者明十日より十四日迄、

寺町通丸太町上ル所中井主水宅へ家持請人召連參、帳面写取、市小屋ニ而

札披在之筈ニ候間、日限之儀者主水方ニ而承合差図可請者也、

午五月九日

337 享保十一年六月三日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一―一七一一

覚

巳年江州

一大豆百石

外御蔵

右者二条御蔵大豆御売払入札有之候間、望之もの来ル七日迄之内、御蔵奉行

田村三左衛門方へ家持請人召連參、根帳付、八日大豆見届、翌九日於御蔵

場札披可申候、代銀之儀ハ札披候三十日を限り上納之積可相触者也、

午六月三日

338 享保十一年七月四日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一―一七二二

巳年五畿内

一米千八拾石程

内百五拾壹石

丹波米也

右者二条御蔵米御売払入札有之候、望之者来ル七日迄之内、御蔵奉行奈佐

清太夫方へ家持請人召連參、根帳付、八日米見届、翌九日於御蔵場札披可

申候、代銀之儀札披候日より五十日を限り上納、御米引取候積可相触者也、

午七月四日

339 享保十一年八月十三日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一―一七三二

巳年石見

一米千三百六拾三石程

右ハ二条御蔵米御売払入札有之候、望之者来ル十八日迄之内、御蔵奉行近

藤半左衛門方へ家持請人召連參、根帳ニ付、十九日米見届、翌廿日於御蔵

場札披可申候、代銀之儀ハ札披候日より五十日を限上納仕、御米引取候積

可相触者也、

午八月十三日

340 享保十一年八月二十九日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一七三三  
巳年五畿内  
一米千百九拾三石

右者二条御蔵米御売払入札有之候、望之者来月四日迄之内、御蔵奉行田村三左衛門方へ家持請人召連参、根帳二付、五日米見届ケ、翌六日於御蔵場札披可申候、代銀之儀者札披候日より五十日を限上納仕、米引取候積可相触者也、

午八月廿九日

341 享保十一年九月十二日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一七三七  
巳年石見丹後  
一米千三百廿三石程

右者二条御蔵米御売払入札有之候、望之者来ル十七日迄之内、御蔵奉行田村三左衛門方へ家持請人召連参、根帳二付、十八日御米見届、翌十九日札披有之、代銀之儀ハ札披之日より五十日を限上納、御米引取候積可相触者也、

午九月十二日

342 享保十一年九月二十日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一七三九  
巳年五畿内  
一米千拾五石程 御城内御天守下  
拾六番御蔵

右者二条御蔵米御売払入札有之候、望之者来ル廿四日迄之内、御蔵奉行田村三左衛門方へ家持請人召連参、根帳二付、廿五日御米見届、翌廿六日於御蔵場札披可申候、代銀之儀者札披候日より五十日を限上納仕、米引取候積可相触者也、

午九月廿日

343 享保十一年十月二十二日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一七五一  
巳年五畿内  
覚  
一米千貳百五拾八石五斗 外御蔵  
三拾七番

右者二条御蔵米御売払入札有之候、望之ものハ来ル廿四日迄之内、御蔵奉行奈佐清太夫方へ家持請人召連参、根帳二付、廿五日御米見届、翌廿六日於御蔵場札披可申候、代銀之儀ハ札披候日より三十日を限代銀相納、米引取候積り可相触者也、

午十月廿二日

344 享保十一年十一月十二日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一七五九  
巳年江州  
覚  
一大豆貳拾九石五斗

右者二条御蔵大豆御売払入札有之候、望之者来ル十四日迄之内、御蔵奉行近藤半左衛門方へ家持請人召連、根帳二付、翌十五日大豆見届、同日於御蔵場札披有之、代銀之儀ハ当月中上納、大豆引取候積可相触者也、

十一月十二日

345 享保十一年十一月二十三日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一七六三  
巳年五畿内  
覚  
一米貳千貳百五拾三石

右ハ二条御蔵米御売払入札有之候、望之者来ル廿五日迄之内、御蔵奉行近藤半左衛門方へ家持請人召連参、根帳二付、廿六日米見届、翌廿七日於御蔵場札披有之、代銀之儀ハ廿日切上納、米引取候積可相触者也、

十一月廿三日

346 享保十一年十二月七日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一七六八

巳年五畿内  
一米三百貳拾五石五斗  
御城内高麗橋前  
拾四番御蔵  
右同断  
一米八百六拾貳石  
拾五番御蔵  
巳年丹波  
一米五百拾石五斗  
外御蔵  
貳拾五番御蔵

右ハ二条御蔵米御売払入札在之候、望之者来ル九日迄之内、御蔵奉行田村三左衛門方へ家持請人召連参、根帳ニ付、十日御米見届、翌十一日於御蔵場札披有之候、右三戸前門落代銀上納之儀者当月廿五日切、来正月廿日切、両様之直段積り入札いたし候様ニ可相触者也、  
午十二月七日

347 享保十一年十二月二十日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一一七七二  
巳年五畿内  
一米三百三拾石程  
外御蔵

右者二条御蔵米御売払入札有之候、望之者来ル廿二日迄之内、御蔵奉行田村三左衛門方へ家持請人召連参、根帳ニ付、翌廿三日御米見届、即日於御蔵場札披有之候、代銀之儀来正月廿日切上納、米引取候積可相触者也、  
午十二月廿日

348 享保十四年

田中村が二条城に竹を献上する。

〔山口(泰)家文書] 山城国高八郡村名帳 享保十四年

一高九百四拾七石八升七合四勺

田中村

(中略)

外  
小栖竹 拾七束半  
二条御城御上り竹

349 享保二十年五月二十二日

二条城内入用栗角木運送賃銀の入札触が出る。

〔京都町触集成〕二一七五九

覚

二条御城内御入用栗角木、大坂より京都迄運送賃銀入札有之候、望之者ハ家持請人召連、明廿三日より廿四日迄之内、寺町通丸太町上ル中井藤三郎所へ罷越、根帳写取、同廿五日於市小屋入札披候間、此旨可相触者也  
卯五月廿二日

350 元文元年十月

お土居内十二カ村が、京宿役として二条城御煤払や御飾松などを勤める。

〔正行院所蔵東塩小路村文書〕

乍恐書付を以御願申上候

一御土居内拾式ケ村として、御朱印御用京宿役前々より拾式ケ村として相勤来り候、

(中略)

一京宿役として二条御城より七里四方飛脚御状箱、其外諸人足相務申候、

(中略)

一二条御城御煤払、御銚松・御立松・上り松、其砌御掃除相務申候、

(中略)

元文元年辰十月

小野三大夫様

上鳥羽村 庄屋・年寄  
西九条村 庄屋・年寄  
東塩小路村 庄屋・年寄  
西塩小路村 庄屋・年寄  
西七条村 庄屋・年寄

351 元文二年十二月一日

女御御産に当たり御使役となつた二条城在番組頭の問合せに対する返答書。

〔大工頭中井家文書〕

〔ウツ書〕 女御御産為御悦從 右衛門督様・刑部卿様御使二一条在番組頭衆御勤候由二

而、御口様奉行大久保八左衛門様より此別紙之通御聞會之儀御頼二付、町口

美濃守様江御尋候処付札ニ而来候付、本文直二八左衛門様へ被遣候、元文二

巳年十二月五日

禁裏江

御進献物何レ江相渡候哉

〔付箋〕 御附之武家請取所被申候

御太刀御目録台ニ載候哉

〔付箋〕 雲脚台ニ而御座候

是又何レ江御渡候哉

〔付箋〕 御附之武家請取被申候

御口上何レ江申上候哉

〔付箋〕 御附之武家承り候

女御 姫宮御両方様江

御進献物并御目録何レ江

〔付箋〕 女御御方取次罷出請取申候

相渡候哉尤御目録台ニ載候哉

〔付箋〕 御目録台ニ乘り候

御口上何レ江申上候哉

〔付箋〕 御口上取次乘り候

女候姫宮御両方様江

被進物御取次御銘々

相替致中座候哉

女御 御殿ニ而右御進献物上候哉

〔付箋〕 女御御本殿江納り申候

壬生村 庄屋・年寄

中堂寺村 庄屋・年寄

西京村 庄屋・年寄

大将軍村 庄屋・年寄

鳴滝村 庄屋・年寄

木辻村 庄屋・年寄

北小山村 庄屋・年寄

右之外心得ニモ罷成候義御座候ハ、御聞合可被下候、以上、

十二月朔日

352 元文二年十二月三日

女院御産に当たり御使役となつた二条城在番組頭の問合せに対する中井主水

〔カ〕書状案。

〔大工頭中井家文書〕

〔ウツ書〕 町口様へ御手紙扣 巳十二月三日

以手紙啓上仕候、其後者御物遠ニ奉存候、寒氣甚御座候処弥御堅勝被成御座珍重御儀奉存候、一昨日者御出被成被下忝御事奉存候、被仰置候而御帰被成御残多奉存候、然者此度 女院御産之為御悦、右衛門督様・刑部卿様御使二条在番組番衆之内組頭衆兩人被相勤候由、就夫無抛被相頼候者、御内々ニ而別紙之趣承置度由二御座候、於 御城内毎々心易参會仕候衆中二御座候付、断をも難申候間申上候、近比乍御六ヶ敷別紙之趣相知候分御付札ニ而成共被仰聞可被下候、右御使ハ御所ニ而何方へ向被参候事二御座候哉、左様之儀も承度由被申付候、乍御面倒被仰聞被下候ハ、奉忝候、尤御内々之儀ニ御座候へハ沙汰仕候儀ニ而者無御座候間奉頼候、右之段為可申上如此御座候、以上、

十二月三日

猶々私儀も一兩日以前より寒熱差出其上持病之稔氣強差込胸痛仕候付、引籠保養仕罷在候、依之以他筆申上候、以上、

此度之御様子未相知候ハ、近年御番衆之内組頭衆御使被相勤候儀も御座候間、其年之御様子ニ而も委曲被仰聞可被下候、

353 元文二年十二月四日

二条城の番衆が御所への御使に際し問合させた先例に関しての町口美濃守書状。

〔大工頭中井家文書〕

〔ウツ書〕 中井主水様

町口美濃守

元文二巳年十二月五日

昨日者預御手紙候、如來意其以後者不得御意候、甚寒之節候、一兩日者御持病氣之由御難儀察入申候、折角可被成御保養候、然者此度二条御番衆組頭衆兩人御使被相勤候二付、別紙之趣御聞合之段致承知候、則先規之例格付札致進申候、御使者 御所ニ而諸大夫間江向ケ被參候事ニ御座候間、左様御心得可被成候、右御報早々申入候、以上、

十二月四日

(ツギ目)

〔別筆〕町口大判事様美濃守様御事、十二月九日御手紙來候、内ニ如左有之

一先日御尋之御三家并兩徳川家之御使者於 御場所之儀先格之趣致付札進申候処、此度之場所者奏者所ニ相定申候、尤來ル十二日之御沙汰相成申候、御附衆御請取候、其外之儀者先規之通ニ而候、場所者致相違候、漸一昨日比相極申候間乍序申進候、

十二月九日

354 元文三年十一月

天部村では二条城内の御時太鼓の皮張りが行われる。

〔諸式留帳〕第十五冊

元文三年十一月、東御役所様御勘定方より天部村年寄可参様ニ被為仰付候処ニ、前々より二条御城内御時太鼓、天部村年寄利右衛門へ被為仰付候二付、外々ニ而も大太鼓張替不申候やと御尋被遊候、尤外々ニ而も出来申候や、明四つ時迄委細に書付奉指上候様ニ被為仰付候、

奉指上口上書

一式尺以上之太鼓張立商売仕候義、天部村より外ニ無之候やと御尋被為遊候ニ付吟味仕、所々六条村、川崎村、蓮台野村、北小路村、其外触下村方ニ商売仕候者無御座候、不時ニ御誂之義御座候へは請取張立申義御座候、乍恐書付奉指上候、已上、

元文三年十一月

天部村  
六条村

年寄共

向井伊賀守様御役所御勘定方

御与力加納武助様

御与力山上五兵衛様 指上申候、

355 元文四年三月八日

二条城内廊下橋掛直の入札触が出る。

〔京都町触集成〕二一一一九五

覚

二条御城内御廊下橋御掛直入札有之候間、望之ものハ來ル十日より同十二日迄、寺町丸太町上ル所中井主水方へ家持請負人召連參、根帳ニ附、帳面写取、同十三日於市小屋札披有之候間、此旨可相触者也、

未三月八日

356 延享三年十一月十三日

二条城中南喰違御門北の石垣孕所積直の入札触が出る。

〔京都町触集成〕三一一一九七

覚

二条御城中南喰違御門北御石垣孕所、積直入札有之候間、望之者寺町丸太町中井主水方へ家持請負人召連參、來ル十六日より十八日まで、根帳ニ付、帳面写取、同十九日より廿日迄、直段相考、翌廿一日四つ時於市小屋札披候間、此旨可相触者也

寅十一月十三日

357 寛延三年八月二十六日

落雷により火災が発生し、二条城の天守が焼失する。

〔玉明記〕

八月廿六日丙申、先晴申刻時雨兩度、申下刻雷鳴、段々いきおひ立テ雷鳴、七八年無之雷鳴云々、此日雷鳴申下刻より亥刻迄、近代珍敷□也、亥下刻

火災、二条城殿主焼失、多勢群集之由也、

九月十四日癸丑陰、松平於義丸以使二条天守焼失二付、自江戸申来云々、

十一月十九日戊午日陰、此日京中年寄共町奉行所へ呼出、去ル殿守火事之節相詰候為褒美鳥目遣候沙汰也、

〔内前公記〕

八月廿六日、子刻より二条城内出火之由、仍所司代松平豊後守役亭へ見廻申遣ス、天守灰燼ト云々、

〔八槐御記〕

八月廿六日（中略）後聞、至天曙火炎消滅、殿守焼亡之外、無類焼云々、

〔兼胤記〕

八月廿七日、昨夜二条城殿守焼亡、未曾有之儀、於関東御取扱、又豊後守取計如何様之儀哉、御付へ内々相尋之、両士申云、殿主計焼失、本丸其外類焼も無之候間、自豊後守も焼亡之注進ニ而相濟候、御付両士よりハ、御類焼も無之相鎮候段、申恐悦之書状呈老中候外無他候、尤輕キ取扱二候、万一取計も重く相成候ハ、可告知之由約了、

〔二条家番所日次記〕

八月廿六日（中略）子ノ刻比二条城内出火、天守焼失、雷火之由、翌曉鎮ル也、

〔続百弍録〕

八月廿六日晴、子刻失火、二条城天守自雷火覆落、虚雷三五霹靂、

〔師充朝臣記〕

八月廿六日（中略）入夜子刻計二二条城中大火云々、至卯刻火止了、天守雷火烧亡云々、

〔寛延三年世説〕

〔八月十六日〕同夜九時二条御天守、下之重より焼出し候、八ツ時三重目より北之方へ倒申、今廿七日漸火鎮り、御所司代・町奉行・中井主水・御代官・其外大名方御留主居・并町々より水の手の者老丁より五人ツ、京中より出申、御城へ入鎮申、尤丁々欠付遅キものハ、今八時まで火事場ニ被差置、未曉と治り不申候、

今七時京中町々より五人宛、水の手の者参候様被仰付、今日暮合皆々御城

内へ町働キ之もの罷出申候、此度之出火雷火之様ニ申候得共、慥成義無御座候、相知候分申進候、

八月廿七日

〔統談海〕

八月廿六日夜、京都雷雨強候処、二条御城中江も雷落候哉、子刻過頃御天守焼立申候、不残御焼失、翌月六七日頃二漸火きへ申候、其外無別条、右之段注進有之候、御使番柘植三四郎為見分被遣之、右二付九月四日、御普代衆布衣以上、伺御機嫌出仕有之、

〔泰平年表〕

八月廿六日洛中大風雨、大雷夥シ、数十ヶ処ニ落、二条天守雷火ニ而炎上、

〔統史愚抄〕

八月廿六日丙申、大雷電自午刻至翌曉震于洛中外凡百余箇所、向夜二条城殿守災、

〔寛延録〕

九月四日

一二条御城御天守炎上二付、昨日御触有之候面々、為伺御機嫌出仕有之、一於御右筆部屋縁頼、

御使番

金五枚 柘植三四郎

右者、二条御城御天守炎上二付、為見分被遣候旨被仰付、於芙蓉之間御暇被下物在之、相模守殿被仰渡之、若年寄侍座、

十月朔日

（中略）

御使番

柘植三四郎

二条御城御天守炎上見分仕廻罷帰候、

358 宝曆四年二月

吉田村が二条御蔵詰米の人足を出す。

〔愛宕郡各町村沿革調〕 吉田村



御檢地年寄、相知レ不申候、

(中略)

一御上納米津出シ之儀ハ

当村之儀ハ、多畑作ニ而御座候故、御願申上、御渡リ方米相納申候、二条御藏詰被仰付候節、人足ニ而津出シ仕候、

(中略)

宝曆四年戊二月 山城国愛宕郡吉田村庄屋

藤右衛門

年寄

与右衛門

百姓惣代

清右衛門

小堀十左衛門様

御役所

359 宝曆五年五月二十六日

二条城内諸小屋修復に付入用の筆紙墨等の入札触が出る。

〔京都町触集成〕三一―一六三六

二条御城内諸小屋御修復ニ付、御入用之筆紙墨、其外小買物并損料物等一口付入札有之候間、望之ものハ明廿七日廿八日之内、寺町丸太町上ル所中井主水方江家持請人召連罷越、根帳ニ付、帳面写取、同廿九日五時能登於御役所札披有之候間、此旨可相触もの也、

亥五月廿六日

360 宝曆六年十二月十二日

二条城内廊下橋牛梁より上掛直しの入札触が出る。

〔京都町触集成〕三一―一八四五

御城内御廊下橋牛梁より上御掛直し入札申付候間、来ル十四日十五日御城西御門前市小屋へ家持請人召連參、根帳ニ付、同十六日直段相考、同十七

日於市小屋札披候間、此旨可相触もの也、  
子十二月十二日

361 宝曆七年七月二十九日

二条城西門外橋掛直しの再入札の触が出る。

〔京都町触集成〕三一―一九二一

二条御城西御門外御橋御掛直再入札有之候間、望之もの者来月四日五日六日之内、寺町通丸太町上ル所中井主水方江家持請人召連參、根帳ニ付、仕様帳写取、同九日御城外於市小屋札披候間、此旨可相触者也、  
丑七月廿九日

362 明和元年四月十二日

下板鉛買上の入札触が出る。

〔京都町触集成〕四―一―一四

下板鉛 三百五拾貫目  
右御買上ニ相成再入札申付候間、望之もの者鉛拾貫目老固ニ付、二条御城西御門前迄引付代銀何程与直段積、明十三日五時筑前於御役所札披候間、家持受人召連罷出候様可相触もの也、  
申四月十二日

363 明和二年七月一日

二条城内本丸高麗門外の橋懸直しの入札触が出る。

〔京都町触集成〕四―一三三三

二条御城内御本丸高麗御門外橋御懸直し入札有之候間、望之者来ル五日より七日迄之内、寺町丸太町上ル所中井主水方へ家持請人召連罷越、根帳ニ付、仕様帳写取、同九日御城外於市小屋札披之積、入札可致持參者也、  
酉七月朔日

364 明和八年十一月

堀内村は二条城修復のため、縄藁代を負担する。

〔吉村（勘）家文書〕

延宝七末年石川主殿頭様御檢地 山城国紀伊郡  
一高千四百拾六石八斗七升八合 堀内村

〔中略〕

一御伝馬宿入用米・六尺給米・御蔵米入用銀・相掛り申候、  
一二条御城御修復縄藁代御割賦、相掛り申候、  
一大坂御鉄砲合藁代御割賦、相懸申候、

〔中略〕

明和八年卯年十一月 山城国紀伊郡堀内村

庄屋	勘兵衛
年寄	源右衛門
同	平兵衛
同	甚兵衛
年寄	九左衛門
同	藤兵衛
百姓代	長左衛門

365 安永元年三月十三日

二条城のあたりで、夜に怪しき光が見え、小屋が倒れる。

〔続史愚抄〕

三月十三日戊申、夜二条城辺光恠見、小屋倒云、愚紳、

366 安永二年五月十一日

大番士井上正豊（富次郎）は、二条城在番中に不行状で遠流となる。

〔寛政重修諸家譜〕

富次郎

安永二年五月十一日、さきに二条城の守衛にあるのとき、行跡よろしからずして、借錢多く、勤仕にたへかたきにより、綿服を着し、刀をも帯せず、

下部の体となりて、御城門をしのひ出、剩親族の頼と偽り、市塵に在いて端物を銜ひとり、逐電せし始末、士たるものゝ所行にあらず、斬罪に処せらるへしといへとも、重き法会行ハるゝにより、其罪を宥められて遠流せらる、

〔続談海〕

一五月十一日、御仕置、

大御番高木主水正組

遠島 井上富次郎 巳四十

〔中略〕

右於牧野大隅守御役宅、池田筑後守・山田十大夫立会申渡之、  
右井上富次郎儀、去冬二条在番之節、御城内致出奔候処、尋出し江戸江下り、御詮儀之上、御法事二付死罪御免二而、遠島被仰付候事、

367 安永六年十一月十六日

二条御城米などの輸送に関して、下鳥羽村問屋と淀過書座が相論に及ぶ。

〔大沢家文書〕安永六年十一月十六日

急奉差上済状

一私共儀、下鳥羽浜二而問屋渡世罷在、二条御城米・禁裏様御料、其外、御所方御年貢米下鳥羽着仕候分、淀迄天道船二而入船、淀表より過書廿石小廻シ船二而鳥羽浜へ差仕候処、右廿石小廻シ船、老艘二十八石ツツ積之代銀三両貳分ニ定米候処、干水申立ニ仕、甚不埒之義有之、且七年已前、西御役所様ニ而御裁許ニも右減石仕候儀ニ付、御仰渡も有之候義、其上御代官様方より御上納米納方村々、追々物減少之儀情々御吟味有之候処、小廻シ廿石船積不埒有之候而は諸向ニ差支、勿論天道船方之者共鳥羽着不相好諸荷物伏見着ニ可相成、左候而は鳥羽問屋共渡世ニ差妨、諸方之差支ニ相成候義共御座候二付、一々申立、淀過書船方之者相手取、当九日御訴訟奉申上候処、今日御召合候、御裁判頂戴仕、相手方へ相附、今日双方対決可被為仰付候処、相手方より下鳥羽村庄屋伝兵衛相頼、段々下済仕呉候様取<sup>暖カ</sup>仕、別紙之通一札差入候二付、出入内済仕、双方得心之上和談仕候、然上は、

誠ニ申分無御座候ニ付、乍恐連判濟状奉差上候、御慈悲を以、濟状の趣御聞届被成下候様、証文写相添、此段御願奉申上候、被為聞召届被下候ハ、一同難有可奉存候、以上、

安永六年酉十一月十六日 城州紀伊郡下島羽村

問屋 忠次郎

与左衛門

(以下十一名略)

同州同郡淀納所村

過書座廿石船

年寄 宮田弥左衛門

(以下二名略)

同州同郡水垂村

過書座廿石船

年寄 勝山長三郎

坪内善兵衛

取(暖カ)人

下島羽村 庄屋 伝兵衛

御奉行様

368 安永九年三月四日

二条城西御門外橋・城中廊下橋掛直しの入札触が出る。

〔京都町触集成〕六一―一二二

御城西御門外御橋

御城中御廊下橋

右御掛直入札有之候間、望之者ハ来ル七日八日之内、中井主水方江家持請人召連参、根帳ニ付、帳面写取、直段相考、同日四つ時於市小屋札披有之候間、此旨可相触者也、

子三月四日

369 天明八年一月三十日

天明の大火で二条城が延焼する。

〔花紅葉都噺〕

此火勢誠に強くしはしに西北をさして二条堀川の方へ焼ゆく、西の方の一筋ハ堀川辺より壬生寺あたり迄、千本通を限りに北の方へ焼のぼり、其辺の御屋敷方、二条千本辺の数多の御役屋敷残らず焼失すと、

(中略)

其後又風戌亥の方より吹きて、禁庭の御方忽あやうし、夫より次第に亥子の方へ吹廻り、洛中洛外御所辺を始奉り御城辺及び神社仏閣町家残る方なく焼き尽して、

〔花の都親唐操〕

(正月晦日辰) 一同下刻、堀川辺より壬生の野まで焼ぬける、

(中略)

(正月晦日午) 一同下刻、三条通の西の方諸々焼広がり、それより神泉苑その辺の御屋敷

へ火移る、

〔梅忠町文書〕

壬生辺の火ハ北へ焼、御牢屋敷、此辺の寺々、神泉苑も焼、東西御奉行様御役屋敷、同御組屋敷、小堀家の御屋敷、御所司代様御屋敷不残焼、二条金城御城内之御事ハ知る人もなく、又恐入而咄致事も無之、然共見へ渡りたる所、北東角御矢倉、西北の角御矢倉何れも炎上、御門、御大鼓矢倉無別条、御高塀所々焼、西御門の屋ね焼、是ハ外より見へ渡り所なり、又風聞に候ハ、御本丸ハ皆炎上、御小屋も焼候由噂なり、二の御丸ハ無御別条由、御城内の御事ハ知る事なし、噂計の事にて書印、さしも堅固の御名城如何して火の移るべき、町方とは遙に隔、殊更堅固の御金城へ火走移る事、偏に天のなす所、時節到来なり、未曾有の大火恐入事共なり、御城より西の方御米蔵無別条、夫より北の方御役屋敷別条なく、千本火の見矢倉無別条、

〔伊藤(凌)家文書〕 京都大火記録

京都大火

(中略)

夕七ツ時ニハ二条迄焼ぬけ、二条御城北東角矢倉北西、同大手之矢倉も焼、御城内之御殿ニケ所但し是ハ翌朔日夜焼ル、  
〔天明大変実録〕

(前略)

其外千本通より西ハ無別条、二軒屋敷・八軒屋敷・御蔵屋敷・出世稻荷杯無別条、夫より御城御本丸・西ノ御門・乾巽角櫓式つ、此の方ニて堀壱式間宛四ヶ所焼残、御城馬場之番所不残焼る、并に馬場乾の角屋敷老軒焼、夫より諸司代御屋敷、堀川より日暮通まで不残焼、(後略)

370 天明八年二月

天明の大火に関して、江戸幕府内の対応を収録する。

〔江戸幕府日記〕

(天明八年) 二月五日

(中略)

高家

(信明)

武田安芸守

右京都出火 御所向其外炎上ニ付、

禁裏 仙洞 御所方江為 御見廻被遣候間、明日中可有発足旨、於芙蓉之間老中列座、丹波守申渡之、

一明六日

御前髪可被為 執旨被 仰出候処、京都

御所方并二条 御城 御本丸其外炎上ニ付、御延引被 仰出候、此段可

被相触候、

(中略)

一京都

御所向并二条 御城 御本丸其外炎上付、明六日物出仕有之候間、其段向々

江可被達候、

二月

右御書付丹波守・大屋遠江守江相渡之、向々江達之、

(中略)

二月六日

一去月晦日、京都

御所向并二条 御城 御本丸其外炎上ニ付、為伺御機嫌惣出仕有之、於席々謁老中、

(中略)

高家

金拾五枚

武田安芸守

時服三羽織

右京都江就御暇被下旨、於芙蓉之間老中列座、  
〔丹波守||鳥居忠意 同人申渡之、〕

御使番

金五枚

松平左門

右京都 御所方并二条 御城御本丸其外炎上ニ付、為見分被遣候ニ付被下旨、於御右筆部屋縁類若年寄中出座、安藤对馬守申渡之、(中略)

二月七日

御座之間

京都江御暇

金廿枚

松平和泉守

時服五羽織

御馬被下

御刀備前国家助 代金廿枚

(中略)

二月九日

(中略)

御勘定奉行

根岸肥前守

右者 禁裏・院中炎上、二条御城焼失ニ付、京都江為御用被遣候旨、於芙蓉之間老中列座、丹波守申渡之、

(中略)

大御番

永井伊予守組

加藤主斗

同

酒井隱岐守組

小長谷十郎右衛門

右者京都より到着二付、於御黒書院溜老中列座江罷出ル、

二月十日

御勘定奉行

根岸肥前守

金五枚

時服三羽織

二月十五日

(中略)

御勝手より

二条在番御暇

大御番頭

金五枚

時服三羽織ツ、

大久保能登守

銀拾枚

時服式ツ、

(中略)

二月十六日

御勘定組頭

金三枚

時服式

若林市左衛門

金貳枚

名代横屋幸之進

御勘定吟味方改役

加藤左市

時服式

名代堀内小膳

同

御勘定

高橋八郎右衛門

右者京都出火二付被遣候間被下旨、於御右筆部屋縁類備後守申渡之、本多  
彈正少弼待座、

二月二十二日

(中略)

大御番

永井伊予守組

金壹枚

時服式

同

加藤主斗

酒井隱岐守組

右二条 御城御本丸其外炎上二付罷下候付、彼地江就御暇被下旨、於躰躑

之間同人申渡之、

371 天明八年二月一日

禁裏御所方・二条城炎上に付人足の供出を命じる。

〔京都町触集成〕六一一五〇二

西公 禁裏御所方、二条御城炎上二付人足入用候間、山城国中御料私領寺社領共、

村高百石二付四人宛之割を以可差出候、町奉行御役宅焼失之儀二付、二条

御城御門番之頭御役宅江向テ罷出候ハ、猶又可及差図候、尤此触書相達

次第、早々右人数可差出候、

一両町奉行御役宅焼失二付、当分御城御門番之頭御役宅と町奉行御役宅相兼

候間、諸訴其心得二而可申出候、

右之趣山城国中江早々可相触者也、

申二月朔日

372 天明八年二月二十三日

二条城仮番所取建に付その刻限を報じる。

〔京都町触集成〕六一一五三九

御城番場六番所焼失跡仮番所取建、暮六つ時限柵ノ切、夜分往来不相成候得共、諸訴届駈込願等、差懸り而御役所へ罷出候ものハ、三条口、大宮口、嵯峨口、竹屋町口之内、最寄之柵外江罷越、案内いたし候ハ、相通シ候間、差懸り候儀ハ是迄之通夜分ニ而も可申出候、此旨洛中洛外寺社在町江雑色町代より早々可申通〔旨被仰渡〕候事、

申二月廿三日

〔山中与八郎〕

373 天明八年三月四日

救助米銭を二条城蔵下で渡す。

〔京都町触集成〕六一一五六〇

明五日、御米并御銀共二条於御蔵被下置候間、請取ニ参申筈ニ而御座候、定而八つ時前後二者当町江着可申候、(候脱カ)左得者早速御案内可申候間、御年寄御組之内御老人印形御持参御出可被下候、尤米持て御用意可被下候、右御意得度、早々已上、

但シ、御米壹丁ニ付八斗三升壹合〇式四九、

御銀 四拾壹匁五分五厘

申三月四日

当町  
蛸薬師町

374 天明八年三月十二日

二条城炎上灰燼人足の差し出しを命じる。

〔京都町触集成〕六一一五七〇

西公事方

禁裏御所より二条御城内炎上ニ付、灰搔人足御入用有之、御料私領寺社領共高百石ニ付四人宛之割を以可差出旨、山城国中江先月朔日相触候付、追々人足差出、御場所次第二相片付候得共、今以過半相残り候御場所所有之、引続右割を以人足可為差出事ニ候処、麦作手入之時節ニ而其上遠方之村方

ハ往返之失却、旁別而可及難儀事ニ候、依之右人足ハ於奉行所手達者成人足を雇入、右雇料追而山城国中御領私領寺社領村高江可令割賦候間、以後人足差出ニ不及候、此旨山城国中江早々可相触者也、

申三月十二日

〔山中与八郎〕

〔蛸薬師町〕

375 天明八年三月二十五日

二条城上使屋敷等普請請負の入札触が出る。

〔京都町触集成〕六一一五八〇

東御用懸りより出  
上使屋敷

御鉄砲奉行屋敷

御蔵奉行仮役屋敷

小揚長屋

御城外側木柵木戸間

外側破損方作事小屋并竹置場

辻番所六ヶ所

堀川二条橋

堀川竹屋町橋

右之所々新建物御普請受負入札有之候間、望之もの者明廿六日廿七日両日之内、筑後御役所江家持請人召連参、根帳ニ付、仕様帳写取、直段相考、来ル廿八日同人於御役所札披候間、其旨可相触者也、

申三月廿五日

376 天明八年四月六日

二条城西御門・外御櫓太鼓塀等の新建修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕六一一五九三

二条御城西御門并外御櫓太鼓塀、其外御櫓練塀新建御修復共、右御普請有之候間、入札望之もの者来ル八日迄之内、大隅御役所江家持請人召連参、根帳ニ付、仕様帳写取、直段相考、同九日同人於御役所札披候間、其旨可相触者也、

申四月六日



377 天明八年五月二十二日

松平定信、所司代同道にて二条城入城に付道筋での不法等を禁じる。

〔京都町触集成〕六一一六三二

明廿三日、松平越中守殿所司代御同道御城入被成候間、御道筋ニ而不作法不致、見苦敷儀無之様可致候、尤火災後之儀ニも候間、掃除いたし手桶箒等差出間敷、盛砂等いたし候ニ不及候、右之通御道筋町々江可相触者也、

申五月廿二日

松平越中守殿御道筋

御旅館より河原町通北江、三条通西江、西堀川通北江、東番場北江、北番場西江、北之御門より御城入、西御門より御城出、夫より御巡見、

378 天明八年五月二十二日

松平定信が京都に至り、二条城の城内を巡見する。

〔公事余筆〕亨

松平越中守殿御上京御用向御日割覚書

申五月廿二日晴

一越中守殿河原町へ御着、松平土佐守屋敷へ御着、当日ハ御休息被成候、

同廿三日晴

一御城中不残御巡見被遊、昼時より大徳寺御見分、

379 天明八年五月

二条城西門等の破損修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕六一一六三五

西公事方御用懸りより出ル

二条御城西御門之内升形仮御門并両脇堀札番所共、同南折廻り目板瓦堀、

同所大番所北御門、大番所下番所二之御門、同所外足軽番所、高麗御門、

扉仕足、二之丸御台所屋根御破損、小屋高麗御門外米見番所御取建之分、

一同所御本丸大番御番所、高麗御門内与力同心番所御取建之分、  
一同所二丸御納戸蔵之内御取繕、(中略)

申五月

380 天明八年七月二十八日

二条城外米蔵修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕六一一六六六

〔朔旦〕

二条御城外御米蔵之内

拾八番 拾九番 貳拾番 貳拾壹番

廿四番 廿五番 廿六番 廿七番

三拾番 三拾壹番 三拾貳番 三拾三番

御蔵并惣高堀之内所々破損、

右御修復入札有之候間、(中略)

申七月廿八日

381 天明八年八月八日

幕府、仮御所及び二条城などの仮造営を賞し、勘定奉行根岸鎮衛らに物を給う。

〔天明年録〕

八月八日

金五枚 勘定奉行 根岸肥前守

時ふく二

右者当春京都出火二付、仮御所向、并二条御城、其外仮御取立御用相勤候二

付被下旨、於芙蓉之間、御老中御列座、鳥居丹波守殿被仰渡之、

金三枚 御勘定組頭 若林市左衛門

同式枚 御吟味方改役 加藤左市

同 御勘定 高橋八郎右衛門

別段銀七枚右同断御用相務候二付被下旨、御祐筆部屋縁頼おゐて松平越中守

殿被仰渡之、若年寄衆侍座、

382 寛政元年十二月二十五日

二条在番衆に洛中洛外の見廻りを命じる。

〔京都町触集成〕 七―一九二

此度町々為取之御造営中大番頭花房因幡守組、白須甲斐守組御番衆、左之面々廻り被仰付候間、其旨可存候、

花房因幡守組

佐野次郎兵衛

永田源藏

前田八右衛門

玉井四郎五郎

白須甲斐守組

桜井源右衛門

三浦藤左衛門

朝比奈政之助

中嶋卯右衛門

右之面々、洛中洛外町々仮御所近辺相廻り、怪敷もの見当り候へ者相糾、弥怪敷趣候得者其所々町役人呼出し、繩掛ケ候俣二而御番衆より書付相添御役所へ訴出候様申渡可相渡候間、其旨相心得、受取候ハ、不取逃候様手当致置、断書二不及、右御番衆之書付持参御役所へ訴出候ハ、早速組之もの為請取可差遣候、

一 右捕もの相渡候二付、町々二而日々手当いたし置候ニハ不及候間、右二付失脚等相掛り不申候様可致候、

一 召捕候もの相渡候節、町役之もの宿不致候ハ、平町人之内罷出、受取書前文之通り可取斗候、

一 御番衆相廻り候節、武士屋敷并寺社町方とも火之元不念成義見受候ハ、心を付候筈二候、

右之通洛中洛外寺社町々江不洩様可相触もの也、

西十二月〔廿五日〕

383 寛政二年二月十七日

二条城内小屋普請等の取繕請負の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 七―三〇

二条御城内小屋之普請并二建足取繕請負入札申付候間、望之もの来ル廿日より同廿八日迄之内、勝手次第御所御普請御用会所へ家持請人召連参、根帳二付、仕様帳へ写取、直段相考、来月四日二右同所二而札披候間、此旨可相触もの也、

戌二月十七日

山与八

384 寛政二年四月一日

二条城外米蔵破損等修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 七―二四八

二条御城外御米蔵破損修復并番所老ケ所取建共

右請切入札望之もの来ル四日より六日迄之内、内藤重三郎、小堀縫殿御役所へ罷出、家持請人相立、根帳二付、仕様帳写取、同七日美濃於御役所札披候間、此旨可相触もの也、

戌四月朔日

385 寛政六年五月十四日

二条城中廊下橋掛直の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 七―九一六

二条御城中御廊下橋御掛直入札有之候間、望之者来ル廿三日廿四日之内、寺町丸太町上ル所中井藤三郎方へ家持受人召連参、根帳二付、帳面写取、直段相考、同廿六日於市小屋札披有之候間、此旨可相触者也、

寅五月十四日

386 寛政九年十月二十九日

二条城の金蔵が破られ、犯人は御用職人の飾り師と判明する。

〔梅翁随筆〕 卷五

二条御金蔵盜賊之事

一二条御城中二丸御金蔵の方板塀損じ有、その様はなはだ怪敷見えける故、寛政九丁巳年十月廿九日、御番頭堀田内蔵頭・遠藤備前守、御殿番三輪市十郎立合、御金蔵見分ある所、二千両入の御金蔵ふたつ紛失せり、内に百両包二ツ御蔵の内に取落し置しゆへ、此旨所司代堀田大蔵大輔へ申達しける、よつて同晦日町奉行三浦伊勢守も見分に罷越し吟味せり、(中略)両組の与力同心の小屋は、御金蔵へも程ちかく、其方より忍び入たる様になればとて、遠藤備前守与力同心の小屋を吟味せんとて、天井を崩しねだをはなし、諸道具の錠前を打放しあらたむれども疑敷ものなく、たゞ与力の具足櫃には、島原、祇園町の遊女の文多く出たるばかりにて、手懸りの種に成ものなし、(中略)午四月交代すみ、其後所司代堀田大蔵大輔病氣とて退役有しも、実は与力同心の小屋々々やさがしいたさせ、既に御番衆の小屋迄改んと差図有しは、以の外の誤なりとぞ沙汰しあへり、此としも暮て明れば未の年三月晦日、京町奉行松原信濃守組の者、右の御金盜賊をとらへたるに依て、その子細ををたづぬるに、新町筋三条へ近ごろ引移りたる御堀内御用職人かざり師藤田大助といふものあり、もとは他国より来て、甚貧しく暮して、按摩などとりて世を渡りけるが、いかゞしてか多くの貯へ出来て、金銭自由に遣ひしより、先の藤田大助が甥分に成て、御用職人の株を譲り受たり、(中略)されば俄に金持と成たる事を、近隣にてもいぶかしくおもひ取沙汰せしを、松平信濃守組のもの承り出して、当未三月晦日大助をめし取り、家財吟味しける、皆新吹の小判にて、極印のなき御用意金なるを、炬燵のすびつの下に隠し置ければ、大助陳ずるにことばなく白状しけり、

387 寛政十一年正月十九日

二条城蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 八―一〇

式拾老番御蔵辰年

一米九拾貳石

同御蔵巳年

一米百貳拾壹石五斗

右ハ二条御蔵米御売払入札有之候間、望之者者来廿三日朝五つ時二条御蔵

江家持受人召連參、名前根帳付書記、御米見請、翌廿四日右於御蔵札披之様、尤見せ米ハ不遣候、少々ニ而も持帰間敷候、  
一入札披之節ハ、朝五つ時過二条御蔵江可罷出候、尤同直段二候ハ、入札持參先順之もの江落札申付候事、  
但、追札并引替札等致間敷候、

一廻し立現銀御払二候、尤夫々廉落之積を以、壹石二付何程と入札可致事、  
一御蔵出し廻し立之儀、式拾俵并立鬮を入、当り候壹并不殘貫目掛ケ、目違之分ハ幾口ニ而も斗立、場廻し五勺留ニ而可相渡候事

一鼠喰乱俵等有之候ハ、御蔵出之節除置、御米出切之上當日之廻シニ斗立相渡候付、元石之内可相減事、

一廻シ立現銀御払二付、不及敷銀落札之者ハ、元石高二而代銀御米請取候前日御蔵江飯上納ニ致置、御米出切之上減石相立候ハ、過銀之分ハ相返候事、

右之通り一切掛り物無之候間、無益之失脚積込心得違無之様相心得可申候、此旨可相触者也、

未正月十九日

388 享和三年三月二十八日

二条城西門外橋懸直しの入札触が出る。

〔京都町触集成〕 八―八四三

二条御城西御門外御橋

右御懸直入札有之候間、望之者者来月二日三日、寺町丸太町上ル所中井藤三郎方江家持受人召連參、根帳二付、帳面写取、直段相考、同四日五時御城外於市小屋札披有之候間、此旨可相触者也、

亥三月廿八日

389 享和三年五月十五日

二条城外米蔵内廻り床下共掃除并取繕共請切の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 八―八五六

二条御城外御米蔵廿六番、式拾七番、廿八番、廿九番、三十番、卅老番、卅四番、卅五番御蔵共、内廻り床下共掃除并取繕共、右請切入札望之もの者、来ル十九日廿日兩日之内、小堀縫殿方江家持請人召連參、根帳二付、仕様帳写取、翌廿一日越前御役所ニおゐて札披候間、此旨可相触もの也、

亥五月十五日

390 文化元年十一月十五日

二条城蔵痛米の入札触が出る。

〔京都町触集成〕八一―一三四

御城内御蔵  
九番亥撰州

拾番亥河州  
撰州

一米四拾四石五斗

一米式百七拾六石

一米式百六拾七石

拾三番亥河州

拾四番亥撰州

一米四百八拾石

一米九拾七石五斗

一米百式石外御蔵

廿五番亥撰州

三拾壹番亥城州河州泉州

一米百式拾八石五斗

一米百三石

右者受痛米御払二付、来ル十九日札主家持受人名前根帳二付候上、御米見セ候事、

但、見セ米者不遣候間、少々ニ而も持帰申間敷事、

一入札之儀者御蔵於役所有之候間、翌廿日朝五つ時入札持參可致候、尤も同直段ニ候ハ、入札持參先順之ものへ落札申付候事、

但、追札引替札等致間敷候事、

一廻シ立御払ニ相成候、尤夫々廉落之積を以、壹石ニ付何程ト入札可認候

一御蔵出シ廻シ立之儀、式拾俵併ニ拼置、鬮を入当り候老併不殘貫目掛ケ、目違之分者幾口ニ而も斗立、平均廻シ五勺留ニて相渡候事、

但、御城内御蔵より外御蔵場江取出之義者、御蔵之提札を以御門出為致候間、駄賃米之儀者買人より可差遣候事、

一鼠喰乱俵等有之候ハ、御蔵出シ之節除置、御米出切之上、当日之廻シ斗立相渡候二付、元石之内可相減事、

一御払代銀上納方之儀者、元石之高ニて御米受取候前日まで御蔵役所江仮上納いたし置、御米出切之上、減石相立候ハ、過銀之分相返候事、

但、三十日限り可引取候事、右之通御開札之上、書損算違等申立候共、取上ケ不申候間、入札入念可致候、此旨可相触もの也、

子十一月十五日

391 文化元年十一月十五日

二条城破損方桶方勤方に付触が出る。

〔京都町触集成〕八一―一三五

二条<sup>東勘</sup>御城中御破損方、御用桶方之儀、寛政十一未年迄者桶師嘉兵衛相勤御用之節々当地桶職之者共江役差致候得者、順々罷出御用相勤来候趣ニ候

処、其後右嘉兵衛故障有之節より、右御用本途請負人二条通堺町東入町樽屋吉左衛門儀、右嘉兵衛相勤候節之通、御定直段を以是迄御用之節々手人又者職人雇入相勤来候得共、御用多之節者差支候義茂有之候間、此後御用

多之節者吉左衛門より桶職之もの共江引合可罷越間、嘉兵衛相勤候節ニ准シ、御定直段銀六分五厘之作料ニ而順々早速罷越、御用差支不相成様可致候、

尤作料差出吉左衛門方ニ而雇入相頼候儀等決而致間敷、銘々当人并弟子共之内可罷出、若病氣差支等有之節者、職人雇入候而成共人夫ニ而差出、差

支無之様一同申合置候様可致旨、当地桶職之者共江可申通事、右之通被仰渡候、以上、

辰三月廿九日

〔町代〕 何誰

392 文政四年九月

二条城西門外橋掛け直しの入札触が出る。

〔京都町触集成〕一〇一―一八三

二条御城西御門外御橋

右御掛直入札有之候間、望之者ハ来月二日三日兩日之内、中井岡次郎方へ家持請人召連參、根帳二付、帳面写取、直段相考、同四日五時御城外於市

小屋札披有之候間、此旨可相触者也、

巳九月

393 文政七年六月

二条城米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一〇—四七五

未城州  
一米拾石 此俵廿俵

右御払相成候間、入札望之者来ル廿三日五時、小堀主税方へ家持請人召連參、於二条御藏場米証見届、翌廿四日於備後御役所札披之積、尤御払直段相極候上、日数五十日之間代銀納次第御米相渡シ可申候、勿論廻し立二付、尅石積ヲ以入札可致旨可相触者也、

申六月

394 文政十年十二月

二条城松・煤払いに付触が出る。

〔京都町触集成〕一〇—八八四

山城国御土居内組合十二ヶ村之儀、古来より二条御城松鋸并御煤払、其外非常人足ハ勿論、京都より差立候宿次御用物、其外都而持出し御用人足相勤来候処、追々及困窮候上、過分之借財ニ相成、此上捨置候而ハ往々御用人足相勤候村方無之様ニも成行可申二付、江戸、大坂之振合ヲ以町方懸り人足役被仰付候より外無之候間、右体村方及漬候期ニ至り、町方江不残引受候様被仰付候而ハ双方可及難渋ニ付、右御土居内組合村々古来より勤来り候人足役之内、二条御城松鋸、御煤払、非常人足等之分ハ村々ニて相勤、其余京都より差立之宿次御用物、其外都而持出し人足之分者、右御土居内組村々十ヶ年之間休役被仰付候、右之分是迄拾ヶ年平均尅ヶ年之間凡銀拾九貫匁相懸り候ニ付、右之分当亥年より来酉年之間迄中十ヶ年之間、当地市中へ申付候、尤右人足役之儀伝馬御用相勤候当地馬借所熊谷仁左衛門江一手ニ為取扱、成丈ヶ入用不相掛候様取締之ため、馬借所へ町奉行組之物見廻らせ、人足賃諸入用等厳密ニ為相糺、右入用銀洛中洛外軒役江割賦、

取集方之儀ハ追而可触知候間、其旨可相心得候、  
右之趣洛中洛外へ不洩様可相触者也、

亥十二月

395 文政十三年七月

大坂目付が、文政地震直後、二条城の被害状況を幕府に届け出る。

〔宝曆現來集〕卷之十九

京都大地震の事

○文政十三庚寅年七月二日より、京都大地震之儀、往古より京都は度々有之ける、既に類例はす多にしるし置、此度程の事老父も聞及ばず、其上折悪敷兩日共大雨故、震損所も多かりし、家土蔵に至る迄、追々大破とはなりぬ、何さま捨置がたく、扱々歎ヶ敷事なりと沙汰申ける、其上彼大雨にて出水、又は山崩れ川流れ、水死怪我人等も夥多なれば、中々眼も当てられぬ事共なり、先々御当地は何事もなく有りがたき事なり、

一文政十三年七月二日より、京都大地震に付、七月十七日、御目付代間部主殿頭、木下左兵衛より、御届け左之通、二条御城御破損所、

一 四方外側太鼓御櫓、其外所々倒損掛候内、北之外側北御門西之方、御堀石垣共御堀之崩込、西外側西御門南所御堀倒、御堀之木道具落込、石垣の内所に孕出、四方御土居武者走りの内、所々地形割損じ申候、

一 北御門屋根下通り共所々損じ、二階御櫓東面庇し落損じ、御門台石垣西の方崩掛り、危く相成申候、腰堀石垣共損申候、

一 御門番所廻り附物共、屋根廻り高塀所々損じ、西の方登り塀倒損申候、

一 北二の御門傾き損申候、  
(番之)  
一 東音頭小屋玄関廻り潰、小書院床の間壁落損、台所廻り大破損、其外屋根地廻共所々損申候、

一 同長屋向与力同心小屋共所々損じ、并高塀竹垣共倒損申候、  
一 東御番衆小屋四十九軒の内、三番小屋上の間潰、下陣大破、十三番二十七番小屋中の間潰損じ、其外小屋々々屋根下廻り共大破、同構之高塀竹垣共、所々倒損申候、



- 一 二の丸入口御門屋根廻り損じ、同内与力番所、向附物等損申候、
- 一 同大番所屋根廻り共損じ、同巡り高塀傾き、壁落損申候、
- 一 鳴子御門傾き、屋根下廻り共損申候、
- 一 御廊下橋番所、廻り屋根下廻り共損申候、
- 一 御本丸出丸御門屋根下廻り共損申候、
- 一 南御門傾き損、御門地形割損申候、
- 一 御本丸御堀側外石垣の内崩損、所々孕出、木柵損、御堀端通総地形割損并沈み、不陸相成申候、
- 一 北中切御門損、両脇太鼓塀の内倒損、石垣并石雁規共之内崩損申候、
- 一 西番頭小屋、本家向屋根下廻り共所々損じ、雪隠二ヶ所壞損申候、
- 一 同長屋向屋根下廻り共所々損、同構仕切の高塀竹垣共倒損、并戸屋形共内損申候、
- 一 西御番所小屋四十九軒の内、二十番二十七番両小屋共不残潰、十九番小屋下潰、上の間天井落損、十一番、十二番、十三番、十四番、十五番、十六番、十七番、十八番、二十一番、二十八番、二十九番、三十五番、三十六番、四十九番小屋共下陣潰損じ、上之間大破、其外小屋々々屋根下廻り大破、同構高塀竹垣所々損申候、
- 一 南中仕切御門大破、両脇御塀之内倒れ損、并石垣石雁規共之内崩損孕出申候、
- 一 稻荷曲輪与力小屋五軒の内、一棟潰、其外総体倒掛り、同心小屋不残潰損、廻り垣之内倒損、高塀之内損申候、
- 一 西御門外御橋高欄の廻り、其外所々損申候、
- 一 御破損小屋廻り総体損、湯沸小屋潰、高塀の内倒損申候、
- 一 御本丸御天守台廻り、御塀并石垣損申候、
- 一 同所井戸屋形并井筒損申候、
- 一 同所高麗御門倒掛り、左右御塀石垣崩申候、
- 一 二丸御金蔵屋根大破、其外壁落、廻り切出葛石木柵総体損申候、
- 一 御台所家根瓦総体壁抜、羽目竈損申候、
- 一 御台所より八番御米蔵え続御塀倒掛り、大破相成申候、
- 一 八番御米蔵前竹垣損申候、
- 一 御金蔵東南西え折廻し御塀倒申候、
- 一 元御車寄口御塀損申候、
- 一 御米蔵より御唐門え続築地所々崩、総体所々破損に相成申候、
- 一 御唐門貫抜折、御屋根瓦掛戸外竹垣損申候、
- 一 同所より埋御門え続き、御築地崩損申候、
- 一 御車寄南北壁落、御屋根瓦其外総体壁落、并押土葛石左右竹垣損申候、
- 一 埋御門より西南御門え折廻し、御塀所々倒損申候、
- 一 南御門より溜御蔵え続、御堀并切戸口皆倒損申候、
- 一 溜御蔵総体傾き二階危、并南東竹垣倒損申候、
- 一 鳴子御米蔵前竹垣損申候、
- 一 同所御米蔵北の手御塀、并切戸口倒損申候、
- 一 同所より二の丸御門え続、御塀并御黒門倒損申候、
- 一 御納戸前蔵傾き、総体御屋根瓦壁損附、庇崩申候、
- 一 御玄關遠侍殿上の間、御式台の内、同裏の間、同大広間、同所溜の間、蘇鉄の間、御黒書院、御座の間、同所東溜、御雪隠総体傾き、御屋根天井、欄間羽目御張附雨戸壁等迄損申候、
- 一 御太鼓櫓総体大傾き相成申候、
- 一 同所定番香盤台落損申候、
- 一 同所四方壁板羽目損申候、
- 一 東御門櫓北御定口瓦落損申候、
- 一 同所御腋の内通金物落申候、
- 一 同所家根瓦落損、南登り塀大破、并北登り塀瓦落損申候、
- 一 御番所出口切戸屋根大破相成申候、
- 一 西御築地出口、南の方角廻り大破成申候、
- 一 中仕切御門続き高塀、北南共大破相成申候、
- 一 御番裏高塀大破仕候、
- 一 御番所雪隠大破相成申候、
- 一 西冠木御門総体屋根大破、并続袖塀大破成候、



- 一 外側高塀北之方倒、并南の方屋根総体大破相成申候、
  - 一 奥御門総体捻、并東袖塀打倒申候、
  - 一 御門櫓台東西石垣崩申候、
  - 一 奥御番所裏廻り塀落、并屋根廻り破損仕候、
  - 一 同所雪隠東の方壁落倒掛、西の方雪隠破損相成申候、
  - 一 同所東の方出口高塀、瓦落并倒申候、
  - 一 升形番所総体破損申候、
  - 一 二の丸御台所前、御蔵一番戸前庇倒掛、二番の御蔵棟落込、前通軒波形土瓦脇板共、三番の戸前庇倒壁大破、腰板共、二十四番屋根瓦所々、五番戸前庇倒、其外瓦所々、六番戸前庇倒、北之方軒壁所々、八番壁総体、戸前庇倒掛り、腰板共、并に米見所総体大破相成申候、
  - 一 鳴子御門内御蔵、九番前通北え折廻し壁、并下地落大破、裏通腰板共、十番前通壁所々土落、外十一番戸前庇倒、壁所々土落、十二番前通壁所々落、十三番戸前庇倒掛申候、
  - 一 高麗橋前御蔵、十四番戸前より北の方軒より棟迄抜落、裏通り屋根瓦土居葺迄落、同壁下地共落、十五番裏壁下地共落大破、并米見所東の方壁落、南流屋根板落申候、
  - 一 御天守台下御蔵、六番戸前庇倒掛り、裏通り軒より棟迄落掛り、十七番前通屋根瓦落戸前開、南の方壁落申候、
  - 一 東御門台渡り御櫓柱曲、西え傾き、石垣所々損じ孕出、総体壁破、御道具難被置御座候、
  - 一 押御櫓北の方戸前明不申候、同所壁落、追々大破に相成申候、
  - 一 同南の方御窓下壁大破相成申候、
  - 一 異御櫓壁不残響、破目土落損、別て北の方戸前左右、并北東角は不残土落、裏板計りに相成申候、
  - 一 御焰硝藏総体崩損申候、
  - 一 足駄御蔵三ヶ所、屋根瓦落総体落損、其外内通り総体損申候、
  - 一 数手桶不残、并留覆大破に相成申候、
- 右之通、去る二日地震にて致破損、此上損相増可申哉難計奉存

候、尤難捨置御場所、追々手当申付、(京都所司代)松平伯耆守殿えも申達候、(一条城在番の大番頭)新庄主殿頭、内藤豊後守、并両組中、次に与力同心下々に至迄、怪我無御座候旨申越候段、(大坂城在番の大番頭)堀近江守、加納備中守より、以紙面私共方迄申聞候、依之此段申上候、

七月十六日

間部主殿頭

木下左兵衛

但し怪我人死人の儀も有之候得共、御届けには不被申上候、御城内にては怪我人死人数多く有之候得共、不被申上候、以上、右は、京都大地震にて、二条御城御破損御届け、百日御目付より御届け写也、

一 京都町奉行勝平伊予守殿より、御子息左金吾殿え書状之写、

令啓達候、御孫弥御障無之珍重に存候、自分儀も無異今在京候、扱又去る二日書状差出候後、左之通大地震に候得共、御役所一同怪我等も無之致安心候、心易可被存候、

一 七ツ時過怪き地震二つ、引続丑寅の方と覚申候、震動も不致唯一度に突倒候様に、鴨居などはずれ、壁を落し、棚の物は不残震落し、庭え出候処、一寸位にひゞわれ泥を吹出し、昔咄には承り候得共、誠に此度右体の仕合に候、

一 御役所玄關脇当番所と唱、与力同心の詰所張番所有之、右之天井落壁も倒落、潰不申と計の体に成申候、

一 白洲御障子坏破れ、七寸程いがみ、是も潰不申と申計に成申候、

一 同役の方は白洲は震潰し、家内の役所天井落、其外御役所共土蔵は不残大破致し、又夫々少々宛震り始り候て、二日より今止み不申候、昨日迄も昼夜百度余も震申候、一昨夜杯泊之もの、暮六ツ半時比より書付候処、四十九度計と存候、乍去今日は大に間遠に相成候儘、追々治り可申候、先安心致候、

一 今日雷氣有之候得共、発急殊の外空もめ、地震と入り交り雷鳴有之、此上大風雨にても可成哉と被存候、

一 愛宕山并嵯峨は鳴候て、今以地震の如く、土砂ころげ落候由、今朝角倉

帶刀悴鍋次郎、地震の安否承に參、右之趣語申候、右様子にては、若哉右の山々、焼泥にても吹出可申哉と致心痛候、

一二条御城四方の土居裾廻り壁落、東御門口石垣、一つ五十人持位の大石、皆震出申候、明き御門もいがみ、西御門は南の方三十間計御城内え倒掛、北御門脇より西の方、土居五六十間計倒れ、御石垣二十間計御堀え喰込、右に准じ、御城内殊の外破損有之、誠に大造の御修復等にて、御入用何万両と申事に成居申候、

一市中杯は潰家夥敷、死人怪我人は存の外少く、夜中ならば怪我人も可有之候得共、昼の内故と見得申候、昼夜震詰にて、町家にては宅を出、夜分も往来にて凌ぎ居候仕合、火事同様の事御座候、

一御所にては御築地杯大造の御破損、其内仙洞之御構別て御損強く、禁裡常御殿余程の御損の由、御修復申立も可有之、誠にあきれ果たる計に御座候、種々申遣度候得共、日々御修復所へ出、八ツ時迄に帰宅、夫より御役所の御用向取調草臥、荒々申遣候、以上、

寅七月五日

猶又折角秋暑凌可被申候、前文地震、大坂は常体之地震二つにて済候由、先日其地え下り組与力草川吉右衛門、去二日には石部に泊申候由、少々計地震と申候、此節瀬田之橋御修復にて、組の者詰切居、右よりは格別の儀も無之、損所も無之旨申越候、南部にても同様の由、先当地而巳の事と見得申候、

一唯今御目付方より風聞書差出候処、若狭国名所不知、十八ヶ村程津波にて、海に成候由書上候得ども、取留候事には無之、僅十八里隔り候事故、今明日には実否分可申候、其地は定て別条無之儀と令遠察候、

追啓、去る二日御修復所、御小屋場見廻等に罷出可申と存候処、門いがみ一向明不申、カケヤにて打明、漸々出候仕合、誠に前代未聞の仕合にて、右之通損じも有之候に付、伯耆守殿御城入にて御見分有之、六ツ時の御太鼓、四ツ時過迄打廻し申候、二日の晩は一向に伏り不申、余程の珍事と被存候、以上、

一諸司代松平伯耆守殿御届左之通、

(以下は御所や洛中・大津などの破損状況、中略)

一二条御番衆大木市左衛門殿宅状、左之通、

七月二日夕七ツ時打候と程なく地震、初は少々震、直に烈敷震出候に付、中々御小屋に被居不申、はだしにて欠出候処益募り、鴨居天井壁落候故、大小を抱御小屋御蔵前、又は広き場所え走り出候処、御米蔵屋根瓦瀆の如く落、又元の御小屋え引居候処、住居并下棟暫時に震潰、遁出候も間に合兼候ものは、多く打れ申候、損所は高麗御門と申、御本丸え入口総銅の御門、是は内の方へ倒かゝり、続御櫓御土塀、御天守蔵所々大破、御堀端は不残、其外二三寸程宛ひゞわれ、御城中并御小屋内、一面に蜘蛛の巣の如くひゞわれ、西御門脇御小屋脇裏、高土居に候得共、外御堀の方へ今にも倒落候様に、ふらく致候所も御座候、其外御太鼓櫓石垣雁木崩落、上の土塀も倒かゝり、中切御門台つゞき石垣二間程拔落、三四尺程の石落有之候、西御焼失跡御門台石垣所々崩、御橋御門ねじれ、往来危き故、一人立にて急ぎ通り、米計少々宛運候由、西御門続き御土居上塀、十間二十間程宛崩、御厩曲輪通り二筋塀不残ひらきとれ、所々抜々に倒れ、東御門大番所後の土塀、是は大概倒申候、御破損定小屋一ヶ所潰、東御門台石垣等に孕出、堀等も損所多、御道具外箱等是不残乱れ、辰巳と申御櫓、其外白土鉢巻等皆へげ落、稻荷石垣石鳥居燈籠も大体倒れ、但鳥居三本、燈籠十七本倒、稻荷曲輪入口の御門棟廻落、石垣崩れ落、往来も甚だ氣遣敷、稻荷曲輪同心は不残小屋潰、同心三人程遁出間に合兼、押に打れ漸々助出し候由、先一命には拘申間敷哉と申事に候、七ツ半時比より、地震間遠に相成候得共、時々地響致し、所々壁瓦落、潰ぬと申計住居成兼候御小屋余程有之、上下の置所なく、各々色を失ひ十方に暮候次第、御小屋内押に打れ候者有之、助に参度も、歩行の出来ざるもの両三人有之、是も一命には拘り不申、戸板に乗せ昇運候体、火事場よりは物凄く、此上いか程強く地震可有之哉と心易からず、御小屋の者不残明地え集り、高灯燈箱など付て、寄こぞり申候、六ツ時比俄に所司代御見分有之由、御破損奉行其外御在役之者、持場々々見廻り、東西に走り廻申候事に候、両御番頭も御出、御殿并御金蔵其外御櫓等、不残損所御

見分有之に付、六つ時の御太鼓打延候得共、所司代御城入は五ツ時過に相成申候、西御小屋内御通り抜有之、御城入に付、地役も不残組の者召連御城入、御門番も夫々御門に詰め、夜中も度々地響致、上下共安心無之、皆々外に夜を明し、今に至夜中震動致し、御小屋に居候も相休兼、寄集居申候、御殿向は御天井、并御襖御張付絵、多くさけ損申候、欄間彫物等落損、御金蔵御車屋も瓦落申候、又此六七日は暑気甚々敷、夜中も蒸暑堪兼申候、大坂御城中杯は、是迄に覚ぬ大暑にて、昼の内は隣の御小屋えも参兼候様に、暑気強との事、誠に上下とも堪兼候由、扱又地震の様子、いまだ大坂の左右は承不申、御城外市中は別て家蔵も多損、怪我人死人等も余程有之由噂申候、堀川通り其外御城外御構内番場え、女子共敷物致し、三日終日外にて暮申候、此上は何事も静に致度而已祈居申候、土御門陰陽頭より所司代え、此上も強地震可有之候由、御用心可有之哉杯と申候事、各臆を冷し居申候、御番衆は東西共少も怪我無御座候、今日にて三日二夜野陣致居申候、矢張地震動は止み不申故、今晚も野陣の覚悟致居申候、先荒増此段申上候、以上、

七月十四日

一堤中務小輔殿女中迄、大地震之御機嫌伺ひの文さし上候処、返書八月十日江戸着、

(中略)

一京都地震の儀、七月四日出に申来る、

(中略)

一二条御城北側の塀悉く大破、御城え打倒、西の方御門共塀も崩れ、御米蔵も二三ヶ所倒申候、御築地内御撰家方、官方、堂上方、損所筆に難尽候、一淀の御城矢倉潰申候、尤地の割候所、町々夥敷御座候、一二条御城中も、悉く地割申候、

(中略)

一大坂より七月四日出に申来る、

(中略)

一七月二十五日出、左之通申来る、

(中略)

一京都より幸便又々申来る、

先達て申上候大変、誠に大周章仕候、今にごろく日々勘考申候に、都合地震三百七十余度震申候、何卒早々相納り候様奉祈候、怪我人又は即死人等多く、中々相分不申候、

一宮城内は目も当られぬ大破損に御座候、且御所は大破損にて、御殿向もゆがみ、堀の土杯は御見分相待、今に其儘に御座候、二条の御城は尚又言語に絶候位にて、御城内は猶甚敷敷、北大手の西の方、内外共石垣崩、堀共に御堀え落込申候、西の方御門柱戸計遣り、屋根は落散申候、其内の外形石垣崩申候、御城石垣西の方多損、南の方も追々崩申候、東の方は先塀も崩不申候得共、大破に御座候、逆も御修復計にては相済がたき趣も御座候、中々言語に難述候、(中略)

一此度は定て御伺の御使可有之沙汰仕候、大彦先生御上京にても有之候、二条御城御見分、宮中御破損の御見分可有之と沙汰仕候、(中略)

一噂而已承り無覚束、御城外見物仕候処、誠に大破にて、北の方大手西え二三十間計石垣も崩、外側も御堀え崩落、板囲ひ致し有之候、御太鼓櫓も傾申候、西の方御門は屋根落て戸計相成、其内外形之石垣は崩、北より多崩申候、東一方は塀も先落不申候得共、大破に御座候、都て石垣はゆがみ、御城内は格別大破に御座候、死人も三十人計有之由、至て密々に致有之由、御城外米蔵大分倒、逆も修復は難調、何も御築替ども無之ては、御要害には相成間敷由申候、扱々御物入恐入候事に御座候、

396 天保二年十二月

二条城内外・外米蔵とも修復に付入札触が出る。

〔京都町触集成〕一〇—一二七四

大工方

一木挽方

鍛冶方

饅方

老口

一財木方

壺口

一屋根方

壺口

瓦方

一壁方

壺口

塗師方

一疊方

壺口

小買物方

石方

一音羽谷より石切出シ運送居手間共

壺口

土砂方

損料物方

一手伝方

壺口

中日雇方

右者二条御城内外并外御米蔵とも御修復ニ付、右口々入札申付候間、家持ニ而望之者来辰正月八日より十日迄之内、家持受人召連、(中略)

卯十二月

397 天保三年七月四日

二条城内外地震破損所修復に付触が出る。

〔京都町触集成〕別一補一一六六

今度二条御城内外地震ニ而破損所御修復ニ附、御城近辺之町々別而火之元入念、町役之者繁々相廻り、無油断様左之町々江可申触候、

一右御修復中若出火有之候節者、左之町々より人足老人宛、尤夜分ハ外ニ挑燈持老人差添、明五日より普請場竹屋町口御柵外へ早速欠附可申候、右場所江雑色町代罷出居候様申附置候間、其旨可相心得候、勿論右御用懸り与力同心取斗可申候間、差図可請候、

但し、下立壳より新町より東、三条より南之出火二者不及其儀候、北榎

木町通迄、南姉小路通迄、東油小路通迄、

右之通申附候条、洛中洛外裏借家ニ至迄、火之元入念候様可相触者也、

辰七月四日

398 天保三年七月

二条城内外地震破損所修復に付触が出る。

〔京都町触集成〕一〇一—一三二—四

今度二条御城内外地震ニ而破損所御修復ニ付、御城近辺之町々〔別而〕之元入念、町役之者繁々相廻り無油断様可申触候、右之通路中洛外裏借家ニ至迄、火之元入念候様可相触者也、

辰七月

399 天保九年一月

飢饉に際し、二条御蔵御困米を町単位で借用する。

〔筋違橋町文書〕天保九年一月

預申御米代銀之事

二条御蔵御困米代銀之内一銀式貫八百目也 但、利足月九朱定右は、御米代銀、町中就要用、連印を以慥預申処実正也、来ル二月廿五日限、無相違御上納可仕候、万一及遅滞候ハ、町中軒役取集、元利都合無難渋、急度御上納相立可申候、若、連印之内、町役相退候敷、故障品替等出来候ハ、跡役之者之無違背為引請可申候、尤、先役之もの一同相通申間敷候、仍如件、

天保九年戊正月

大宮通安居院筋違橋町

預り町中

年寄 壺屋茂兵衛(印)

五人組 河内屋市兵衛(印)

町総代 矢代屋五兵衛(印)

同 吉田屋政右衛門(印)

同 岡田屋利兵衛(印)

同 日野屋新助(印)

同 中野屋七右衛門(印)

鍵屋その(印)

木屋とめ(印)

400 天保九年五月

二条城松飾り・煤払い人足に付触が出る。

〔京都町触集成〕一一―二七四

山城国御土居内組合拾式ケ村之義、古来より二条御城松鋸并御煤払其外非常人足者勿論、京都より差立之宿次御用物其外都而持出御用人足相勤来候処、連々及困窮ニ候上、過分之借財ニ相成、此上捨置候而者往々御用人足相勤候村方無之様ニも成行可申ニ付、古来より相勤候人足役之内、二条御城松鋸煤払非常人足等之分ハ右村々ニ而相勤、其余京都より差立之宿次御用物其外都而持出人足之分ハ、右御土居内組村々拾ケ年之間休役被仰付、右休役中去ル亥年より去酉年迄中拾ケ年之間当地市中江被付候段、右亥年十二月相触、右以来年々右御入用銀差出来候処、年限相満候付、当正月より者先前之通右拾式ケ村ニ而相勤候条、右御入用銀去西十二月限ニ而出銀不及候条、其旨可相心得候、  
右之趣洛中洛へ不洩様可相触者也、  
戊五月

401 天保十三年十二月

二条在番の面々借財に付触が出る。

〔京都町触集成〕一一―六八二

二条在番之面々在番中雜費多候歟、日用之品掛ケ買いたし、連年払方をも及延引候より追々当地ニ借財相増、仍而ハ御城中江立入候商人とも自然物価を引上ケ候ニ至り、借財無之輩も無抛高価之品を買ともめ、要用相弁候趣相聞、右商人共不埒之事ニ候、以来在番之面々聊之買物いたし候共、決而掛ケ買致間敷筈ニ候間、御城中ニ而買求候品、高価之売買致間敷、若市中之直段ニ見合、高直之品候ハ、其趣御番衆より頭々江申聞候積候間、商人共も懸ケ売決而致間敷、万一払方滞候ものも候ハ、其段頭々江商人共より訴出候様可致候、

右之趣申通候間、当地商人共聊心得違之儀有之候ハ、嚴重申付候間、此旨洛中洛外へ不漏様可申通事、  
寅十二月

402 天保十四年十二月

二条城米運送の車が減少し、人力大八車での運送が行われる。

〔海老名家文書〕

一札

一 御所御米・二条御城米運送之儀は、従往古車持共相勤来り候処、近来困窮ニ及、追々車数相減シ、右両御米運送手支迷惑難渋仕ニ付、此度人力大八車を以二条通筋より御米運送仕、其余壳荷之儀も運送致シ、車持共永久相続仕度段御願奉申上候ニ付、其御村方之御頼申入候処、右人力通行之儀御承知被下忝存候、  
一 御廻見之節并御通行筋ニ付、右人力車ニ而損所在之候ハ、早速取繕(巡之)ひ仕、御村方不行届無之様可仕候事、  
一 田畑ハ勿論、屋敷地之内え少シも牽通り為致申間敷候事、  
一 橋并ニ溝縁等損所出来候節、各々方御差図之通早速取繕ひ仕候事、  
一 御用米運送之節ニ而も御用辺を申立、猥ニ我儘之儀為致申間敷、人車往来人牛馬行違、空荷之者より為伝合可申候事、  
右之通相違致間敷候、材木屋薪屋ニおいても右之趣承知致シ、心得違為致間敷、万一道筋取繕ひ不仕候節ハ、其御村方より取繕ひ被成候ハ、取繕ひ入用代銀私共より持参可仕候、為後日壳荷惣代證印致シ差入申一札、仍而如件、  
天保十四年卯十二月

下嵯峨車方

年寄 与惣兵衛(印)

惣代 理右衛門(印)

材木屋惣代

四郎兵衛(印)

木屋惣代

木屋惣代



生田村  
御役人中

和助(印)

403 嘉永三年

二条城御城入御順路書。

〔中井家文書〕

〔表紙〕  
〔御城入御順路書〕

(老中松平乘全)  
松 和泉守殿

(京都所司代内藤信親)  
内 紀伊守殿

御同道

御城入御順路北御門より御城入、御門外江三輪嘉之助・幸田金一郎(貼紙ア

リ)・中井小膳御出迎御先立仕候、御門内江所司代与力不残罷出平伏、所司

代与力之段紀伊守殿江嘉之助申上候、同所南之方江町奉行衆御出迎、夫より

北御門櫓右御見分、二之御門内江御門番之頭・御蔵奉行御出迎、其末江御破

損奉行御出迎、此所より御破損奉行御先立仕候、足輕番所前石橋之辺迄大御

番頭衆御出迎、夫れより、

(貼紙)  
〔本文〕幸田金一郎儀御老中御刀持之御送り之上御跡より御城入仕候、

但御老中方二条御屋敷江御立寄無之節者御出迎後引続御跡より候、

二丸御門より御入

御台所前御米蔵御台所

同所小部屋三ヶ所右御見分、夫より大御番所江被成御越候付、大御番頭衆二

者御台所前之辺より御先江被相越組頭敷出簿<sup>(カ)</sup>迄御出迎申上御上り、組頭着

座相定上意和泉守殿被仰渡、大御番頭衆より御礼被申上、紀伊守殿御取合ニ

而御立被成、夫れより、大御番所前

御金蔵欠所

金銀并所司代

与力御預金銀

同所二階御城金

元御車家口より御入

御唐門

東御門

同所御門櫓

同御弓矢

辰巳隅御櫓

元江御帰

御車家三ヶ所

御玄関より御上り

御殿遠侍殿上之間

御式台間

大広間

蘇鉄間

御黒書院

御納戸内蔵後藤縫殿允御預御道具

同所二階御祈禱之御札并卷数

同所中之御蔵御道具

同所西之御蔵御召御装束其外

御座間

御花畑前御米蔵

溜御蔵

御庭廻り

溜御蔵御鎗

右御見分相濟御廊下橋脇切戸口江御出、夫より、

南御門通

御焰硝蔵

足駄蔵

元江御帰御本丸江御入

御天守台并御本丸御焼失跡



鳴子御門通

御太鼓櫓

西御番頭御小屋前御米蔵

御天守台下御米蔵

未申隅御櫓

右御見分相濟西御門江御城出被成候付、大御番頭衆二者与力番所角之辺ニ而御喉乞、同所前ニ而御破損奉行御喉乞、夫より嘉之助・小膳御先立仕候、西御門当番之御門番之頭者御番所前ニ而御喉乞申上、其外地役之面々西御門御橋上ニ而御喉乞申上候、町奉行衆御蔵奉行二者外御米蔵御見分ニ付、御先江御城出、夫より外御米蔵御門下ニ而御下乗御門内江嘉之助・金一郎・小膳御蔵奉行御出迎、其上江町奉行衆御出迎、夫より御米蔵順々御見分相濟、御送御出迎之通仕候、

右之通御座候、以上、

戌十一月

三輪嘉之助

## 404 安政二年六月

大津蔵納米の二条蔵へ移替に付触が出る。

〔京都町触集成〕一一一六一〇

大津御蔵納米之内千三百石急速ニ二条御蔵江移替ニ付、左之道筋牛車牽通候間、差支等無之様可致候、自然道筋ニ而足折車等出来いたし、代り車着迄之間、其外大雨急出水等有之無抛次第ニ而運送方差支、差掛り御米預り方其所役人江幸領之ものより申談候ハ、無差支様可致候、尤非常之節早々罷出非常手当可致候、

大津海道、三条通、北江東堀川、西江御池姉小路之間、東橋牽通、西堀川、

姉小路西江、猪熊北江、番場

右之趣支配所境より右道筋町々村々江不洩様可申通事、

卯六月

十二日夜、承知印形仕候、

## 405 安政六年十一月

二条城御番衆の寄宿町が、再度寄宿町の増加を歎願する。

〔沖田家文書〕

乍恐奉歎願口上書

一二条御城御番衆様、例年四月御交代之節御寄宿之儀、往古より西堀川通より神泉苑町、御池北より南松原迄之町々ニ而、引請相勤来候儀ニ御座候処、右場所追々及衰微、自然御宿可相勤家建之向無数罷成、御差支ニも相成候趣を以、御歎願奉申上候付、去ル丑年三月、私共町々都合百九拾四町え、右御寄宿増町被仰付奉畏候、其以来川西町々申合、都而四組ニ町分仕順番相立、御寄宿相勤来候儀ニ御座候、然ル処、増町被仰付候内ニも、御宿可相勤家建無之町、且、借財多ニ而難渋之町分も数多有之、其上相応之町柄ニも、祇園山鉾取扱候町分杯は、年々莫太之入用相懸り、積年之借財不少、一体先年増町被仰付候場所は、何れも古町下京八組之内ニ而、古来より之御公用等も多く、就中、右八組之内より御代替は勿論、年頭毎参府仕御拝礼仕来、其外臨時諸雜費も不少、漸、融通合を以一統取統罷在候儀ニ而、右御寄宿相勤候は四ヶ年目毎順番相廻り、一町懸ニ而失費取賄候儀ニ御座候得共、何分右之通難渋之上之儀ニ付、此末自然僉末之儀出来仕、確と差支候節ニ至り、彼是奉願上候而は、御太切成御役宿之儀、奉対御公儀様深奉恐入候儀と、役前之もの共は勿論、町分一統実々心配仕、何卒永世御差支之儀無御座様仕度、種々勘考仕川西町々とも申談候処、増町被仰付年数も不相立内、恐多御願ニハ御座候得共、此上相応之町柄にて、場広ニ増町被仰付被下候得ハ、御寄宿相勤候順番いつれも間遠ニ相成、私共町々は勿論、川西共難渋之町々尚更取凌相成、深御仁恵之程難有奉存候間、何卒格別御慈憐之御思召を以、前書之次第柄御高察被成下、願之通場広之増町被仰付被下候様、一統幾重ニも奉願上候、以上、

御寄宿増町

百九拾四町惣代

(中略)

安政六年十一月

川西町々惣代

(中略)

右連印之もの罷出、御願可申上筈ニ候得共、余り多人數奉恐入候ニ付、尚又、私共為惣代奉願上候、(五町年寄連署略) 御奉行様

406 文久二年閏八月

二条御城米問屋について、下鳥羽村と横大路村で一札を取り交わす。

(藤田(権)家文書)

一札之事

一二条御城米問屋之儀は、享保年中以來於当村相勤來候処、享和元酉年より横大路村を差加へ、両村申合年限步通候而も相定、無滞相勤候様御利解被仰渡候付、応談之上、年限步通相定運送罷在候処、文政三辰年限之年限相満候付、対談之上一札為取替、翌巳年より拾ヶ年、尚又、天保二卯年より拾ヶ年、同十二丑年より拾ヶ年、嘉永四亥年より拾ヶ年之間、追々年限相勤罷在候処、去々申年切候而、年限相満候付、古來之通、当村一村ニ而可相勤処、又々去酉年より拾ヶ年之間年限之儀段々御頼ニ付、則及対談、諸事文政四巳年為取替置候一札之通堅相守、正路之渡世仕、聊不正路之義仕間敷候、右年限相満候上、年季切延之義、被相頼候は、其時々存寄次第取計可申候、為後日一札、依而如件、

城州紀伊郡下鳥羽村

文久二戌年閏八月

問屋

又左衛門(印)

同

忠次郎(印)

横大路村

問屋中

407 文久二年十月

二条城修復材木運送に付触が出る。

(京都町触集成) 一一一—一二三九

一御上洛ニ付二条御城其外御修復ニ付、御用材木高瀬川筋三条下ル町より河原町通三条下町より河原町通、西へ三条通、北へ油小路通、西へ姉小路、西へ堀川東橋ヲ北へ、西堀川通、番場、一同川筋二条下町より河原町通、西へ二条通、南へ油小路通、西へ堀川中橋ヲ北へ、西堀川通、番場、右両様之道筋要害いたし、牛車地車等ヲ以運送候間、其旨相心得、右道筋差支無之様夫々可申通事、

十月

408 文久二年十月

二条城修復に付火の用心触が出る。

(京都町触集成) 一二—一二四〇

二条御城御修復ニ付、御城近辺之町々別而火之元入念、町役之者繁々相廻り無油断様町々へ可申触候、右之通申付候条、洛中洛外裏借屋ニ至迄火之元入念候様可相触もの也、

戌十月

409 文久三年二月

將軍徳川家茂の上洛に付、洛中洛外に触が出る。

(三条衣棚文書) 御触留帳

一今度御上洛之節、下々不及難儀様との厚キ御趣意ニ付、大坂・伏見・京都御通行筋屋敷々々窓蓋等ニ不及、町屋其外都而平常之通相心得、二条・大坂御在城中も市中商売等相休候ニ不及、御警衛筋之外諸事常之通相心得、御上洛ニ付而屋敷々々町々等一切取飾ケ間敷候、但し御通行筋人留ニ不及、

正月

右御書附從江戸到來候条、洛中洛外不洩様早々可相触候もの也、

亥二月

410 元治元年九月

御所・二条御城近辺八丁四方出火の節の対応に付触が出る。

〔京都町触集成〕一三二七五

御所并二条御城近辺八丁四方出火の節ハ、一橋殿御手消防御人数御差出相成候間、此旨為心得洛中洛外へ早々可申通事、

子九月

411 慶応元年三月

二条城中での鉄砲火入訓練に付触が出る。

〔京都町触集成〕一三二一三二一

二条御城中ニ而鉄砲火入訓練一六三八五ノ日ニ稽古有之候間、為心得最寄村々町々江早々可申通事、

丑三月

412 慶応元年閏五月二十二日

將軍、上洛して参内の後、夜七ツ時に出て、二条城に入る。

〔作庵町文書〕

慶応元乙丑年閏五月廿二日御着、

將軍御入洛、

尤、施薬院え、夫より御参内、夜七ツ時御下り、夫より二条御城え御入、翌々

日廿四日、大坂え御入城、

(中略)

將軍様御供之内、御書院番平井主計様当町内に御下宿、越後屋せい殿家ニ而、尤、町分座敷之儀ハ、見廻組竹内善二殿旅宿ニ相成候故、此度ハ無抛、右越せい殿家ニ相成候、

413 慶応元年九月十四日

三十三町組が、二条城替地の由緒により洛中並み格式を要望する。

〔鍵屋町文書〕

乍恐奉願口上書

一私共組町の儀は、元々二条御城御替地御由緒町々ニ而、寛永度御上洛之砌、柳生但馬守様ヲ以、訴訟之儀も在之候ハ、可申上旨蒙仰候付、右洛中勤町々之儀付、御年貢地え所替被仰付候、御年貢御赦免奉願上候処、右は妙法院宮様ニ被進候二付、右御年貢かはりとして、御公用出銀之内三ヶ一通御赦免被成下難有奉畏候、其後寛永年中右御城え日吉山松之木数百本持運ヒ候人数式千余人御用相勤候旧記も在之、前々より御所司様年始御初入御礼無滞相勤、年々上下京拜礼其外諸入用等洛中同様出銀仕儀ニ而、寛永度御上洛之節大仏三拾三町組年寄共一同結構御目見被仰付、冥加至極難有仕合奉存候、然ル処此度御上洛被為遊候趣奉承知候、依之何共恐多御願ニ御座候得共、右之通御由緒も御座候訳を以、洛中町人年寄同様、私共組町ニ而年寄老人組町為惣代御出迎ニ罷出申度、乍恐此段奉願上候、尤右ニ付洛中町年寄えも右之趣申談候処承知之儀ニ付、御慈悲を以右之趣御聞届被為成下候ハ、如何計敷難有仕合可奉存候、尤去々亥年並子年御上洛之節可奉願候処、旧記取調罷在候間、御願延引仕候段奉恐入候、以上、

大仏三拾三丁組惣中代

五条東橋詰町

慶応元丑年九月十四日

年寄弥七

問屋丁五条下ル二丁目上人町

年寄嘉兵衛

御奉行様

414 慶応四年一月

二条城を太政官代とする。

〔京都町触集成〕一三二四一六

一太政官代是迄被用九条家候得共、今廿七日より以二条城太政官代ニ可被用候事、

一参与役所同城内に被設候間、惣而是迄通取扱候事、

右之通被仰出候間、洛中洛外へ不洩様可相触もの也、  
正月

415 慶応四年閏四月二十二日

京師還幸の節は、二条城に玉座を移すとの布令が出される。

〔日日新聞〕

先般御誠誓の旨に被為基、此度還幸之上は、思召を以不日二条城へ玉座を被為移、万機親しく被為聞召、猶余暇を以、文武御講究をも彼為遊候旨被仰出候、弥以公卿諸侯士民に至る迄、可有勉励沙汰候事、

閏四月

416 明治三年八月

二条城の古瓦を拾った者は届けるように命じる。

〔京都町触集成〕一三一―一四〇

一 恭明宮御造営ニ付、二条城より古瓦運送として人足出入いたし候ニ付、右城門通行別紙雛形鑑札十一、十五、十六、十九番、都合四枚紛失いたし候間、右拾ひ取候ものハ早々当府へ可訴出候事、

右之通洛中洛外へ無洩様相達るもの也、

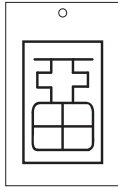
庚午八月廿三日

京都府

「二条城門出入雛形

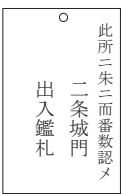
表之分

表焼二而押形



同断

裏之分



417 明治三年八月二十五日

二条城の御時太鼓が廃止される。

〔京都町触集成〕一三一―一四四

一 今般二条城時太鼓御廃止被仰出候事、

右之趣市中江無洩相達るもの也、

同八月廿五日

418 明治四年六月

京都府庁が二条城に移される。

〔京都町触集成〕一三一―三九七

来ル廿六日、当府庁を二条城江相移候条、此旨可相心得事、

但、二条城外郭東西北三ヶ所之惣門、以来庶人一般各便宜ニ依り、何れの門ニ而茂勝手ニ通行可致、尤穢多非人等者小潜り門より通行可致候且又急訴急願之節者、夜中深更たり共通行不苦候事、

右之通山城國中江無洩相達るもの也、

辛未六月

京都府

419 明治四年六月二十九日

大蔵省各司出張所・弾正台巡察出張所が二条城中旧本丸跡に移される。

〔京都町触集成〕一三一―一四一〇

大蔵省各司出張所当月廿七日、弾正台巡察出張所来月三日より、二条城中旧本丸跡江引移候事、  
右之趣為心得山城國中へ無洩相達者也、

辛未六月廿九日

京都府

420 年月日未詳

二条城御殿番の役屋敷と同組屋敷（東南地区）。

〔京都御役所向大概覚書〕一

一 役屋鋪 東西八拾間、南北貳拾壹間

御殿番

三輪七之助

此坪数千六百八拾坪

内

東西三拾八間、南北貳拾壹間

組屋敷

此坪数七百九拾八坪

## 二 部類わけ史料

### 細目次

#### I 『中井家文書』

- 1 (慶長十一年) 六月一日 江戸御殿の金物値段は二条城を参考にせよ、との家康の意向を伝える後藤光次書状。
- 2 (慶長十九年) 四月二日 二条城破損箇所修復について年寄衆に何うよう求めた板倉勝重書状。
- 3 (慶長十九年) 四月二日 二条城破損箇所修復について、重ねて年寄衆との相談を求めた板倉勝重書状。
- 4 (慶長十九年) 一〇月一日 二条城に弓鉄砲の者を送った旨を伝える中井利次書状。
- 5 (寛永元年) 九月三日 二条城作事の材木値段に関する嶋田直時・久貝正俊連署書状。
- 6 (寛永元年) 一〇月四日 二条城の差図を受け取った旨を記した江戸幕府西丸老中連署奉書。
- 7 (年未詳) 五月一日 二条城・大坂城の作事について油断なくせよ、との土井利勝書状。
- 8 (寛永二年) 六月二六日 二条城の作事を奇麗にせよ、との秀忠の意向を伝える板倉重宗書状。
- 9 (寛永二年) 六月二九日 二之丸北に將軍の御座間御殿を建設する、との板倉重宗書状。
- 10 (寛永二年) 七月九日 二之丸奥の御座間建設に関する鈴木遠江書状。
- 11 (寛永二年) 七月二二日 二之丸作事や將軍御座所について指示した板倉重宗書状。
- 12 (寛永二年) 七月二四日 二之丸行幸の差図に秀忠の上意を付した江戸幕府西丸老中連署奉書。
- 13 (寛永二年) 七月二五日 二之丸行幸の差図と大工を送った旨を述べた土井利勝書状。
- 14 (寛永二年カ) 八月八日 二条城作事の材木入札や薄之儀に関する松平正綱・伊丹康勝連署書状。
- 15 (年未詳) 七月二四日 二条城作事手伝人足に関する松平正綱書状。
- 16 (寛永三年) 六月二〇日 二之丸行幸御殿の建設が順調との旨を了解した、との江戸幕府本丸老中連署奉書。
- 17 (年月日未詳) 二之丸御殿行幸之間に関する覚書。
- 18 (寛永五年カ) 院御所と中宮様両作事に当たり二条城行幸時の先例を問合わせた中井大和守書状。
- 19 (元禄十一年) 十一月七日 二条城の城内普請の節、中井主水を大番方の普請奉行に加えるとの江戸幕府老中覚書。
- 20 (元文二年) 二月一日 女御御産に当たり御使役となった二条城在番組頭の問い合わせに対する返答書。
- 21 (元文二年) 二月三日 女御御産に当たり御使役となった二条城在番組頭の問い合わせに対する中井主水(カ)書状案。
- 22 (元文二年) 二月四日 二条城の番衆が御所への御使に際し問合わせた先例に関する町口美濃守書状。
- 23 (年未詳) 五月二日 慶長年間の二条城修理の年号などの問い合わせについて、吟味した上で返答するとの田宮源之丞・佃市左衛門書状写。



II 災害関係史料

- (A) 天明大火
- 1 天明八年二月  
天明の大火に関して、江戸幕府内の対応を収録する。
  - 2 天明八年二月一日  
禁裏御所方・二条城炎上に付人足の供出を命じる。
  - 3 天明八年二月二三日  
二条城仮番所取建に付その刻限を報じる。
  - 4 天明八年三月四日  
救助米銭を二条城蔵下で渡す。
  - 5 天明八年三月二五日  
二条城上使屋敷等普請請負の入札触が出る。
  - 6 天明八年四月六日  
二条城西御門・外御櫓太鼓塀等新建修復の入札触が出る。
  - 7 天明八年五月二二日  
松平定信、所司代同道にて二条城入城に付道筋での不法等を禁じる。
  - 8 天明八年五月  
二条城西門等の破損修復の入札触が出る。
  - 9 天明八年七月二八日  
二条城外米蔵修復の入札触が出る。
  - 10 寛政元年一二月二五日  
二条城在番衆に洛中洛外の見廻りを命じる。
  - 11 天明八年  
破損奉行差加の中井正紀が、天明の大火直後に二条城の修復に関わって、二条城の役人と京都町奉行所の役人が折衝した様子を書き留める。
- (B) 文政地震
- 1 文政一三年七月  
大坂目付が、文政地震直後、二条城の被害状況を幕府に届け出る。
  - 2 文政一三年  
二条城在番衆が文政十三年七月十二日に認めた書面で、文政十三年の京都大地震の被害状況を記す。
  - 3 文政一三年  
文政十三年京都大地震の被害状況を記す。

III 『京都役所方覚書』

- 4 文政一三年  
文政十三年の京都大地震に関する記事を収録する。
- 5 文政一三年  
文政十三年京都大地震の詳細な地震記録。
- 6 天保二年一二月  
二条城内外・外米蔵とも修復に付入札触が出る。
- 7 天保三年七月四日  
二条城内外地震破損所修復に付触が出る。
- 8 天保三年七月  
二条城内外地震破損所修復に付触が出る。
- 9 天保一三年一二月  
二条在番の面々借財に付触が出る。
- 1 年月日未詳  
石清水八幡宮の御造営についての覚書。
- 2 年月日未詳  
下村勝助支配の二条城内掃除役六カ村書上。
- 3 年月日未詳  
二条城の城郭・天守の間数および銀錢銅鉄所蔵高書上。
- 4 年月日未詳  
二条城内外御蔵数書上。
- 5 年月日未詳  
二条城御蔵詰米および渡り方の覚書。
- 6 年月日未詳  
二条城御蔵入用に懸る国および御蔵修復入用銀割方の覚書。
- 7 年月日未詳  
二条城の御蔵手代・御蔵番・小上ケにつき覚書。
- 1 年月日未詳  
二条城諸役人御役屋敷・組屋敷間数書上。
- 2 年月日未詳  
二条城の城郭・本丸・二之丸など間数書上。
- 3 年月日未詳  
二条城内外の御蔵数并糶大錢銅所蔵高書上。
- 4 年月日未詳  
二条城内外の御蔵内錢座運上金銀書上。
- 5 年月日未詳  
二条城内外の御蔵詰米大豆并御役料御切米御扶持方定渡方覚書。
- 6 年月日未詳  
二条城内外の御蔵手代御蔵番小揚書上。

IV 『京都御役所向大概覚書』

- 1 年月日未詳
- 2 年月日未詳
- 3 年月日未詳
- 4 年月日未詳
- 5 年月日未詳
- 6 年月日未詳

7	年月日未詳	二条城内外の御蔵詰米御入用覚書。	12	宝永五年	二条城東の堀川の宿所についての記載がある。
8	年月日未詳	二条城内外の御蔵御入用銀および御修復御入用銀覚書。	13	宝永五年以降数年内	二条城の挿図および来歴についての記載がある。
9	年月日未詳	二条城詰大番頭・大番衆并目付衆御合力米覚書。	14	正徳元年	二条城の所在、来歴についての記載がある。
10	年月日未詳	二条城大番頭并大坂目付交代覚書。	15	宝暦七年	二条城の所在地、築城年などの記載がある。
11	年月日未詳	二条城の門松鬼割木杭木覚書。	16	宝暦七年	二条在番および築城の来歴についての記載がある。
12	年月日未詳	二条城内外掃除覚書。	17	安永九年	神泉苑の図中に二条城が描かれる。
13	年月日未詳	二条城御堀の身抛者の節対応覚書。	18	天保二年	二条城の挿絵および本圀寺より二条城までの距離の記載がある。
14	年月日未詳	大坂・二条・大津御蔵詰米大豆覚書。	19	天保一〇年	二条城の挿絵および三条大橋より二条城までの距離の記載がある。
<b>V 地誌</b>					
1	明暦四年	二条城の挿図および二条城を詠んだ和歌の記載がある。	20	天保一二年	三条大橋より二条城までの距離の記載がある。
2	延宝四年	二条在番の大番頭の交代についての記載がある。	21	嘉永五年	神泉苑と北野天満宮の間に二条城の記載がある。
3	延宝五年	二条城の挿図および二条城を詠んだ和歌の記載がある。	22	文久三年	二条城の挿絵および二条城関係諸役人についての記載がある。
4	延宝六年	二条城築城以前の状況についての記載がある。			
5	延宝七年	二条城の来歴についての記載がある。			
6	貞享元年	二条城の範囲および寛永行幸を詠んだ和歌の記載がある。			
7	貞享三年	上京より北を描いた図中に二条城の天守・隅櫓を描かれる。			
8	貞享三年	二条城の挿絵がある。			
9	元禄二年	挿図に二条城についての記載がある。			
10	元禄一七年	二条城の挿図がある。			
11	宝永三年	三条大橋より二条城までの距離の記載がある。			

## I 『中井家文書』

1 (慶長十一年) 六月十日

江戸御殿の金物値段は二条城を参考にせよ、との家康の意向を伝える後藤光次書状。

〔中井家文書〕

猶々、此衆急罷下候間、早々御急候て可被遣候、以上、

五三日者我等も相煩、御前へも罷出候、今日始而致出仕候、仍江戸御殿之御金物之注文越申候間、貴殿ニ而二条之御金物と御引合候てねたん高候と御申可被成候、惣積を以も御申可被成候、貴殿へ可申入之由、御前へも申上候所藤右衛門ニ見せ候而、ねたん積させ候而、京伏見之ねたんニ少駄賃以下程高様ニつもらせ候へ之由、御錠候間其御心得候而飭屋衆も不致迷惑様ニ又ハ高直ニも無之様御積可被成候、恐々謹言、

(慶長十一年)

六月十日

後庄三

光次(花押)

中藤右様

人々御中

2 (慶長十九年) 四月十二日

二条城破損箇所修復について年寄衆に伺うよう求めた板倉勝重書状。

〔中井家文書〕

猶々、御作事之義御年寄衆御相談次第二信州迄具可承候、以上、

急度次飛脚ニ而申候、大御所様八月ニハ被成 御上洛由駿府御年寄衆より申来候、然処二条 御所御殿其方如存知ニ何も破損候所多在之事ニ候間、其許御年寄衆へ御伺候而御作事被仰付候様ニ可被得御意候、従前庵不被仰付候者俄ニハ難成存候間為御意得如此ニ候、将亦大仏鐘鑄当十六日ニ在之由大坂より申来候、定而其元へも片市正殿より可被仰越候、猶爰元相替義無之候間可御心易候、恐々謹言、

(慶長十九年) 卯月十二日

中大和守殿

板伊賀守

勝重(花押)

3 (慶長十九年) 四月二十二日

二条城破損箇所修復について、重ねて年寄衆との相談を求めた板倉勝重書状。

〔中井家文書〕

猶々、其元御年寄衆御相談候而、早々次飛脚ニ而可承候、以上、

先日者二条御作事之儀付而駿府迄以書状申入候、于今其元御逗留之由信濃被申候間重而申入候、八月者 大御所様御上洛可被成由從駿府被 仰下候間二条之御殿破損之所ふき直候儀如何候はん哉、くれ木なども從大津も取寄せ可申候哉、其地御年寄衆御相談候而次飛脚ニ而具可承候、箱棟なども損候所ハ板を調申事候、猶從信州具可被申入候条不能詳候、恐々謹言、

(慶長十九年)

卯月廿二日

板伊賀

勝重(花押)

〔異筆〕「いたくらとのふみ」

中井大和守殿

4 (慶長十九年) 十月十一日

二条城に弓鉄砲の者を送った旨を伝える中井利次書状。

〔中井家文書〕

猶々、二条の御城之小やも式百六七十間ほと北西ニ仕候、以上

ゆみてつほうのもの、まつまつ御用ニ御座候かと存式拾人くたし申候、そのほうニも御おきなされ候よしニ御座候へとも、ちふん御用ニも候ハんと存くたし申候、こゝもと御ちん道具何もゆたんなく仕候、将亦大坂のやうすいよいよ惣まわりのかわはたへい出、てんわうじくちニもほりをほりせいらうなとも仕、事のほかやういつかまつり候ていノよし申候、方々よりらう人衆もおゝくまいり、もはや御城之人數もしたいしたいニかさみ三万余も御座候よし申候、こゝもと御するのぎかたく申つけ候、恐惶謹言、

(慶長十九年)  
十月十一日

中藤右さま

貴報

中信濃

利次 (花押)

5 (寛永元年) 九月三日

二条城作事の材木値段に関する嶋田直時・久貝正俊連署書状。

[中井家文書]

以上、

昨日者御飛札披見申候、仍二条御作事之御材木老本付之目録御越候、当町材木屋共寄候てもくろみ、京之材木屋ね段ニ可致者候者可申付由申候へ共ね段過分ニ違候間成間敷由申候間可有其御心得候、替御用候者可被仰越候、恐々謹言、

久貝忠左衛門尉

(寛永元年)  
九月三日

正俊 (花押)

嶋田清左衛門尉

直時 (花押)

中井大和様

6 (寛永元年) 十月四日

二条城の差図を受け取った旨を記した江戸幕府西丸老中連署奉書。

[中井家文書]

以上、

書状之趣令披見候、二条御殿御差図被差上候則到来候、京大坂御作事不被存油断之通尤之儀候、弥可被入精候、恐々謹言、

永信濃

(寛永元年)  
十月四日

尚政 (花押)

井主計

正就 (花押)

中井大和殿

7 (年未詳) 五月十日

二条城・大坂城の作事について油断なくせよ、との土井利勝書状。

[中井家文書]

猶以、後源左罷登候之時可申と存候、かやう二源左早々のほり申間只今如此候、其元御普請之儀ニ付而万事倉(カ)の文尤候、委細ハ二兵へ可申付候、以上、

御状殊更為端午之嘉兆諸白兩樽贈給候、誠遠路御困慮之段令祝着候、将又二条大坂御城御作事無油断御稼候由得其意尤候、恐々謹言、

土大炊

五月十日

利勝 (花押)

中井大和殿

8 (寛永二年) 六月二十六日

二条城の作事を奇麗にせよ、との秀忠の意向を伝える板倉重宗書状。

[中井家文書]

猶々、遠江守殿へも可然様ニ御心得頼入候、以上、

先度者御懇書祝着申候、御作事之様子御心得候之由尤候、無由断被仰付候由得其意存候、将亦絵書衆も近日罷上候間可有其御心得候、次ニ二丸ニ重而少御作事御座候、定而聽而御指図可被遣候、只今之御殿ニ構申儀ニ而ハ無之候可有其御心得候、最前如申入大坂より二条御作事奇麗ニ出来仕候様ニと被思食候様子ニ御座候間内々可有御心得候、爰許相易儀無之候間可御心得候、尚重而可申入候間不能詳候、恐々謹言、

板周防守

(寛永二年)  
六月廿六日

重宗 (花押)

中井大和殿

9 (寛永二年) 六月二十九日

二之丸北に將軍の御座間御殿を建設する、との板倉重宗書状。

〔中井家文書〕

猶々、二丸御座之間北之方ニ 將軍様御座間小キ御殿老立申候、廳而御指  
 図參候間可有其御心得候、將又百姓共井溝之指図いたし越申候か、山城殿  
 下やしきより西へおり候て指図仕越候、不及申候へ共山城殿・三丞・春日  
 左衛門殿おもてのかわ山城殿下やしきの通ニ可有御渡候、不及申左様ニハ  
 有之間敷候へ共用水之溝差図越候間為御心得申入候、以上、  
 先日御作事之儀申入候処何も御心得之由委御報祝着申候、山城殿屋敷・柘植  
 三丞屋しきの間ニ用水之溝つけ度由百姓共申之由、田地之為ニ於能事者方ニ  
 而も用水之溝程あけ屋敷可有御渡候、只今堀不申候者山城殿やしき北之方西  
 裏の方へほり候て於可然者其通ニ可被仰渡候、於不罷成者右之通可然候、將  
 亦絵書共やかて罷上候而可有其御心得候、尚追而可申入候間不能巨細候、恐々  
 謹言、

板周防守

〔寛永二年〕

六月廿九日

重宗（花押）

中井大和殿

御宿所

10（寛永二年）七月九日

二之丸奥の御座間建設に関する鈴木遠江書状。

〔中井家文書〕

猶々、大さしつニかさ付致候、万事詳しく儀八角太參候時具可申入候、以  
 上、此文御城ニてかさ申候所早々申候、  
 両度之御書中拝見申候、然者二条ニノ丸おくの御座之間御このみ之間さしつ  
 致進候ニさしつニてしれかね申候間大さしつ致進候、委細者角太參候時可  
 申入候、恐惶謹言、  
 〔寛永二年〕  
 七月九日 長（花押）

11（寛永二年）七月二十二日

二之丸作事や將軍御座所について指示した板倉重宗書状。

〔中井家文書〕

以上、  
 去十六日之御状同廿一日ニ參着申候、  
 一山城殿下屋敷ニ用水之儀絵図三給候、式ツ返進之候、用水之為ニ能様ニ田  
 地過分ニ損不申候様ニ可被仰付候、御門の向ニハ不入義候間絵図残置候、  
 一將軍様御座所鈴木遠江所より參候差図のことく被仰付之由尤ニ存候、  
 一ニ丸御作事も過半出来申之由得其意存候、当年中ニさへ出来仕候へハ何も  
 不苦候間其御心得尤候、  
 一絵書とも此比罷上候、  
 一其元御作事之儀大坂よりはれかましき様ニ被 思召候而最前より為御心得  
 ニ申入候、今以可有其御心得候、御好無御座所をむさと結構ニと申儀ニ而  
 ハ無之候、爰元相易儀無之候間可御心安候、小遠州へも以書状申度候へ共  
 いまた爰元不得隙候間可然様ニ御心得頼入候、恐々謹言、

板周防守

〔寛永二年〕

七月廿二日

重宗（花押）

中井大和殿

御返報

12（寛永二年）七月二十四日

二之丸行幸の差図に秀忠の上意を付した江戸幕府西丸老中連署奉書。

〔中井家文書〕

以上、  
 去八日之書状令披見候、然者二条 行幸之間、就被 仰付取前申越候処則板  
 〔重宗〕  
 防州被申談伝奏衆へ内々ニ而様子相窺御住居究候付而差図をもたせ大工被差  
 越候、右之段達 上聞御意之趣御差図ニ付紙を記委大工ニ申含相上候間、得  
 其意無油断御作事可被申付候、將又其元御本丸御作事之儀、御材木寄次第急  
 度可被申付候由得其意候、恐々謹言、

永井信濃守

(寛永二年)  
七月廿四日

尚政 (花押)

井上主計頭

正就 (花押)

土井大炊頭

利勝 (花押)

中井大和殿

13 (寛永二年) 七月二十五日

二之丸行幸の差図と大工を送った旨を述べた土井利勝書状。

〔中井家文書〕

以上、

御書中令披見候、仍二条二之丸行幸之間依被 仰付差図被致大工久右衛門被  
指下候、猶御好之通御差図之趣久右衛門可申候、恐々謹言、

土大炊頭

利勝 (花押)

(寛永二年)  
七月廿五日

中井大和守殿

御返報

14 (寛永二年カ) 八月十八日

二条城作事の材木入札や薄之儀に関する松平正綱・伊丹康勝連署書状。

〔中井家文書〕

尚以、はくの義銀座衆御相談候ていま迄出来候薄之分うけ取、二条御殿ニ  
可有御遣候、其外者今度やすく仕候ものに可被申付候、左様ニ候者重而は  
くうち候事無用之由、銀座衆へ可被申渡候、以上、

又申候、奈良薄屋へも右之通貴船より断可被申候、以上、

去十日之御状令披見候、然者二条御殿御材木入札被相極候ニ付山々へ折紙之  
義承候、御書中之趣年寄衆へ致相談候へハ大方之義候者諸大名へ折紙之義無  
用之由被仰候間可有御心得候、次二条御殿薄之儀承候、其方如御存候去年於  
二条方之入札申付候へ共、高ちきニ候て銀座之者薄ねやすく請申候付前かね

渡し申付候、銀座衆へ被相尋出来候薄無之候者今度之者ニ可被申付候、併銀  
座之薄出来候て御座候者は迄可有御遣候、恐々謹言、

伊喜之助

(寛永二年カ)  
八月十八日

康勝 (花押)

松右衛門佐

中井大和殿

正綱 (花押)

15 (年未詳) 七月二十四日

二条城作事手伝人足に関する松平正綱書状。

〔中井家文書〕

猶々、伊喜(伊丹喜之助)一所不被罷有候間不及加判候、以上、

御状并二条御作事手伝人足之書立何も具令披見候、近日御作事御奉行可被  
仰付候之間、其節各へ申談様子可申入候、将又貴殿御上候てより疾病御煩之  
由候、雖然通仙院之療治にて被得験之由珍重候、弥御養生專一候、恐々謹言、

松平右衛門佐

七月廿四日

正綱 (花押)

中井大和殿

御報

16 (寛永三年) 六月二十日

二之丸行幸御殿の建設が順調との旨を了解した、との江戸幕府本丸老中連署奉  
書。

〔中井家文書〕

去月廿三日之御状參着令披見候、仍而二条二之丸行幸之御殿同廿一日御柱立  
則棟上仕之由尤候、将又最前建申候御殿共板敷天井迄大形出来申候由、其上  
御本丸御殿端々御内造作仕までニ罷成候旨仰越令得其意候、右之趣具達上  
聞候間可御心易候、不及申候へ共弥万事入念可被申付候、猶期後音之時候、  
恐々謹言、



(寛永三年)  
六月廿日

稲丹後守

正勝 (花押)

内伊賀守

忠重 (花押)

中井大和守殿

17 年月日未詳

二之丸御殿行幸之間に関する覚書。

〔中井家文書〕

覚

御行幸ノ間ノ

一 御から門之事

以下ハ同板敷

一 御上段中断之事

御帳□上段中ノ間西口ニ

一 御なんとかまへ之事

くミいれふ□ぬりてなりとも

一 天井はり付之事

一 何もぬり物之事 れんしいろいろのもんさいしきなしはぬりてなりとも

一 かいノひろさ之事 紫容殿ノ程可然也二間斗也

のほりらんの事也

同きさむしとりおきに可仕候か

一 御ほうれん之事

一 つま戸折戸に可仕候

一 中宮様御座之間之事 西の方可然也 上段あるへし

上段「」

上段の方がくハかつて次第

そハ御殿ノ□北ノ殿ノ事ニて然者上段なし

一次ノ間御上段并天井之事 天井いかやうにも可然也

皆々上々くニて可然也

同たて具之事

これもかつてのよきよう

一 西之次ノ間御すまい之事

一 御ゆとの御せつちん之事

18 (寛永五年カ)

院御所と中宮様両作事に当たり二条城行幸時の先例を問合わせた中井大和守書状。

〔中井家文書〕

覚

一 小壁天井御位之御所之ことに可仕候哉之事

一行幸之御殿引立申候分者前之ことに可仕候哉之事

一 御殿之大小御家数御位之御所と無相違様ニ可仕候哉之事

一 中宮様常々御殿東之方内之御立具はり付天井二条行幸之時之御殿之内ニ

而可仕候哉之事

一 中宮様御対面所二条行幸之時之御殿之内立可申候哉之事

一 院御所舞台之前之御座敷二条行幸之時之御家之内結構成所を引可申事、

然者天井はり付前のをもちひ御住居替り候所者仕たし<sup>(マ)</sup>可申哉之事、

院御所中宮様両御作事御位之御所ニ御家之大小并御作事之様子も無相違様ニ

可仕候哉、絵天井小壁之張付などハ御位之御殿ニ無御座候ニ付得御意申候、

御座御殿之御住居御絵様以下者御好相究候之間窺申ニ不及ぶ候、同二条之御

家引申分者只今御住居替り候所も前之ことに仕たし<sup>(マ)</sup>御絵様も其分ニ可仕候哉

是又得御意申候事に御座候、以上、

右之通伝 奏衆へ御窺可被成候、

(寛永五年カ)

中井大和守

小堀遠江守殿

参

19 (元禄十一年) 十一月七日

二条城の城内普請の節、中井主水を大番方の普請奉行に加えるとの江戸幕府老  
中覚書。

〔中井家文書〕

覚

中井主水

常々 御奉公精出相勤候付而式拾人扶持新規役扶持被下之、且又刀御免被  
遊候間可被申渡候、於当地御作事奉行江も申聞候、

一主水儀向後者二条御城内御普請之節大番方より出候御普請奉行ニ差加諸事  
可相勤候、其外御普請方之儀弥念入勤候様ニ可被申付候、其地在番之大番  
頭江も可被申聞候事、

一大工より上まへ等之儀当地ニ而鈴木修理通りニ諸事可心得旨可被申聞候

事、

以上

(元禄十一年)  
十一月七日

小笠原佐渡守  
(長重)

土屋相模守  
(正直)

戸田山城守  
(忠昌)

阿部豊後守  
(正武)

松平紀伊守殿  
(信庸)

20 元文二年十二月一日

女御御産に当たり御使役となつた二条城在番組頭の問い合わせに対する返答  
書。

〔中井家文書〕

〔ウツ書〕

右衛門督様・刑部卿様御使二条在番組頭衆御勤候

由ニ而御口様奉行大久保八左衛門様より此別紙之通御聞合之儀御頼ニ付町  
口美濃守様江御尋候付札ニ而候付本文直ニ八左衛門様へ被遣候、元文  
二巳年十二月五日

禁裏江

御進献物何レ江相渡候哉

〔付箋〕  
御附之武家請取所被申候

御大刀御目録台ニ載候哉

〔付箋〕  
雲脚台ニ而御座候

是又何レ江御渡候哉

〔付箋〕  
御附之武家請取被申候

御口上何レ江申上候哉

〔付箋〕  
御附之武家承り候

女御 姫宮御両方様江

〔付箋〕

御進献物并御目録何レ江

〔付箋〕  
女御御方取次罷出請取申候

相渡候哉尤御目録台ニ載候哉

〔付箋〕  
御目録台ニ乗り候

御口上何レ江申上候哉

〔付箋〕  
御口上取次乗り候

女御 姫宮御両方様江

〔付箋〕

被進物御取次御銘々

〔付箋〕

相替致中座候哉

女御 御殿ニ而右御進献物上候哉

〔付箋〕  
女御御本殿江納り申候

右之外心得ニモ罷成候義御座候ハ、御聞合可被下候、以上、

十二月朔日

21 (元文二年) 十二月三日

女院御産に当たり御使役となつた二条城在番組頭の問い合わせに対する中井主  
水(カ)書状案。

〔中井家文書〕

〔ウツ書〕  
町口様へ御手紙扣 巳十二月三日

以手紙啓上仕候、其後御物遠ニ奉存候、寒氣甚御座候処御堅勝被成御  
座珍重御儀奉存候、一昨日者御出被成被下忝御事奉存候、被仰置候而御帰  
被成 御残多奉存候、然者此度 女院御産之為御悦、右衛門督様・刑部卿  
様御使二条在番御番衆之上内組頭衆兩人被相勤候由就夫無扱被相頼候者御  
内々ニ而別紙之趣承置度由ニ御座候、於 御城内毎々心易参会仕候衆中ニ  
御座候付断をも難申候間申上候、近比乍御六ヶ敷別紙之趣相知候分御付札  
ニ而成共被仰聞可被下候、右御使ハ御所ニ而何方へ向被参候事ニ御座候哉、  
左様之儀も承度由被申付候、乍御面倒被仰聞被下候ハ、奉忝候、尤御内々  
之儀ニ御座候ハ沙汰仕候儀ニ而者無御座候間奉頼候、右之段為可申上如

此御座候、以上、

十二月三日

猶々私儀も一兩日以前より寒熱差出其上持病之稔氣強差込胸痛仕候付引籠  
保養仕罷在候、依之以他筆申上候、以上、  
此度之御様子未相知候ハ、近年御番衆之内組頭衆御使被相勤候儀も御座候  
間、其年之御様子ニ而も委曲被仰聞可被下候、

22 (元文二年) 十二月四日

二条城の番衆が御所への御使に際し問い合わせた先例に關しての町口美濃守書  
状。

〔中井家文書〕

〔ウツ書〕  
中井主水様

町口美濃守

元文二巳年十二月五日

昨日者預御手紙候、如來意其以後者不得御意候、甚寒之節候一兩日者御持病  
氣之由御難儀察入申候、折角可被成御保養候、然者此度二条御番衆組頭衆兩  
人御使被相勤候ニ付別紙之趣御聞合之段致承知候、則先規之例格付札致進申  
候、御使者 御所ニ而諸大夫間江向ケ被參候事ニ御座候間左様御心得可被成  
候、右御報早々申入候、以上、

十二月四日

〔ウツ書〕

〔別筆〕  
町口大判事様美濃守様御事、十二月九日御手紙來候、内ニ如左有之

一 先日御尋之御三家并兩徳川家之御使者於 御所場所之儀先格之趣致付札進  
申候処、此度之場所者奏者所ニ相定申候、尤來ル十二日之御沙汰相成申候、  
御附衆御請取候、其外之儀者先規之通ニ而候、場所者致相違候、漸一昨日  
比相極申候間乍序申進候、  
十二月九日

23 (年未詳) 五月二十一日

慶長年間之二条城修理の年号などの問い合わせについて、吟味した上で返答す

るとの田宮源之丞・佃市左衛門書状写。

〔中井家文書〕

一 慶長十二年之比 女院御所様御普請年号之事  
一 慶長十七年より以前 駿府江戸御城御普請年号之事  
一 慶長之年 二条御殿之御修理度々年号之事  
一 大坂御陣之御事に付何そ書付等御座候ハ、可申上之事  
右御書付被遊被下候趣相考可申上之旨委細奉畏候、吟味仕追而書付可差上候  
間宜御申上可被下候、以上、  
五月廿一日 佃市左衛門  
田宮源之丞

瀬川加右衛門殿

## II 災害関係史料

(A) 天明大火

1 天明八年二月

天明の大火に關して、江戸幕府内の対応を収録する。

〔江戸幕府日記〕

(天明八年)  
二月五日

(中略)

高家

(信明)  
武田安芸守

右京都出火 御所向其外炎上ニ付、  
禁裏 仙洞 御所方江為 御見廻被遣候間、明日中可有發足旨、於芙蓉  
之間老中列座、丹波守申渡之、  
一 明六日

御前髪可被為 執旨被 仰出候処、京都  
御所方并二条 御城 御本丸其外炎上ニ付、御延引被 仰出候、此段可  
被相触候、

(中略)

一京都

御所向并二条 御城 御本丸其外炎上付、明六日惣出仕有之候間、其段向々江可被達候、

二月

右御書付丹波守・大屋遠江守江相渡之、向々江達之、

(中略)

二月六日

一去月晦日、京都

御所向并二条 御城 御本丸其外炎上二付、為伺御機嫌惣出仕有之、於席々謁老中、

(中略)

高家

金拾五枚

武田安芸守

時服三羽織

右京都江就御暇被下旨、於芙蓉之間老中列座、(丹波守||鳥居忠意 同人申渡之、)

金五枚

御使番

松平左門

右京都 御所方并二条 御城御本丸其外炎上二付、為見分被遣候二付被

下旨、於御右筆部屋縁類若年寄中出座、安藤対馬守申渡之、(中略)

二月七日

御座之間

京都江御暇

金廿枚

松平和泉守

時服五羽織

御馬被下

御刀備前国家助 代金廿枚

(中略)

二月九日

(中略)

御勘定奉行

根岸肥前守

右者 禁裏・院中炎上、二条御城焼失二付、京都江為御用被遣候旨、於芙蓉之間老中列座、丹波守申渡之、(中略)

大御番

永井伊予守組

加藤主斗

同

酒井隱岐守組

小長谷十郎右衛門

右者京都より到着二付、於御黒書院溜老中列座江罷出ル、

二月十日

御勘定奉行

根岸肥前守

金五枚

時服三羽織

右京都江御暇二付被下旨、於芙蓉之間老中列座、丹波守申渡之、(中略)

二月十五日

(中略)

御勝手より

二条在番御暇

大御番頭

金五枚

大久保能登守

時服三羽織ツ、

朽木和泉守

同

銀拾枚

両組頭

時服式ツ、

(中略)

二月十六日

御勘定組頭

金三枚

若林市左衛門

時服式

名代横屋幸之進

御勘定吟味方改役

金貳枚

加藤左市

時服式

名代堀内小膳

御勘定

同

高橋八郎右衛門

名代重田猪十郎

右者京都出火ニ付被遣候間被下旨、於御右筆部屋縁類備後守申渡之、本多弾正少弼待座、

(中略)

二月二十二日

大御番

永井伊予守組

加藤主斗

金壹枚

同

酒井隠岐守組

小長谷十郎右衛門

右二条 御城御本丸其外炎上ニ付罷下候付、彼地江就御暇被下旨、於躰躅之間同人申渡之、

2 天明八年二月一日

禁裏御所方・二条城炎上に付人足の供出を命じる。

〔京都町触集成〕六一一五〇二

禁裏御所方、二条御城炎上ニ付人足入用候間、山城国中御料私領寺社領

共、村高百石ニ付四人宛之割を以可差出候、町奉行御役宅焼失之儀ニ付、

二条御城御門番之頭御役宅江向テ罷出候ハ、猶又可及差出候、尤此触

書相達次第、早々右人数可差出候、

一両町奉行御役宅焼失ニ付、当分御城御門番之頭御役宅と町奉行御役宅相

兼候間、諸訴其心得ニ而可申出候、

右之趣山城国中江早々可相触者也、

申二月朔日

3 天明八年二月二十三日

二条城仮番所取建に付その刻限を報じる。

〔京都町触集成〕六一一五三九

御城番場六番所焼失跡仮番所取建、暮六つ時限柵切、夜分往来不相成候得共、諸訴届駈込願等、差懸り両御役所へ罷出候ものハ、三条口、大宮口、嵯峨口、竹屋町口之内、最寄之柵外江罷越、案内いたし候ハ、相通シ候間、差懸り候儀ハ是迄之通夜分ニ而も可申出候、此旨洛中洛外寺社在町江雑色町代より早々可申通〔旨被仰渡〕候事、

申二月廿三日

〔山中与八郎〕

4 天明八年三月四日

救助米錢を二条城蔵下で渡す。

〔京都町触集成〕六一一五六〇

明五日、御米并御銀共二条於御蔵被下置候間、請取ニ参申筈ニ而御座候、定而八つ時前後二者当町江着可申候、<sup>(候脱カ)</sup>左得者早速御案内可申候間、御年寄御組之内御老人印形御持参御出可被下候、尤米持て御用意可被下候、右御意得度、早々已上、

但シ、御米壹丁ニ付八斗三升壹合〇式四九、

御銀 四拾壹匁五分五厘壹毛貳

申三月四日

〔当町〕

蛸薬師町

5 天明八年三月二十五日

二条城上使屋敷等普請請負の入札触が出る。

〔京都町触集成〕六一一五八〇

東御用懸りより出  
上使屋敷

御鉄砲奉行屋敷

御蔵奉行仮役屋敷

小揚長屋

御城外側木柵木戸門

外側破損方作事小屋并竹置場

辻番所六ヶ所

堀川二条橋

堀川竹屋町橋

右之所々新建物御普請受負入札有之候間、望之もの者明廿六日廿七日兩日之内、筑後御役所江家持請人召連参、根帳付、仕様帳写取、直段考、来ル廿八日同人於御役所札披候間、其旨可相触者也、

申三月廿五日

6 天明八年四月六日

二条城西御門・外御櫓太鼓塀等の新建修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕六一一五九三

二条御城西御門并外御櫓太鼓塀、其外御櫓練塀新建御修復共、

右御普請有之候間、入札望之もの者来八日迄之内、大隅御役所江家持請人

召連参、根帳二付、仕様帳写取、直段相考、同九日同人於御役所札披候間、

其旨可相触者也、

申四月六日

7 天明八年五月二十二日

松平定信、所司代同道にて二条城入城に付道筋での不法等を禁じる。

〔京都町触集成〕六一一六三二

明廿三日、松平越中守殿所司代御同道御城入被成候間、御道筋二而不作法

不致、見苦敷儀無之様可致候、尤火災後之儀ニも候間、掃除いたし手桶箒

等差出間敷、盛砂等いたし候ニ不及候、

右之通御道筋町々江可相触者也、

申五月廿二日

松平越中守殿御道筋

御旅館より河原町通北江、三条通西江、西堀川通北江、東番場北江、北番場西江、北之御門より御城入、西御門より御城出、夫より御巡見、

8 天明八年五月

二条城西門等の破損修理の入札触が出る。

〔京都町触集成〕六一一六三五

西公事方御用懸りより出ル

二条御城西御門之内升形仮御門并両脇塀札番所共、同南折廻り目板瓦塀、

同所大番所北御門、大番所下番所二之御門、同所外足輕番所、高麗御門

扉仕足、二之丸御台所屋根御破損、小屋高麗御門外米見番所御取建之分、

一同所御本丸大番御番所、高麗御門内与力同心番所御取建之分、

一同所二丸御納戸蔵之内御取繕、(中略)

9 天明八年七月二十八日

二条城外米蔵修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕六一一六六六

朔日  
二条御城外御米蔵之内

拾八番 拾九番 式拾番 式拾壹番

廿四番 廿五番 廿六番 廿七番

三拾番 三拾壹番 三拾貳番 三拾三番

御蔵并惣高塀之内所々破損、

右御修復入札有之候間、(中略)

申七月廿八日

10 寛政元年十二月二十五日

二条在番衆に洛中洛外の見廻りを命じる。

〔京都町触集成〕七一一九二



此度町々為メニ御造営中大番頭花房因幡守組、白須甲斐守組御番衆、左之面々廻り被仰付候間、其旨可存候、

花房因幡守組

佐野次郎兵衛

永田源藏

前田八右衛門

玉井四郎五郎

白須甲斐守組

桜井源右衛門

三浦藤左衛門

朝比奈正之助

中嶋卯右衛門

右之面々、洛中洛外町々仮御所近辺相廻り、怪敷もの見当り候へ者相糾、弥怪敷趣候得者其所々町役人呼出し、縄掛ケ候俣ニ而御番衆より書付相添御役所へ訴出候様申渡可相渡候間、其旨相心得、受取候ハ、不取逃候様手当致置、断書ニ不及、右御番衆之書付持参御役所へ訴出候ハ、早速組之ものを為請取可差遣候、

一 右捕もの相渡候ニ付、町々ニ而日々手当いたし置候ニハ不及候間、右ニ付失脚等相掛り不申候様可致候、

一 召捕候もの相渡候節、町役之もの宿不致候ハ、平町人之内罷出、受取書前文之通り可取斗候、

一 御番衆相廻り候節、武士屋敷并寺社町方とも火之元不念成義見受候ハ、受心を付候筈ニ候、

右之通洛中洛外寺社町々江不洩様可相触もの也、

西十二月〔廿五日〕

11 天明八年

破損奉行差加の中井正紀が、天明の大火直後に二条城の修復に関わって、二条城の役人と京都町奉行所の役人が折衝した様子を書き留める。

(表紙)  
「御城内定式

其外

御普請場

附込

正紀

一 御城内乾御櫓跡角石垣われ有之候旨、七郎次申聞候、何分見分致シ候上、石屋召連相尋候事、

五月廿日

一 御目附小屋住居向棟上り東御門木柵北側、今日中出来之積、請負人舟屋辰右衛門申之候、

五月廿一日

一 東御門木柵、山崎大隅守殿御見廻り、

一作事方下役

山本藤十郎

六月三日

一 大書院切組并取合せ仕居申候、

八月七日

一 大工 三拾五人

一 木挽 六人

一 屋根屋 拾人

一 手伝拾 五人

一 土方 貳人

八日

一 大工三拾五人 木挽六人

一 屋根屋拾人 手伝拾五人

一 不破郷左衛門申聞候、西御役所書取不申候付、差人之儀請負人江毎度申付候得共、一向人数も相増不申候ニ付、今拾人斗り此方より指人出シ候様取

斗候様申聞候、

九日

一大工 三拾五人

一屋根屋 八人

一木挽 五人

一手伝 拾式人

一中立売下立売橋、明十日より取掛り、

一浅賀条右衛門申聞候由、政右衛門申聞候、御目付小屋段々出来前ニも御座

候間、角井佐五郎忌明之儀早ク差免致し候様申候、

八月十一日

一障子手本、大坂より差登ス、右仕立人大和や鶴松、

一畳手本、大坂より伏見迄着、為見申候、

一戸、尾州江請負人より申付置、夫より六右衛門と申者、今日大坂より登り

候間、相知レ申候由、申聞候、

八月十五日

一下立売、元積より五尺増ニ而板厚三寸、

一中立売、前同断増板厚同断ニ而、

一銀耆貫目増願出、舟や辰右衛門差出ス、

一中立売橋 長七間三尺五寸

巾式間三尺

一下立売橋

長七間三尺五寸

巾式間耆尺反り耆尺欄造

両側平高棟高サ耆尺八寸

一中立売橋

反り耆尺

高サ前同断

両橋

銀拾四貫目

八月廿日

一昨日御城内外側太鼓御塀白土掛り候付、先見及候而宜分ハ足代取候積、

立会

此方

西公事方

真野八郎兵衛

御普請役

長持武兵衛

東公事方

平塚表十郎

下役

福井忠右衛門

御扶持人棟梁 矢倉直之丞

八月廿一日

一山崎大隅守殿昨日御奉書到来御参府、

一木品為吟味東西組同心罷下り候間、大東次郎右衛門罷越候事、

一上竹之間浦間仕切之事、

八月廿三日

一山崎大隅守殿、明廿四日発足候得共、御普請場被見廻候、

一畳数式百八拾五帖

一大小障子数百式拾三本

一杉戸七本

一まいら戸六本

一襖数七拾六本凡式百六本

一堀田千右衛門江申聞候、

根岸肥前守殿・高橋八郎右衛門兩人從皇居積り状等出来仕候節、木村周藏

も罷出居哉ニ申置候間、今日木村周藏江内々承合せ候事、

八月廿八日

一辻番所 八月中壁差塗迄出来、

九月十日迄中塗白土皆出来、

一中立壳下立壳橋 九月廿五日限皆出来、

一外側木戸木柵 九月五日

一所司代屋敷

九月廿五日迄 本家向皆出来、

十月七日迄 長屋向皆出来、

九月朔日

所司代屋敷

一掛板、式台板見分

九月朔日

御城内御破損所見分

立会

伊藤三右衛門

服部富藏

中井藤三郎

見分方

木村周藏

四方田重丞

添田只右衛門

御破損下奉行兩人

下役兩人

見分方棟梁

角井三郎右衛門

御城内詰棟梁

辻八五郎

安田又右衛門

八月晦日

御目附小屋皆出来二付、見分之上仮引渡、

池田筑後守殿

木村周藏

佐合五郎右衛門

広瀬正左衛門

西尾新太郎

真野八郎兵衛

下役

阿川源大夫

大野三右衛門

浅賀条右衛門

藤井源之進

棟梁

矢倉直之丞

角井左五郎

大東次郎右衛門

請負人

仲屋喜兵衛

代矢兵衛

仮引渡シ

渡シ方

木村周藏

真野八郎兵衛

西尾新太郎

下役

浅賀条右衛門

藤井源之進

御扶持人棟梁

矢倉直之丞

平棟梁

角井佐五郎

大東次郎右衛門

請取方

佐倉五郎右衛門

広瀬正左衛門

阿川源大夫

大野三右衛門

一 明日番場六番所見分之上仮引渡、

九月廿日廿一日

一 外側作事小屋出来ニ付、見分之上仮引渡シ、

立会

木村周蔵

佐合五郎右衛

西尾新太郎

手嶋郷右衛門

永持武兵衛

阿川源大夫

福井忠右衛門

矢倉直之丞

堀内政右衛門

角井佐五郎

御普請役代り

岡野勇右衛門

所司代上屋敷

白引御殿向

一 疊 式百九拾貳帖

但七帖之ま黄引之處仕増シ共

同

一 式百九拾三八本 建具

内

九拾貳本 大□襖

百五拾六本 大□障子

八本 杉戸

六本 長□戸

七本 鏡戸

六本 まいら戸

式拾八本 板戸

白引

長屋向

一 疊 百七拾八帖

一 建具 九拾五本

内

式拾本 障子

七拾五本 戸

「 「

一九本 板戸

一 疊 四百七拾帖

建具 三百九拾七本

黄引

御殿向

一 疊 五百六帖半

長屋

一 疊 三百三拾九帖

八百四拾五帖半

一 真野嘉右衛門申聞候、此度出来之御蔵、只今ニ而ハ今村七郎次兼帯致し相勤居候処、東役所も御普請出来ニ候得ハ、御蔵ハ跡々残り候ニ付、右只今迄之七郎次付置候様、猶又達有之趣申聞候、  
一十月三日

御城内番所御門場所等御取建之見分直之丞立会ニ罷越候、

一 御城内西御仮門両脇高塀長四間半  
一 仮御門ま 式間半、扣柱栗木、扣貫長老間式通り、仮御門惣柵  
一 内升形札番所四間式間切手番所老間老間半

此建坪 拾貳坪

屋根坪 拾六坪四分老厘

算瓦葺

一 北御門大番所三間八間下番所老間半三間

此建坪 三拾貳坪六分六厘

屋根 四拾貳坪貳分八厘

算瓦葺

同所南東打廻り目板瓦塀<sup>(カ)</sup>

長延三拾老間

高サ老間

一同所二之御門明 式間

木品一式柵

一 柳番所老間式間一高麗御門明式間、同兩側太鼓御塀長八間

一 高麗御門外米見番所桁行式間梁行老間半并続布仮塀長拾老間

一 西御門大御番所八間式間

此建坪 貳拾貳坪三分八厘

屋根式拾六坪三分老厘

算瓦葺

御入用

銀合 貳拾七貫五百目

十月九日

一 東西役所牢屋敷出来二付、見分之上仮引渡シ、

立会

木村周蔵

中井藤三郎

東公事方

西尾新太郎

同勘定方

妻木市之進

西公事方

手嶋郷右衛門

真野八郎兵衛

下役

浅賀条太郎

御普請役

添田只右衛門

岡野勇右衛門

棟梁

堀内政右衛門

一 東西役所見分之上一流立会欠所方へ相渡ス、<sup>(統カ)</sup>

一 西役所請取方

野村彦三郎

真野治作

鵜飼喜一郎

一 東役所請取方

木村八十郎

田中八右衛門

十月八日

一 御城内御門其外番所今日より取掛り

一 御城内普請二付、木品柵相遣候儀者、大坂表二而難相調候付、相渡候様致

度旨相願、相濟候事、

一 高麗御門扣柱木替沢栗二仕度願相濟候事、則吉野や彦兵衛江申渡ス、

同日

一 二丸御納戸蔵内仕切、此度出来致シ候二付、先為見分立会、

御殿番

三輪市十郎

御蔵奉行

藤沢弥三郎

御破損奉行

伊藤三右衛門

服部富蔵

中井藤三郎

(マ) 東西公事方

真野八郎兵衛

下役

大塚太右衛門

東下役

柴田升右衛門

御破損下奉行兩人

二九丸大御番所天井大火之節損候付、御修復之積り、尤立会前同断、

十月十九日

一西御門奥番所之儀二付、小林弥兵衛江申談候事、

十一月朔日

一御門番頭申立候通、西奥御門脇潜り二相成候事、

十一月十四日

一二九丸大御番所天井取掛り候事、

一小林弥兵衛被申聞候西奥御門番所御道具建、去形之通取置二相成候様、尤

東御門二有之候通出来致度旨被申聞候事、

十一月十七日

一御城内御普請場今日迄御用掛り一流見廻り候得共、今日より四方田重丞、

砂川猶右衛門、附切、太田又左衛門、芝田増右衛門、

(B) 文政地震

1 文政十三年七月

大坂目付が、文政地震直後、二条城の被害状況を幕府に届け出る。

〔近世風俗見聞集七〕

京都大地震の事

○文政十三年庚寅年七月二日より、京都大地震之儀、往古より京都は度々有之ける、既に類例はすゑにふるし置、此度程の事老父も聞及ばず、其上折悪敷兩日共大雨故、震損所も多かりし、家土蔵に至る迄、追々大破とはなりぬ、何さま捨置がたく、扱々歎ケ敷事なりと沙汰申ける、其上彼大雨にて出水、又は山崩れ川流れ、水死怪我人等も夥多なれば、中々眼も当てられぬ事共なり、先々御当地は何事もなく有りがたき事なり、

一文政十三年七月二日より、京都大地震に付、七月十七日、御目付代間部主殿頭、木下左兵衛より、御届け左之通、二条御城御破損所、

一四方外側太鼓御櫓、其外所々倒損掛候内、北之外側北御門西之方、御堀石垣共御堀之崩込、西外側西御門南所御堀倒、御堀え木道具落込、石垣の内所に孕出、四方御土居武者走りの内、所々地形割損じ申候、

一北御門屋根下通り共所々損じ、二階御櫓東面庇し落損じ、御門台石垣西の方崩掛り、危く相成申候、腰堀石垣共損申候、

一北御門番所廻り附物共、屋根廻り高塀所々損じ、西の方登り塀倒損申候、一北二の御門傾き損申候、

一東音頭(番カ)小屋玄関廻り潰、小書院床の間壁落損、台所廻り大破損、其外屋根地廻共所々損申候、

一同長屋向与力同心小屋共所々損じ、并高塀竹垣共倒損申候、一東御番衆小屋四十九軒の内、三番小屋上の間潰、下陣大破、十三番

二十七番小屋中の間潰損じ、其外小屋々々屋根下廻り共大破、同構之高塀竹垣共、所々倒損申候、

一二の丸入口御門屋根廻り損じ、同内与力番所、向附物等損申候、一同大番所屋根廻り共損じ、同巡り高塀傾き、壁落損申候、

一鳴子御門傾き、屋根下廻り共損申候、一御廊下橋番所、廻り屋根下廻共損申候、

一御本丸出丸御門屋根下廻共損申候、



- 一 南御門傾き損、御門台地形割損申候、
- 一 御本丸御堀側外石垣の内崩損、所々孕出、木柵損、御堀端通総体地形割損并沈み、不陸相成申候、
- 一 北中切御門損、両脇太鼓塀の内倒損、石垣并石雁規共之内崩損申候、
- 一 西番頭小屋、本家向屋根下廻共所々損じ、雪隠二ヶ所壞損申候、
- 一 同長屋向屋根下廻共所々損、同構仕切の高塀竹垣共倒損、并戸屋形共内損申候、
- 一 西御番所小屋四十九軒の内、二十番二十七番両小屋共不残潰、十九番小屋下潰、上の間天井落損、十一番、十二番、十三番、十四番、十五番、十六番、十七番、十八番、二十一番、二十八番、二十九番、三十五番、三十六番、四十九番小屋共下陣潰損じ、上之間大破、其外小屋々々屋根下廻大破、同構高塀竹垣所々損申候、
- 一 南中仕切御門大破、両脇御堀之内倒れ損、并石垣石雁規共之内崩損、孕出申候、
- 一 稻荷曲輪与力小屋五軒の内、一棟潰、其外総体倒掛り、同心小屋不残潰損、廻竹垣之内倒損、高塀之内損申候、
- 一 西御門外御橋高欄の廻り、其外所々損申候、
- 一 御破損小屋廻り総体損、湯沸小屋潰、高塀の内倒損申候、
- 一 御本丸御天守台廻り、御堀并石垣損申候、
- 一 同所并戸屋形并井筒損申候、
- 一 同所高麗御門倒掛り、左右御堀石垣崩申候、
- 一 二丸御金蔵屋根大破、其外壁落、廻り切出葛石木柵総体損申候、
- 一 御台所家根瓦総体壁抜、羽目竈損申候、
- 一 御台所より八番御米蔵え続御堀倒掛り、大破相成申候、
- 一 八番御米蔵前竹垣損申候、
- 一 御金蔵東南西え折廻し御堀倒申候、
- 一 元御車寄口御堀損申候、
- 一 御米蔵より御唐門え続築地所々崩、総体所々破損に相成申候、
- 一 御唐門貫抜折、御屋根瓦掛戸外竹垣損申候、
- 一 同所より埋御門え続き、御築地崩損申候、
- 一 御車寄南北壁落、御屋根瓦其外総体壁落、并押土葛石左右竹垣損申候、
- 一 埋御門より西南御門え折廻し、御堀所々倒損申候、
- 一 南御門より溜御蔵え続、御堀并切戸口皆倒損申候、
- 一 溜御蔵総体傾き二階危、并南東竹垣倒損申候、
- 一 鳴子御米蔵前竹垣損申候、
- 一 同所御米蔵北の手御堀、并切戸口倒損申候、
- 一 同所より二の丸御門え続、御堀并御黒門倒損申候、
- 一 御納戸前蔵傾き、総体御屋根瓦壁損附、庇崩申候、
- 一 御玄關遠侍殿上の間、御式台の内、同裏の間、同大広間、同所溜の間、蘇鉄の間、御黒書院、御座の間、同所東溜、御雪隠総体傾き、御屋根天井欄間羽目御張附雨戸壁等迄損申候、
- 一 御太鼓櫓総体大傾き相成申候、
- 一 同所定番香盤台落損申候、
- 一 同所四方壁板羽目損申候、
- 一 東御門櫓北御定口瓦落損申候、
- 一 同所御腋の内通金物落申候、
- 一 同所家根瓦落損、南登り塀大破、并北登り塀瓦落損申候、
- 一 御番所出口切戸屋根大破相成申候、
- 一 西御築地出口、南の方角廻り大破成申候、
- 一 中仕切御門続き高塀、北南共大破相成申候、
- 一 御番裏高塀大破仕候、
- 一 御番所雪隠大破相成申候、
- 一 西冠木御門総体屋根大破、并続袖塀大破成候、
- 一 外側高塀北之方倒、并南の方屋根総体大破相成申候、
- 一 奥御門総体捻、并東袖塀打倒申候、
- 一 御門櫓台東西石垣崩申候、
- 一 奥御番所裏廻り塀落、并屋根廻り破損仕候、
- 一 同所雪隠東の方壁落倒掛、西の方雪隠破損相成申候、

一同所東の方出口高塀、瓦落并倒申候、  
 一 升形番所総体破損申候、  
 一 二の丸御台所前、御蔵一番戸前庇倒掛、二番の御蔵棟落込、前通軒波形土瓦脇板共、三番の戸前庇倒壁大破、腰板共、二十四番屋根瓦所々、五番戸前庇倒、其外瓦所々、六番戸前庇倒、北之方軒壁所々、八番壁総体、戸前庇倒掛り、腰板共、并に米見所総体大破相成申候、  
 一 鳴子御門内御蔵、九番前通北へ折廻し壁、并下地落大破、裏通腰板共、十番前通壁所々土落、外十一番戸前庇倒、壁所々土落、十二番前通壁所々落、十三番戸前庇倒掛申候、  
 一 高麗橋前御蔵、十四番戸前より北の方軒より棟迄抜落、裏通り屋根瓦土居葺迄落、同壁下地共落、十五番裏壁下地共落大破、并米見所東の方壁落、南流屋根板落申候、  
 一 御天守台下御蔵、六番戸前庇倒掛り、裏通り軒より棟迄落掛り、十七番前通屋根瓦落戸前開、南の方壁落申候、  
 一 東御門台渡り御櫓柱曲、西へ傾き、石垣所々損じ孕出、総体壁破、御道具難被置御座候、  
 一 押御櫓北の方戸前明不申候、同所壁落、追々大破に相成申候、  
 一 同南の方御窓下壁大破相成申候、  
 一 異御櫓壁不残響、破目土落損、別て北の方戸前左右、并北東角は不残土落、裏板計りに相成申候、  
 一 御焰硝蔵総体崩損申候、  
 一 足駄御蔵三ヶ所、屋根瓦落総体落損、其外内通り総体損申候、  
 一 数手桶不残、并留覆大破に相成申候、  
 右之通、去る二日地震にて致破損、此上損相増可申哉難計奉存候、尤難捨置御場所、追々手当申付、松平伯耆守殿(京都所司代)も申達候、  
 新庄主殿頭、内藤豊後守、并両組中、次に与力同心下々に至迄、怪我無御座候旨申越候段、堀近江守、加納備中守より、以紙面私共方迄申聞候、依之此段申上候、

七月十六日

問部主殿頭

木下左兵衛

但し怪我人死人の儀も有之候得共、御届けには不被申上候、御城内にては怪我人死人数多く有之候得共、不被申上候、以上、  
 右は、京都大地震にて、一条御城御破損御届け、百日御目付より御届け写也、  
 一 京都町奉行勝平伊予守殿より、御子息左金吾殿え書状之写、  
 令啓達候、御孫弥御障無之珍重に存候、自分儀も無異今在京候、扱又去る二日書状差出候後、左之通大地震に候得共、御役所一同怪我等も無之致安心候、心易可被存候、  
 一 七ツ時過怪き地震二つ、引続丑寅の方と覚申候、震動も不致唯一度に突倒候様に、鴨居などはずれ、壁を落し、棚の物は不残震落し、庭え出候処、一寸位にひびわれ泥を吹出し、昔咄には承り候得共、誠に此度右体の仕合に候、  
 一 御役所玄關脇当番所と唱、与力同心の詰所張番所有之、右之天井落壁も倒落、潰不申と計の体に成申候、  
 一 白洲御障子打破れ、七寸程いがみ、是も潰不申と申計に成申候、  
 一同役の方は白洲は震潰し、家内の役所天井落、其外御役所共土蔵は不残大破致し、又夫々少々宛震り始り候て、二日より今以止み不申候、昨日迄も昼夜百度余も震申候、一昨夜杯泊之もの、暮六ツ半時比より書付候処、四十九度計と存候、乍去今日は大に間遠に相成候儘、追々治り可申候、先安心致候、  
 一 今日雷氣有之候得共、発急殊の外空もめ、地震と入り交り雷鳴有之、此上大風雨にても可成哉と被存候、  
 一 愛宕山并嵯峨は鳴候て、今以地震の如く、土砂ころげ落候由、今朝角倉帯刀悴鍋次郎、地震の安否承に參、右之趣語申候、右様子にては、若哉右の山々、焼泥にても吹出可申哉と致心痛候、  
 一 二条御城四方の土居廻り壁落、東御門口石垣、一つ五十人持位の大石、皆震出申候、明き御門もいがみ、西御門は南の方三十間計御城内え倒掛、北御門脇より西の方、土居五六十間計倒れ、御石垣二十間計御堀え喰込、右に准じ、御城内殊の外破損有之、誠に大造の御修復等にて、御入用

何万両と申事に成居申候、

一市中杯は潰家夥敷、死人怪我人は存の外少く、夜中ならば怪我人も可有之候得共、昼の内故と見申候、昼夜震詰にて、町家にては宅を出、夜分も往來にて凌ぎ居候仕合、火事同様の事御座候、

一御所にては御築地杯大造の御破損、其内仙洞之御構別て御損強く、禁裡常御殿余程の御損の由、御修復申立も可有之、誠にあきれ果たる計に御座候、種々申遣候得共、日々御修復所へ出、八ツ時迄に帰宅、夫より御役所の御用向取調草臥、荒々申遣候、以上、

寅七月五日

猶又折角秋暑凌可被申候、前文地震、大坂は常体之地震二つにて済候由、先日其地之下り組与力草川吉右衛門、去二日には石部に泊申候由、少々計地震と申候、此節瀬田之橋御修復にて、組の者詰切居、右よりは格別の儀も無之、損所も無之旨申越候、南部にても同様の由、先当地而巳の事と見申候、

一唯今御目付方より風聞書差出候處、若狭国名所不知、十八ヶ村程津波にて、海に成候由書上候得ども、取留候事には無之、僅十八里隔り候事故、今明日には実否分可申候、其地は定て別条無之儀と令遠察候、

追啓、去る二日御修復所、御小屋場見廻等に罷出可申と存候處、門いがみ一向明不申、カケヤにて打明、漸々出候仕合、誠に前代未聞の仕合にて、右之通損じも有之候に付、伯耆守殿御城入にて御見分有之、六ツ時の御太鼓、四ツ時過迄打廻し申候、二日の晩は一向に伏り不申、

余程の珍事と被存候、以上、

一諸司代松平伯耆守殿御届左之通、

(以下は御所や洛中・大津などの破損状況、中略)

一二条御番衆大木市左衛門殿宅状、左之通、

七月二日夕七ツ時打候と程なく地震、初は少々震、直に烈敷震出候に付、中々御小屋に被居不申、はだしにて欠出候処益募り、鴨居天井壁落候故、大小を抱御小屋御蔵前、又は広き場所へ走り出候處、御米蔵屋根瓦滝の如く落、又元の御小屋へ引居候處、住居并下棟暫時に震潰、遁出

候も間に合兼候ものは、多く打れ申候、損所は高麗御門と申、御本丸え入口総銅の御門、是は内の方へ倒かゝり、続御櫓御土塀、御天守蔵所々大破、御堀端は不残、其外二三寸程宛ひゞわれ、御城中并御小屋内、一面に蜘蛛の巣の如くひゞわれ、西御門脇御小屋脇裏、高土居に候得共、外御堀の方へ今にも倒落候様に、ふら／＼致候所も御座候、其外御太鼓櫓石垣雁木崩落、上の土塀も倒かゝり、中切御門台つゞき石垣二間程抜落、三四尺程の石落有之候、西御焼失跡御門台石垣所々崩、御橋御門ねじれ、往來危き故、一人立にて急ぎ通り、米計少々宛運候由、西御門続き御土居上塀、十間二十間程宛崩、御厩曲輪通り二筋塀不残ひらきとれ、所々抜々に倒れ、東御門大番所後の土塀、是は大概倒申候、御破損定小屋一ヶ所潰、東御門台石垣等に孕出、堀等も損所多、御道具外箱等は不残乱れ、辰巳と申御櫓、其外白土鉢巻等皆へげ落、稻荷石垣石鳥居石燈籠も大体倒れ、但鳥居三本、燈籠十七本倒、稻荷曲輪入口の御門棟廻落、石垣崩れ落、往來も甚だ氣遣敷、稻荷曲輪同心は不残小屋潰、同心三人程遁出間に合兼、押に打れ漸々助出し候由、先一命には拘申間敷哉と申事に候、七ツ時半時比より、地震間遠に相成候得共、時々地響致し、所々壁瓦落、潰ぬと申計住居成兼候御小屋余程有之、上下の置所なく、各々色を失ひ十方に暮候次第、御小屋内押に打れ候者有之、助に参度も、歩行の出来ざるもの両三人有之、是も一命には拘り不申、戸板に乗せ昇運候体、火事場よりは物凄く、此上いか程強く地震可有之哉と心易からず、御小屋の者不残明地え集り、高灯燈箱など付て、寄こぞり申候、六ツ時比俄に所司代御見分有之由、御破損奉行其外御在役之者、持場々々見廻り、東西に走り廻申候事に候、両御番頭も御出、御殿并御金蔵其外御櫓等、不残損所御見分有之に付、六ツ時の御太鼓打延候得共、所司代御城入は五ツ時過に相成申候、西御小屋内御通り抜有之、御城入に付、地役も不残組の者召連御城入、御門番も夫々御門に詰め、夜中も度々地響致、上下共安心無之、皆々外に夜を明し、今に至夜中震動致し、御小屋に居候も相休兼、寄集居申候、御殿向は御天井、并御襖御張付絵、多くさけ損申候、欄間彫物等落損、御金蔵御車屋も瓦落申候、又此六七日は暑気甚々敷、夜中も蒸

暑堪兼申候、大坂御城中杯は、是迄に寛ぬ大暑にて、昼の内は隣の御小屋えも参兼候様に、暑気強との事、誠に上下とも堪兼候由、扱又地震の様子、いまだ大坂の左右は承不申、御城外市中は別て家蔵も多損、怪我人死人等も余程有之由噂申候、堀川通り其外御城外御構内番場え、女子共敷物致し、三日終日外にて暮申候、此上は何事も静に致度而已祈居申候、土御門陰陽頭より所司代え、此上も強地震可有之候由、御用心可有之哉杯と申候事、各膽を冷し居申候、御番衆は東西共少も怪我無御座候、今日にて三日二夜野陣致居申候、矢張地震動は止み不申故、今晚も野陣の覚悟致居申候、先荒増此段申上候、以上、

七月十四日

一堤中務小輔殿女中迄、大地震之御機嫌伺ひの文さし上候処、返書八月

十日江戸着、

(中略)

一京都地震の儀、七月四日出に申来る、

(中略)

一二条御城北側の堀悉く大破、御城え打倒、西の方御門共堀も崩れ、御

米蔵も二三ヶ所倒申候、御築地内御撰家方、官方、堂上方、損所筆に

難尽候、

一淀の御城矢倉潰申候、尤地の割候所、町々夥敷御座候、

一二条御城中も、悉く地割申候、

(中略)

一大坂より七月四日出に申来る、

(中略)

一七月二十五日出、左之通申来る、

(中略)

一京都より幸便又々申来る、

先達て申上候大変、誠に大周章仕候、今にござろく、日々勘考申候に、

都合地震三百七十余度震申候、何卒早々相納り候様奉折候、怪我人又

は即死人等多く、中々相分不申候、

一宮城内は目も当られぬ大破損に御座候、且御所は大破損にて、御殿向もゆがみ、堀の土杯は御見分相待、今に其儘に御座候、二条の御城は尚又言語に絶候位にて、御城内は猶甚敷、北大手の西の方、内外共石垣崩、堀共に御堀え落込申候、西の方御門柱戸計遣り、屋根は落散申候、其内の外形石垣崩申候、御城石垣西の方多損、南の方も追々崩申候、東の方は先堀も崩不申候得共、大破に御座候、逆も御修復計にては相済がたき趣も御座候、中々言語に難述候、

(中略)

一此度は定て御伺の御使可有之沙汰仕候、大彦先生御上京にても有之候、

二条御城御見分、宮中御破損の御見分可有之と沙汰仕候、

(中略)

一噂而已承り無覚束、御城外見物仕候処、誠に大破にて、北の方大手西

え二三十間計石垣も崩、外側も御堀え崩落、板囲ひ致し有之候、御太

鼓槽も傾申候、西の方御門は屋根落て戸計相成、其内外形之石垣は崩

北より多崩申候、東一方は堀も先落不申候得共、大破に御座候、都て

石垣はゆがみ、御城内は格別大破に御座候、死人も三十人計有之由、

至て密々に致有之由、御城外米蔵大分倒、逆も修復は難調、何も御築

替ども無之ては、御要害には相成間敷由申候、扱御物入恐入候事に

御座候、

## 2 文政十三年

二条城在番衆が文政十三年七月十二日に認めた書面で、文政十三年の京都大地震の被害状況を記す。

〔文政雑記〕

一文政十三寅年七月二日七ツ時頃、京都大地震荒増書取覚

文政十三寅年七月二日申ノ刻、御太鼓打切間もなく地震、先最初者大

石二而も落候様成ル地響いたし申候処、夫より二足程も歩行申候間、

ゆり出し次第に強相成、御小屋内二堪兼庭へ馳出候処、番口ハ勿論鴨

居壁等落候故、大小を抱へ御小屋内御蔵前其外高麗御門前広き場所へ



走出候所、御蔵屋根瓦者瀧の如ク落、老番式番三番四番引出し、御小屋々々住居并下陣等一時にゆり潰し、高麗御門惣銅ノ御門内へたをれ、続き御土塀并御天守台塀所々たをれ損し、御堀端通り御土居多分破れ、平地も所々七八寸位二割れ、夜分杯ハ足をはさみ候位、御太鼓櫓脇石段雁木上り落ち、中仕切御門台続き石垣四五間程抜落、西御門御焼失跡御門台石垣所々崩れ落、西御門橋ねちれ往来も危く候間、おりく、出入留り、重荷杯者中々通路いたし兼候得共、飯米ハ無抛品御座候間、五升宛持入り候様ニと申事二候、夫より日増にねぢれ申候二付、今日迄大手御門通用ニ相成候、扱北御門続き御土居土塀石垣共百間程外御堀江たをれ、水溢れ出候二付、諸司代屋敷前通り満水ニ相成、往来出来兼候位之事、御廊下橋入口御門双土塀四五拾間ほどたをれ、東御門台石垣所々はらみ、東御門大手後土塀大体たをれ、御門台ニ有之候御立物御道具外箱等不残乱崩れ、辰巳未申之御櫓江御移し替に相成、右御櫓も内外土落体卷等かけ落申候、御焔硝御蔵屋根瓦不残落、稲荷曲輪中仕切御門棟通り落、石垣も抜落、往来も氣遣敷体ニ御座候、稲荷曲輪与力小屋三軒潰れ、同心小屋ハ不残ゆり潰し、同心ハ三人間ニ合兼、押に打れ漸く助け出し候由、先一命ニハ拘り不申と申事二候、又稲荷社たをれかゝり石鳥居五本燈籠七八本も可有之哉不残ゆりたおし、小さくをれ申候、七ツ半時より地震ハ先々軽く相成候へとも、今日迄七日之間始終地響いたし、其度くニ所々壁瓦等ハ勿論潰れ、残り候御小屋くゆり潰し、其度くニ黒煙相立候ゆえ、上下身を置候所無之、世の滅し候時節かと各色を失ひ居事ニ候、且御小屋くの内下々の者ニハ押に打れ候し者を助け出し候得共、歩行出来兼候もの両三人有之候、是ハ命ニハ別条有間敷、戸板ニのせ寝させ置候、其外上下共七日七夜之間御小屋内空地寄り集り居申候、

一暮六時頃諸司代御見廻り有之候二付、両御番頭も御出三而御殿御金蔵御焔硝蔵御門台御櫓等不残御見分有之候二付、御城入り有之候、六ツ御太鼓打延ニハ候得共、諸司代五ツ時過ニ御城入ニ相成、九ツ時過漸相濟、右二付六ツ御太鼓ハ八ツ時迄打のべニ相成候折者、強地震有之

候而御太鼓坊主共大難儀、何茂覚悟仕人心無之由、跡ニ而申聞候、尤成事ニ御座候、尤諸司代、御城入ニ付、地役も不残、御城入、御門番も御門ニ相詰候由、夜中も不絶地響、不残野陣いたし居候処江、諸司代御番頭共御通り御見廻りニ而御座候、

一御殿向御天井并御襖等不残損し、御欄間御彫物等も落損し候由、御車屋も瓦等落損し申候、

一御城外地役不残住居并門塀等ゆり潰し、諸司代屋敷、御所ニ至迄余程損し申候由、御城外市中も住居土蔵等多くゆり潰し申候由、怪我人多く御座候、怪我人町奉行江書ケ候由、町人共申聞候、怪我人千三百人即死式百八十人と申事ニ御座候、

一土御門より諸司代江申上候由、風聞仕候ニハ、まだ是程の変事可有之候間用心いたし候様ニとの事ニ御座候由、右二付、御城外市中多くハ広き所へ出居、今以夜も竹藪或は、御城外御柵内番場と申所へ出、野宿いたし居申候、

一御城外ト通り石垣惣不残はらみ、御土居通りハ多分崩れ、地面は響割れ、五六寸又ハ八九寸位ニ多ミ割れ、此上大雨ニ而も有之候得者、割れ候所より水入直ニ、右石垣等も崩れ落可申哉ニ被存候、引出之御小屋表通り御堀端ハ余程響割れくばみ候所も有之、日増ニ響割れ通路も不安心ニ御座候、

一今八日迄七日七夜ゆり居候間、一統人心地なく、変事を待居候様ニ御座候、日々潰れ残り居候御小屋くは崩れ、其度くニ黒煙立一統惣立ニ居候事ニ御座候、其上誠ニ兩三日は炎暑強御座候而堪兼候事ニ御座候、四時頃より八ツ半時頃迄之内は何茂御土居松の木の下ニ而しのご申候、実ニあわれ成事中々筆紙認兼候事ニ御座候、

一扱誠ニ理外之事と申は、御小屋内に井戸四ツ有之内三ツハ地震後どろ水ニ相成、中々呑候様ニは無之候処、残り一ツは常々水患敷井戸ニ御座候処、地震後俄ニ清水に相成、其上水十分ニふへ申候、是等ハ一向に分り不申事二候、右之地震一通り之事ニハ無之、今日迄地響きいたし居候は、近国之山ニ而も焼候事与存候、然共今日迄十日相成候へ者、

一向山焼候沙汰も無之分り兼申候、大坂よりハ早速便り御座候所、大坂は一通り之地震与申事二候、道中筋は本番取手返しニ登り候、山角主税土山宿止宿ニ御座候所、彼地も一通り之地震と申事二候、伏見辺迄強くゆり候様子ニ御座候、何れ京地よりは西北ニ当り日々地響いたしゆり出し候間、越中立山丹波龜山辺ニ而も山荒ニ哉与一統推察いたし候、又若狭辺大つなミにて今以波おさまり兼候哉と申事二候、若州辺三四里之間沼ニ相成、人家夥敷潰申候沙汰ニ御座候、丹波龜山之城并城下共近国ニ而ハ一番強く当て申候由、続キ候而ハ二条 御城与申事ニ御座候、山荒之沙汰茂十日余ニ相成候得共、慥成事も知れ不申候間、左も無之事と被存候、今十二日迄日々地震致居候間、何れ変事与奉存候、御城内両御番頭両組頭并両御番衆両与力衆迄ニ少シも別条無御座候、

七月十二日認メル

右は二条在番之御番衆より認越候書面借り写もの也、于時文政庚寅八月廿一日夜、

一丹波園部藩江戸表書状差越候趣拔書

当月二日老人も不覺大地震、龜山ハ園部よりハ強ク坂部之玄關庇損落、御城内ニも少々宛は破損有有之候得共、為差義なし、町東之入口御番所高塀共倒レ、柏原三宅町中ニ而廿五軒倒家有之、死亡四人怪我人式人と申御届ニ而、京地ハ上京外京伏見辺愛宕山別而敵敷、御城内外御所御破損所多、堂社仏閣入念候普請新敷丈夫成ル建前程別而大破倒潰れ微塵ニ相成、兼而之損家古家等ハ却而破損軽く相済由、江戸の様成手弱き建前僦末成ル普請之仕方、地震之為ニハ宜敷事由ニ候、大井村御茶屋瓦屋新普請丈夫二七八年以前出来候故、余程損候由、宝河原長提之上十二三間之所地上裂割申候、其外在町無別条御館内御家中為差事無之、御普請所ニ而御館内等瓦屋根之向御焔硝藏屋根瓦式百枚程落、都合瓦五千枚損、建前向少々宛之損曲りニて御家中無別条致安心候、

(後略)

3 文政十三年

文政十三年京都大地震の被害状況を記す。

〔文政十三寅京都地震之記〕

〔朱筆〕  
〔文政十三寅京都地震之記〕

一京都ハ去ル二日夕七時大地震ニ而 禁裏仙洞大宮三 御所を奉始撰家官方其外堂上堂下ニ至迄、堀并建家土蔵悉破倒、就中 二条御城ハ御郭内建家土蔵ハ不及申石垣櫓門悉崩れ倒、落城之絵図杯よりハ一入敵敷大崩ニ而、エンシヤウ蔵杯崩レ大騒ニ御座候、禁裏守護之所司代ニ候へ共、御城内以之外之騒動ニ付、御所江ハ家老鞍岡三郎右衛門を名代として警固ニ指出、松平伯耆守殿ニハ城中ニ而所々相固被申、仍之大御番頭新庄主殿頭殿・内藤豊後守殿ニも自分ニ走廻り被申候処、組之百騎惣出馬候処、右地震ニ而百騎之内馬取<sup>(カ)</sup>之御旗本兩人地中江崩割込、死骸も不知候付、右御旗本之家司大心配、家断絶と嘆キ居候由、伯耆守殿被承之、右ハ戦場之討死も同様ニ付、家督ニおゐて相違有之間敷と被申聞候付、漸安堵いたし候由、城中之大变筆紙ニ難尽候、将又右地震ハ七月二日夕方より始り夫より連綿と日々夜々ニゆり働候旨而于今消滅不仕候、取分キ去ル十六日より昼夜之大雨ニ付、今日ニ而都合五日降続キ東川原加茂川高野川大洪水、西ハ桂中小川堀川西洞院川出水、依之右雨氣を含 二条御城外高塀崩残之分一昨日不残雨ニ而崩候由、其外京町之建家土蔵ハ地震ニ而ヒ、ワレ候処江雨入候故、土蔵ハ倒レツフレ、家ハ瓦ノワレより雨漏、誠ニ以家毎之騒動不大形候、一町奉行小田切土佐守殿住宅破崩レ、牢屋迄不残倒レ候ゆへ、入牢之罪人悉逃出、同夜ニ兩人帰牢いたし候由、此分重罪人之者候へ共、助命可被 仰付との噂御座候、其余百余人逃散候へ共、四十人斗ハ此節ニ至再被 召捕致入牢候へとも、跡六七人斗山野ニ隠レ居每夜市町江罷出付火いたし候故、夜分兩三度ツ、出火有之、其紛ニ致盜賊候付、此節夜分ハ町々木戸門を打、内ニ六七人ツ、起番いたし、通夜番人ハ割竹を引、拍子木を打、殊之外夜中騒々敷、誠ニ乱世之有様ニ不過と被存候位ニ御座候、



- 一 右地震消滅之御祈禱從 禁中 法親王方一統并門跡方不殘僧正法印大僧都法眼之院家ニ至迄被 仰付候へとも、右之祈禱之護摩燃不申候由、甚以御大切御慎と奏 聞申上候由、承り申候、
- 一 右同時ニ日本之大社七社大寺七寺へ御祈禱被 仰付候へとも、加茂明神之ぬさもつれ候而一向しれ不申候由、由々敷御大事と加茂より奏 聞仕候由、
- 一 比叡山於中堂一山之大衆徒御祈禱仕候へとも、是以護摩燃不申御祈念難成候由、恐縮申候旨承り申候、右法親王方之内 勸修寺宮ハ伏見殿御子ニ付、右御内之者何れも懇意ニ候ゆへ承り候処、於 御寺宝宮中ニ御祈禱之護摩木燃不申候故、去九日ニ兩度 御代參として伏見稻荷明神南都春日明神江 御使被遣、神力を御添御祈念被為在候へとも、以之外御祈禱六ヶ敷由、去十日 禁庭江被 仰達候由、則御使相勤候久木玄蕃より直ニ慥成義承り申候、
- 一 加茂明神にて水無月之能、六月廿九日晦日七月朔日以上三日、例奉能御座候処、六月廿六日より七月三日迄徳川兵部卿殿薨去ニ付、停止被 仰出、奉能七月四五六日と治定候処、大地震に而御祈禱被 仰出候故、今以水無月之能も出来不申候位ニ御座候、
- 一 北野天満宮江七月二日朝御膳備候処クツ返り、依之又々指上候処、クツ返り候ゆへ、三度備候処、三度目当番之社僧怪我仕候由、不思議成事と申居候処、同日夕大地震のよし、仍之北野社神事奉行五百石松梅院御鬮を上試候<sup>(カ)</sup>処、地震之納りハ大火大水之内ニ而納り候旨、御鬮上り候由、右ニ付北野辺火水之用意嚴重御座候、京市中家毎ニ四斗樽ニ水を入表江指出置候、
- 一 北野境内五町之内石灯籠不殘崩倒レ候処、石の鳥居の笠木三段ニわれユカ之俣今ニ不倒相立居候段、神徳之至と感心仕人々見物ニ参り舌を卷申候、
- 一 禁中より大社之内加茂両社貴船河合松尾平野八幡今宮御靈上下社祇園北野ニ至まで、神分神座之破損無之哉と御尋被為在候付、右神官之者

より何れも大破大崩之由種々申立奏聞仕候処、 叡慮之趣ハ堂上方武家方始町人共より寄付之品々大破を御尋ニハ無之、神座之隙ハ無之哉と御尋之由ニ付、尚又相改心附候処、右社之向大破ハ寄付之向斗ニ而、回廊鳥居神灯杯神座之向一ツも無恙安置之由奏聞ゆへ 天氣能被思召候由ニ御座候、乍併地震消滅之祈禱六ヶ敷ゆへ、此節廢朝ニ御座候、廢朝と申スハ 天子御物忌ニ而御慎之儀御座候重キ事ニ御座候、右廢朝之間ハ 官位昇進都而勅聞休御座候、当春伊勢燒失之砌一日廢朝、京中七日之停止ニ御座候、此度之大地震ハ伊勢燒失より百日目と相当と申候、入至前表も取々申候、又三十三年已前寛政十年七月二日京都大仏殿燒失ニ御座候、右年回之当日ニ相当申候、

一 右大地震之先例當時之 禁中ニ御記録無御座、御本家之儀ニ候へハ伏見殿旧記之内ニ相見得候ハ、往古天長年中仁和二年兩度之地震、此度之通と相見申候、是ハ二千二三百年已前已前之事ニ候へ共、只今之平安城之時分ニハ無之候、大和国皇居之節と相見申候、今ノ平城城ハ 桓武天皇より以來之事ニ御座候、後醍醐天皇迄ハ 伏見殿御代之御先代故、夫迄ハ 伏見家ニ旧記御座候、右之通誠ニ前代未聞と可申候、右地震ニ付万事御推察可被下候、洛中ニ無事の家一軒も無之、土蔵不殘崩レ申候、土蔵之大輪ニ而打レ即死之者都而五六千人有之候へとも、過半内証ニ而病死之申立葬り申候、大道又ハ無拋向 公義江御達ニ相成候而、死人千式<sup>(三)</sup>百人も御座候、誠ニ古今稀成珍事ニ御座候、京中七月二日より十日迄野宿仕候、 禁裏御付も庭上に畳を敷住居ニ御座候、堂上方ハ広小路、梨木町辺之向ハ大道之由三十間斗ニ付、大道之かた側江畳ヲ敷幕を打、其内江小屏風を建、御住居御座候、

右之外御咄申上度儀心ニ候へとも、長文ニ相成候ゆへ文略仕候、書様福徳や市左衛門江も申遣候付、右方より御取寄御覽可被下候、取紛乱書御推覽可被下候、

七月廿日

#### 4 文政十三年

文政十三年の京都大地震に関する記事を収録する。

〔健齋叢書〕

（天保元年七月）

別紙を以申上候、然ば当月二日夕七時、京都伏見大津辺大地震、引続一昨日十四日迄、日々昼夜震動いたし候ては地震致し、貴賤上下一向安き心も無之、何れ大雨に而も無之内は、相止申間敷と風聞に御座候、誠に京洛中洛外とも、目も当られぬ事どもに御座候、

一御所内も殊之外大破、外廻り築地は不残相倒、二条御城御石垣崩候て、拾間余之場所丸に堀へ打込、両御番頭の御小屋不残相潰、御番頭も野宿同様、且御番衆御小屋七十軒余震潰し、中々二条御城内外の破損許にても容易不成事に候、大手御門も震倒し、石垣崩、通路難成程に有之、大手先、大地十間余、幅壹尺余割、泥を吹出し、其外神社仏閣、洛外圍土堀之分、不残打倒し、洛中洛外土蔵一ヶ所も無難之分は無之、寺社之内には仏光寺門跡は丸々打倒し、中々筆紙に難尽事に御座候、

（中略）

土御門より牧野伊予守殿嫡子佐渡守へ消息之写

七月二日申刻、大地震、御所様方、御殿、御築地等大破損無之、難有事に候、御築地棟瓦大半落、少々は破損も有之候、二条御城矢倉少々損じ、高堀大半破落候よし、大仏之釣鐘落候よし、石垣大石、所々ゆるぎぬけ出し候よし、

但し御城已下、伝聞風説不慥候、尤御城伊予様御在番中ならば大御心配、今年の変事は、御安心と存候、（後略）

〔甲子夜話〕

此度京地震沙汰、様々之風聞に候中、別紙先得実候哉と聞へ候因て上申候、如例追々御編録候得かしと存候、

当月二日七時半時頃、京地一体大地震に而、御所向、御築地屋根石垣迄破れ、其外堂上方、圍筋堀過半崩倒、禁裏仙洞内びさし総体、物置等は崩落、其外堂上方にも、玄閑座敷向、天井落候場所も有之、寺町御役宅、二条御城内外圍共崩落、石垣崩れ候場所、西御門崩、其外御番衆御長屋向等悉大破、

崩倒候場所も有之候、其外諸司代屋敷組共、何れも外圍土堀杯過半崩倒、組之者圍杯は、八百間余も崩候処有之趣に御座候、

（中略）

文政十三年寅年七月四日

右、京都詰御普請役大木三七郎より申越候由、

其文、

七月二日、

（中略）

御所、二条御城杯者、不怪御破損に御座候、御所司代御屋敷、町御奉行所等、勿論大損じ、是より十年不致候而は、元之京都には相成不申と申風聞に御座候、

（中略）

其文、

当七月二日、申之刻頃、京都大地震に而御座候処、御所辺、并二条御城辺、上京、下京共、殊之外所々破損に而御座候、

（中略）

町奉行松平氏書状写

追啓、去る二日、御修覆所小屋場為見廻、直に罷出可申と存候処、門ゆがみ、一向明不申、かけやにて打明け、漸漸出候仕合、誠に前代未聞の仕合に而御座候、右之通損じ有之に付、俄に伯耆殿、御城入に而御見分有之、六ツ之御太鼓は、四ツ時過迄打延し、二日之晩は、一向伏り不申、余程之珍事と存候、以上、

一翰令啓上候、

（中略）

○二条御城、四方之御土居襟通り壁落、東御門御石垣、一ツ五十人持位之大石、皆震出し口明き、御門はゆがみ、西御門は御屋根落、北手御土居五間、

南の方三十間許、御城内江倒掛り、北御門脇より西の方御土居五六十間倒れ、御石垣廿間許御堀江くへ込、右に準じ御城内、殊之外御破損有之、誠に大造之御修覆所に而、御入用何万と申事にも成可申哉、(中略)

京地在番先より同苗半七郎江到来書状写、

以別紙申上候、其御地弥御機嫌能被成御座、目出度御儀奉存候、然者当月二日、朝より残暑難凌候処、夕七時打候節、辰巳之方より地震いたし、煙草一ぶく程之間に、御城内大半ゆりこわし申候、私儀は上下共、聊別条無御座候間、御安心可被下候、相番共も同様、一人も怪我無御座候、下々は長田亀吉親方、下陣みぢんに相成、梁に足をしかれ、其上江壁落埋れ候を尋出し掘出申候、先々今日之様子に而は、一命に無恙御座候と申事に御座候、此外野辺安之助家来兩人、是又埋られ申候処、掘出し申候、是は余り痛不申、行々は全快可申と申事に御座候、

下陣みぢん成候相番

長田亀吉 杉浦八次郎 伊東源之丞 高橋平吉 山崎権之助

大久保久六郎 永井廉八郎 岩下又四郎 野辺安之助

右九人也、

自分住居つづれ候相番

木部長次郎 下陣不残 堀江新三郎 同断

伏屋吉十郎 同断 林 平八郎 同断

右四人也、

右之外、久保、桂山(番)両伴頭も、住居成がたく、天井皆落申候、外相番不残大破に御座候、先かなりに被住候者は、

南条太郎兵衛 松平次郎左衛門 福井小十郎 宮重傳六郎 向井伊織

赤井次兵衛 西山繁兵衛 長崎金左衛門 岡部小野右衛門

山口四郎左衛門 柴山十兵衛

右十一人に御座候、

誠に私儀は仕合に而、七時打、余り暑さ凌がたき故支度仕、大小差居候処江右之儀、夫に而も下駄はき候間無御座候、家来昼寝候を引起し召連、は

しだに而木戸際迄出候と、直に床の間瓦屋根壁共、一度に崩れ落候、一足に而、主従共一命失ひ可申程之怪我仕候事に御座候、其上不思議に而□□等も私許少しも痛み不申、誠に神仏之冥助と、難有仕合、心根にて(徹)し申候、其御地に而も、神酒成共御上げ可被成候、

御城も西東北御門、不残致大破候、高麗橋御門たをれかゝり、四方御堀、大半崩れ倒れ申候、

御殿御つひじ、御米蔵、不残むねくじけ申候、御金蔵屋根、皆ふるひわれ申候、御天守台中仕切、又は入口御門石垣、上中ともはじの所ぬけ出し、御堀又は大地江ころげ落申候、稻荷曲輪などは、おそろしき事に御座候、稻荷石鳥居、御存之通り五ツ大きな立をり候処、不残折れ申候、御焔硝蔵石だゝみ、皆崩れ落申候、赤鉄戸ねぢきれ申候、与力小屋、不残みぢんたをれ申候、同心小屋も同様に而、同心は三人怪我有之、一人はぬひ候程之事に御座候、併一命にかゝり候程之事には無御座候、右に付、一昨二日夜、相番不残、御米蔵前に野陣をはり、組頭衆よりかゆをいだし、上下共一夜あかし申候、夜中震動、昨夜迄相止不申候、今朝も少々宛ふるひ申候、乍去私などは、小屋江引取申候、右に付、一昨二日夕六時御太鼓、打延にて四半時過迄打延に御座候、諸司代五時登城、四半時過退出、

御殿御城并御櫓、不残見分、小屋々々同断、昨晚七時、江戸早飛脚出立に御座候、昨朝は番頭、小屋見分御座候、斯様之地震は、実に当地に昔より無之由、大地皆五六寸程づゝわれ申候、御堀端は地三四寸もくぼみ申候、委敷儀は跡より可申上候、御所中も大破之由、其外共昨今承り候ひま無御座候、先は無難御案事被下間敷候、御小屋大破に相番共私方へ(てか付カ)おしこみ、大取込故、

早々申上候、以上、

七月四日 長崎金左衛門

半七郎様

京都町奉行小田切土州家来より、差越候書状之内、地震一件書拔、(中略)

二条御城、西門并石垣、ゆりこわし、御城内余程損じ、八九人も怪我人御座候由、其外市中倒家、并損所数多、怪我人死亡も、昨日迄十式三人許訴

京都町奉行小田切土州家来より、差越候書状之内、地震一件書拔、(中略)

出候、扱々珍事に御座候、

(中略)

七月四日

要右衛門様

忠右衛門

大御番与力渡辺久右衛門宅状写、悴新七郎も在番也、

扱此地、二日七時過、夜食たべ候而、新七郎兩人一同に居候節、大地震ゆり出し、早速外江にげ出し申候、兩人初、亥之助、鍵次郎、亀吉、清藏共、無別条にげ出し申候、此方御仲間同心中共、少しも怪我いたし候ものは無御座候得共、外にては御小屋ゆりつぶし、けが人もおほく御座候、先々当方無御座、目出度存候、しかし夫よりたばこ五六ぶくたべ候ほどづゝ間あり候而、少々づゝゆり申候、今日迄三日三晩、おりくゝゆり申候、しかし別而強もなく存候得共、夫故又々大ゆりも参り候半とあんじ、二日晚よりこん夜、外江戸板出し、みなくゝ外へ出居申候、京都中右之通と申事御座候、文したゝめ候ても折々ゆり候故、扱々心おちつきなく、又々追々くわしく可申進候、

大坂御目付代木下左兵衛来書写、

(中略) 当月二日申刻過、京都大地震、定而追々御承知被成候と奉存候、同所由緒柄三条殿雜掌森寺長門守と申者より、地震に付書状差越候間、右写入御覽候、尤二条御城内外、殊之外大破相成申候、御殿向も所々傾き、御櫓、外堀、石垣等所々倒候処有之、御城内大番頭衆御小屋初、御番衆小屋、与力同心小屋小屋、潰倒等多く、外御堀廻り、地面割割、損ケ所夥敷事に御座候、内には輕輩之者、怪我等も御座候哉に承候、此間御破損ケ所、大御番衆より其表江も被申上候由に而、箇所書附御差越、私共よりも十六日宿次に申上候、至而細字に認、三間程も御座候、夥敷御破損に御座候、兎角其後も地震治り不申、先達而より家来ども問合事に而、八日より京都江差遣、十一日に帰坂之処、其頃迄も昼夜には度々震候由、此節は最早治にも相成候哉、(中略)

七月廿一日

問宮庄五郎様

木下左兵衛利亮(花押)

清水御用達町人笹屋七郎兵衛書状、

当月二日申刻、京都大地震に付、洛中洛外騒動、御所向、二条御城、諸役屋敷、寺社并町屋土蔵損じ候事、中々難申上、有増御注進左に申上候、以上、(中略) 二条御城内、御本丸、御金蔵、御蔵、角櫓、大破、御番頭御百騎諸御小屋、御門、其外石垣所々響破、一尺許地破、其われより砂吹出、一時許黒煙に相成、実に恐敷事に御座候、西御門、北御門、崩れ込、西手石垣堀三十間許落崩れ、御城内怪我人多、湯焚下男一人即死と申事に御座候、角之御櫓御入置御座候御武具も、追々御取除に相成候由に候、御所司代様御出馬、御地役御糺に付、殊之外騒動、御所司代様御入城、渡御門落候由に付、御城内御見分相濟、直に御所司代始、両町奉行様、御所江御参殿と申事、

二条御米蔵、不残開、又は其儘倒れ、大抵無残損申候、市中建屋土蔵、残り無御座候様損じ申候、右混雜仕候処江、色々悪風聞異説申候に付、別而人氣逆立、四方火柱立と申触候、何時出火に罷成、又は大地震御座候哉と申立、二日夜より六日迄、家内不残片付、大道に莖、或は疊敷、一人も家内に居候もの無御座候、昼夜昨晚迄何度と申無限、地中時々鳴動仕候て相鎮り不申候、

(中略)

七月五日

田安御用達町日野屋市右衛門店、道中荷物宰領致し候もの、  
三河屋金次郎

右之者、当六月中京本店江相越居、七月十四日、彼地出立、江戸着いたし候、其者見聞の次第、承り候まゝを記し候、

(中略)

二条御城北御門西側石垣十九間余、堀の中へ崩れ込み、西石垣御門総崩れ、往来難成、



一諸御役人御番衆之屋敷、不残大破、総体御城内之塀柱、折れ候様子、

前略大変之珍敷事に候、七月二日朝晴天、夫より間もなく薄雲(曇カ)に相成、此日残暑難凌いきれ、夕七ツ時過頃、遠雷の響ぞと思ふ間もなく、俄に大地震鉄砲の如く、見ゆる向小屋はひしなりの如く見ゆる故、湯遣(は)わんとせし処、浴衣も無之儘、思はず最早六七間飛出し、馬場通江出、四方を見るともなくゆめのごとく、御土居通土べい土瓦、みなく粉のごとく飛散し、所ろくたをれるやと見る内に、御番土小屋五六軒、びしやくぐわらくくと、程もなく静し処に、侍一人、つぶれし壁土の中より掘出し、此方のかたには、戸板に荷ひ中間二人をほり出し候由、侍は半死半生、生の程無覚束、中間二人は介り可申候哉の気色、其外御櫓々々、并石垣、御堀石垣、所々大破、高麗御門とか申候、ねぢれ傾き、西追手御門両類の石垣、崩れ落ち、おなじく橋ねぢれ、其外御土居へ上り候段石、并外に石垣四尺四方位之石、化し飛んで下におち、上(な脱カ)るは不落、同心に怪我人、東西にて四五人、即死一人有之由、東番頭小屋玄関、震ひ崩し、即時諸司代登城、御殿下々見分有之候、御番土小屋は不残壁落、瓦も落、住居不相成、其内漸々三四軒も小壁落候位之事に而相濟候、私小屋は、仕合と近頃御修復有之候小屋に而、小壁一ヶ所、下陣二ヶ所、少々床の間凹み、寄代(奇)の事は播鉢形の手水鉢、台の高さ三尺程、其上江置候水も一杯入候を、五六尺も間有之候、葉蘭殊之外茂り候まん中江、飛込有之候程の事に候、真(九カ)に十死をのがれ申候得ども、夫より時々折々震動にて、人々も驚き、一ト夜中外にて明し申候、翌日に成候而も震動猶止み不申候處、五ツ時過る頃より少々薄らぎ候儘、小屋々々江引取申候、禁裏御所も如此強く当り候よし、外に町々は、御城程は当て不申候由なれども、土蔵三四五ヶ所潰(時脱カ)ぶし、即死怪我人多く御座候由、地震最中出火御座候得共、即(時脱カ)に取鎮め候由、小屋内より能ぞ出火不仕候事に候、翌日四ツ時頃より雨降出、八ツ時頃より晴候、其外已に打ひしがれんとせしもの、数をしらず、顔手足に少々づゝ怪我致し候ものも数不知、実に最中は筆紙に尽し難き大変

のけんまく、土煙天をこがし、城外の老若男女のなきさげぶ声、石垣の瓦の落る音、大地の震動鳴渡り、私も逆も助り不申と覚悟極め居申候、不残皆々必死の気色に見へ申候、所々の地のひゝわれ裂候所、四五間の間だく御座候、○略図アレド略セリ、

御城際に而は一尺四五寸、大き凹地の総体之三尺程も有之所も御座候、其外稻荷曲(輪脱カ)に有之候石鳥居三ヶ所之内、一ヶ所こなく、石灯笼六七ヶ所、不残崩、与力同心の小屋、半分はびしやくとつぶし、家根の瓦の間より、物を掘出し居候所見分仕候、京地の大丈夫地面、ひゞわれ候所を御さつし、大変に思召可被下、其外水道具、焼物類、雜具、皿鉢類、不残くだけ、手前より不残小屋中の損毛多(大)かたならず、土用中より照続、炎暑強故か、斯様の奇変御座候、荒増申上候、以上、七月三日認め 礎之助

同三日、終日遠雷のごとく時々震動致し候間、各強成候上は、外の広みへ出候事に申合、都合能方へ各三四人づゝ出居候、今日承り候説、有馬山焼候由承り申候、地震とも不分響に御座候、其外承候、地類御門通、并御土居石垣大崩れ、御堀江崩入、詰り所司代家来小性已上六七人、大怪我有之候、即死両三人も有之候由、是はねり塀の際を通り、一度に押打れ候由、其同夜野宿同様、中には駕籠取出し是に乗、野陣張居候、時々震動ある故に候、其外風説種々様々御座候得共、荒増申上候、今夕土居へ上り見候所、不残石垣より六七尺或は三四尺、式三尺間に有之候處、ひゞわられて口明き、石垣土とはなれ候様にて、大雨降候はゞ、其口より水流れ込候はゞ、一度に押し崩し可申体に相見江申候、左候はゞ御土居上之松大木も落入可申気色に相見へ申候、其響にて又々住居江痛入べくと存申候、私方小屋へ相組岩下又四郎相小屋に致し、一軒に式人居、狭き所に下々打込、扱々混雜仕申候、少々震動の様に覺申候、今西御門台石垣崩かゝり候處、取崩し申候音に而、人々時々驚申候、外御米蔵三四ヶ所大崩、怪我人三四人御座候、先今日八ツ時迄、無恙罷在申候、御覽後、近所の人々江御見せ可被下候、

御隠居様

碓之助

5 文政十三年

文政十三年京都大地震時の詳細な地震記録。

〔地震日記〕

〔表紙〕  
地震日記

地震紀事

清渚文藁

地震日記

梅川重高 記

連日地震国典所記皆為祥悉而爾來諸書所記概多疎漏為可憾耳、去年大震予親詳記載在左記、今更刪其繁作地震日記云

天保二年正月元日梅川重高

文政十三年秋七月二日丁巳申下刻地大震從西北來、其響如雷自申迄卯十八度、官舍民屋破壞頗仆或有压死者、

三日戊午辰刻大震二度、至夜六度、至旦四五度、

自四日己未至六日庚酉凡每時震或微或甚、

七日壬戌五度、

八日癸亥午刻未刻子刻各一度、寅刻大震一度中震一度、

十一日丙寅夜四度、初一度甚、此時亦处处破損、六月下流以來至今日初雨、

十五日庚午亥半刻一度、

十六日辛未申刻一度、

十八日壬酉暴雨、

十九日甲戌暴雨洪水、音羽川崩溢、酉半刻大震、

二十日乙亥卯半刻強震、雨未止、此日清水寺廊廡顛倒七間二尺五寸、

二十二日丁丑未刻一度、

二十五日庚辰三度、

二十八日癸未夜大雨大雷時時地震、  
三十日乙酉暮時一度、

八月三日戌子夜微震六度、後大震一度、

四日己丑寅刻午刻各一度、申刻三度、

五日庚寅暮一度、

六日辛卯丑時強震一度亦微、

八日癸巳旦二度、午時申時各一度、小動二戌半刻一度、

十日乙未夜二度、

十三日戊戌巳時震雷聲、

十四日己亥丑時震、

九月朔丙辰、寅時一度、今日三度、

七日壬戌、丑刻一度、

十一日丙寅戌刻一度、

十三日戊辰、夜二度、

十四日己巳、三度、夜一度、

十七日壬申、申刻一度、戌刻二度、

二十五日庚辰、四度、或小或大、

二十六日辛巳、深霧、辰刻三度、巳刻二度、各烈、

冬十月十七日辛丑、二度、夜自酉至戌小震三度、後又二度、

十一月六日庚申戌、下刻大震、後小動三度、亥上刻一度、後至旦三度、

二十六日庚辰、夜五度、昨今雪降、

十二月四日戊子、曉一度、

十日甲午、

詔書改文政十三年為天保元年、依地震也、

二十八日壬子、酉時強震一度、至旦四度、

二十九日癸丑、午剋強震一度、

紀京師地震事

岡崎元軌 記



文政十三年歲次庚寅秋七月二日丁巳晡時 京師地大震□□而止、及夜復震以十數、上自

北闕

南宮及王公邸第列卿摺神館舍下至武弁吏卒廨署莫不墮、至若二条城是東武騎士瓜期交承更番警衛柴戟森嚴備豫不虞重門襲固姦宄是防所謂金湯不啻也、然為所頹者數十丈鉄門亦殆壞、他如神祠仏寺殿堂門廡罕有完者、至於華表石燈或折或踏不可枚舉、墳墓碑銘則或仆或碎亦不忍視、但八坂東寺兩浮圖及感神院石華表南禪寺大燈籠、皆 京洛一壯觀、人或危之而歸然無故、方広寺前首塚上石塋其首輪輻墮平地而已、若夫街衢洞達閭閻數千惟民所止、良賤雜處雖貧富不同華質異制乎、參差遷迤某布櫛比俄而蠕蠕搖搖及其倉廩府庫門墻藩溷悉皆傾側圯毀即時顛倒亦不為不多矣、至湫隘陋巷負郭狹斜莫不皆然、斯時也黑烟覆空妖氛募地如簸如篩如旋如踊、其条也如鼓如憂如破如裂、其響也山鳴谷応岸頽水渾樹為之撓石為之軋鱗、不得潛羽不得翔耳日所觸一無靜者、少長男女驚愕周章號號皆有灰色、及棟崩瓦墜柱傾墻倒壁破竈摧焉則毀傷是懼扶老携幼東奔西走祇恐其後、或入竹林或遯荒野而昏暮尚未還、雖有婦者亦闌其戸聞無人未審其狀也、狐疑不敢入居、其室且畏屢震故露次于外者連夜闔 都皆然、加旃丙王是戒暴客是禦流言方輿巷說紛紜是以人心洶洶不得、安息桴鼓擊柝徹夜無已坊正里胥為之勞悴、自而後日日夜夜無時不震、至今再閱月尚未止、嗚呼何其震之暴一至此也、若土庫板屋以漸壞者比比有之、既倒者撤之將顛者支之家家事土木人人苦拮据街頭累土路傍碎尾行道之人殆為之阻運送、竹木者相望于路工師匠人日弗暇給、雖積年累歲猶恐不遍亦惟震余所及而事不可緩也、每震人輒為之唱曰、與奈越之乃 邦俗止震之咒也、蓋取矯世俗流弊之義也歟、或曰、夫人由儉入奢易由奢入儉難、方今承平數百年民情日渝怠惰遊戲浮靡奢侈不期然而然、何況 輦轂之下万物殷阜四方輻輳繁華雜踏風流溷染而無節者乎、吾猶及記天明之末凶飢荐臻尋以戊申之春 京師大災宮闕及市井一朝灰塵物皆歸烏有、人不得燕居下民殆不免凍餒矣、尚幸 東府新政号令嚴明除弊事卹民隱道之、以德示之以儉由是時俗改奢即儉人懷寧固今也、則否業已經四十余年而万戸千門漸復旧觀家、安其所 都人士女絃服靚粧華侈是務奢麗相高貴弄物賤用物珍玩奇貨

惟求惟尚、下至裨販傭夫奴婢童僕服美自悅浸淫陵遲日甚一日痛乎、風俗之移人也其夫為所移者幾希奢之弊也、害亦不細桂玉之嘆職、是之由夫不能安分知足者小人常情也、天譴神怒今遭斯變不亦宜乎、余謂雖非無此理亦未必然也、古云、震者陽伏陰迫不得升故也、且夫天災流行國家代有、在昔帝堯有九年之水、成湯有七年之旱、聖賢治世猶所不免、吾儕小生何議之為先是、寶曆紀元 京師地震距今八十年而今秋大震十倍之、戊申大災上距宝永戊子八十一年矣、又倍蓰于前蓋數之所極天運或然歟、以為天神譴怒不亦已甚乎、今也 都人遭此變懼斯患誠可愍而可惻也、是故雖不能究其詳粗記梗概如此至、若曰、天變不足畏則君子所不取也、是歲季秋月朔岡崎元軌稿、

6 天保二年十二月

二条城内外・外米蔵とも修復に付入札触が出る。

〔京都町触集成〕十一―一二七四

- 大工方 壹口
- 一木挽方 壹口
- 鍛冶方 壹口
- 饒方 壹口
- 一財木方 壹口
- 一屋根方 壹口
- 瓦方 壹口
- 一壁方 壹口
- 塗師方 壹口
- 一疊方 壹口
- 小買物方 壹口
- 石方 壹口
- 一音羽谷より石切出シ運送居手間共 壹口
- 土砂方 壹口
- 損料物方 壹口
- 一手伝方 壹口

中日雇方

右者二条御城内外并外御米蔵とも御修復ニ付、右口々入札申付候間、家持ニ而望之者来辰正月八日より十日迄之内、家持受人召連、(後略)

卯十二月

7 天保三年七月四日

二条城内外地震破損所修復に付触が出る。

〔京都町触集成〕別巻二―補一一六六

今度二条御城内外地震ニ而破損所御修復ニ付、御城近辺之町々別而火之元入念、町役之者繁々相廻り、無油断様左之町々江可申触候、

一右御修復中若出火有之候節者、左之町々より人足老人宛、尤夜分ハ外ニ挑燈持老人差添、明五日より普請場所竹屋町口御柵外へ早速欠附可申候、

右場所江雑色町代罷出居候様申附置候間、其旨可相心得候、勿論右御用懸り力同心取斗可申候間、差図可請候、

但し、下立売(北脱カ)より新町より東、三条より南之出火二者不及其儀候、

北樫木町通迄、南姉小路通迄、東油小路通迄、

右之通申附候条、洛中洛外裏借家ニ至迄、火之元入念候様可相触者也、

辰七月四日

8 天保三年七月

二条城内外地震破損所修復に付触が出る。

〔京都町触集成〕十一―一三四

今度二条御城内外地震ニ而破損所御修復ニ付、御城近辺之町々〔別而〕火之元入念、町役之者繁々相廻り無油断様可申触候、

右之通洛中洛外裏借家ニ至迄、火之元入念候様可相触者也、

辰七月

9 天保十三年十二月

二条在番の面々借財に付触が出る。

〔京都町触集成〕十一―六八二

二条在番之面々在番中雜費多候歟、日用之品掛ケ買いたし、連年払方をも及延引候より追々当地ニ借財相増、仍而ハ御城中江立入候商人とも自然物価を引上ケ候ニ至り、借財無之輩も無拠高価之品を買もとめ、要用相弁候趣相聞、右商人共不埒之事ニ候、以来在番之面々聊之買物いたし候共、決而掛ケ買致間敷筈ニ候間、御城中ニ而買求候品、高価之売買致間敷、若市中之直段ニ見合、高直之品候ハ、其趣御番衆より頭々江申聞候積候間、商人共も懸ケ売決而致間敷、万一払方滞候ものも候ハ、其段頭々江商人共より訴出候様可致候、

寅十二月

### III 『京都役所方覚書』

1 年月日未詳

石清水八幡宮の御造営についての覚書。

〔京都役所方覚書〕

杜堂恩造宮、寛永十三年、奉行松平越中守、御代官藤(林カ)村市兵衛

同御修復、寛文四辰年九月卅日より、同五巳年極月十五日出来、御入用銀四百七拾五貫五貫目余、但金二五兩大(衍カ)

御番鈴木九左衛門、永田孫次郎、

一岩清水八幡宮

御本社御修復、元禄五申年五月廿六日より、九月廿六日

迄ニ出来、御入用銀八拾六貫三百三匁八分一厘三毛、但

金ニシテ千四百三十九兩式歩余、奉行小笠原佐渡守与力同

人(後略)

2 年月日未詳

下村勝助支配の二条城内掃除役六カ村書上。

〔京都役所方覚書〕

御朱印、但、板倉伊賀守宛所ニ而可成奉書由御文言有之、  
一知行百九石七斗七升余 下村勝介

三条天部村 六条中嶋村 田中川崎村

東山滝ケ口村 蓮台野村 北小路村

右六ヶ所之穢多并洛中青や共、勝助支配致し候ハ掃除申付候、

3 年月日未詳

二条城の城郭・天守の間数および銀錢銅鉄所蔵高書上。

〔京都役所方覚書〕

東西 南ニ而式百四十九間半  
北ニ而式百四十九間

一御城郭 西ニ而闕廿間

但、城州葛野郡 南北 東にて百人拾五間半  
西にて百六拾五間半

一御天守 梁行十間老尺六寸桁  
行十一間式尺五寸

高サ十四間程

一白銀千貫目 御本丸御蔵ニ有之、

但、三輪市十郎并御蔵衆三人預り、年々両御番頭山岡七右衛門、

鈴木市兵衛立合封印、

一錢四千百九貫文 二ノ丸御台所前御蔵ニ有之、

但、御蔵衆三人之預り、

一銅六千八百四拾七貫目 同断

一鉄三百拾三貫目 同断

4 年月日未詳

二条城内外御蔵数書上。

〔京都役所方覚書〕

御城内御台所前 八間  
一三間梁廿式間 但、七間 三戸前 老棟

米高三千三百石程相詰候、

御城内西御門之内 但、八間 式戸前 老棟  
一三間梁二十七間 九間

米高式千四百石程相詰り候、

御天守下 一三間梁ニ拾八間 但、九間 式戸前 老棟

米高式千六百石程相詰り候、

御城外御蔵 一三間梁ニ式拾間つゝ 但、拾四戸前 七棟

米高式万式千五百石程相詰り候、

御城内外御蔵數十棟廿一戸前

此米高三万八百石程相詰り候、

御城外 一三間梁二十間 但、式戸前 老棟

是ハ小堀藤三郎御預り之処、天和三亥年断有之半分仕切、式戸前御

蔵衆被請取候、但、大豆入置候由、

御城外 一式間梁ニ廿間 但、式戸前 老棟

是ハ繩藁等入置候、

一老間半梁ニ式間 老ヶ所

是ハ手形帳面等入置候、

5 年月日未詳

二条城御蔵詰米および渡り方の覚書。

〔京都役所方覚書〕

米式万式千三百石余江州米 年ニより増減、  
内 四万四千石 冬詰 五畿内米少々  
老万八千三百石余 春詰 相詰候儀も在之候、

一 二条御蔵詰 大豆五百石程江州大豆 年ニより増減有之

右渡り方

一 公家衆役料御合刀力

一 京都火消被 仰付候大名御扶持方、九月朔日より三月卅日迄之分被下候、

但、三百人ふち

一 所司代組同心御切米御扶持方

一 所司代組同心御切米御扶持方

一 所司代組同心御切米御扶持方

一 所司代組同心御切米御扶持方

- 一 両町奉行役料并同両組与力同心御切米御扶持方
- 一 禁裏御所附之面々与力同心御切米御ふち方
- 一 山岡七右衛門役料并与力御切米御扶持方
- 一 鈴木市兵衛役料、同与力同心御切米御扶持方
- 一 都筑惣兵衛御切米、同同心御切米御扶持方
- 一 隠岐五郎大夫同心御切米御扶持方
- 一 三輪市十郎 但、坊主御切米御ふち方
- 一 御城内時之太鼓御用抹香并鈴<sup>(糸)</sup>京等之代
- 一 武田吉仙御切米
- 一 鷹峯御菓園預り兩人御切米、同荒子御切米御ふち方
- 一 女五宮附田中筑後御切米
- 一 連歌師里村昌陸御扶持方
- 一 高橋彦八郎御切米御ふち方
- 一 中井主水御扶持方
- 一 中井源八郎御ふち方
- 一 三宅新十郎御切米御扶持方
- 一 後藤縫殿御切米
- 一 二条御蔵手代御切米御ふち方
- 一 同御蔵番御切米御ふち米
- 一 同小上ケ御ふち方
- 一 御城内御蔵詰米外御蔵場より駄賃  
右之分定渡り 但、米高老万五千四百六拾五石九斗程  
年ニより少々増減有之、  
外ニ賀茂葵祭御下行米七百九拾石、元禄七戌年より渡  
ル、
- 一 二条御目付兩人御扶持方
- 一 大御番衆之内御破損奉行御ふち方
- 一 大御番頭兩人御合力米之内五分一米并大豆
- 一 同両組御番衆同断

- 一 同両組与力同断
- 一 同同心御ふち方

右之分高二応し多少有之但、米高四千式百拾式石程、年ニより不同

此外不意之渡り方有之、大豆四百五拾石程、年ニより不同、

右御詰米大豆於御蔵場東横内拵拵出日用人足賃并筵諸道具損料共、先年者百姓ニ懸り候得共、元禄二巳年之御納米より公儀御払ニ罷成、大坂御城銀ニ而相渡り候、且又御蔵場入用墨筆紙代銀、同年より大坂御城銀ニ而相渡り候、

右大坂御城銀にて相渡候銀高老ケ年ニ式貫目、尤年ニより不同有之、金ニシテ卅三両老步余、

6 年月日未詳

二 条城御蔵入用に懸る国および御蔵修復入用銀割方の覚書。

〔京都役所方覚書〕

- 一 山城 大和 丹波 御蔵入之村々より御城外御蔵入用銀之内、竹縄藁人足代銀役高二応し出之候、但、人足老人ニ一日五合宛御ふち方被下之候、
- 一 御城内外御蔵御修復御入用銀小堀藤三郎より相渡り、奉行之儀御城内ハ御番衆被相勤候、御城外ハ小堀藤三郎相勤候、
- 一 二条御城外御蔵四ヶ所、元禄六酉年御修復落札御入用銀高拾貫六百八拾三匁余、奉行小堀藤三郎、金ニシテ百七十八兩余、

7 年月日未詳

二 条城の御蔵手代・御蔵番・小上ケにつき覚書。

〔京都役所方覚書〕

- 一 御蔵衆老人ニ手代式人つゝ、御切米老人ニ七石式人ふちつゝ手代六人  
米高六拾三石六斗程 但、ふちきり米共  
同所御蔵番
- 一 御蔵番式人、御切米老人ニ三石五斗老人ふちつゝ、  
米高拾石六斗程 但、扶持切米共

同所小上ケ

一 小上之儀、先年ハ頭四人、平六拾人在之、賃銀ハ百姓より出之候へ共、元録<sup>(録)</sup>三午正月新規召抱、頭三人、平三拾五人二人數極り候、頭ハ金五兩二式人ふちつゝ、平ハ金三兩二老人半ふちつゝ被下候、給金ハ大坂御城金ニ而相渡り候、頭三人者大坂御藏小上頭並ニ刀帯候様ニ致度旨御藏衆願ニ付、御藏御用相勤候節、又者御藏衆用事被申付候時ハ刀可帯候、常々者無用之由申付候、

小上給金 百廿兩

同御ふち方 百五石三斗程

IV 『京都御役所向大概覚書』

1 年月日未詳

二条城諸役人御役屋敷・組屋敷間数書上。

(京都御役所向大概覚書)

一 東御番頭并与力・同心小屋共一構<sup>(朱書)「酒井飛驒守」</sup>毎年交代ニ付御番頭名不記之

東西平均三拾八間

南北平均四拾四間半

一 東組御番衆小屋惣構 東西平均三拾八間余南北平均九拾五間半

一 西御番頭小屋構 東西平均五拾三間南北平均九拾九間

<sup>(朱書)「松平志摩守」</sup>毎年交代ニ付御番

御番頭名不記之

一 西組御番衆小屋構 東西平均拾六間半南北平均九拾九間半

一 同南横手之小屋構 東西平均六拾六間南北平均式拾五間半

一 西御番頭之与力・同心小屋構三ヶ所

内

老ヶ所七間半八間半

老ヶ所八間拾六間

老ヶ所五間式拾老間

一 上使屋敷<sup>東式拾間</sup>

一 役屋敷<sup>南北式拾五間</sup>

此坪式千坪

駒井庄助  
曲淵十左衛門

六百坪 居屋敷

内

千四百坪 同心式拾人分、老人二七拾坪宛

一 役屋敷<sup>南北七拾間</sup>

此坪五千六百坪

小宮山伝右衛門

居屋敷

内 千四百坪 同心式拾人分老人二七拾坪宛

三千式百坪 与力式拾人分平均老人二百六

拾坪之積、

但、曲淵十左衛門与力老拾人

之屋敷共

<sup>御鉄砲奉行</sup>富田平右衛門

<sup>同</sup>梶助右衛門

右式人

但、組屋敷江之往来道、南北拾間程之所、年貢地老ヶ年二米老斗宛

組中より正徳四年迄土屋町勘兵衛と申者方江為年貢相渡、其已後

者水口飛驒方江相渡候由、

一 役屋敷<sup>東西八拾間</sup>北式拾老間<sup>御殿番</sup>三輪七之助

此坪数千六百八拾間

内

東西三拾間 組屋敷

南北式拾老間 此坪七百九拾八坪

一 役屋敷<sup>東西三拾間</sup>

一 役屋敷<sup>南北三拾間</sup>

<sup>御藏奉行</sup>多賀彦八郎

<sup>同</sup>伏谷久太夫

- 一 役屋敷 東西拾間 能勢平右衛門
- 一 役屋敷 南北拾間 同
- 一 役屋敷 東西拾間 奈佐清太夫
- 一 役屋敷 南北拾間 右四人
- 一手代屋敷 東西拾間五尺余
- 一手代屋敷 南北拾間式尺余

二条御藏手代屋敷北之方拾間、屋敷之境道東西長九間南北幅老間余之所、正徳二辰年より聚楽新シ町年寄勘兵衛と申者御藏手代と相對二而、右道之地代老斗六升宛取來候処、右勘兵衛不届有之正徳四年十二月追放ニ成り、今度持家并家屋敷闕所ニ罷成、御弘二付遂吟味候処、右御藏手代屋敷北側之道、場所ハ北野境内真盛之凶子ニ在之、本光院寺領ニ而六軒町通一条上ル若松町百姓伏見屋藤十郎と申者之持地ニ無紛候、右道之義勘兵衛闕所ニ成、御取上ケ地ニ罷成候ハ、手代共屋敷地之内江附ケ申度之旨、御藏奉行四人相願候、依之伏見屋藤十郎・勘兵衛招呼、道ニ罷成候場所者荒地ニ而候間、勘兵衛相對ニ而徒ニ取米候老斗六升之年貢可出道理ニ不相聞候、自今已後老斗六升之道代ハ請取不申、其儘ニ而道ニ致置候様ニと藤十郎江申渡、為後証一札申付候、尤御藏奉行江も正徳五未年九月廿三日右之通申渡候、

2 年月日未詳

二条城の城郭・本丸・二之丸など間数書上。

(京都御役所向大概覚書)

- 一 二条 御城有來り候所、慶長七年之比迄新御屋敷と申、又ハ二条御所共申候由、
- 一同 御城ニ御天守・御殿・御家・御長屋・御門・御築地之御普請、慶長七年より同拾一年迄ニ御造営、
- 一同 御城江 行幸ニ付、寛永元年より御普請今之御本丸新規ニ御築足、御天守・御櫓・御多門・御殿等御造営御座候、
- 一 御城郭 東西南ニテ式百四拾九間半
- 一 御城郭 東西北ニテ式百四拾九間半
- 一 御城郭 西ニテ式百四拾九間半
- 一 御城郭 南北東ニテ百八拾五間半
- 一 御城郭 南北西ニテ百六拾五間半
- 一 御城郭 但、城州葛野郡

- 御本丸之分 拾間半
- 一 御天守 拾間半
- 一 附天守 八間半
- 一 三階御櫓 五間
- 一 三階御櫓 六間
- 一 二階御櫓 四間
- 一 二階御櫓 五間
- 一 御多門 四ヶ所
- 一 御多門 四ヶ所
- 一 御座之間 御書院
- 一 御座之間 御書院
- 一 御座之間 御遠侍所
- 一 東御番頭并与力・同心小屋共一構 每年交代ニ付御、番頭名不記之
- 一 西御番頭小屋構 東西平均五拾三間南北平均拾九間
- 一 西御番頭小屋構 東西平均五拾三間南北平均拾九間
- 一 西御番頭之与力・同心小屋構三ヶ所

- 御番頭名不記之
- 一 西組御番衆小屋構 東西平均拾六間半南北平均九拾九間半
- 一同南横手之小屋構 東西平均六拾六間南北平均式拾五間半
- 一 西御番頭之与力・同心小屋構三ヶ所

内

- 一 上使屋敷 東式拾間 駒井庄助
- 一 上使屋敷 南北式拾五間
- 一 役屋敷 東西八拾間 曲淵十左衛門
- 一 役屋敷 南北七拾間
- 一 役屋敷 東西八拾間
- 一 御多門 六百坪 居屋敷
- 一 御多門 千四百坪 同心式拾人分、老人二七拾坪宛
- 一 御多門 東西八拾間 小宮山伝右衛門
- 一 御多門 此坪五千六百坪



千坪 居屋敷

内 千四百坪 同心式拾人分老入二七拾坪宛

三千式百坪 与力式拾人分平均老入二百六

拾坪之積、

但、曲淵十左衛門与力老拾人

之屋敷共

三間梁二五拾四間半ヨリ六拾三間迄、

一 御座之間 御書院

御広間 御遠侍所

御台所 御年寄衆部屋

御玄関 折廻御蔵

御門橋

此外御廊下所々御番所有之、

一 御蔵大小 三ヶ所

一 御米蔵 貳ヶ所

附り 会所三ヶ所

一 御車之御土蔵 老ヶ所

一 御焰硝蔵 四ヶ所

一 御番所大小 八ヶ所

一 大御番頭・同御番衆并与力・同心小屋東西二御座候、

一 御本丸・二之御丸二有来り候御蔵部屋々々廊下等末々御家ハ、貞享年中

(政直) 土屋相模守殿御所司之時よりたゞミ取候様ニ被仰付、只今残り候所々、

右之通ニ御座候、

二之御丸之分 二階御櫓 四ヶ所

内

巽隅五間 坤隅四間

乾隅五間 艮隅五間

一 太鼓櫓 三間

一 御門櫓 東北西二有、三ヶ所

一 御門 御唐門共 九ヶ所

二之御丸所々二有、

一 御座之間 御大広間

御遠侍所 御小広間

御式台 蘇鉄之間

御玄関 御台所

御料理之間

此外御廊下溜り之間

### 3 年月日未詳

#### 二条城内外の御蔵数并糶大錢銅所蔵高書上。

〔京都御役所向大概覚書〕

二 二条御城内外御蔵数并糶大錢銅之事

御城内ニ御丸御台所前 御本丸高麗橋前 御本丸高麗橋前 御本丸高麗橋前 御本丸高麗橋前

一 三間梁二四拾八間 七戸前 老棟

御詰米七千三百石程相詰り候、

右七戸前之内 六戸前者七間宛 但七百石程宛入

一 三間梁二拾七間 貳戸前 老棟

御詰米貳千五百石程相詰り候、但老戸前千貳百五拾石程宛、

御天守下 一 三間梁二拾八間 貳戸前 老棟

御詰米貳千六百石程相詰り候、但老戸前千三百石程、

御城外御蔵 一 三間梁二貳拾間 拾四戸前 七棟

御詰米貳万貳千四百石程相詰り候、但老戸前千六百石程宛、

同 一 三間梁二貳拾五間 四戸前 貳棟

御詰米七千石程相詰り候、但老戸前千七百五拾石程宛、

同 一 三間梁二貳拾間 貳戸前 老棟

御詰米貳千八百石程相詰り候、但老戸前千四百石程宛、

同  
一三間梁ニ式拾間 式戸前 壹棟

御詰米式千四百石程相詰り候、

是者五間蔵壹戸前、先年より小堀仁右衛門江借シ置申候、  
残拾五間蔵壹戸前ニ而式千四百石程入

御城内三ヶ所御蔵拾壹戸前

詰高壹万式千四百石程

外御蔵拾壹棟式拾壹戸前

一大錢七千七百七拾貫五百式拾八文

宝永七寅十二月より正徳六申二月迄  
御蔵有

是者二之御丸御米蔵江入置申候、

詰高三万四千六百石程

右御蔵数合三拾式戸前

詰高合四万七千石程 大積

一御本丸御多門御糯米千石

元禄十三辰より同十五年迄  
御蔵四戸前ニ納

(貼紙)  
二条御蔵ニ有之候大錢不残享保元申十月十六日迄ニ呉服師共江

相渡申候

一銅三千百式拾九貫目

諸御用ニ段々相渡ヌ残  
御蔵有

是者二之御丸御米蔵江入置申候、

一二之御丸有之 行幸御賄古御道具、是ハ朝鮮人来聘之節毎度御用ニ立申

候、正徳元卯年朝鮮人来聘之節、本国寺御賄方辻弥五左衛門・古川武兵衛・

古川岡右衛門江相渡、御用ニ相立候品々之内、御屏風七双并真鍮銚子提ハ

致返納、其外ハ不残御遣捨罷成候、右之外残御道具三輪市十郎并御蔵衆四

人預り、

4 年月日未詳

二条城内外の御蔵内錢座運上金銀書上。

(京都御役所向大概覚書)

三 同所御蔵ニ有之錢座運上金銀之事

金合三万八千八百八拾八兩

銀合五百九拾式匁壹分六厘七毛五弗

内

金壹万八千八百七拾兩式步銀八匁七分壹厘 御買米代

是者御買米三万俵、石高壹万三千三百三拾壹石七斗之代、

但、壹石ニ付平均六拾式匁八分五厘四毛内

金四百三拾九兩三歩銀六匁式分

諸色入用

是者御買米三万俵大坂ニ而相調、江戸廻被仰付候ニ付、江戸・大坂ニ

而諸色御入用并右御用相勤候町人兩人江被下候御金共如此、

式口金都合壹万式千三百拾兩壹歩銀拾四匁九分壹厘

銀ニシテ七百三拾八貫六百式拾九匁九分壹厘

但、六拾目替

右者当春御買米為御用芳野屋惣左衛門・中川清三郎代乾忠右衛門大坂江

罷下、調上候御米代并御米廻船ニ積立、大坂表出船江戸着浅草御蔵詰迄

之諸色入用金、町人共差出候勘定目録吟味之上相違無之ニ付、此度御金

不残三輪市十郎方より請取、右町人江相渡り候、

但、宝永二酉年七月(信傳)安藤駿河守・水谷信濃守組勘定方役人請取手形ニ、

三輪市十郎・松平紀伊守殿与力兩人宛所ニ而、安藤駿河守奥書ニ松平

紀伊守殿裏書、錢座運上金を以可相渡旨、右裏印ニ而相渡り候、

金八千六百拾兩壹歩式朱

銀五百五拾式匁五分三厘

是者宝永三戌年七月・八月四ヶ度ニ江戸上納為替ニ成候ニ付、芳野屋

惣左衛門・中川清三郎相納、御金奉行四人より三輪市十郎方江請取証

文来ル、

金五千五百式拾式兩式步銀五匁四分三厘

是者親王大准后御構御築地入用金都合六千拾七兩銀拾匁八分八厘之内

江請取、職人共江銘々相渡申候、

但松平紀伊守殿組与力・普請奉行兩人請取手形ニ、三輪市十郎并紀

伊守殿与力兩人宛所ニ而紀伊守殿裏書、錢座運上金之内を以て可渡

旨、右裏印ニ而相渡り候、

金四千四百八拾七兩

是者牢屋就御普請入用金、安藤駿河守組公事方与力式人・中根撰津守組公事方与力式人請取手形二而、三輪市十郎并松平紀伊守殿組与力式人宛所ニ安藤駿河守奥書、松平紀伊守殿裏書、錢座運上金を以可相渡旨、右裏印ニ而相渡り候、

〔後巻〕  
〔但〕正徳五未年三輪市十郎より指出候帳面之写」  
残 金九百五拾七兩三步式朱  
銀拾九匁式分九厘七毛五弗

5 年月日未詳

二条城内外の御蔵詰米大豆并御役料御切米御扶持方定渡方覚書。

〔京都御役所向大概覚書〕

四 同所御蔵詰米大豆并御役料御切米御扶持方定渡方之事  
附、自分知行高付之事

正徳四年年割賦  
米三万五拾壹石九斗八升四合

一内 六千石  
式万四千五拾壹石九斗八升四合 冬詰 二条御蔵詰  
春詰

〔貼紙〕  
御用米三千石

右者御詰米高之内」

大豆四百石六斗四升壹合

内

一米百七拾五石 伝奏料 庭田前大納言

右者家来手形二所司代裏判

一米百七拾五石 伝奏料 徳大寺右大将

右者家来手形二所司代裏判

一米四拾石 議奏料 中山前大納言

右同断

一米四拾石 同断 鷲尾大納言

右同断

一米四拾石 同断 岩倉中納言

右同断

一米四拾石 同断 石野宰相

右同断

一米四拾石 同断 石井右衛門督

右同断

一米四拾貳石 御切米 清閑寺頭弁

右者家来手形二両伝奏家来奥判、所司代裏判

一米三拾石 神事料 白川中将

右同断

一米七拾石余 禁裏御児 式人御扶持方

右者家来手形二所司代裏判

一米五千五百三拾石余 自分高五万石 水野和泉守組

内

四千石 与力五拾人御切米壹人二八拾石宛

千石 同心百人御切米壹人二拾石宛

五百三拾石余 同心百人御扶持方壹人二三人扶持宛

右者与力手形二所司代裏判

一米六百石 御役料 自分高貳千石 山口安房守

一米貳千三百六拾五石余 同人組

千六百石 与力貳拾人御切米壹人二八拾石宛

内五百石 同心五拾人御切米壹人二拾石宛

貳百六拾五石余 同心五拾人御扶持方壹人二三人扶持宛

一米六百石 御役料 自分高千石 諏訪肥後守

一米貳千三百六拾五石余 同人組

千六百石 与力貳拾人御切米壹人二八拾石宛

内五百石 同心五拾人御切米壹人二拾石宛

貳百六拾五石余 同心五拾人御扶持方壹人二三人扶持宛

一米千貳拾三石余 自分高千七百石 久留伊勢守組

六百石 与力拾人壹人二六拾石宛

内式百八拾石 同心四拾人御切米 老人二七石宛

百四拾三石余 同心四拾人御扶持方内 三拾九人八式人扶持 老人八三人扶持

右者伊勢守手形

一米千三拾五石余

六百石

内式百九拾石五斗

百四拾五石余

右者丹後守手形

一米五百式石余

式百四拾石

内百九拾式石

七拾石余

右者伊豆守手形

一米五百三石余

式百四拾石

内百八拾九石

七拾四石余

右者伊予守手形

一米三拾石

但、老人二付五石宛 御扶持方無之、

右者久留伊勢守・小宮山丹後守手形

一米百式拾石

御役料

右者直手形

一米九百六石余

六百拾三石五斗

内式百式拾八石八斗

六拾四石余

右者伝右衛門手形

一米百式拾石 御役料

右者直手形

一米九百六石余

六百拾三石五斗

内式百拾八石六斗

七拾四石余

右者十左衛門手形

一米三拾五石

御切米

但、自分高四百石 内三百石八地方百俵八御加増、但三斗五升入

一米式百式拾七石余

右三拾五石八所司代裏判二而二条御蔵米請取

是者 御城時之太鼓打申御入用抹香代、一日二四合宛太鼓坊主手

一米七拾七石

六拾石余

内

右者七之助手形

一米七拾石

御切米

右者所司代并兩御番頭裏判

一米六拾石

御役料

一米七拾三石余

四拾七石

内

式拾六石余

右者平右衛門手形

一米七拾石

右者所司代并兩御番頭裏判

自分高四百石 曲淵十左衛門

同心組

与力拾人御切米 老人二六拾壹石三斗五升宛

同心式拾人御切米内 三拾三人八拾石宛 老人八七石 六人八拾石

同心式拾人御扶持方内 三拾八人八式人扶持 老人八七石 三人八拾石

同心式拾人御扶持方内 三拾八人八式人扶持 老人八七石 三人八拾石

自分高四百石 三輪七之助

同心組

坊主拾七人御切米内 拾六人八拾石 宛老人八七石

同断

坊主拾七人御扶持方 老人二式人扶持宛

富田平右衛門

一米七拾石

右同断

内

同心五人御切米内 四人八拾石宛 老人八七石

式拾六石余

同心五人御扶持方 老人二三人扶持宛

一米七拾石

御切米

一米七拾石

棍助右衛門

内

右者所司代并兩御番頭裏判

一米七拾石

右者所司代并兩御番頭裏判

一米七拾石

右者所司代并兩御番頭裏判

一米六拾石 御役料 同人

右同断

一米七拾三石余

同心五人御切米内 四人八拾石宛

四拾七石

同心五人御切米内 一人八七石

内

式拾六石余

同心五人御扶持方 一人二三人扶持宛

右者助右衛門手形

一米三拾五石

御切米

藤林道寿

右者所司代裏判

一米六拾壹石余

同人組

内三拾五石

荒子拾人御切米 一人二三五五斗宛

五石式斗五升

小頭一人御切米

式拾壹石式斗四升程

荒子拾一人御扶持方内 拾人八一人扶持宛  
小頭一人式人扶持

右者道寿手形

一米式百石

後藤縫殿助

右者両奉行裏判

一米三拾五石余

御扶持方 式拾人扶持

里村昌億

右同断

一米七拾石余

御扶持方 四拾人扶持

中井主水

右同断

一米三拾五石余

御扶持方 式拾人扶持

角倉甚平

右同断

一米五百三拾石余

京都火消番

在京中三百人扶持壹ヶ年分之積

右者直手形

一米七百石程

御目付其外加扶持

是者御目付衆御扶持方并御普請方奉行扶持大工木挽飯米所司代組より被指出候、道中宰領扶持銀吹替御用掛り衆御合力米扶持方等、其

外不時渡り年々高下有之、

一米百四拾壹石余

御城内両同心

同心四拾一人 一人二付式人扶持壹ヶ年分之積

右者御番頭手形

一米百石

西八条六孫王社 祭礼料

右者社僧手形二両奉行奥判所司代裏判

一米千三百三拾石

葵祭御下行米

三百石

所司代裏判

堂上方

内五百五拾壹石八斗

社家手形両奉行所司代裏判

上賀茂

四百七拾八石式斗

右同断

下鴨

一米四千三百石程

御番衆五分一米

一大豆五百石程

同断拾分一大豆

一米百八拾石程

牢舍人御扶持方 并馬借駄賃米共

是者年々高下有之、但両奉行裏判

一米四拾石

御役料

御切米百五拾俵 能勢平右衛門

右者両奉行裏判

一米四拾石

同断

御切米百五拾俵 多賀彦八郎

右同断

一米四拾石

同断

御切米百五拾俵 伏谷久太夫

右同断

一米四拾石

御役料

御切米百五拾俵 奈佐清太夫

右者両奉行裏判

6 年月日未詳

二条城内外の御蔵手代御蔵番小揚書上。

〔京都御役所向大概覚書〕

五 同所御蔵手代御蔵番小揚之事

一米四拾式石余

御扶持方 一人 二三人扶持宛

一 御蔵手代人

御給金八拾兩 大坂ニ而請取  
老人ニ拾兩宛

右者御藏奉行手形兩奉行裏判

一米拾五石八斗余

御藏番三人

拾石五斗

老人ニ付三石五斗宛 御切米

内

五石三斗余

老人ニ付老人扶持宛 御扶持方

右御藏番手形ニ御藏奉行裏判

米百三石余

御扶持方

一御藏小揚三拾八人

御給金百貳拾兩 大坂ニ而請取

内小揚頭三人

老人ニ付 式人扶持宛  
御給金五兩宛

平小揚三拾五人

老人ニ付 老人扶持宛  
御給金三兩宛

小揚之儀先年者頭四人平六拾人在之、賃銀者百姓より出之候得共、元

禄三午正月新規召抱頭三人平三拾五人二人數極り候、頭者金五兩ニ式

人扶持宛、平八金三兩老人半扶持宛被下候、給金者大坂御城金ニ而相

渡り候、頭三人者大坂御藏小揚頭並ニ刀さし候様ニいたし度旨御藏衆

願ニ付、御藏御用相勤候節、又者御藏衆用事被申付時者刀可帯候、常

ニハ無用之由申付、

右之外御法事下行其外不時之渡り方有之、

7 年月日未詳

二条城内外の御藏詰米御入用覚書。

〔京都御役所向大概覚書〕

六 同所御藏御詰御入用之事

一内拵百俵ニ付銀五匁七分式厘宛

一拼出百俵ニ付銀五匁五分宛

一人足老人ニ付銀老匁九分五厘宛

是者正徳元卯九月より当申九月迄請負値段

一右御詰米・大豆於御藏場車積、内拵・拼出日用人足賃并筵諸道具損料共

先年者百姓ニ懸り候得共、元禄二巳年之御納米より公儀御払ニ罷成、大坂 御城銀ニ而相渡り候、且又御藏場入用墨・筆・紙代銀同年より大坂御城銀ニ而相渡り候、

8 年月日未詳

二条城内外の御藏御入用銀および御修復御入用銀覚書。

〔京都御役所向大概覚書〕

七 同所御藏御入用掛ル国并御修復之事

一山城 大和 丹波

右御藏入之村々より御城外御藏入用銀之内、繩藁人足代銀役高二応し出之、但人足老人一日五合宛御扶持方被下之、

一御城内外御藏御修復御入用銀小堀仁右衛門より相渡り、奉行之儀御城内者御番衆被相勤、御城外者小堀仁右衛門相勤、

9 年月日未詳

二条城詰大番頭・大番衆并目付衆合力米覚書。

〔京都御役所向大概覚書〕

八 二条大番御目付衆御合力米之事

仮令

一知行高老万石ニ而者

現米四千石

式千八百八拾石  
七百貳拾石

内

三百貳拾石  
八拾石

五分四米  
五分一大豆

右者御番頭并御番衆同断、但与力者三ツ半物成積ニ而右之通請取之、同心ハ老人ニ付三石宛、

但、元禄五申九月二条御番衆御合力米銀渡りニ罷成候、初半年分代金ハ前年冬御張紙直段、後半分ハ其年夏御張紙直段、右之内五分一米并同大豆之分ハ二条御藏ニ而米・大豆ニ而請取、五分四米大豆ハ大坂



御金蔵ニ而二条御蔵衆老枚手形を以代金請取之、端金之分ハ大坂ニ而  
不相渡候ニ付二条御蔵ニ而米を以請取之、

一二条大坂半年代り之御目付知行高下ニ不依御合力米百石宛大坂御蔵ニ相渡、  
但御扶持方分限ニ応シ京・大坂両所ニ而相渡ル、

10 年月日未詳

二条城大番頭并大坂目付交代覚書。

〔京都御役所向大概覚書〕

九 二条大御番頭并大坂目付交代之事

一二条大御番頭交代 毎年先登り四月十一日京着十三日交代、跡登り同月  
十六日上着十八日交代、旅宿大方ハ蛸薬師通大宮西江入町正運寺、又者  
御城近辺大名屋敷江着候も有之、

一先登り之御番衆ハ十二日・十三日京着十四日・十五日交代、跡登りハ十四  
日・十五日京着十六日・十七日交代、但宿割御番衆ハ一組ニ式人宛四月  
八日・九日京着、江戸下り宿割者三月廿日過京都発足、

一御番衆京都宿割之儀者毎年町代田内彦兵衛・竹内助九郎兩人江申付候、  
尤旅宿江致案内候、

一旅宿場所東西者岩上通より大宮西江入町迄、南北ハ姉小路より仏光寺通  
迄、

一大坂御目付兩人宛毎年三月・九月共両度六日於大坂交代、但江戸より四  
日ニ京着、翌五日大坂江被罷下六日之朝交代、尤兩人共上京之節者京都  
近辺巡見、三十日程宛逗留日限不定、大坂ニも三十日程宛被相詰、其外

不時御用有之節者四五日宛大坂より上京之儀も有之、  
一所司代闕并御在府之内者老人宛京都ニ被相詰候、

11 年月日未詳

二条城の門松鬼割木杭木覚書。

〔京都御役所向大概覚書〕

十二 二条御 城松荘之事

一二条 御城御門松鬼割木杭木、例年十二月廿七八日比小堀仁右衛門方よ  
り稲荷村役人方江申遣、三輪市十郎江相渡候、且又藁竹之儀ハ角倉与一  
方より市十郎江相渡候由、

12 年月日未詳

二条城内外掃除覚書。

〔京都御役所向大概覚書〕

御朱印但、板倉伊賀守宛所ニ而可成奉書由御文言有之、  
十二 二条 御城内外掃除之事

一知行百九石七斗七升余

三条天部村 六条中島村 田中川崎村

東山龍ケ口村 蓮台野村 北小路村

右六ヶ所之穢多并洛中青屋共文六致支配、

御城内掃除之儀文六奉之相勤申候、

右之通ニ候処、宝永五年文六病死、末期之願ニ付不相叶 御朱印御取

上ヶ候故、右之穢多共

御城内掃除相止、六条村・天部村頭分ニ罷成、牢屋敷番いたし候様同年

申渡、其已後

御城内掃除之儀者、所司代より人足被差出候、二之御丸之内掃除有之節者、  
三輪市十郎より所司代江案内有之候得者、所司代組同心小頭老人、平同

心老人、此外所司代足輕杖突指添人足被差出候、二之御丸外榔掃除ハ見  
合所司代より被申付候、其節御城内御番所ニ相詰罷在候所司代同心之内、

老人白衣ニ而奉行ニ罷出候、尤足輕杖突指添人足被差出候由、  
但、外御堀廻り馬場ハ前々より所司代ニ而掃除有之候、

13 年月日未詳

二条城御堀の身抛者の節対応覚書。

〔京都御役所向大概覚書〕

十三 二条御堀江身抛者有之時之事

一身抛又者往行之者踏落候儀有之節者、

御城廻五ヶ所之番人より所司代江訴、早速取揚存命ニ而住所等相知候得者、所司代之家来令吟味其所江送届候、相果候得者両奉行月番之方江申来、同心目付遣之令吟味、様子不相知候時者千本通三条之辻二三日さらし置候、人ぬし不出候得者取かたつけさせ申候、

14 年月日未詳

大坂・二条・大津御蔵詰米大豆覚書。

〔京都御役所向大概覚書〕

六十一 大坂・二条・大津御蔵詰米大豆之事

享保貳酉改

一大坂御蔵詰米石高五万八千石

右者、五畿内・近江・丹波・播磨より納不足之時、丹波・石見・出羽・

越後米等江戸御勘定所より割賦足詰、

一二条御蔵詰米石高三万石余より四万石余迄

右者、五畿内・近江・丹波、年二より播磨よりも納、

一大津御蔵詰米石高四千石程

右者、近江

一大坂御蔵詰米大豆石高貳千石余

右者、摂津・近江・丹波・播磨、年々不同、

一二条御蔵詰大豆石高三百石余より四百石余迄

右者、摂津・近江・丹波・播磨、年々不同、

右大豆者、御蔵詰之外余慶過分二有之候得者取払銀納ニ申付、

V 地誌

1 明暦四年

二条城の挿図および二条城を詠んだ和歌の記載がある。

〔京童〕

〔挿図あり〕 門の形が現状と異なる。天守閣を大きく捉える。門・天守閣・御殿

の鯨が目立つ。堀に亀がいる

○二条の城

弓は袋にいれ。剣は箱におさまる御代なれば。てんしゆのしやちほこも。いよ／＼ひれあり。堀のどうがめもなを歳をつげ。国土安穩にして五つものたなつものます／＼みのれば。民も畔をゆづりあひ。まことに武運長久天下泰平の時也。かゝる折からにこそ発句もざれ歌も

のどけさやかんの苔も鬚矢倉

なれみてもめでたくなりぬ城郭の堀のどう亀いく代へぬらん

2 延宝四年

二条在番の大番頭の交代についての記載がある。

〔日記記事〕

(四月十四日)

「人事」二条御城番替 今日至十九日、御城番替、今朝第一番頭出京、十九日朝第二番頭交替

3 延宝五年

二条城の挿図および二条城を詠んだ和歌の記載がある。

〔出来齋京土産〕 卷之二

〔挿図あり〕 門の形が現状と異なる。堀が凸型になっているが位置がおかしい。天守閣を大きく捉える。門の鯨が目立つ。堀に亀がいる。堀の前に侍一人とその家来二人がいる。)

○二条城

都路のすぐなる政ごといともかしこく。久かたのあめ。あらかねの地たいらげく。うごきなきしるしとて雨風も時にしたがひ。田なつ物はたつもの年ごとにみのり。四方の海も浪しづかに。民のかまどはいつもにぎ／＼しう弓は袋に。太刀は箱におさまる御代なれば殿主の鯨はます／＼鱧をのぼし。惣堀のどう亀も。いよ／＼万歳をとなへ。まことにめでたうおはします。出来齋坊が諸国行脚も道ひろく。関の戸さゝで。千里までもあまねくうるほふ御めぐみの有がたさに

此城の久しかるべきためしには  
かねてぞすめる堀のとう亀

4 延宝六年

二条城築城以前の状況についての記載がある。

〔近畿歴史記〕

「神泉苑略記」のうち

大阪御陣ノ前今ノ二条ノ御城地広クナレリ、此ノ時其ノ辺ノ寺社民家所ヲ  
去ル、干茲石上明神ノ社ニ条冷泉ニアリテ立ノケル其内ナリ、

5 延宝七年

二条城の来歴についての記載がある。

〔京師巡覽集〕 卷之二

○二条城

是レハ冷泉院ノ跡ナリ、二条堀河ノ西ニ当テ高城天ヲ支ヘツベク、東君ノ  
釣命有リテ都督相代テ京土ノ政務ヲナス。又、諸国ノ事ヲ聞テ江府ニ通ズ。  
時人、両手地ヲ抛強ヒテ頓セシム。コレ専ラ囑ヲ求ムル書ヲ得テハ皆水中  
ニ投ズルノ意ヲ持ス。其ノ任、苟ニ重シ。附庸ノ朱幡良、蓋シ間マ来タリ  
テ会ス。コレ生民今五袴ヲ喜ビ、其ノ任ヲ去ルトキハ、老幼輟ニ攀ツベシ。  
京尹、東方自リス。和風刃鋸ヲ戩ム。祥雲瓦屋ニ升リ。平水台牆ヲ遶ル。  
松樹千年ノ色。葵紋四海ノ光リ。天顔誠ニ喜ビ有リ。遅日唐王ヲ起ス。

6 貞享元年

二条城の範囲および寛永行幸を詠んだ和歌の記載がある。

〔菟芸泥赴〕 一一

○二条御城

北は大炊御門より南は三条坊門まで、東は堀川より櫛笥のわたりまで、天守  
は二条通にみゆ、寛永三年九月六日 後水尾院のみかど行幸あり、其ほど  
の儀式古にもためしすくなきけいめいにて記にとゞめ絵にうつして世にめ

で祝ひ奉あへり、明る七日御歌の会有、題は竹契週年 御製

もろこしの鳥も住へき呉竹のすくなる世こそかぎりしられぬ

大御所様于時左大臣御歌

呉竹のよろづ世までもちぎるかなあふぐにあかぬ君か行幸を

大樹様于時右大臣御歌

みゆきする我大君は千世ふべき千ひろの陰をためしとぞ思ふ

猶万歳千秋の治世の声々あまたあり、

7 貞享三年

上京より北を描いた図中に二条城の天守・隅櫓が描かれる。

〔雍州府志〕

上京より北を描いた図中に「二条城」あり。天守と隅櫓を描く。

「形勝門」に「其内中立売橋與下立売橋、每破損所司令改造之、中立売橋公方

家人洛日、自二条城入禁裏之通衢也」、

「城池門」に「二条城 慶長壬寅七年修造之、誠万世之洪基而諸人之所仰也、

裏内太平久人民富庶、是皆金城之庇蔭也」および「斯徒<sup>機多</sup>毎日輪次掃除二条

城外之塵埃、是出自棄不浄者也」とある。

8 貞享三年

二条城の挿絵がある。

〔京羽二重〕 卷六

二条御城の挿絵あり（大きな松、堀にどう亀。侍一人に家来が二人いる。）

9 元禄二年

挿図に二条城についての記載がある。

〔京羽二重織留〕

○二条城 伝云 後冷泉院永承五年始て築くと、又云永禄十二年正月靈陽

院義昭公本國寺にありし時三好が一族蜂起し京師にみだれ入、本國寺を

とりかこむ、義昭公これをふせきてかたき退去す、此時織田信長公尾州

岐阜の城にあり、此よしを聞召ていそぎ上洛し、義昭公に謁し無事を賀し給ひて、畿内近国の諸士に命じて二条の城を経営し、四月義昭公と相ともに移り、五月に信長公岐阜の城へ帰りたまふと也、今高倉通二条の北を天守町と号す、古へ二条の城此辺なりしが、又今の二条の御城は慶長壬寅七年に修造ありしと、又後水尾院寛永元年二条の御城御普請、同二年行幸、秀忠公修之たまふ、まことに万世の洪基太平安穩諸人のあふぎたてまつるところ也

10 元禄十七年

二条城の挿図がある。

〔花洛細見図〕

見開き挿図の文字

二条御城

くはんむ天わう御宇／ゑんりやく年中に／長岡のミヤこを／平安城いまの／京に移さる／四つの海／なミしづかに／民のかまどハ／いつともにぎく／しう／おさまれる／御代とかや

11 宝永三年

三条大橋より二条城までの距離の記載がある。

〔京城勝覧〕

○二条御城

(中略)

洛中洛外三条大橋より行程

二条御城 十七丁

12 宝永五年

二条城東の堀川の宿所についての記載がある。

〔京内まゐり〕

二条御城

御城の東にながる、川は堀河也、此所て宿の所を尋て帰るべし

13 宝永五年以降数年内

二条城の挿図および来歴についての記載がある。

〔都すゞめ案内者〕下

(挿図 一三九頁 南南西側から全体を鳥瞰的に捉える。所司代屋敷が上方にあり。西門の前に侍一人とその家来二人がいる。)

▲二条御蔵衆

本多十右衛門

伴善大夫

杉本善右衛門

長坂新右衛門

二条御城●伝云冷泉院永承五年二はじめてきつく、又云永禄十二年正月靈陽院よしての公本圀寺にありし時三好一族(ママ)蜂起し京師ニみだれいり、本こく寺をとりかこむ、よしての公是をふせきてかたきを退去す、此とき織田信長公には尾州ぎふの城におはしまし此よしをきこし召、いそぎ上洛し給ひ、よしての公に謁し無事を賀し給ひて畿内きんごくの諸士にめいじて二条の城を経営し、四月によしての公と相ともにつり、五月にのぶなが公ぎふの城へかへりたまふと也、今高くら通二条の北を天守町と号ス、いにしへ二条の御城は慶長壬寅七年ニ修造ありしと也、又後水院(ママ)寛永元年に二条の御城御ふしん、同二年行幸、秀忠公これを修したまふ、まことに万代の洪基太平あんをん諸人のあふぎたてまつる所也、

14 正徳元年

二条城の所在地、来歴についての記載がある。

〔山州名跡志〕

○二条ノ金城 二条堀河ノ西ニ在リ

静平ノ洪基 威光無辺 柱礎磐石之固キガ如ク 仰望泰山之安キガ如シ。

將軍家 御上洛ノ御所ノ天子行幸ノ玉台 伝へ云フ。上古此ノ地ニ冷泉

院在リ。

15 宝暦七年

二条城の所在地、築城年などの記載がある。

〔山城名跡巡行志〕第一

○二条城 在二条堀川西、門有東北西、慶長七年始築、以板倉勝重為総宰  
(中略) ○城番二騎毎年四 ○番頭二員与力二十口同心四十口 ○鳥銃所吏一員  
穀倉所吏二員  
有属士

16 宝暦七年

二条在番および築城の来歴についての記載がある。

〔山城名所寺社物語〕

○二条御城 大御番頭御兩人づゝ四月代リ  
 与力二十四騎同心三十人  
 慶長六年に伏見の城を此所にきづく、夫まで御屋形なり、

17 安永九年

神泉苑の図中に二条城が描かれる。

〔都名所図会〕

神泉苑の図の左上に二条城を描く。

18 天保二年

二条城の挿図および本圀寺より二条城までの距離の記載がある。

〔京都順覧記〕

「二条御城」(「本圀寺から」)十七丁 神泉苑」の次)

19 天保十年

二条城の挿絵および三条大橋より二条城までの距離の記載がある。

〔袖中都名所記〕

(挿絵)堀川二条橋が左手前 東大手門より東南隅櫓を臨む  
 (巻頭より二丁目・内裏の図/平安城)  
 十九丁「十六丁/二条御城」(「十七丁/神泉苑」の次、「四十二丁/北野天

満宮」の前)

二十丁「二条御城」

20 天保十二年

三条大橋より二条城までの距離の記載がある。

〔京名所獨案内〕

十五丁「北西の方/三条はしより十六丁/▲二条御城/是より北野へ十八  
 丁此間に/○立本寺/○下のもり/○東向くへん寺」

21 嘉永五年

神泉苑と北野天満宮の間に二条城の記載がある。

〔京名所寺社細見記〕

五丁「十六丁/二条御城/御城中拝見ならず」(にでうおんしろ/おしろう  
 ちはいけん) (「十七丁/神泉苑」の次、「四十二丁/北野天満宮」の前)

22 文久三年

二条城の挿絵および二条城関係諸役人についての記載がある。

〔花洛羽津根〕八巻

一丁(挿絵 東大手門から東北隅櫓を臨む。城門は閉じた状態)  
 五丁目「花洛羽津根巻一目録/洛外惣図/迂都之次第/内裏略図/御所司  
 代/町御奉行/二条御城番 同御門番/同御殿番 御蔵奉行/御鉄砲奉行  
 御代官」